

平成16年3月1日広陵町議会
第1回定例会会議録（1日目）

平成16年3月1日広陵町議会第1回定例会（第1日目）は、広陵町議場に招集された。

1 出席議員は、14名で次のとおりである。

1番	山田光春	2番	小原昇
3番	片岡福美	4番	寺前憲一
5番	松野悦子	7番	吉田信弘
8番	中山正	9番	山本登
10番	青木義勝	11番	笹井正隆
12番	坂口友良	13番	山本悦雄
15番	吉岡章男	16番	出張光男

2 欠席議員は、1名で次のとおりである。

14番 松本政治

3 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町長	平岡仁	助役	畠山惠俊
収入役	和田建三	教育長	安田義典
企画財政部長	松井定市	総務部長	森川勇
健康福祉部長	池田誠夫	住民生活部長	笹井由明
環境整備部長	山村吉由	都市整備部長	中尾寛
教育委員会事務局長	大西利実	水道局長	森田久雄
健康福祉部参与	竹嶋昇	住民生活部参与	竹田健次
住民生活部参与	山本新三	都市整備部参与	和田信次

4 本会議の書記は、次のとおりである。

局 長 西 辻 眞 治

書 記 竹 若 学 上 田 勝 代

議 長 ただいまの出席議員は13名で定足数に達しております。

これより平成16年広陵町議会第1回定例会を開催いたします。

これより本日の会議を開きます。

(A.M. 10:04開会)

本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。

日程番号	付 議 事 件
1	会期の決定について
2	会議録署名議員の指名
3 報告第 1号	広陵町土地開発公社予算について
4 報告第 2号	財団法人広陵町施設管理サービス公社事業計画及び収支予算について
5 議案第 1号	広陵町税条例の一部を改正することについて
6 議案第 2号	広陵町消防委員会条例の一部を改正することについて
7 議案第 3号	平成15年度広陵町一般会計補正予算(第5号)
8 議案第 4号	平成15年度広陵町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
9 議案第 5号	平成15年度広陵町介護保険特別会計補正予算(第2号)
10 議案第 6号	平成15年度広陵町下水道事業特別会計補正予算(第2号)
11 議案第 7号	平成15年度広陵町用地取得事業特別会計補正予算(第2号)
12 議案第 8号	奈良広域水質検査センター組合規約の変更について
13 議案第 9号	平成16年度広陵町一般会計予算
14 議案第10号	平成16年度広陵町国民健康保険特別会計予算
15 議案第11号	平成16年度広陵町老人保健特別会計予算
16 議案第12号	平成16年度広陵町介護保険特別会計予算
17 議案第13号	平成16年度広陵町下水道事業特別会計予算
18 議案第14号	平成16年度広陵町墓地事業特別会計予算
19 議案第15号	平成16年度広陵町学校給食特別会計予算
20 議案第16号	平成16年度新庄町・當麻町・広陵町介護認定審査会特別会計予算

2 1 議案第 1 7 号 平成 1 6 年度広陵町用地取得事業特別会計予算

2 2 議案第 1 8 号 平成 1 6 年度広陵町水道事業会計予算

議 長 まず日程 1 番、会期の決定についてを議題とします。

本定例会の会期は過日の議会運営委員会で本日から 1 5 日までの 1 5 日間とすることにあらかじめ決定されております。会期をさよう決定することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から 1 5 日までの 1 5 日間と決定しました。

なお、報告第 1 号、第 2 号につきましては、委員会の審査を省略して、本日お願いいたしたいと存じます。

議 長 次に日程 2 番、会議録署名議員の指名でございますが、会議規則第 1 1 0 条の規定により

2 番 小 原 君

3 番 片 岡 君

に指名いたします。

議 長 次に本日は第 1 回定例会でございますので、町長より平成 1 6 年度の施政方針を賜りたいと存じますので、よろしくお願いいたします。 町長！

町 長 本日ここに平成 1 6 年度予算案を初め、多数の案件を提出させていただき、ご審議をお願いするに当たり、重点施策を中心に所信を申し上げ、議員各位を初め、町民の皆さんのご理解とご協力を得たいと存じます。

平成 1 3 年 8 月に就任させていただきました私の 4 年間の任期も、はや半ばを過ぎ、3 年目の後半に入りました。今改めて 3 万 2, 8 0 0 人の町民の皆さんへの責任の重さを痛感いたしますが、「人にやさしい 人がやさしい 元気なまちづくり」の関連諸施策を引き続き幅広く推進しながら、町民の皆さんとともに歩んでまいりたいと存じます。

それではまず、主要事業から主なものをピックアップしてご説明申し上げます。

私はかねてから、行政における「人へのやさしさと心の大切さ」を強調しておりますが、先日町のある催しから学んだことを、まずお話しさせていただきます。

2 月 1 2 日、かぐや姫ホールにおきまして、津軽ひろ子さんという三味線の演奏や民謡、演歌をお歌いになる歌手をお招きし、約 5 0 0 人の町民に 2 時間にわたる熱演、熱唱を堪能

していただきました。驚くことにこの津軽ひろ子さんは、出演料無料で、しかも21年間、この種の公演を全国のホール4,000カ所で開催されているというのです。一緒に歌っていた妹さんが若くして不治の病で亡くなられ、献血など周囲の人に大変お世話になったことへのお返しとして始まったこの公演は、もう600万人以上の聴衆を生んでいるそうです。

津軽さんの、物や金だけでない人生、歌による聴衆との心の対話、そして「風は枝を揺らす、心は人を動かせる」という彼女の座右の銘。まさに「命と心の唄」で感動いたしました。そして、私は、客席で町民の方々と公演を体感しながら、平成16年度施政方針のキーワードをさらなるものにと確信したのでございます。

一人の女性が生涯に出産する平均の子供の数である合計特殊出生率は過去最低の1.3人台となり、少子化の歯どめがされない状況で、この10年間で1.7倍にもなっていると言われる児童虐待を初め、引きこもり、非行、殺人事件など、次世代を担う子供や青少年を取り巻く状況には深刻なものがあります。

これらの現象の原因はさまざまであり、一つの対策、短い期間ですべての現況が改善されるものではありませんが、それらは少なくとも当人の小さいころからの心の荒廃が影響しているのではないのでしょうか。それをなるべく早い時期に食いとめ、悪い方向へ向かうまでの小さい芽のうちに何とか行政の力でキャッチし、適切なケアをすることはできないだろうか。人と人のつながりが失われつつある現代社会において、町としていい意味でのおせっかいができないかと思うのでございます。

そこで、平成16年度第一歩として、まず本人や保護者など関係者からの相談窓口となる「(仮称)子ども緊急支援ほっとライン」をさわやかホールにおいて、専門的な研修を受けた関係機関や福祉団体など、ボランティアのスタッフによる定期的な電話相談所の開設を計画させていただきました。今、町では、「心配ごと相談」、「青少年教育相談」など各種相談を開設しておりますが、子供から青少年までの世代の問題点に焦点を絞り、さらに開催回数をふやし充実させたものを考えております。

また、町内各小学校においても、「子どもと親の相談員」を配置し、就学児童はもとより、保護者指導をいたしたく考えております。

かつては、三世代家族などで祖父母が、兄や姉が、孫や妹、弟の面倒を見ることで家の子育てに協力し、さらには周囲の地域や隣人も、近所の子供の成長過程に何らかでかかわってきたものでございます。そうした風潮が昨今はすっかり薄れてきていることから、私は希薄

化している地域・隣人意識の活性化を促し、地域で子供を育てることの必要性を強く感じております。

そこで、地域の方にボランティアで子供たちと触れ合う場として、児童育成クラブのような活動への積極的な参加をしていただける「(仮称)元気・ふれあい塾」の事業などを進めてまいります。

特に本町は、高校、短大、大学のある町として輝く若人が、そして高齢者が子供を健全に育てる大きな力になっていただきたいのであります。

地域ぐるみという点で、私は地域住民のお互いが一つの目的に向かって協力し合うことで地域の連帯感が高まり、ひいては町全体が活性化し、夢と希望のあるまちづくりとなると考えております。

そうしたことから、平成14年度で「人にやさしいまちづくり推進事業助成制度」を創設し、町内40の大字・自治会のうち、これまでに趣旨にご賛同の8団体を事業推進モデル地域に指定し、まちづくり、地域づくりのための助成金を交付させていただきました。

16年度には、さらに積極的取り組みをされる地域を指定し、子供から高齢者まで世代を超えてともに心を通わせて、地域の環境美化、交通安全、防災、防犯、ふるさと行事などの活動にご参加いただくことで、人にやさしい元気で住みよいまちづくりができるよう、関係予算を計上いたしました。

地域の交流は、時にはもっと視野を広げることも必要であります。靴下など地場産業の振興を通して日本各地と交流している中で、北陸の若狭湾に面する福井県・美浜町で、海のない広陵町の子供たちに地元の漁師さんと一緒に定置網漁の体験など自然の豊かさを、厳しさを、さらに原子力発電所などもある町を、16年度で体感していただく計画を立てました。

少子化対策として、平成15年度から次世代育成支援施策が進められておりますが、このように、それとは別の角度から独自で心の通った行政を進めてまいります。

かねてより重要課題として取り組んでおります新しい清掃施設の建設事業については、昨年12月には、中区との基本合意をいただきました。現在、広瀬区と百済区に対し、基本合意に向けた綿密な協議をしているところでございます。計画の施設と、お隣の田原本の施設に挟まれる地域ということで、風評被害など不安要素の払拭が私たちに課せられた使命であると認識をしつつ、鋭意努力を重ねているところでございます。

具体的な事業状況でございますが、施設用地の取得につきましては、昨年12月から地権者へお願いを申し上げ、ほぼ契約を完了させていただくことができました。未契約分につき

ましては、引き続き説得交渉に努力してまいりたいと存じます。

施設用地への進入道路につきましても、国の補助事業で緊急整備地方道として整備するため、既に測量業務を終え、現在用地契約を進めているところでございます。

一方、施設建設に先駆けて実施しております生活環境影響評価につきましても、4回にわたる会議を開催いただくとともに、環境調査業務も逐次実施を進めており、間もなく予定しておりました業務を終了できる状況となっております。今後は、施設建設工事期間、そして施設の稼働期間中も環境監視委員会体制として引き続き存続いただきながら、取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

また、施設建設計画につきましては、都市計画決定手続きを行い、国への補助金申請事務も、県の指導を仰ぎながら、順次進めてまいります。

建設事業そのものは、平成16年と17年の2カ年事業として補助採択をいただき、実施する考えですが、地域の環境整備事業につきましても、計画的に進めるべく所要の予算を計上させていただいております。何としても早期に事業を完了させるべく、引き続き総力を挙げて取り組んでまいりますので、皆様方の絶大なるご支援とご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

なお、現清掃センターにつきましては、現在順調に操業をいたしておりますが、平成13年1月11日付の和解案受諾により、その操業期限が17年6月末日をもって到来することから、16年1月、庁内に助役を本部長とする清掃センター操業期限対策本部を設置し、和解条項を遵守しながら、善処してまいる所存でございます。

今、全国で行われている「平成の大合併」につきましては、関係市町村による合併協議のため法定協議会の設置が2月2日現在で505地域、全市町村の約6割に当たる1,877市町村で行われ、平成17年3月31日の合併特例期限に向かって協議が進められております。

一方、県内では、新庄町と當麻町が平成16年10月1日に合併して「葛城市」として発足する予定となりました。

本町としましては、町職員による「合併問題研究会」の設置を初め、町幹部会での検討、公募委員による「合併問題50人会議」の開催、周辺自治体との協議並びに情報交換、広報紙によるPRなど、幅広く取り組んでまいりましたが、先日は町民を対象にかぐや姫ホールで「市町村合併を考える講演会」を開催いたしました。

これからも合併特例期限にこだわることなく、冷静な視点と分析を行いながら、他の周辺

自治体との枠組みによる合併の選択肢も視野に入れて模索していきたいと思っております。

さて、現下における我が国経済の状況であります。平成14年度初旬を底とした景気回復について、地域差は見られますが、順調に進んでおり、企業収益が改善し、設備投資が増加するなどの状況が見られ、経済成長はこの2年余り連続でプラスになったようであり、雇用情勢は依然として厳しいものがありますが、求人数が増加するなど持ち直しの動きがあり、物価にも下げどまりの兆しが見られております。

こうした状況は、日本再生への歩みを目指す国の構造改革の成果の一つとも解釈できますが、一部では、今後の国の手綱の操作ぐあいによっては回復基調が短命に終わる危険性もあると指摘されており、内需主導型の経済成長を確実なものにするためには、なおも民間需要を創出するための構造改革が必要とされているようであり、ただ、経済の少し明るい兆しはあるものの、国や地方の財政が危機的状況であるという見方は一致しているようであり、

地方財政は、「地方にできることは地方に」との原則のもと、国の「三位一体の改革」は、平成18年度までの取り組みとして大きな一歩を踏み出しました。これは国から地方への補助金、交付税、税源移譲を同時並行で改革するものであります。改革初年度の平成16年度では、1兆300億円の補助金の廃止・縮減を行うとともに、地方財政計画の見直しによりまして、交付税と交付税の不足分を補う臨時財政対策債が減少されることになっております。しかし一方で、将来の税源移譲につながる新設の所得譲与税の総額が4,200億円、税源移譲予定交付金2,300億円、合わせて6,500億円程度にとどまっております。

それでは、このような状況での本町の平成16年度予算編成について申し上げます。

歳入面にあつては、税収の伸びが見込めず、町税収入は15年度当初予算に対しまして、0.8%の減額となる見込みであります。

また、地方交付税では、基準財政需要額の経常経費で15年度交付決定額に対し0.5%の減、公債費に対する交付税算入分を除く投資的経費につきましては25.5%減で2億3,000万円の減額を見込んでおり、本来なら大幅な減額になるところであります。ただ、16年度は、12年度で行ったさわやかホール建設など、地方債の償還開始に伴う交付税算入分として大きな増加があるため、交付税全体としては0.3%の減額にとどまるものと予想しております。

しかしながら、これまで交付税の不足を補ってきました臨時財政対策債への振替額が、このたび地方財政計画の見直しにより、平成15年度当初予算に対して29.2%の減少にな

っておりますので、交付税と臨時財政対策債を合わせますと、15年度当初予算に対しまして、実に約2億2,000万円、6.9%の減額となっております。

一方、歳出面では、懸案の新清掃施設の建設や周辺対策を初め、数々の行政需要に対応すべく多額の財政需要が見込まれることから、例年にも増して極めて厳しい財政状況となっている次第であります。このため、昨年部長級の職員で組織しました「広陵町行財政改新検討プロジェクト」の検討結果による答申内容に基づき、すべての事務事業について根本から見直しを図っております。

例えば、団体補助金につきましては、15年度に引き続き、16年度でも5%を減額させていただきました。また、経常経費につきましても、徹底した節減合理化と事務事業優先順位の厳しい選択に努めたところであります。

こうして編成させていただきました平成16年度一般会計予算案の規模は、119億円ちょうどとなり、15年度当初予算に対しまして12.9%の増額となっております。

それでは、平成16年度の当初予算の詳細につきまして、歳入から説明させていただきます。

まず、町税におきましては、長期化している経済低迷の中、一部では明るい兆しは見えるものの、全般的にはいまだ厳しい経済状況であり、税財源という行政の基本的な自主財源の確保が大幅に落ち込む過酷な状況を踏まえ、それらを反映して見込み額を計上いたしました。

町民税におきましては、平成11年度からの恒久的減税が継続されている中、景気回復の兆しが一部では見られるものの、地場産業や中小企業においては、依然厳しい状況下で減収が予想されており、町民税の個人分と法人町民税を合わせて1,900万円程度の減収を見込んでおります。

また、固定資産税におきましては、家屋新築分の増加を若干見込んだものの、土地においては、課税標準額据置分の拡大や非課税土地の増加により、約1,200万円の減収であります。それで、他の税と合わせた町税全体では、15年度と比べ約2,700万円の減収となる厳しい予算であります。

また、地方交付税につきましては、先ほども述べましたとおり、厳しさはひとしおであります。段階補正の見直しは、16年度で終了いたしますが、17年度以降も新たな段階補正の見直しが行われるとともに、投資的経費の減額も予定され、当分この状況は続くと考えております。

一方、事業などの特定の目的の財源として国や県から交付される補助金等につきましては、

「三位一体の改革」により、公立保育園運営費補助金などの削減による影響はあるものの、税源移譲で新設された所得譲与税あるいは普通交付税により財源は確保されると考えております。特に、16年度から着手してまいります新清掃施設建設、地域イントラネット基盤整備事業の新規事業などによりまして、総額では増額になっております。

その他の歳入につきましては、平成16年度は現行基準により積算しておりますが、今後において、受益と負担の適正化を図ることをお願いするかもしれませんので、その節はよろしくお願いを申し上げます。

また、町債につきましては、平成15年度に引き続き、臨時財政対策債に5億1,720万円、新清掃施設整備事業債に6億9,930万円を計上させていただきました。16年度では、過去に発行しました減税補てん債の一括償還を迎えることになっております。これについては、本来交付税で償還されるわけではありますが、国の交付税特別会計の財源不足によりまして、借換債の発行で対応することになっております。

納税の推進につきましては、滞納者に対し、「町育て」にご理解をいただき、納税意欲の高揚に努めるため、平成16年1月から新しく設置しております収納対策本部の担当職員や、15年5月に係長以上の職員で構成しました納税推進委員が、積極的な滞納整理に各家庭を訪問し、一定の効果を上げておりますが、特に悪質な滞納者には差し押さえも視野に入れた処分も検討しているところであります。

なお、納期前納付に対する前納報奨金につきましては、市場金利が引き続き極めて低下していることから、近隣市町村の動向も踏まえ、大変心苦しいところではございますが、これまでの0.5%から0.3%に交付率を引き下げるべく、今議会に条例改正案を上程させていただきましたので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

次に、これからは歳出についての内容をご説明申し上げます。

まず、各分野に共通する人件費につきましては、近年は退職者に対する不補充など少数精鋭でまいっておりました。しかし、前回の正職員採用のありました13年度以降で見ても、正職員での退職が13年度では10人、14年度では11人、そして15年度は10人になるなど、執務に支障が生じてまいりましたので、平成16年4月1日付で最低限の7名の正職員採用を行うことといたしました。

また、幼稚園教諭と保育園保育士の補充につきましては、少子化による園児の減少傾向に対して、公務員雇用制度の壁というジレンマから、やむなく1年間の臨時職員として雇用しておりました。しかし、職務の専門性を見地から、クラス担任に限り、16年度において

「3年間の期限付」ではありますが、正職員並みの待遇で「サービス公社の採用で町へ派遣」という雇用形態とさせていただきます。

民間企業では、大胆なリストラや多様な雇用形態へとシフトされるなど、従来の終身雇用、年功序列の雇用形態が見直されておりますが、町職員の雇用については、公務員法の改正のおくれから、今後も社会情勢と職場状況をにらみながら、少数精鋭の方針のもとに、知恵を出した効率的な、効果的な方策をとっていきたいと考えております。

それでは、目的別歳出項目別に、各分野における重点施策と諸事業につきまして、その概要を申し上げたいと存じます。

まず、総務費関係からでございます。

電算業務につきましては、国によるe-Japan戦略が提唱され、はや3年が経過し、各行政機関で活発な取り組みがなされているところであります。

近年、インターネット社会の定着、国民4人に3台の保有となった携帯電話、ICカード、ICチップの普及、テレビの地上波デジタル放送の開始など、さまざまな分野でIT化の進化が遂げられているところでございます。このような急激で高度化された情報社会の中、住民と行政につきましては、新たなパートナーシップにより、最先端技術を適度に理解された利用として、相互のなお一層の新しい連携と協力が望まれております。

本町におきましては、既に住民の総合情報の電算化や住民基本台帳ネットワーク（略称、住基ネット）などを稼働させておりますが、平成16年度ではさらなる電子自治体の推進を図るため、1億5,000万円を投じ、「地域イントラネット基盤施設整備事業」として、光ファイバーによる高速で高度な情報通信の基盤整備を行いたいと思っております。そして、住民への情報提供、教育支援、図書館の蔵書検索など、住民ニーズに即したIT技術の利用、活用と住民サービス向上のため、新事業の展開を行うものであります。

なお、システムの確固たるセキュリティのため、電算室の移設を現在の1階和室部分へ行い、適切な改修をしたいと考えております。

また、高度情報化社会の中では、膨大な個人情報を使用されるわけではありますが、これを適正に利用されるよう保護すべきであることは言うまでもございません。そのため16年度では、広陵町個人情報保護条例の制定に向け577万5,000円の予算を計上いたしました。

今後、このような新しい時代に沿ったIT業務につきまして、平成15年12月に実施いたしました町民アンケート調査の結果分析を踏まえ、住民の皆さんの負託に対し、なお一層

の努力をしてみたいと考えております。

平成14年8月、全国一斉にスタートしました住基ネットの第1次サービスによる本人確認情報は、順調に運用が図られているところでございます。15年8月から実施された第2次サービスでは、希望者に対しICカード化された住民基本台帳カードを交付することにより、全国どこの市町村からでも住民票の写しが請求、受領できる方法が可能となったわけがあります。

加えて16年1月29日からは、この住民基本台帳カードを利用して、インターネットを介し、電子申請における本人確認などに使う「公的個人認証サービス」も一斉に始まりました。このサービスで、今後公的な身分証明書としての利用や行政機関への申請、届け出等の電子的な行政手続が可能となり、いよいよ電子申請手続の時代がやってきたのであります。しかし、住民の方にはまだ戸惑いがあると思われ、行政内での利用もこれからというところですが、町では今後もIT技術を利用した住民の利便性を増進させるとともに、行政の効率化、合理化が図られるよう推進してみたいと存じます。

なお、平成14年度から開始しましたサービスカウンターの住民サービスにつきましても、さらなる水準向上を目指すものであります。

次に、民生費関係でございます。

まず、高齢者福祉であります。支え合う地域社会を目指して平成12年4月に施行された介護保険制度も、5年目を迎え、第2期の事業計画期間に入り、予防的な要素を加味して、きめ細かな対応と各種サービスの質の向上が行われつつあるところであります。

16年度におきましても、介護保険の各種サービスとは別建てで、引き続き「人にやさしい 人がやさしい 元気なまちづくり」の一環として、ひとり暮らしの高齢者の方々を対象に、「食の自立支援事業」として、適切な課題分析に基づいた食事の提供を実施いたします。

これには、介護予防と生活習慣病予防を中心とする健康づくりも視野に入れて、食事の調達が困難な方に栄養のバランスを考え、喜ばれるような献立内容としながらも、単に配食だけにとどまらず、食べることへの楽しみと優しい心を持っていただけるものにしたいと考えております。

また、従来のひとり暮らし緊急通報装置の仕組みを見直し、16年度に新しいシステムを導入いたします。これは、これまで困難をきわめた協力員の設置が不要となり、そのかわりに万が一の事態に通報者宅へ急行する、専門会社による「駆けつけ員」のシステムを採用させていただくものであります。それから、看護師による月1回の安否確認や随時の健康相談

なども可能な“日常の安心”を盛り込んだ施策でございます。

なお、今後も高齢者の介護予防や自立した生活支援をしっかりと支えるため、引き続き実情に対応した事業を研究・継続してまいりたいと考えております。

次に、障害者福祉でございます。

障害者福祉におきましては、“社会的に不利な条件を特別視しない、それが正常な状態である”という「ノーマライゼーション」の理念に基づき、平成15年度から「支援費制度」が始まりました。これは従来の「措置制度」から、利用者本位の考えに立つ新しい福祉サービスの利用制度でございます。

これに伴い、本町といたしましては、利用者の立場に立ったサービス利用や情報提供などを行い、より円滑な制度運営に万全を期してまいりたいと存じております。

続いて、児童福祉でございます。

急速な少子化の進行や家庭、地域を取り巻く環境の変化の中で、次代を担う子供が健やかに生まれ、かつ育成される社会の形成を目的として、平成15年7月、次世代育成支援対策推進法が制定されました。17年度から10年間の各自治体における行動計画策定が義務づけられたことにより、本町でも、16年度ではニーズ調査の収集データを基礎資料として、計画の策定に取り組むことになっております。

保育園につきましては、少子化の進行に伴い、入園児の減少傾向が続いておりますが、その上、このたびの三位一体改革による国での公立保育園への補助金見直しや保育時間の延長、休日保育などサービス拡充面で公立での経営が厳しい状況になってきております。このため、民営化、幼・保一元化などについて庁内において検討会議を立ち上げ、研究・検討を行い、関係機関と協議いたします。

また、児童手当の支給でございますが、現在は子供が誕生してから小学校へ就学するまでの間支給されております。それを平成16年4月から、支給対象が「小学校3年生までの児童」に拡充されることとなります。

次に、保健衛生関係でございます。

平成16年度も引き続き、疾病の早期発見、早期治療により、健やかな毎日を過ごしていただくために、各種がん検診事業を行っていますが、その中で近年増加傾向にあります乳がんにつきましては、視触診だけの現在の検診内容に加え、新たにマンモグラフィーという特殊なレントゲン検診を併用し、より効果の高い検診を実施することになっております。

また、平成15年5月に施行されました健康増進法により、たばこ対策としまして、自分

の意思と無関係に周辺のたばこの煙にさらされる「受動喫煙」など、喫煙が及ぼす健康への影響についての知識普及を図り、喫煙をやめたいという希望者に対しては、個別健康相談の具体的な支援を実施いたします。

次に、老人保健事業では、基本健康診査を受診した方の事後指導として、生活習慣病予防を進める上において、各地域で活動していただく「健康づくりサポーター」の養成を行うことにいたしました。また、自主グループの育成に努め、皆様のご理解とご協力を賜りながら、本町の実情に即した健康づくり対策を推進してまいります。

なお、四町組合立の国保中央病院であります。このたび直営方式となり、新たな病院経営が4月1日からスタートいたします。それにより、地域医療の中核として役割分担がさらに重くなります。

続きまして、衛生費関係について申し上げます。

新清掃施設の建設関連につきましては、冒頭にも申し上げましたとおり、大字古寺に引き続き大字中区と基本合意に至りましたのを受け、速やかに事業を進めるために必要な予算を計上させていただいております。

主なものといたしましては、新清掃施設建設費で16億6,319万9,000円を計上いたしました。これはRDF施設及び炭化炉、リサイクル施設建設工事費のほか、進入路の工事費等でございます。16年度と17年度の2カ年継続事業として実施するもので、16年度は30%の出来高を見込んでおります。

また、土木費の道路橋梁新設改良費におきまして、施設への進入路の整備工事費及び用地購入費で1億円を計上しております。

なお、地元及び周辺地域環境整備関連事業につきましては、総務費、土木費、教育費に一定額を計上させていただいております。その主なものといたしましては、古寺地区の集会所建築費等でございますが、今後周辺地域環境整備事業につきまして地元との協議が調い次第ご報告を申し上げ、年次計画を立てて実施してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

町では、町内において多発しております廃棄物やテレビ、冷蔵庫など家電製品の不法投棄の防止、また違反広告物の撤去に日々取り組んでおります。

16年度では、奈良県が「ふるさと“なら”屋外広告物美観風致維持特区」として国からの認定を受けたのを機会に、4月から違反広告物の撤去について市町村へ権限移譲されることになりました。このため、撤去対象となる簡易広告物について素材による限定がなくなり、

町で即時に撤去対応ができることになり、16年度で住民参加のボランティアによる撤去を行ってまいります。

次に、農商工費関係でございます。

初めに、農地費関係でございますが、古寺地区の環濠整備につきましては、全体計画もまとまりましたので、2カ年計画をもって公園的な整備に着手いたします。

次に、かねてより進めてまいりました農業基盤整備を図るための寺戸地区のほ場整備事業、笠地区のため池環境整備事業でございますが、平成15年度に引き続き工事を行い、16年度内の完成を目指す所存であります。

次に、農業関係でございますが、米の生産調整につきましては、昨年までの全国一律の要件、単価による転作助成金の体系から、それぞれの地域に合った米の生産調整の推進、水田を利用した作物の産地づくりの推進や次世代の担い手の育成など、抜本的施策が急がれております。これらの取り組みを行政、JA、地域農業者が協力しながら、「地域水田農業ビジョン」を作成し、農業者の皆さんのご理解、ご協力をいただきながら、農業行政を推進してまいりたいと存じます。

商工関係でございますが、地域産業の活性化、特に靴下産業の振興には、かねてより商工会に支援しております地域振興活性化事業の一環として、大字笠に靴下の常設直販店がオープンされております。そして、昨年、竹取公園北側駐車場に、靴下などの地場製品の販売と飲食店も兼ねた「ショップ竹取」が新規オープンされました。こうしたアンテナショップを基点として、町内外に広陵ブランドを発信しPRすることで、新たな販売ルートの開拓や販売拡充に向けて取り組みされているところであります。

このように、今後も地場産業活性化の方策につきまして、積極的に支援を行ってまいりたいと考えております。

また、勤労者総合福祉センター、サン・ワーク広陵であります。つきましては、行政改革における国の雇用・能力開発機構の解散を受けて、平成9年度にオープンした全施設のうち、同機構の全額出資で建設した部分、A型棟であります。町で買い取らせていただきました。そして、民間人から成るサン・ワーク広陵施設利用検討委員会の答申内容をもとに、今後の施設活用方法を見直し、地域住民により親しみのある施設へのリニューアルを考えております。

次に、土木費関係でございます。

まず、交通安全施設整備事業でございますが、平成15年度に中央公民館前の笠橋から、

田原本町との境界である百済地区の大今橋までの農免道路・町道百済赤部線で、道路両側への歩道設置に着手しております。

16年度では、引き続き用地交渉を進めながら、漸次工事に着手することになっておりますが、一日も早く地域住民の皆さんの通行や児童・生徒の通学時の安全を確保するため、鋭意事業の推進を図ってまいります。

また、馬見地区の市街化区域内の道路未整備地域につきましては、細街路事業による道路整備を進め、市街化区域内の有効な土地利用を図ってまいります。

このほかの都市計画事業として、アーバンプランの策定があります。これはいわゆる市街化促進計画の具現化方策として、都市整備基礎調査を行い、都市計画マスタープランに即したまちづくりを推進するものであります。平成16年度は広陵町の南西区域から庁舎周辺にかけての地区、それに箸尾駅前周辺地区など、高度土地利用プラン策定のための多面的な調査を実施してまいります。

次に、消防費関係でございます。

災害は思いがけなく起き、とうとい命と財産を一瞬のうちに奪ってしまいます。平成15年度は、町総合防災訓練を健民グラウンドで行い、多数の住民参加のもと、ヘリコプターからの救出訓練や家屋からの救助訓練など数々の訓練を実施いたしました。16年度でも、災害時に速やかに対処できるよう、地域での自主防災組織確立に向け、ミニ訓練を数多く展開してまいりたいと考えております。

地震など実際の大きな災害時の初期においては、住民にとって消防署、消防団のような消防組織よりも、むしろ大字・自治会のような地域コミュニティーの人々の力が必要とされると、一般的に言われております。そこで、地域の人が近隣の被災者の救出や復旧活動に役立つように、大字・自治会でスコップ、バール、ロープなど災害用資機材を設置するための補助を行いたいと存じます。

また、消防施設整備につきましては、平成16年度におきまして、設置箇所の地勢を考慮した防火水槽3基の設置を図り、地域の安全確保に努めてまいります。

組合消防におきましては、30メートル級のはしご車を購入し、高層建築物に対応することとなりましたので、所要の負担金を計上いたしました。

次に、学校教育関係でございます。

平成16年度は、新学習指導要領が全面実施されてから3年目を迎え、各学校では、特色ある取り組みが積極的に行われることになっております。

新学習指導要領のねらいにおいて、子供たち一人一人が新世紀を生き抜く力をつけるために、「確かな学力」と「豊かな心」をはぐくみ、「信頼される学校づくり」を進めることが極めて大切であるとされています。

このため、各学校と教育委員会では、これらのねらいをよりよく実現するという観点から、家庭や地域と協力しながら、積極的な取り組みをしていただくため、16年度も引き続き全面的に支援してまいり所存であります。

また、学校施設関係におきましては、真美ヶ丘第二小学校にエレベーターを設置し、教室の改造を行うとともに、児童・生徒の学習環境をより安全なものとするため、真美ヶ丘第一小学校のプールサイド補修を初めとして、各学校において必要な維持補修を順次実施してまいりたいと考えております。

続きまして、社会教育関係でございます。

まず、貴重な文化遺産として、広陵町のシンボルである特別史跡巢山古墳の整備事業であります。

平成12年度から10カ年計画で保存のための整備事業を行っておりますが、16年度はしゅんせつ・護岸整備工事を行うと同時に、引き続き発掘調査を実施するものでございます。

なお、15年度では、皆様もご存じのとおり、14年度整備事業として行った周濠泥土しゅんせつ工事中に、全国でも珍しい出島状遺構が発見され、マスコミでも大きく取り上げられ、反響を呼んだところであり、昨年10月の2日間には、日本各地から約6,000人が現地説明会にお越しいただき、おかげさまで大いに広陵町を全国にPRすることができました。

これからも整備の進行により、さらなる貴重な出土品が期待されますが、今後も国や県との協議を重ねながら整備方針を整え、計画的に事業を進め、「日本一の古墳の町」としての質を高めてまいりたいと考えております。

近年、生涯学習活動の場として、社会教育施設の重要性と「子どもの居場所づくり」の取り組みが問われております。平成16年度もその活動の一環として、各種の教室などの開催や土曜教室、親子教室であります。充実をさらに推し進めるところであります。

また、体育協会のご理解とご協力をいただきまして、スポーツ少年団の団員の対象年齢を、16年度から、現在の「小学5・6年生の対象」を「小学3年生から6年生まで」に拡大して団員の募集を実施する計画であります。これは低学年からスポーツや団体生活になれ親し

んでいただくためのものであり、このことでなお一層青少年の健全育成に努めてまいりたいと存じます。

次に、社会教育施設でございますが、人にやさしいまちづくりの一環といたしまして、平成15年度から各施設の出入り口周辺のバリアフリーへの改修、中央公民館の多目的トイレの設置など、利用していただく皆さんの安全性と利便性を考慮した施設の改修を進めてまいりました。

16年度においては、引き続き真美ヶ丘体育館に障害者用トイレの設置を進めるとともに、中央公民館でもなお一層利用者の安全・安心を考慮した改修を進めてまいる所存であります。

一方、社会体育関係におきましては、町民の皆さんの健康づくりのため、健民運動場テニスコートの全面改修で利用者増加に備えた施設の充実を図るものであります。

また、スポーツ教室では、16年度で新たに高齢者を対象とした「健康体操」の開催を予定しております。

図書館では、より多くの方々に図書館をご利用していただくため、日ごろから新刊本の購入と最新の情報資料を幅広く収集し、提供させていただいております。また、ご利用いただく皆さんのために駐車場を整備するとともに、担当職員は親切丁寧なサービスを心がけてまいりました。

現在では、蔵書冊数も18万2,000冊となり、平成9年7月の開館以来、県内の図書館では市を入れても7番目の蔵書数を有する規模となりました。15年度に皆さんにご利用していただいた貸出冊数は約60万冊に及んでおりますが、16年度には、これまでの貸出冊数はおかげさまでトータル400万冊に達成する見込みであります。

また、16年度では、児童ふれあい交流促進補助事業として、感受性では大切な時期である乳幼児のために、保護者へ適切な絵本を紹介するとともに、絵本の読み聞かせ方などを指導させていただく絵本講座「赤ちゃんから絵本を楽しもう」を実施いたします。

一般的には、IT化や文化の多様化により、若者を中心とする文字離れの傾向が懸念されておりますが、今後も他の市町村からうらやまれるほどのすばらしい周辺環境と館内状況のもとで、町民すべての人が気軽に立ち寄れ、利用しやすく、役に立ってもらえる図書館を広めてまいりたいと考えております。

以上が平成16年度の一般会計予算に計上しております主な事業の概要でございます。

続きまして、特別会計予算につきましてご説明申し上げたいと存じます。

まず、国民健康保険特別会計についてでございます。

医療保険を取り巻く状況は、近年の社会経済情勢の変化や高齢化の進展の中で、加入者の高齢化や少子化による若年被保険者数の減少、低所得世帯の増加などさまざまな課題を抱えており、また医療ニーズの多様化の中で医療費が増加し、国民健康保険の事業運営は年々厳しいものとなってきております。こうした状況の中、将来にわたって持続可能な医療保険制度のもとで、給付の平等、負担の公平を図り、すべての人々が安心して良質な医療サービスを受けられることができる医療保険体制の実現が望まれるところであります。

このことから、平成16年度の予算編成に当たりましては、国民健康保険税の賦課については、現行制度で財源確保を図ることとし、加えて収納率の向上に努め、医療費適正化の推進、保健事業の推進などを重点目標に掲げ、国民健康保険事業のより健全な運営に努めてまいりたいと考えております。

こうして編成いたしました平成16年度の国民健康保険特別会計の予算総額は20億8,076万1,000円で、15年度に対しまして3,963万1,000円の増額でございます。

次に、老人保健特別会計について申し上げます。

国民医療費の3分の1を占める老人医療の伸びが著しい中であって、長寿化する高齢者の位置づけに変化も生じ、社会情勢も大きく変化し、14年度において加入対象者年齢が75歳以上に引き上げられたところであります。

今後も、さらなる高齢者の増加に伴い、老人医療費が増加していくことは避けられないとすれば、これを支える国民、特に現在の保険料の主たる負担者である若年者層の負担が過重なものとなることは事実であり、国においても安定的で持続可能な新たな高齢者医療制度について、引き続きさまざまな検討が行われているところでございます。

こうした中で、平成16年度の老人保健特別会計の予算総額は22億7,520万1,000円で、15年度に対しまして1億29万5,000円の増額となったものであります。

次に、介護保険特別会計でございます。

急激に進む高齢化社会に伴い、寝たきりや介護を必要とする人が増加している現状で、家族にかかる介護負担は、精神面を含めて非常に大きいものでございます。

そのため平成12年度から創設された介護保険制度も、5年を1期として3年ごとに策定が義務づけられております介護保険事業計画の第2期に入っております。

給付費の高騰を受けまして、国において各種の検討が加えられている状況であります。

16年度は奈良県下統一の「介護給付費適正化事業」を導入し、関係機関の連携のもと適正、円滑な運営に努めてまいりたいと存じます。

このほか内訳といたしましては、介護サービスの利用に対するサービス給付費が大部分を占めておりますが、給付総額は8億5,182万5,000円となっております。

こうした介護保険特別会計の平成16年度予算総額は8億8,004万2,000円で、15年度に対しまして6,267万5,000円の増額でございます。

次に、下水道事業特別会計でございます。

下水道は、公共用水域の水質を保全し、公衆衛生の向上を図るとともに、町民の皆さんの健康で快適な生活環境を確保する上で必要不可欠な施設であります。本町におきましても、下水道の整備を都市基盤整備の重要施策の一つとして積極的に取り組んでいるところであります。

おかげをもちまして、下水道を使用できる家庭の割合である下水道普及率は、平成16年1月末日現在で、広陵町全体の94.3%に当たる9,050世帯となりました。また、そのうち、実際に公共下水道を利用されている家庭の割合である水洗化率は87.1%となっております。

引き続き、16年度におきましても市街化調整区域内の整備を重点的に行うとともに、公共下水道への接続につきまして、町民の皆さんにご協力をお願いし、早期実現を図ってまいり所存であります。

また、15年度に続き、最終年度として下水道施設管理システム整備事業を実施し、下水道情報のデジタル化を推進してまいりたいと考えております。

平成16年度の予算総額は15億6,319万2,000円で、15年度に対しましては6,696万9,000円の減額でございます。

次に、墓地事業特別会計でございます。

町営石塚霊園におきましては、現在1,070区画の整備が完了しておりますが、平成16年度におきましても残りの区画につきまして引き続き募集をいたしてまいります。

また、霊園に対する将来的な全体構想の中で、今後も万全な環境整備や維持管理の充実に努めてまいりたい所存でございます。

平成16年度の予算総額は1,660万9,000円で、15年度に対しまして34万7,000円の減額でございます。

次に、学校給食特別会計でございます。

平成16年度の予算総額は2億968万2,000円で、15年度に対しまして363万1,000円の増額でございます。

次に、新庄町・當麻町・広陵町介護認定審査会特別会計でございます。

平成16年度の予算総額は1,574万9,000円で、審査・判定件数は増加いたしておりますが、3町で事務費関係を精査した結果、15年度に対しまして61万4,000円の減額でございます。

なお、本会計の構成町であります新庄町と當麻町は、平成16年10月1日に合併して「葛城市」として発足する予定であります。合併後も共同設置と特別会計はこのままの内容で継続することになっております。

次に、用地取得事業特別会計でございます。

新清掃施設のコミュニティー施設に関する用地先行取得につきましては、平成15年度におきましてほぼ完了いたしました。16年度では、残る用地取得費と用地先行取得償還金利子を予算計上しております。

平成16年度の予算総額は3,975万7,000円で、4億6,070万2,000円の減額でございます。

最後に、水道事業会計でございます。

水は、快適な環境づくりの原動力であり、生きていくためには、一日として欠かすことのできない大切な資源であります。

本町の水道事業も供用開始以来既に47年が経過し、成熟の時代を迎えておりますが、社会的には地震災害やテロ等に対する不安もあり、施設の安全確保が重要視されております。

また、本町の水道水の7割を占める県営水道においては、川上村の白屋地区の地すべりによる大滝ダムの完成が早くとも二、三年はおくれるとのこととあります。

しかし、「安全でおいしい水を安定的に、できるだけ低廉に供給する」という水道の基本は不変であり、そのためには、おいしい水を高い安全性のもとで安定して供給するために必要な高水準の施設の構築とともに、健全経営基盤の確立が緊急の課題であります。

予算の概要は、まず収益的収支についてでございますが、収入総額9億1,549万3,000円、支出総額は9億118万5,000円、差し引き1,430万8,000円であり、平成7年度以降毎年続いておりました赤字が、おかげさまで単年度ではありますが黒字を計上できる状況になりました。

収入におきましては、15年10月に水道事業の健全な経営基盤を確立するため、皆さん

のご理解のもと、水道料金の改定をご承認をいただき、平均12%の値上げをさせていただいたことにより、料金収入で約9,700万円の増収を見込んでおります。

一方、支出につきましては、県営水道の受水費用として4億2,934万5,000円を初め、本管破損などに際し、断水などによる住民への影響を最小限に食いとめるために、水道管路情報管理システムのリース料407万円や施設の安全性を向上させるために、各施設の警備委託料100万円、おいしい水である自己水の安定供給をするために、施設・設備の維持修繕費用4,448万1,000円などの予算を計上いたしております。

次に、資本的収支についてでございますが、

収入総額1億4,938万円、支出総額2億9,676万6,000円、差し引き1億4,738万6,000円の不足となり、この不足分につきましては、過年度損益勘定留保資金で補てんいたします。

主な事業としましては、おいしい水の安定供給のために、石綿管等老朽管の布設替工事や未整備区域の配水管新設工事費として1億円、濁り水防止対策として、真美ヶ丘地区内の弁取り替え及び新設費2,000万円、都市基盤整備公団などからの受託工事費5,500万円、自己水の安定取水のための井戸用ポンプ取りかえ費335万円、施設改良費として職場環境の改善のために、水道局庁舎の改修工事費2,500万円、そして浄水装置のより一層の安全性を確保するための水槽保護カバー取り付け工事費として550万円を計上しております。

なお、今後とも水道事業の経営に当たりましては、「安全でおいしい水の安定供給」という基本理念を全うすべく、計画的な施設整備を図るとともに、財政健全化のため、より一層の経営の合理化に努めてまいり所存であります。

以上が平成16年度各会計予算案における主要な事業と施策でございます。

ご説明申し上げました16年度の当初予算は、予算説明書に掲載している十の会計と土地開発公社3億5,296万4,000円、施設管理サービス公社3億8,755万4,000円、社会福祉協議会1億8,520万1,000円を合わせた総トータルでは、211億1,096万3,000円、対前年比で7.3%増であります。水道については支出額で計算をいたしております。

冒頭で申し上げましたように、我が広陵町に力強い風を吹かせ、「人にやさしい 人がやさしい 元気なまちづくり」を、そして心と地域のはぐくみを、町民の皆さんとともに進めてまいりたいと存じます。大きな目標ではありますが、日本一の「人にやさしく個性のあるま

ち」、「ベストワン・オンリーワンのまちづくり」を目指しますので、議員各位におかれましては、慎重ご審議の上、適切にご決定、ご承認を賜りますようよろしくお願い申し上げます。私の平成16年度の施政方針といたします。ありがとうございました。

議長 ありがとうございます。

次に、案件に入りますが、議案の朗読につきましては、案件が多数ですので省略いたします。

議長 次に日程3番、報告第1号、広陵町土地開発公社予算についてを議題とします。

本件について報告願います。 中尾常務理事！

土地開発公社常務理事 それでは、報告第1号、広陵町土地開発公社予算につきましてご報告申し上げます。

この予算につきましては、過日の2月20日に開催されました土地開発公社理事会におきまして慎重審議され、ご承認いただいたものでございます。

それでは、別冊になっております広陵町土地開発公社予算書を見ていただきたいと思います。存じます。

22ページをお開き願いたいと存じます。最後の方でございます。

平成16年度広陵町土地開発公社事業計画書であります。1の事業用資産取得事業の内容としまして、事業名、新清掃センター建設関連事業、土地取得費2億5,220万円、取得面積8,260平方メートルを計画いたしております。

次に、下段の23ページの事業用資産売却事業として、同じく事業名、新清掃センター建設関連事業、土地売却原価5,085万2,000円、土地売却収入として5,103万2,000円、売却面積1,500平方メートルを計画しているものであります。

恐れ入ります。次に、1ページに戻っていただきたいと思います。

平成16年度の土地開発公社予算書をごらんください。総則の第1条、収益的収入及び支出の第2条を記しております。

まず、収益的収入及び支出でございますが、収入といたしまして第1款事業収益5,103万5,000円、第1項事業収益5,103万2,000円、第2項事業外収益3,000円。これは利息です。

次に、2ページをお開きください。支出でございます。

第1款事業費用5,103万2,000円、第1項事業費用5,103万2,000円。内訳としまして、事業分5,085万2,000円と一般管理費18万円であります。いわ

ゆる一般管理費とは、報酬、旅費、需用費、役務費であります。

次に、資本的収入及び支出でございますが、3ページでございます。

収入としまして2億5,738万円。支出としまして3億823万2,000円。

第1項の事業としまして、初めに説明しましたセンター等の関連施設用地分2億5,220万円です。

第2項借入金償還金5,103万2,000円です。

第3項事業外支出としまして、利息分500万円を計上しております。

予備費は0です。

次に、4ページでございますが、第4条の借入金の限度額につきましては、20億円に定めるものとなっております。その他予算に関する詳細の説明書につきましては、5ページ、6ページに収益的収入及び支出の内訳、7ページ、8ページに資本的収入及び支出の内訳、9ページに公社の資金計画書、10ページ、11ページに損益計算書、12ページ、13ページ、14ページ、15ページに貸借対照表等を添付いたしております。

以上が平成16年度の土地開発公社の予算でございます。特に、本年は古寺地区において施行いたします新清掃センター建設に関する進入路用地等におきまして先行取得したいと、一般会計からの申し出があったため、町として必要性を考慮いたしまして、本予算となったわけであります。本予算の計画的かつ適正な運営を実行する所存でございます。簡単でございますが、ご報告とさせていただきます。

議 長 これより本件について質疑に入ります。質疑ありませんか。 4番議員！

4番議員 用地特会と、それから土地開発公社と、それから一般会計と、古寺に係る関連する土地買収のトータルとしての集約が必要ではないかと思うんですけれども、そういう点で数字がきちんと出てくる集計表などは持っておられるのかどうか。あれば、ぜひそのトータルとしての集計表を提示していただきたいというように思います。なければ、そういう内容をつくっていただいて、用地買収に係る土地の全体像がわかるような説明をお願いしたいというように思います。

それから、この開発公社で予定されている土地について、前年度との比較でどのようなところを引き続いて買収していくのか、あるいは残っている部分というのはどういうところなのかということも説明をお願いしたいと思います。

議 長 中尾常務理事！

土地開発公社常務理事 お答えいたします。

トータルとしての計画の部分につきましては、後ほど用地特会の予算の説明のところで担当部局の方からご報告申し上げたいと思います。

それと、本予算の内容でございますが、22ページのところでご報告申し上げましたが、内容につきましては、いわゆる古寺中線の進入路分約1キロメートルの主に、ほとんどがそうなんですけれども、主にその道路の用地費ということでご理解いただきたいと思います。まず、前年度との比較なんですけれども、前年度につきましては、今のところ用地を取得にまだ至っておりません。以上でございます。

議長 ほかに。5番議員！

5番議員 用地の評価、平米当たり大体3万円ちょっとということでの計算をされているわけなんですけれども、これについて近隣の土地との比較ですね、どのような実態で予算を立てられているのか、その点についてお聞きをしておきたいと思います。

議長 中尾常務理事！

土地開発公社常務理事 取得単価につきましては、予定単価につきましては、ご質問のとおり、坪に直しますと約10万円の単価を計上いたしております。単価の設定につきましては、清掃センターの用地が間近で取得した例がございますので、その単価を参考にして設定いたしております。

議長 5番議員！

5番議員 この金額、結構いい値段に設定してあるのではないのかなと思うんですけれども、これは宅地というような形で単価を出しておられるのかという点が1つと。

それから、この先ほどの説明の中でも測量をされているということなんですけれども、町長の施政方針の中でね。測量について、全部もう既に終わった状態でこのような形で予算計上されているのかどうか、お聞きしておきたいと思います。

議長 中尾常務理事！

土地開発公社常務理事 宅地並みと言われましたけれども、宅地見込み地で農地を取得しております、清掃センターの用地の分につきましては。ですから、その極めて近いといいますか、真横の道路としての予定地でございますので、全く値段的には変わらないというふうに判断いたしております。

それと、測量の件につきましては、環境部長の方からお答えさせていただきます。

議長 環境整備部長！

環境整備部長 道路用地の測量につきましては、以前の議会で町道認定をいただきました部分

について測量を終えております。今現在分筆作業をしておるところでございますが、土庫川沿いに沿ってルートを決定しておりまして、古寺の地域までは測量を完了いたしております。古寺から中、それから町道中・林口線に至る間につきましては、まだ測量を完了いたしておりませんので、今後実施してまいりたいと思っております。

議 長 ほかに質問ございませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

これで報告第1号の報告は終わりました。

しばらく休憩いたします。午後1時から再開いたします。

(A.M. 11:33 休憩)

(P.M. 1:03 再開)

議 長 休憩を解き再開いたします。

議 長 次に日程4番、報告第2号、財団法人広陵町施設管理サービス公社事業計画及び収支予算についてを議題とします。

本件について報告願います。 和田常務理事！

施設管理サービス公社常務理事 報告第2号、平成16年度財団法人広陵町施設管理サービス公社の事業計画及び収支予算につきましてご報告をさせていただきます。

当サービス公社の事業計画及び収支予算につきましては、去る2月18日、公社理事会におきまして慎重審議をいただき、ご承認をいただいたものでございます。

それでは、別冊となっております平成16年度事業計画及び収支予算書をごらんいただきたいと思っております。

まず、1ページをお開きいただきたいと思っております。平成16年度施設管理サービス公社事業計画でございますが、1の事業方針といたしましては、当公社の寄附行為の目的でもありますように、各種文化、体育等の普及振興事業を行うとともに、町及び県の委託を受けまして、公共・公益施設の利用促進と効率的な管理運営を行い、住民の文化向上、体育等普及振興を図り、もって福祉の増進に努めてまいりたいと考えております。

2の事業計画の概要につきましては、1の公園施設等の管理運営事業を初めといたしまして、2、各公共施設の維持管理事業、3、竹取公園「ちびっこゲレンデ」管理業務、4、文化の向上及び体育等の普及振興事業、5、環境美化活動事業、そして次のページにあります広陵勤労者総合福祉センター及びふるさと会館の管理運営を引き続き行っていきたいと考え

ております。

続きまして、収支予算に移らさせていただきます。

6ページをお願いいたします。各会計予算説明書に基づきまして、予算科目の大科目、中科目の本年度予算額をもって申し上げたいと思います。よろしくをお願い申し上げます。

まず、一般会計の収入でございます。基本財産運用収入3万8,000円、同じく基本財産運用収入3万8,000円。

事業収入につきましては1億742万6,000円、うち受託事業収入でございますが、1億698万3,000円。これは町の施設の管理と県立公園馬見丘陵公園の管理をするための委託金でございます。自主事業収入では44万3,000円でございます。

補助金等収入といたしましては8,697万9,000円でございます。

雑収入では280万9,000円、うち受取利息1,000円。

次のページをお願いいたします。雑収入280万8,000円を見込んでおります。

当期収入合計といたしましては1億9,725万2,000円となっております。収入合計も同じく1億9,725万2,000円でございます。

続きまして、8ページをごらんいただきたいと思います。一般会計の支出でございます。管理費で8,083万4,000円、一般管理費といたしまして同じく8,083万4,000円となっております。昨年と比較いたしまして大きくふえておりますのは、サービス公社で保育士4名、幼稚園教諭12名を採用し、町へ派遣するものでございます。3年間の期限付雇用で、給与、期末手当等の人件費の増が主な要因でございます。町の職員につきましては、町の方で予算措置をさせていただいているところでございます。また、報酬につきましては、理事会に伴います理事、監事の報酬でございます。理事会では6人の3回、監査では1人を4回、17万6,000円を計上をさせていただいております。

次に、9ページをお願いいたします。受託事業費では1億981万1,000円。町施設管理費といたしまして7,744万2,000円、県立公園管理費で3,236万9,000円でございます。委託料につきましては、これは主にシルバー人材センターへ委託するものでございます。

自主事業費では547万2,000円。文化・体育等普及振興費といたしまして547万2,000円となっております。

次の11ページをお願いいたします。特定預金支出では13万5,000円。退職給与引当預金支出といたしまして13万5,000円でございます。

予備費といたしまして100万円でございます。

当期支出合計といたしまして1億9,725万2,000円でございます。以上、施設管理サービス公社一般会計収支予算でございます。

続きまして、12ページをお願いいたします。平成16年度広陵勤労者総合福祉センター事業計画でございます。平成16年度も引き続きまして、町から管理運営の委託を受けまして、トレーニングルーム、浴室などの活用、各種研修会、スポーツ活動の場を提供し、住民の健康福祉、文化振興に努めてまいりたいと考えております。

1の管理運営事業につきましては、各施設の利用人員をごらんとおり見込んでおります。

そして、13ページでは、自主事業といたしまして教室開催事業を16教室予定をいたしております。また、その他の催し物といたしまして、変わり湯や体力測定会を計画をいたしております。

続きまして、収支予算に移らしていただきます。18ページをごらんいただきたいと思っております。

特別会計サン・ワーク広陵、収入でございます。事業収入では5,637万8,000円。受託事業収入といたしまして2,759万5,000円、自主事業収入では2,878万3,000円となっております。補助金等収入で4,627万4,000円、これはすべてが職員人件費でございます。雑収入では192万1,000円、うち受取利息といたしまして1,000円、雑収入で192万円を見込んでおります。

19ページをお願いいたします。当期収入合計といたしましては1億457万3,000円、収入合計といたしまして同じく1億457万3,000円でございます。

続いて、20ページをお願いいたします。支出でございます。受託事業費で1億136万8,000円。サン・ワーク管理費で1億136万8,000円でございます。

21ページをお願いいたします。自主事業費につきましては315万4,000円。文化・体育等普及振興費といたしまして315万4,000円でございます。特定預金支出として5万1,000円。退職給与引当金支出5万1,000円でございます。

当期支出合計といたしまして1億457万3,000円となっております。以上、特別会計サン・ワーク広陵の収支予算でございます。

続きまして、22ページをお願いいたします。

平成16年度ふるさと会館の事業計画でございます。当会館も前年度に引き続きまして、町から管理運営の委託を受けまして、真心のこもった優しい施設としてサービスの提供に努

め、利用者の拡大を図ってまいりたいと考えております。管理運営事業の一般貸し館の年間の利用人員及び次のページに掲げました宿泊利用を見込んでおります。宿泊客が満室となる日も多いわけですが、宿泊業務につきましては職員で行い、住民サービスに努めているところでございます。

続きまして、27ページをお願いいたします。特別会計ふるさと会館収支予算でございます。

まず、収入でございますが、事業収入では4,405万8,000円。受託事業収入といたしまして2,275万2,000円、自主事業収入では2,130万6,000円を見込んでおります。

補助金等収入といたしましては2,801万8,000円。これはすべてが職員人件費でございます。

雑収入で340万2,000円を見込んでおります。うち、受取利息につきましては1,000円、雑収入では340万1,000円でございます。

以上、当期収入合計といたしましては7,547万8,000円、収入合計といたしましても、同じく7,547万8,000円でございます。

続きまして、28ページをお願いいたします。支出でございます。受託事業費といたしまして7,546万円。ふるさと会館管理費では7,546万円。この職員手当の中につきましては、宿泊業務を職員で対応をいたしております290万4,000円を含んでおります。

続きまして、29ページでございます。特定預金支出といたしましては1万8,000円。退職給与引当預金支出で1万8,000円でございます。

当期支出合計といたしまして7,547万8,000円となっております。以上、特別会計ふるさと会館収支予算でございます。

次に、30ページをお願いいたします。

最後に、平成16年度働く婦人の家事業計画でございます。働く婦人の家の管理運営につきましても、町から委託を受けまして、町内の働く女性や勤労家庭の主婦が健康で充実した生活が営めるよう事業運営を図るとともに、講座開催につきましては、ほかの施設と競合しない人気のある講座を予定をさしていただいております。講座開催は、前期6講座、後期4講座を開催する予定でございます。

また、31ページの自主グループ育成事業では、現在8グループありまして、グループの指導育成と活動の場の提供に努めていきたいと考えております。

続きまして、36ページをお願いいたします。特別会計働く婦人の家収支予算でございます。

まず、収入でございますが、事業収入で369万4,000円、うち受託事業収入といたしまして287万1,000円、自主事業収入では82万3,000円。

補助金等収入につきましては655万5,000円となっております。これはすべてが職員人件費でございます。

雑収入は2,000円となっております。

以上、当期収入合計といたしまして1,025万1,000円となっております。収入合計といたしましては、同じく1,025万1,000円でございます。

37ページをお願いいたします。支出でございます。受託事業費として1,024万2,000円。働く婦人の家管理費で1,024万2,000円でございます。

次の38ページをお願いいたします。特定預金支出9,000円。退職給与引当預金支出9,000円でございます。

当期支出合計といたしましては1,025万1,000円でございます。以上、特別会計働く婦人の家収支予算でございます。

なお、40ページ及び41ページでは、ただいま申し上げましたサービス公社一般会計を初めといたしまして、サン・ワーク広陵、ふるさと会館、働く婦人の家各特別会計、4会計の総括表となっております。また、末尾42ページでは、給与費明細書を添付させていただいております。以上、簡単でございますが、平成16年度財団法人広陵町施設管理サービス公社事業計画及び収支予算についての説明とさせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

議 長 これより本件について質疑に入ります。

初めに、サービス公社事業計画及び収支予算について質疑を行います。質疑ありませんか。

5番議員！

5番議員 まず、大きなところで1点は、職員のところなんですけれども、保育士をこのサービス公社で採用ということについて、考えをお聞かせいただきたいと思います。

それから、委託料なんですけれども、これは9ページですが、シルバー人材センター委託料ほかということで、ほかのも入ってるわけなんですけれども、シルバー人材の委託料が減額、その下の委託料のところも県立公園のところもですけども、減額になっているんですけども、これは算定基礎の変更かなというふうに思うんですけども、その根拠を説明していた

だきたいと思います。

それから、公園の方なんですけれども、公園の方で靴下とかお飲み物とか販売をスタートされたんですけれども、これについて利用状況がわかれば、教えておいてもらいたいと思うんですけれども、これは直接支出に該当はしていないのかもしれませんが、全体的な部分で公園管理の中で対応されてるのではないかと思いますので、その利用とか、また管理運営についてどのような実態になっているのか等について説明をできるだけ詳細にお願いしておきたいと思います。以上、お願いします。

議 長 声、聞こえたある。とれてある。 助役！（5番議員「聞こえにくかったら、もう一回言い直しましょうか。」）

助 役 幼稚園教諭、それから保育士について、なぜサービス公社で採用し、町に派遣するかというご質問でございますが、サービス公社では3年までいけると、長期にわたっていけると。町で臨時雇いであれば、1年であると。それから、この全体的を見た場合は、少子化の問題とか、将来の児童の減少とか、そういうようないろんな問題もございますし、しかしながら担任を、クラスを持っている先生方には3年間やっていただこうと。そして、雇用の安定を図ろうと。待遇の改善もしよう。ボーナス、退職金、それから昇給等も考えようというところで、サービス公社で採用、町派遣という形をとったところでございます。

議 長 和田常務理事！

施設管理サービス公社常務理事 シルバー人材センターの委託料でございますが、これにつきましては減ということでございますが、去年におきまして社会福祉協議会のデイサービスの運転手、これをサービス公社から派遣をいたしておりましたが、時間帯とか、そういうふうな関係でうまくいかないというふうなことで、社会福祉協議会で対応をしていただくことになりました。その分が約195万円ほど減額になっております。それが主な原因で、シルバー人材センターへの委託につきましては、ほとんど昨年と変わってないような状況でございます。以上でございます。

それから、公園での販売状況ということでございますが、これはちょっと把握をサービス公社でしておりませんので、ご了承いただきたいと思います。

議 長 5番議員！

5番議員 先ほど保育士の説明をいただいたわけなんですけど、まず1つはサービス公社では3年でいけるけれども、町はいけないという法的な根拠をまず1つ明確にしていきたいと思います。

それから、先ほど町長の施政方針の方でもあったわけなんですけれども、今後補助金カット等で幼稚園の運営が大変厳しいということで、民営化という方向を検討していくということなんですけれども、民営化をしていくということは、直結するのがやっぱり保育料の値上げで採算をとっていくということになってまいりますので、これは公的な責任を放棄することにつながるわけですね。ですから、そういう点についてやはり一番子供が大事な時期に、先ほど町長の最初の方では、子育てが大事なんやと。小さいときからちゃんとした子育てを地域または町長の責任も持って対応するとおっしゃっておられたこととは、大変相反する内容になってくるんですけれども、この点についてどのようにお考えなのか、お聞かせいただきたいと思います。

それから、具体的に人口計画、子供の幼児の転入者も大体一定の予測は立てていただいているわけなんですけれども、その見通しで10年、20年先、どのようになる見通しなのかという具体的な現時点での推定のそれぞれの年齢人口を出していただき、また社会情勢の変化の見通しもやっぱり持った上で議論すべきですから、その中で今の私立の保育園に他市町村へ行かれています方の実態と今後の推移の方向等を綿密に調査をする必要があるわけですが、そのような数字について把握しておられるのであれば、報告あるいは資料として提出していただきたいと思いますので、その点お願いいたします。

議 長 助役！

助 役 サービス公社の法的根拠ということですが、16年4月から労働基準法が改正されて、雇用期限を3年間認めれると、こういうことになっております。また、町では1年と申し上げておりますが、地公法でもいわゆる期限付職員ということはあるんですが、それは職種が限られておりますので、サービス公社の条件のよいその3年間の期限に合わせたところでございます。

議 長 健康福祉部長！

健康福祉部長 今の松野議員さんの保育園の民営化ということでございます。10年先とかのデータは、今町長が施政方針で申しましたように、これから検討するというところでございます。ただ、三位一体の国の補助金の負担金カットによりまして、見直しというのは出てきておりますし、まず保育所に対しますニーズというののもかなり変わってきております。やはり保育時間の延長とか、それから休日保育のサービスの充実とかというような声も出てきておるわけでございます。こういうところが公立で対応するのが非常に難しいというところで民営化、特に今公設民営というのが2園ございます。これについて、まず民営でというふうな

ことで検討したいと。それから、公立の保育所につきましては、今国の方が2006年度で
すか、創設する新型総合施設、これについても検討していくということで、今回予算的に研
究の予算を組んでいただいております。

また、保育料について、民営化になるので保育料が上がると、そういうことはないとい
うことをご理解を願いたいと思います。

議 長 ほかに質疑ございませんか。 3番議員！

3番議員 受託事業収入のどこなんですけども、町のシルバーさんの方に委託されてるやつと、
それから県の方から委託されてる分ですね、これシルバーさんの中での話になるわけですが
でも、町の方の仕事をされてる方は、もう月に3回とか4回とかしか働く時間というのが、
今まではもっとたくさんにしていたのが、ある程度の収入が見込めたのが、もうとてもじゃ
ないですけども、もう小遣い程度にもなるかならないかぐらいの金額にしかならなかったと。
ところが、県の方のお仕事に回られてる方は、それだけの時間的なものというのがあると。
保障というんですか、回数がある程度多くってというふうなことを聞いているわけですが、
これは何かそういう規定というのがあるわけですか。県の方の仕事の方に回られる方の制限
というんですか、人数的なものとか、こういう人というんですか、1年間を通じて人を登録
しなければいけないとか、そういうふうな規定があるわけでしょうか、ちょっとお聞かせ願
いたいなと思いますが。

議 長 和田常務理事！

施設管理サービス公社常務理事 ただいまのご質問にお答えを申し上げたいと思います。

県の公園につきましては、町の方から委託を受けますについては、予算の確保につつま
して、人員の積算というんか、それはさせていただいておりますが、現場での作業につつま
しては、これはあくまでもシルバー人材センターで配置をしていただくものでございまして、特
に定員とか、そういうふうなものは決まってないと思います。以上でございます。

議 長 3番議員！

3番議員 そういうところにシルバーさんの雇用形態とかということにつきましては、もうそ
ちらの方では全然関与をされていないという形になるわけですか。

議 長 和田常務理事！

施設管理サービス公社常務理事 シルバー人材センターにつきましては、連携を持っておりま
す。それで、この作業につつまして、これだけの委託料でやってくださいという形でこう委
託をしております。それで、できるだけその人員に見合うような形で作業をしていただくよ

うに、こちらも努力しているところでございます。

議 長 ほかにありませんか。 4 番議員！

4 番議員 まず、先ほどのシルバー人材センターでの理事会等を開いて自主的に運営していつてるといふことの問題から、仕事が非常に少なくなっているという点は、先ほど片岡議員が指摘したように、月 3 回ぐらいしかない。会員の推移、会員がふえてきたという理解をされている部分もあるんですけども、いわゆる予算が昨年減額されていると。そういう中で仕事量については変わらない。こういうような状態があると思うんですけども、その仕事の実態についてどのように認識されているのかというのが第 1 点。

それから、県立公園の方については、面積がふえてるんですね。面積がふえているにかかわらず、仕事が減っている。こういう実態が一方であるわけです。

また、これは県のいわゆる委託についても、面積がふえているのに、委託料は変わらない。こういうことがあるわけですけども、それについては県とどのような折衝を行っているのかということが第 2 点目。

それと、仕事をつくる、ふやす、これはシルバーのほとんどが町からの委託料なわけですから、仕事をつくる、ふやすという点について、新たな展開が見られているのかどうか。またどのような検討がなされるのか。これは町自体が考えなければならない問題であります。そういう点で、委託するに当たって仕事をふやすという側面の検討はされているのかどうかという点を町の方からもお聞きしたいと思います。

議 長 和田常務理事！

施設管理サービス公社常務理事 ただいまの質問でございますが、県立公園につきましては、ことしの 16 年 10 月で緑道エリアの方が開園をいたします。それで、領は河合領でございますが、町といたしまして巡視員、これにつきましてはサービス公社でさしていただくように努力をして、巡視員につきましては増という形で対応させていただいております。

それから、作業員につきましては、確かに言われますように、県の財政状況の厳しい中で減額ということでございますが、その作業につきましては、できるだけ合理的に管理運営ができますように、シルバー人材センターと協議をしながら進めていきたいと、そういうふうに考えております。よろしくお申し上げます。

議 長 よろしいか。 助役！

助 役 仕事をふやす努力を町がしているか云々とおっしゃったところでございますが、仕事をふやす努力というのは、シルバー人材センターが各個人の、あるいは法人も含めて各個

人のそういうそんないろいろなことを営業していただくというふうに努力をいたしております。町としてできることは、いろんな指導もございますが、お手伝いできるところをお手伝いする。いろんな場所の提供とか、あるいは車の問題とか、いろんな側面からはお手伝いをさせていただきますが、仕事をふやす努力は、あくまでもシルバー人材センターの努力だと、このように考えております。

議 長 4 番議員！

4 番議員 いわゆる民間の仕事をふやすという点は、シルバーが考えるということで障子の張り紙とか、植木やその他の訓練、あるいはまた研修などを行っておられるわけで、そういう点についての努力というのは、当然シルバー自体もやっているわけです。ところが、その大半、シルバーの仕事の大半は委託料で賄われているわけですから、町自体の仕事をふやすという側面はどうなのかと。これは今現状が仕事が減っているということからいって、この点について深刻にやはりシルバーの趣旨、あるいは会員がふえてシルバーの委託する趣旨はシルバーと連携して働きがいのある、また健康でという云々のところがあるわけですから、この部分については、やはり町がもっと責任を持つ部分を担うべきだというふうに思うんですね。

例えば、一例について言えば、いわゆる施設の委託料について、シルバーにできる部分については、シルバーに委託していくと、こういう部分は十分見られるわけなんです。あるいはまた、自転車など高田などでは、自転車の投棄分について、シルバーに安く提供して、それを改良して売っていると、こういう点もあるわけなんです。これはシルバーの仕事をふやすという点で言えば、まだまだ町自体が考えなければならない部分があると思うんです。あるいはまた、田畑でシルバー自体が野菜をつくって、野菜を直売していくと。こういうようなことだってできるわけですから、こういうような問題について、仕事がないという状況をこれ以上放置したままで、シルバーに元気な活動部分をつくっていく場所だということなどは私は言えないと思うんです。月3回では、本当にその中でももちろん健康でこれで十分だとおっしゃってる人もいますし、これでは最低の生活の当て、年金プラス当てをしていただけれども、できない。だから、ほかにもう移らざるを得ないというような方もおられるんです。こういうような方はまだ幸せな方ですけれども、現実としてはシルバーの中で月3回の仕事を当てにしながら待っていると、こういう状態の実態ちゅうのがどれだけ町が認識されているのかという問題にかかわってくるので、再度その点について真剣にシルバーの、いわば存続にかかわるような問題について、シルバー自体が開拓する部分、そしてまた町自

体がシルバーの設立からかわり、また委託料の大半を担っているという点からいっても、仕事をふやすという点での腹をくくった対策が打てるのかどうか、再度お聞きしたいと思います。

議 長 助役！

助 役 現在の季節を見ても、草も生えておりませんし、管理というのは案外少ないと思います、冬場は。

それから、町で専門業者じゃなしに、シルバーでお任せできる部分については、その大半をシルバーにお任せをしているところがございます。それ以外にいろんなことを検討して、シルバーとの理事長とも相談をして、もしあるようでしたら、シルバーさんにまた回したいと思いますが、広陵町としては街路、公園、それから公共施設の管理、これは徹底して行っている、逆に仕事が少ないと、こういうことも言えるかもわかりません。以上です。

議 長 ほかに質疑ございませんか。

(なしの声あり)

議 長 ないようですので、次に広陵町勤労者総合福祉センターの事業計画及び収支予算について質疑に入ります。質疑ございませんか。 5番議員！

5番議員 まず1つは、このサン・ワーク広陵につきましての譲り受けたという報告があったわけなんですけれども、その経過、9月議会のときでしたか、そのときには少し難しい分が出てきたということで説明いただいたと思うんですけれども、その後の決着ついたわけなんですけれども、どのような経過で幾らで広陵町の方が買うことができたのかということも含めて報告をしておいていただきたいと思います。

それから、これは今後の活用方法について検討委員会で検討した方向で見直しをしていくという報告だったんですけれども、平成16年度のこの予算で見ると、それほど大きな変化はないというふうに思うんですけれども、多少募集人員だとか、あるいは利用見込み人員が少なく見積もっているんですけれども、その点について具体的にはどのようなことをお考えいただいているのか。検討中という部分もわかりますけれども、その辺わかる範囲内で具体的な部分を教えていただきたいと思います。

それから、同じく人件費になってまいります、18ページの町の補助金収入のところ、人件費ということなんですけれども、この人件費の内訳、正規の職員さんが何人で臨時職員さんが何人というような形の内訳を明確にしておいていただきたいのと、15年度と比較してどうなのかですね。かなり増額になっておりますので、ここにつきましても、その点について

明細を教えておいてほしいと思います。

それから、同じく職員さんの採用についてなんですが、公社の方では3年期限付ができるということで、労働法が変わったということなんですけれども、3年期限付は広陵町の方でも、以前数年前に3年期限付職員さんを何名か採用されたことがあるんですけれども、それは明らかに法律違反ということでやめになったんでしょうか。その辺の整合性がわかりませんので、説明をしておいていただきたいと思います。以上です。

議 長 企画財政部長！

企画財政部長 最後の4番目の職員採用につきましての町の方で以前3年間ということで、期限つき職員を採用してたんですが、それにつきましては、その当時、もう五、六年前からしてたと思うんですけども、そういうふうな公務員法が改正されるような雰囲気がありまして、それを先取りした形で3年の期限付採用をしてたんですが、それが一向に公務員法の改正がなりませんので、今回のように労働基準法の改正に基づいて公社の方でさしていただいた方がいいんじゃないかという判断に基づきまして、公社採用ということでさしていただきました。以上でございます。

議 長 和田常務理事！

施設管理サービス公社常務理事 サン・ワーク広陵のA型棟の国からの譲渡を受けまして、過日売買の締結をさしていただいたところでございます。それで、実質上、広陵町単独ということになるわけでございますねけれども、利用検討委員会におきまして、譲渡後の管理運営といたしますか、利用料も含めてでございますねけれども、どのように今後していくのかということについては、利用検討委員会の答申を受けまして、それで今後取り組んでいきたいと、そういうふうにご考えております。そして、その内容を予算化につきましては、それが確定いたしました段階で、またご相談を申し上げたいと、そういうふうにご考えております。今、この予算の中には、そういうふうな形のものを含んでおりません。例えば、宣伝の広告等につきましても、その方針が確定いたしましたら、改めて作成をしていきたいと、そういうふうにご考えております。

それから、人件費でございますが、これにつきましては、正職6名と臨時職員11名でございます。正職につきましては、朝出と遅出という勤務体制にこうなっておりますので、どうしても正職がその時間帯がおらないということもありましたので、苦情をいただいたことでもありましたので、正職の雇用をさしていただきたいと、そういう計画をさしていただいております。以上でございます。（5番議員「昨年との比較。それと、サン・ワークの移管の

経緯、簡単にでもちょっと、それもお願いしてましたが。）」

議長 後から調べて言うて。（5番議員「そしたら、後でまた明細など資料出していただいたら、その点は結構ですので、はい。」）もうそんなややこしい数字的なことは後から聞いて。（5番議員「ちょっと待ってください、もう。ほんで、経過については。」）和田常務理事！

施設管理サービス公社常務理事 サン・ワーク広陵の購入でございますが、雇用・能力開発機構から平成16年2月に通知をいただきまして、契約の締結をしたところでございます。今現在登記手続中でございますが、物件は広陵町大字弁財天295番地の3、鉄筋コンクリートづくり、鋼板ぶき陸屋根平家建て1,083.65平米でございます。売買金額は、消費税込みの鑑定評価額から9割5分を控除した額244万9,125円でございます。以上でございます。

議長 5番議員！

5番議員 1つは、先ほど6名の正職員さんということでご説明受けたわけなんですけれども、これはすべて公社採用の正職員さんが6名ということではないのでしょうか。プラスそれから町から出向といいますか、派遣されておられる職員さんは人数としてはどこに入ってるのか、ちょっと全体の職員さんの枠組みがわからないんですけど、先ほどのサービス公社の部分も含めて、町からの派遣されている職員さん、公社採用の正規職員さん、それから臨時職員さんという内訳とあわせまして、今回は保育士さんの方も入ってるわけですから、職種が変わってまいりますので、保育士さんの区別もわかるような形でぜひちょっと資料を出していただきたいと思っておりますので、その点よろしくをお願いします。

それから、検討委員会の答申を受けてということなんですけれども、検討委員会はいつまで開かれて、いつ答申が出るのかという点と、それから検討委員さんもいろいろと皆さんの意見も聞きながら議論をしていただいていると思うんですけれども、やはり町の方もかなり施設があっちこっちにはできているんですけれども、かなり利用が高くてなかなかあいていないような状態も一方ではあると思うんですけれども、これは前回も出ていた問題なんですけど、従前でしたら4町ということになっていましたけれども、今度は広陵町単独ということになりますので、広陵町優先ということが明確にした利用形態にさせていただけるのかどうか、その点のところを確認しておきたいと思っております。

それから、1つはここの問題だけじゃないんですけれども、サン・ワークだけの問題じゃないんですけれども、手軽に利用するときに、ちょっとしたものを持ち込んで軽食なり食べ

て懇談するとか、そういうような使い方がどこの施設もできないわけなんですけれども、それぞれの施設が入っている飲食店を利用するということになっていきますけれども、やはりこれはケース・バイ・ケースで手軽にやっぱり利用できるような形に変えていくべきだと思っ
たんです。とりわけ本当に不況の中で、ちょっとしたものを持ち寄ったりして楽しく時間を
過ごせるような、そういう形態はぜひつくっていただきたいと思うんです。そういう場合に、
私たちでしたら、例えば河合町の施設を借りてわざわざ河合町まで行くとか、そういうこと
をしてるんですね。ですから、やはり町内の施設で十分な利用したいと思いますので、そう
いう点で改善をしてほしいんですけれども、この点の見通しはどうか。

議 長 和田常務理事！

施設管理サービス公社常務理事 まず、職員の人件費でございますが、昨年度と比較いたしま
して正職では3名、ことし計画をさしていただいております。それから、その他の職員につ
きましては、町からの出向につきましては館長1人のみで、あとはすべてサービス公社の職
員でございます。

それから、サン・ワークでございますが、広陵町単独ということになるわけでございます
ので、広陵町の住民を中心にした利用方法、利用者という考え方で進んでいきたいと、そう
いうふうに考えております。よろしく願いいたします。持ち込みの件で、そらまた考えさ
していただきたいと思います。一応参考に意見としてお伺いをしておきたいと思っ
ます。

議 長 3番議員！

3番議員 ここで行われております自主事業なんですけれども、これは何か非常に評判がよかつ
たなと思うような自主事業は今回やられてないような、計画に入っていないというふうにも思
うところもあるんですけれども、これはどういう基準で何年かサイクルとかというふうな形
で考えておられるわけですか。それとも、余り利用の人が少なくなってきたので、違う講座
にしようとかというふうな形での取り組みなわけですか、ちょっとそのところを教えてく
ださい。

議 長 和田常務理事！

施設管理サービス公社常務理事 教室の開催でございますが、アンケートをこれとらさしてい
ただきまして、人気の高いものとか、それから公民館とかグリーンパレスで重複するような、
そういうふうな教室については避けさしていただいております。

それから、定員でございますが、定員につきましても、講師の行き届いた指導といいま
すか、その教室の開催の内容によって決めさしていただいております。それで、回数につ
き

ましても、この回数で十分最終的に納得といいますか、大体理解していただけるということで、こういうふうな回数で計画をさしていただいております。

議長 3番議員！

3番議員 今のアンケートなんですけども、それはそこにいつも利用されてる方の中からのアンケートという形になってるわけですか。それとも、もう少し範囲を広げてのアンケートという形でとられたわけでしょうか。どれぐらいを対象にしてとられてるわけですか。

議長 和田常務理事！

施設管理サービス公社常務理事 講座の開催が終わりまして、講座生を中心にアンケートをとらさせていただいた、そういう結果でこうさせていただいております。

議長 1番議員！

1番議員 ちょっとお尋ねしますが、3番目の広陵町役場のサービスカウンターについてですが、こうしたサービス公社サン・ワーク、それから図書館、公民館、こういうところは大体土曜、日曜日は開館して使うてるわけですし、この役場は土曜、日曜休みと。こういうことについても、住民票とか証明書については、僕も認識、ちょっとわからないから聞くわけですが、土曜、日曜日についても、この場所へ行けば発行はできていると、そうでしょうか、一回確認しておきたいと思います。

議長 企画財政部長！

企画財政部長 サービスカウンターは、役場の住民票とか印鑑証明がとれるわけでございますが、あくまで役場の開庁時をもとにしておりますので、住民票、印鑑証明などについては、役場の閉庁時にはとれないことになっております。ただし、それ以外のいろんな、例えば来週週明けでもいいとか、いろんな相談については、例えば図書館、サン・ワーク等であいてる時間は受けるということになっております。以上でございます。

議長 1番議員！

1番議員 やっぱし町長、人にやさしいまちづくりですか、せつかくこうした機械等もやられるわけで、結局土曜、日曜日は職員がここに待機してます。やはりもう少し拡大されて、土曜、日曜日の利用者もそこに多いわけで、図書館、公民館、サービス公社サン・ワーク等々ですが、拡大する土曜、日曜日でも発行するという考えは持ってもいいのではないかなと思っておりますが、その考えはあるのかなのか、町長の方、お願いします。

議長 町長！

町長 サービスカウンターの拡充をせよというご意見でございますが、なるべく施政方針

の中でも申し述べましたように、カウンターには非常に好評をいただいております。ただ、秘密保持とか機械の管理とか、そんな関係で住民票とか印鑑証明については、こちらが停止をしてる場合は、どうも出先では交付を受けられないということでございます。もうこれは頼るには、コンピューター化しなければいけないということになります。出先では、土曜、日曜、閉庁時は用事をお聞きをして、親切に対応していただくしか道はないのでございます。業務の範囲も、もっといろんな業務が想定されているわけでございますが、近々郵便局もお願いしておりますので、郵便局でどんな要請があんのかどうか、窓口のお方もお集まりをいただいて、それぞれ担当者が住民の要求する書類、また相談内容、こうしたことも踏まえて検討をして、善処していきたい。さらに、サービスの拡充に努めるということには間違いありませんので、よろしくお願ひしたいと思います。

議 長 4番議員！

4番議員 1つは、この予算書の中で、講師の謝礼はふえているんですけども、収入の部分で減っているということなんですか。これはどのような関係があるのか、教えていただきたいなというように思うんです。これはいわゆる受講料や材料賄い費等のところで減っているということなんですけれども、あと講師の部分ではふえてるということなので、その辺の関係を教えていただきたいということです。

それから、先ほどから出ている期限付雇用の問題なんですけれども、私はよくわからない部分があるんですが、本来臨時採用をする場合、これは規制緩和で確かに広がったわけなんですけれども、いわゆる人材派遣についても、考えていただければ、最初はいわゆる専門職に限定されていたんですね。それがホワイトカラー一般に広がっていく。そしてまた、期限も広げていく。これは何をあらわしてるかという、要は働く者の権利が薄れていったと。現実には、例えば公務員法が改正できない一つの大きな理由は、半年半年の臨時採用というのが法律で決まっている。これはそれ以上臨時を雇う場合については、正式に雇いなさい、こういう趣旨なわけですね。だから、派遣労働が広がってきた背景には、いわゆる労働協約、あるいは労働基準法やその他労働者の権利を守る部分が後退させられたというのが実態なわけですね。こういうところで歯どめがかかっているのは、組合による労働協約との関係なんですね。組合がない場合について、この労働協約がないのに、その部分を拡充するということは、実際に使用者側の自由意思に任されるという形になるわけなんですけれども、それはあってはならないというのが基本なわけですね。そういう点について、私自身も詳しくちょっと今確認できないわけなんですけれども、どのような形で3年協約ができるのか、法的な根拠ももう少し教

えておいていただきたいと思うんです。私の認識では、そういう労働協約等のない部分における雇用という問題については、制約があったのではないかというように思うんですけれども、その点も教えておいていただきたいと思います。

それから、サービスカウンターの実態ですね、これは資料として結構ですから、実態、個別の報告は受けたことがありますけれども、いわゆる住民票、印鑑証明、その他発行されている分類ごとの実態表とその件数などについて報告をしておいていただきたいと思います。

それから、先ほど土、日がだめだという点については、これはおかしいですよ。いわゆる開いているところの部分について、役所の方では宿直が対応しているわけなんです。その部分について、技術的な問題としてはコンピューター化という問題はあるでしょうけれども、その点についての費用は一体どれぐらいの費用がかかるのか。というのは、IT化、IT化と言いながら、そういう部分についてできないような体制、あるいはまたコンピューターのシステムになっているとすれば、これは逆に問題ですよ。なぜそういうことがすぐできないのかという問題が私わからないんですけれども、そういう内容について検討されたのかどうか。直ちにそれは実施して、対応できる部分については積極的に対応していくということが必要ではないかと思うんですけれども、その点についてもお伺いしておきたいと思います。

それから、アンケート調査ですけれども、利用者ニーズの把握ということで、これは系統的に行うという意味でしょうか。それとも、その時期その時期、決まった時期に行っているということなのか、その点も教えておいていただきたいと思うんです。利用減になってきている傾向というのはなぜなのか、そういう点もあわせてどのような理解をされているのか、教えていただきたいと思います。

議 長 町長！

町 長 今、寺前議員からご指摘のある3年雇用について、私から再度申し上げてみたいと思います。

現在の公務員法の体系では、臨時的雇用をする場合は6カ月と、延長は再度6カ月、最長1年というように決められておるわけでございます。今日まで3年を雇用していた経過につきましては、先ほど説明を申し上げておりますが、技術職に限ってこの長期間の契約が可能であるわけございまして、これは専門職でございます。技術職の特に設計士とか弁護士とか、こういう人を雇用する場合は期限を設けてもいいということになってあるわけで、幼稚園、保育園の先生につきましては、これの技術職に該当するかどうか。町としてはきょうま

では3年という契約には、この技術職に該当してあると、思われるということでやってあったわけでございまして、私はその後、県の町村課長並びに人事担当者と協議をいたしました。町の現在の方針、また議会からの要請がございましたので、こうしたこともあわせて申し上げてみたわけでございますが、県の指導では、年限を超えての雇用はだめだということをご指摘をいただいた、ご指導をいただいたわけでございまして、6カ月、引き続き延長して最長1年という形になるわけでございます。そこで、考え抜いたのがサービス公社で3年と。そして、責任を持ってクラス担任をしていただく、待遇をよくする、そういうことをあわせて知恵を絞ったこの案でございまして、このこともご相談を申し上げました。広陵町は先行ってんねんなあという、そんな感じでございまして、別段いいも悪いもご指摘はなかったわけです。国の、やっぱりこれからの雇用条件については、もっと考えなければ、ただ今採用したら、もう定年の60歳まで大丈夫だという、その考えはどうも間違っているようでございまして、近々これの小委員会なるものは、国ではもうスタートされてるんですが、まだ法案として実施されない。町としては、この3年間で公社採用で派遣をいただく。何ら仕事には関係ないわけでございますが、待遇をいいものにするために、こうしたこのユニークな案を採用さしていただいたということをどうぞご理解をいただきとうございます。

議 長 企画財政部長！

企画財政部長 サービスカウンターのコンピューターの件でご回答申し上げます。

なぜコンピューターがあるのに土、日ができないかということでございますが、コンピューターはもちろんございますが、現在はファクス方式で証明書を出しております。と申しますのは、コンピューターが住民情報とつながっておりますので、あくまでもそういう町職員がいてる場合はいいんですけども、今のように平日でも一方は例えばサン・ワークなどは職員はおりますけども、そういう専門的な、また個人情報の把握ができる職員も必要ですので、そういう場合に例えば土、日にしますと、自動的にコンピューターを土、日動かして発行することは技術的には可能なんですけども、それをやりますと、本来管理すべきある部署に職員がいないところで証明書が発行されるという場合がありますので、土、日の発行をコンピューターですることは今のところできないと、そういうふうな解釈でございます。

それから、サービスカウンターの実態、いわゆる件数につきましては、後日統計表をお渡ししたいと思いますので、よろしく願いいたします。

議 長 和田常務理事！

施設管理サービス公社常務理事 教室の開催の方でございまして、アンケートにつきましては

継続をして実施をさしていただいております。

それから、謝礼につきましてふえている原因はということでございますが、新しく平成16年度パソコンワードとか、それからパソコンエクセルの応用でありますとか、マツサイエンス、それからカラーコーディネート入門とか、こういうようなものが新たに計画をさせていただいております。それで、回数が若干去年と比較いたしましたらふえてる部分がございますので、20万円余しの増額ということでございます。ご了解をいただきたいと思っております。

議 長 4番議員！

4番議員 公務員法で言えば、3年の期限付ですけども、公務員法で言えばそういう形だと思うんです。民間ではそういう場合、いわゆる労働協約が当然必要だというように思うんですけども、組合のないところでのその扱いというのは実際どういうようになるのかというのがちょっと認識不足なんです、その点どういう形でこれを処理しようとされているのか、再度お聞きしておきたいと思うんです。

それから、コンピューターの問題ですけども、私自身はコンピューターについての問題点ちゅうのは長野県の例をまつまでなく、非常に問題があるというように認識しています。しかし、現在の町とサービスカウンターのところだけを結ぶ線を引けば、それとは関係なく利用できるのではないかというように思うわけなんです、その点どのように認識されているのか。あるいは設置は可能だというように私は思うわけですが、その点どうなのか。コンピューターの接続の方法によって解消できる問題ではないかというように思うんですが、その点どうでしょうか。

議 長 企画財政部長！

企画財政部長 まず、コンピューターの方から。接続は可能でございますが、何しろ個人情報ですので、そういう土、日に役場の本庁に職員がいないところで、現在はそういう日直しかいませんので、それで土、日ができないと。今後のことにつきましては、そういうことも含め、検討していくということでございます。

それから、労働協約のことでございますが、今回の公社での3年期限付採用ということで、現在町の方で臨時職員として勤めていただいている方に、先にこういう制度ができた。それで、もしよければこういう制度を選んで申し込んでくださいということで、あくまでも強制的ではなしに、本人の同意を得てそういう採用に申し込んでいただいたということでございますので、そういう組合があれば、そういう組合と交渉するわけでございますが、広陵

町は組合がございませんので、あくまでも個人と役場という形で説明さしていただいて了解のもとに採用をしているということでございますので、よろしく願いいたします。

議 長 ほかにございませんか。

(なしの声あり)

議 長 なければ、次にふるさと会館の事業計画及び収支予算についての質疑に入ります。
質疑ございませんか。 5番議員！

5番議員 2つ。ふるさとと働く婦人の家ですね。両方、1つだけ。ふるさとの方だけ。はい、じゃあふるさとの方でお聞きしたいと思います。先ほどから職員さんの採用についていろいろ議論されているんですけども、定年についてお聞きしたいと思うんですが、公社の正職員の方は当然60歳定年というふうになっていると思うんですけども、臨時職員さん、パート等についてはどのような定年制になっているのか、確認しておきたいと思います。といいますのは、このふるさと会館だけじゃなくて、町の方も、それから社協の方も、全体含めて確認しておきたいんですけども、例えば社協でしたらヘルパーさんですね、パートで働いておられる方もいると思うんですけども、そういう場合、定年前は50歳にしようということで、町の方は話をされましたら、大変に反対が強くて55歳になったというような経過もあちこちから耳にしているわけですが、なぜ臨時職員さんは60歳までの定年にしてはいけないのか、なぜ50歳とか55歳とかするのか。その辺の考え方を、まず1つお聞きをしておきたいと思います。

それから……。

議 長 無理に質問せんでもええで。

5番議員 それから、このところも職員さんの構成について、先ほどと同じく正規職員さん、それから本庁派遣、出向の職員さん、それから臨時職員さん、ここに2人とか11人とか出ていますけれども、それと前年度と比較してお聞きしたいと思います。臨時職員さんが大分ふえたのかなというふうに思いますので、この臨時職員さんがかなりふえた点については、どういう理由でふやされたのか、その点についてもお聞きをしておきたいと思います。以上、お願いします。

議 長 和田常務理事！

施設管理サービス公社常務理事 臨時職員でございますが、去年は11名ということで予算を立てさせていただきましたが、1名減ということで10人ということで136万3,000円が減額ということで、1名減ということでご理解をいただきたいと思っております。

議 長 無理に質問することないで。こっちで何か答弁。 企画財政部長！

企画財政部長 定年ということですが、定年という言い方をこちらではしておりませんが、1年雇用ですので、1年ごとに一応申し込んでいただいて採用すると。その際に年齢制限を設けさせていただいてると、そういうことですので、よろしく願いいたします。

議 長 5番議員！

5番議員 1年ごとの採用ということで、年齢制限という説明なんですけれども、実態はやっぱりヘルパーさんであれば、ヘルパーさんの資格が要りますし、それから放課後の学童保育につきましても、指導員さんは毎年毎年皆かわっていたら、本当に子供を見ることなんてとてもできない実態がありますので、何年か続けてさせていただいているのが実態だと思うんですけれども、ふるさと会館でも、やはり1年間だけでまたころころとかわっていくということについては、業務内容に一定の支障が出るだろうというふうにはだれもが推測できることなんですけれども、そういう点で言えば、年齢制限というような言い方はありますけれども、やはり仕事をなさっている方は、定年というような考えで受けとめられるのは、これは当然だと思うんですね。とりわけ女性の場合は、本当に仕事に打ち込めるのが40代後半からやっぱり50代なんですね。子育てが一段落してから、本当に仕事に打ち込める。急に休まなくてもよかったり、そういう状況になるんですが、そうしますと、ちょっと働いたら、もうすぐやめなきゃいけないというようなのが今の実態だと思うんですね。ですから、そういう専門性の問題とか、女性の能力を生かすという点も含めて、それと労働意欲ですね、いろいろな角度から見ますと、毎年度の採用と雇用とは言いながらも、やはりこれは実態として改善する大きな課題だと思うんです。その点について、本当に女性の方々からは、定年といいますが、年齢制限があることについては、あちこちから大変残念だという声をよく聞くわけですが、再度その点について、せっかくもったいない人材を、それからその職業能力を生かして、またとりわけ子供がなれ親しんで、高齢者の方がなれ親しんだ方々をころころかえるというのは、そもそも臨時雇用という形態がなじまないというところへもって臨時雇用という形をしているから、こういう問題が起きるわけですから、本来的には本採用という形になるんですけれども、その辺のところ現状とあえざる部分では年齢制限の変更は十分可能だと思うんですが、その点どうでしょうか。

議 長 企画財政部長！

企画財政部長 年齢制限のことですが、こちらとしましても、むやみにその年齢制限

を引いてるのではなしに、これぐらいの職務でしたら、これぐらいの年齢の方の制限を設けさしていただいたらいいんじゃないかという判断のもとに設けさしていただいております。それでなかったら、いつまでも60、70ぐらいもなりますので……。また、そういう余りそういうことを言いますと、また高齢者の方にいろいろ問題もありますので、やはり一応の職務に支障のないような年齢ということで制限を設けさしていただいておりますので、よろしく願いいたします。

議 長 4番議員！

4番議員 今の話ですけれども、女性の働く機会均等を図っていくという、そういう観点がないんですね。今の話でしたら、40代が一番働けて、50代になってくると労働能力が落ちるというような解釈を持っておられるようなものなので、やはりその点は当然これはすぐにも改善できるわけですから、女性の働く機会均等と、それから働く、今松野議員が指摘した時間的余裕ができて初めて積極的な働く、これにはボランティアで働いているという気持ちの方も相当数おられるわけなんで、そういう点もあわせて、当然改善すべきだというふうに思うんですが、再度その点は聞いておきたいと思います。

それから、これは資料で結構ですけれども、いわゆる給料費明細書等が添付当然されてるんですけども、この部分に限っては、いつも4月1日というのを期限にしていたのを統一して1月1日ということにされたようですが、その経過に当たっては、1月1日現在のそういう内容もあわせてつけてもらうということ、先ほどの資料の書き方の問題という意味で。それから、ここには、いわゆる幼稚園教諭、保育士等も含まれた形で書かれているので、給与の実態が正確に反映してないんですね。これは前年度と比べても上昇していますけれども、反映してないということで、それも区別した形でいわゆる本来のサービス公社が管理する部分についての内容を整理して再度出していただきたいということを言っときたいと思うんです。経過措置として4月1日で今までやっていた問題については、4月1日での比較も今年度に限っては出しておいていただくということをあわせてお願いしておきます。

議 長 町長！

町 長 臨時的な特別な業務をしていただいている人が数多くおられるわけでございまして、特に定年に近くおられるという人はヘルパーだと思います。そんな声も先ほど質問にありましたが、今ヘルパーの皆さんでは、やはりそういうことも心配されております。私どもは、一応55歳ということでお願いをしているわけでございますが、一応55歳を一つの節目として、その後は一年一年やはり健康のチェックをして、意欲があるか、能力はどうか、各家

庭からの問題がないかどうか、そういうことを協議をしながら、最長やっぱり60ということにしてはどうかというところで今協議を進めているところでございますので、ご安心いただきたいと思います。

議 長 ほかにありませんか。

(なしの声あり)

議 長 それでは次に、働く婦人の家の事業計画及び収支予算についての質疑に入ります。
質疑ありませんか。 5番議員！

5番議員 働く婦人の家の自主グループの育成事業なんですけれども、これは15年度、本年度なんですけど、15年度と比べますと、6グループが減って1グループがふえたという状況なんですけれども、かなりそういう点では変動があったと思うんですが、自主グループで使う場合に、すべての会員さんの住所から年齢から全部登録しなければいけないというのが1つ使いにくい理由になってると思うんですね。ですから、そういう点を改善をして、せっかくある施設ですし、もっともっと使っていただけるような方向に見直しをすべきだと思うんですけども、その点が1つと、なぜこの6グループ減ったのか、その原因をどのように受けとめておられるのかということもあわせてお聞きをしておきたいと思います。

それから、働く婦人の家ということで、やはり女性の働く意欲向上をもっともっとやっぱり酌んでいくような、そういう事業が必要だと思うんですけども、そういう形の関連事業がないわけなんですけれども、パンフレットはいっぱい置いてあるんですけども、そういう働くに当たって、プラスになるような技術取得の講座とか、それからこういうところが雇用で求人が多いとか、そういう町内の求人情報を提供するとか、そういうやっぱり基本的な機能をもっと持たせた形で今こそしていくべきだと思うんですが、この点についてどうでしょうか。

議 長 和田常務理事！

施設管理サービス公社常務理事 自主グループの育成でございますが、確かに言われますように、4グループ昨年度より減っているわけでございますが、聞いているところによりますと、講座が修了してから初めはいいわけでございますが、年々たっけていきますと、人が集まりにくいというふうな状況で減っていったようでございます。確かに言われますように、施設の利用につきましてはふえていくような形で、また考えていきたいと考えております。

それから、この講座につきましても、アンケートを実施させていただいて、人気の高いものを開催するという考え方でことし計画をさせていただいております。

議 長 5番議員！

5番議員 利用しやすいように、また改善をしていきたいということなのですが、先ほど言いましたように、具体的な面におきましては、やはりああいう場で、公的な場で全部その名前から年齢から住所から全部書くということについては、気楽にはなれないんですね、利用する方としたら。ですから、代表の方は当然要ると思うんですけども、その他何名とか、そういう形で使うことができれば、もっともっと使いやすいと思うんです。私も、以前にちょっと使わせていただいたこともあるんですけども、それがやっぱり参加する場合の気分的な大きな抵抗になっていたのは、本当に大きなものがありました。ですので、その点についてぜひ早急に改善をしていただきたいというふうに再度ちょっとお願いをしておきます。

それからもう一つは、先ほど人気のある講座からということでしたけれども、そういう人気のある趣味的なものだけではなくて、やっぱり働く婦人の家としての機能を発揮するという立場に立っていただきまして、本当に今働きたいけど、職場がない。パートでさえも本当に働く場がないとか、いろいろな問題が出ているわけですから、そういう点で言うたら、ハローワークの方ではいろんな技術を取得するのを無料でとかという制度がありますけれども、ぜひ広陵町の方でもとりわけヘルパーさんの資格を取得したいとか、いろいろそういう方は大勢いらっしゃるわけなんですね。そういう点を研究していただいて、広陵町でそのような働くために必要な資格とか勉強とかマナーとか、そういう部分の講座を積極的に開設していただいて、広陵町の婦人が生き生きとあちこちで働けるように、そして雇用機会拡大できるような、そういう事業をしてほしいということなんです。その点について、再度ちょっと検討していただけるかどうかお聞きしたいと思います。

議 長 和田常務理事！

施設管理サービス公社常務理事 確かに言われますように、働く主婦、また女性ということで、議員さんの意見を参考にして、また考えていきたいと、そういうように思います。

議 長 3番議員！

3番議員 1つ、講座をずっと英検とか、それから日商の文書技能検定とかというふうな形でされてるわけですけども、これは検定そのものの面倒まで見られるわけですか。ほいで、そこでの合格されてる実績というのは、どんなふうな形になってるのかというのを1つお聞かせ願いたいと思います。

それと、自主事業の方なんですけども、前に使用規定が変わって、今まで自主事業でそこに登録されていた方というのが、最長10年までは使用ができたものが、5年ということに

期限が切られてしまって、今まで利用してた方も利用ができないような形になってしまつてると、無料でですね、利用ができないような形になってしまつてるといことが自主事業も少なくなつてきた要因の一つだということでも思つてるわけですけども、今後検討されていく中で、このことも一緒に検討していただけるのかどうか、それもお聞かせ願ひたいと思ひます。

議 長 和田常務理事！

施設管理サービス公社常務理事 利用料につきましては3年間と、それで更新後3年間ということで利用料の半額ということとさせていただきます。それが自主グループの減になつてきているかということのご質問だと思うんですけども、そういうふうには考へておりません。ただ、いかにうまく利用をふやしていただけるかということにつきましては、いろいろと内部で協議をしてるところでございますので、また参考にさせていただきます、利用がふえますような形で、また検討していきたいと、そういうように思ひます。

議 長 ほかにありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。これで報告第2号の報告は終わりました。

しばらく休憩いたします。3時から再開いたします。

(P.M. 2 : 30 休憩)

(P.M. 3 : 00 再開)

議 長 それでは、休憩を解き再開いたします。

議 長 次に日程5番、議案第1号、広陵町税条例の一部を改正することについてを議題とします。

本件について説明願ひます。 収入役！

収 入 役 それでは、税条例の改正につきましてご説明をさせていただきます。

この改正につきましては、町民税並びに固定資産税の前納報奨金の改正でございます。最近の市場金利につきましては、依然として金利が低金利という状況が続いております。また、近隣の市町村におきましても、この前納報奨金につきまして廃止あるいは交付のこの率の見直しが続いておると、こういう状況でございます、奈良市、橿原市、平群町、斑鳩町などでは、こういった前納報奨金が廃止されてると、こういう状況でございますので、広陵町につきましても、これの見直しをしたいと、こういう意味でございます。

前納報奨金の額につきましては、1カ月「100分の0.5」を「100分の0.3」に、最高限度額「50万円」を「30万円」に改正させていただくものでございます。これは町民税と固定資産税に係る分でございます。

この条例は平成16年4月1日から施行と、こういうことでございまして、これによる減額の想定でございますが、平成15年度では約1,600万円の前納報奨金を出さしていただきました。これによりまして、予定では約1,000万円程度になるんじゃないかと、こういうふうに想定をいたしております。どうぞよろしく願いいたします。以上でございます。

議長 次に日程6番、議案第2号、広陵町消防委員会条例の一部を改正することについてを議題とします。

本案について説明願います。 総務部長！

総務部長 議案第2号、広陵町消防委員会条例の一部を改正することについて、議案書の5ページ、6ページをごらんいただきたいと思えます。

この条例につきましては、昭和36年7月から見直しておらず、消防委員会の所掌する事項について現状になじまないことから、昨年11月18日の消防委員会においてご指摘がございました。したがって、今回の議会で改正していただきたく、上程させていただきました。

改正内容でございますが、第3条の委員会所掌事項を改正するもので、消防団の設備、定員、待遇、服務、懲戒などをご審議いただくことといたしております。ご審議のほどよろしくお願い申し上げまして、提案説明とさせていただきます。

議長 次に日程7番、議案第3号、平成15年度広陵町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

本案について説明願います。 企画財政部長！

企画財政部長 今回補正いたしますのは、歳入歳出それぞれ1億4,130万9,000円の減額でございます。歳入歳出予算の総額をそれぞれ103億7,135万4,000円とするものでございます。

初めに、歳出の方から主なものにつきまして簡単にご説明させていただきますので、議案の16ページをごらんいただきたいと思えます。

まず、庁舎省エネルギー化改修工事841万円の減額についてでございます。これは昨年から進めておりました庁舎の空調など省エネルギー化の工事の費用が競争入札の結果で工事

費が減額されたためであります。

次に、その下の退職手当組合特別負担金4,408万2,000円につきましては、退職者10名に対します退職手当組合の特別負担金でございます。

次に、1つ飛んで、傷害補償金500万円につきましては、昨年11月の選挙公報配布中に交通事故に遭い、亡くなりました寺戸の中川さんに対します町民活動保険の死亡保険金でございます。

次に、その下の積立金5,494万4,000円につきましては、それぞれの基金の一時借入金に対します繰りかえ運用での金利を積み立てたものでございます。

なお、財政調整基金につきましては、計画整備協力金、後で歳入で出てまいります、計画整備協力金3,640万円に対する積立金も含まれております。

続きまして、同じページの下の段でございますが、選挙費でございますが、昨年11月9日に行われました知事選挙につきまして、当初単独選挙ということで経費を見ておりましたけども、衆議院の総選挙とダブル選挙になりましたので、選挙経費がほとんど折半されたことに対します経費軽減による減額でございます。

続いて、17ページでございます。下の衛生費、清掃費の葛城清掃事務組合負担金968万2,000円の減額でございますが、組合会計におきます公債費の金利の軽減、それからアクアセンター「かもきみの湯」の入場者がふえましたので、入場者増によりまして負担金が減額されたものであります。

その下の周辺環境整備費補助金1億7,000万円の減額でございますが、これは新清掃施設の建設に伴う地元協議を現在も進めておりますが、すべての地区での合意がまだ得られておりませんので、補助金を改めて16年度予算で計上することにいたしまして、15年度の予算としては減額さしていただくことになりました。

続いて、18ページでございます。真ん中の農商工費の農地費につきまして、消耗品6万円と県単独農道整備事業266万円の減額につきましては、県の補助金を申請しておりました2件につきまして、南郷地区の農道整備工事の申請をしてございましたけども、そのうちの1件が不採択になりましたので、関係予算を減額するものであります。

その下の測量・設計委託料825万3,000円の減額につきましては、中地区の農業用河川工作物工事の測量・設計につきまして、当初の国庫補助申請が県単事業扱いとなりましたために、調査設計が不用になったこと、それからもう一つ国有財産の譲与手続委託料が競争入札の結果で費用が軽減されたものなどの減額であります。

続きまして、19ページでございます。消防費で香芝・広陵消防組合負担金1,300万1,000円の減額につきましては、人事院勧告によります人件費の減額分でございます。

その下の防火水槽設置工事1,216万1,000円の減額につきましては、当初中、古寺、広瀬の3カ所での防火水槽の設置予定でありましたが、中は立地条件などにより、また古寺につきましては集会所建設との関連によりまして、16年度以降で改めて設置を検討することになったため、15年度予算を減額するものであります。

次に、20ページでございます。公債費の長期利子1,984万2,000円の減額につきましては、当初の金利の予算が金融機関との交渉によりまして、予算より軽減されましたので、その不用額を減額するものであります。

以上、歳出の合計が1億4,130万9,000円の減額補正となっております。

続きまして、12ページをごらんください。歳入予算についてご説明申し上げます。

地方交付税2,686万4,000円の減額でございますが、この減額要因はさまざまものがございまして、その中で最大のものは公債費に対します償還額の交付税算入が当初の想定よりも小さくなりましたので、交付税を減額されたものであります。

次に、国庫負担金でございますが、地域省エネルギー普及促進事業負担金4,082万5,000円の減額につきましては、庁舎の省エネルギー化工事につきましては、当初国庫負担金ということで予算計上しておりましたが、負担金を負担する団体が国の外郭団体「新エネルギー産業技術総合開発機構」という外郭団体であるため、予算科目を雑入に振りかえたものでございます。

その下の同じ国庫負担金としまして231万円、それから207万円、それにその下の県負担金で同様の負担金の増額がございますけれども、これは保険給付の増額に対します国と県との補てん分であります。

続いて、13ページでございます。最初の県補助金の水田農業経営確立対策事業交付金112万8,000円の減額につきましては、事業が15年度で廃止になりまして、16年度で事業名称を変えて新設されることに伴う減額であります。

それから、その下の県単土地改良整備事業補助金90万円の減額につきましては、先ほどの歳出で申し上げました南郷地区の県単事業申請のうちの1件が不採択になったことによる減額であります。

次の知事選挙委託金につきましては、先ほど申しました減額の要因による減額でございます。

それから、次の水田農業経営確立対策事業確認業務委託金39万2,000円の増額につきましては、先ほど申しました水田農業経営確立対策事業交付金、一番上の分でございますが、それが廃止になったことに対します県の補てんでございます。

次の財産収入、財産運用収入の町基金利子474万1,000円の増額につきましては、基金からの繰りかえ運用をしたことによる金利の増でございます。

一番下の寄附金としての計画整備協力金3,640万円の増額につきましては、畿央大学の北側にあります馬見中3丁目の開発に伴い、開発業者5社からいただいているものでございます。

14ページでございます。基金の繰入金1億9,988万7,000円の減額につきましては、当初財源不足のため繰り入れを予定しておりましたが、ほかの財源確保ができたことによりまして減額するものであります。

続いて、諸収入の雑入、地域省エネルギー普及促進事業負担金3,585万7,000円につきましては、先ほど申しましたように、科目振り替えをした分の雑入でございます。

なお、この雑入の負担金と先ほどの国庫負担金の金額に食い違いがございますのは、競争入札の結果によります事業費の変更も含まれるということでご解釈をお願いいたします。

それから、次の傷害保険金500万円につきましては、先ほど申しました寺戸・中川さんの保険金が損害保険会社から入金されたものであります。

次の町債でございますが、減税補てん債と臨時財政対策債につきましては、確定による減額、それから次の2つ、庁舎省エネルギー化改修事業債、また防火水槽設置事業債につきましては、事業費の減額によるものであります。

15ページでございます。最後に、14年度歳計剰余金につきましては、6,569万円を増額しております。

以上で平成15年度広陵町一般会計補正予算（第5号）の議案説明とさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

議 長 次に日程8番、議案第4号、平成15年度広陵町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について説明願います。 住民生活部長！

住民生活部長 議案書の21ページでございます。今回の補正は、歳入歳出それぞれ3,604万2,000円を追加し、総額を20億7,717万2,000円とさせていただきます。

歳出からご説明申し上げます。26ページをお開きいただきたいと思います。

まず、2款保険給付費の一般被保険者療養給付費では、医療の高度化に加え、被保険者の高齢化及び最近の経済情勢を反映し、保険者数が増加、医療費が高騰した中で、今回その不足する見込み額3,100万円をお願いするものでございます。

次に、3款老人保健拠出金でございますが、当初予算におきましては、医療費拠出金に係る概算算定率をもって計上をさせていただいておりましたが、今回確定算定率をもちまして、医療費の拠出金に不足を生じることから、その額504万2,000円をお願いするものでございます。

24ページの歳入にお戻りいただきたいと思います。2款国庫支出金の療養給付費等負担金につきましては、医療費及び老人保健拠出金の増加に伴いまして1,441万6,000円を、それから財政調整交付金も同様の事情によりまして180万2,000円を計上させていただいたものでございます。

次に、一般会計繰入金につきましては、保険基盤安定繰入金及び保険者支援分並びに財政安定化支援事業繰入金の繰入額の確定に伴いまして、それぞれ所要の額を計上させていただいております。

最後に、25ページでございますが、繰越金につきましては、なお不足する財源といたしまして前年度繰越金2,496万2,000円のうちから、328万9,000円を充当させていただくものでございます。以上、何とぞよろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

議 長 次に日程9番、議案第5号、平成15年度広陵町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について説明願います。健康福祉部長！

健康福祉部長 それでは、議案第5号、平成15年度広陵町介護保険特別会計補正予算についてご説明を申し上げます。

議案書の32ページをごらんいただきたいと存じます。今回の補正につきましては、歳出の保険給付費が要介護認定者及びサービス利用の増加に伴いまして、年10%を超える伸びで増大しております。このことによりまして、介護サービス等諸費を7,920万円を増額するものであります。これに伴いまして、30ページ、歳入の公費負担であります国庫負担金、県負担金、繰入金の町負担金及び支払基金交付金並びに31ページの介護給付費準備基金繰入金を補正するものであります。

なお、公費負担及び支払基金交付金は、変更申請の金額で計上しております。

歳入歳出それぞれ7,920万円を追加し、歳入歳出予算総額それぞれ9億988万6,000円とするものでございます。以上、簡単ですが、議案説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

議 長 次に日程10番、議案第6号、平成15年度広陵町下水道事業特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

本案について説明願います。 都市整備部長！

都市整備部長 それでは、議案第6号、平成15年度広陵町下水道事業特別会計補正予算についてご説明申し上げます。37ページでございます。

歳出からご説明申し上げます。

総務費の委託料でございますが、これは入札による執行残で、台帳分と事業認可変更図書分、同じでございます。

その下段の公債費につきましては、償還金の利子の変更によるものであります。

次に、歳入の説明をいたします。1つ手前の36ページにお戻りいただきたいと思ひます。

手数料の増につきましては、指定工事店と責任技術者の増によるものです。

繰入金については、予算額の減に伴う繰入金1,192万7,000円の減額であります。

それと、雑入としまして消費税の還付金97万7,000円でございます。

寄附金としまして、奈良県の下水道公社の解散に伴います出資金の返還分としての36万6,000円あります。

以上、歳入歳出それぞれ1,047万4,000円を減額し、総額それぞれ16億2,057万3,000円とするものであります。以上、よろしくお願申し上げます。

議 長 次に日程11番、議案第7号、平成15年度広陵町用地取得事業特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

本案について説明願います。 環境整備部長！

環境整備部長 それでは、議案第7号、平成15年度広陵町用地取得事業特別会計補正予算についてご説明を申し上げます。

議案書の38ページでございます。この補正につきましては、新清掃施設関連のコミュニティー施設用地の先行取得がほぼ完了いたしましたので、事業費確定により不用額を減額するもので、歳入歳出それぞれ6,658万5,000円を減額し、予算額を2億4,777万4,000円とするものでございます。

43ページをごらんいただきたいと存じます。公有財産購入費で6,376万5,000円、補償補てん及び賠償金で282万円をそれぞれ減額させていただきます。

なお、用地費は、1件だけ事情がございまして未契約となっておりますが、その分につきましては16年度当初予算に改めて計上させていただいております。

歳入につきましては42ページのとおり、減額見合いの一般会計繰入金と町債をそれぞれ減額するものでございます。よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

議 長 次に日程12番、議案第8号、奈良広域水質検査センター組合規約の変更についてを議題とします。

本案について説明願います。 水道局長！

水道局長 議案第8号、奈良広域水質検査センター組合規約の一部を改正する規約についてご説明申し上げます。

45ページをごらんいただきたいと思います。本規約の改正につきましては、さきの水質基準に関する省令の改正によりまして、水質基準及び水質検査方法等が12年ぶりに改められ、本年4月1日より施行されることになりました。このことにより、改正前におきましては、原水及び浄水について、毎年1回全項目検査が義務づけられておりましたが、改正後におきましては、過去3年間の検査結果がいずれも基準の10分の1以下の場合は、3年に1回以上に検査頻度下げることができることになりました。このため、組合規約第15条に規定する経費の負担区分の算定基礎中、定期全項目検査の検体数を検体数割として算出根拠とすることに不都合が生じることになり、見直す必要が生じたものであります。そのため、今回定期全項目検査の検体数にかわるものとして、当該年度における定期検査の必要な浄水に係る施設数を算出基礎とすることに変更されたものであります。

第15条第1項につきましては、施設整備負担金について、そして同条第2項につきましては、経常経費負担金について、それぞれ負担割合を定めているところですが、この負担割合のうちの「検体数割」を「施設数割」に変更をお願いするものです。

ちなみに、本町の平成15年度の負担金は、検体数が13検体で、金額は141万7,000円でしたが、今回の改正により平成16年度は施設数が3施設で、負担金額は85万2,000円となる予定であります。

なお、この奈良広域水質検査センター組合規約の一部を改正する規約の施行日は、平成16年4月1日からとなっております。以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げ、説明とさせていただきます。

議 長 次に日程13番、議案第9号、平成16年度広陵町一般会計予算を議題とします。

本案について説明願います。 企画財政部長！

企画財政部長 それでは、議案第9号、平成16年度広陵町一般会計予算をご説明申し上げますが、何分ボリュームがあり、少し時間が長くなると思いますが、どうかよろしく願い申し上げます。

なお、説明の資料としましては別冊子の予算書及び予算に関する説明書をごらんいただきたいと思えます。

それでは、冊子に入るまでに、最初に平成16年度予算編成の全体的状況を簡単に申し上げます。

16年度の施政方針につきましては、先ほど町長が午前にご説明申し上げましたが、懸案の新清掃施設の建設や周辺対策も初め、数々の行政需要に対応すべく、多額の財政需要が見込まれることから、例年にも増して厳しい財政状況であります。このため、昨年部長級の職員で組織します広陵町行財政改新検討プロジェクトを設置しまして、その検討結果によりまず答申内容に基づき、すべての事務事業の根本的見直しを行い、経常経費の削減と徹底した節減合理化、事務事業の優先順位の厳しい選択に努めております。

それでは、冊子の予算書に沿って説明させていただきます。

まず、11ページをごらんいただきたいと思えます。11ページから13ページにわたります。歳入歳出予算の事項別明細書を掲載しておりますが、平成16年度一般会計の予算総額としましては、119億円ちょうどということになっておりまして、15年度当初予算に対しまして12.9%、13億6,000万円の増額となっております。

続きまして、主な歳入の内容を説明させていただきます。

14ページでございます。町民税につきましては、個人分で2,900万9,000円の減収となっております。

一方、法人分では逆に988万9,000円の増収となっております。これを合わせまして、平成15年度当初予算に対し1,912万円の減収となるわけでございます。

次の固定資産税では、土地で約3,800万円の減収、それから家屋では約3,200万円の増収となっており、このほかの償却資産などを合わせまして差し引きで1,236万1,000円の減収でございます。

そして、そのほかの税と合わせました町税全体としましては、16ページの最初の町たばこ税までを入れました合計では、0.8%減、約2,700万円の減収となっております。

なお、徴収率の見込みとしましては、各税目別の現年度分で96.03%から98.5%の間となっております。

次は16ページ、同じページの2つ目にございます所得譲与税でございます。これは国の三位一体の改革に基づきます将来の税源移譲につなげる新設の譲与税でございます。この所得譲与税の創設で5,263万1,000円を計上させていただきました。

20ページでございます。歳入の中で大きな位置を占める地方交付税でございますが、24億5,300万円となっております。交付税の算定で基準財政需要額の計算基礎となっております経常的経費で15年度に比べ0.5%の減、投資的経費で25%の減で、本来なら大きな減額になるところであります。しかし、16年度では、平成12年度のさわやかホールの建設など、町債の償還開始に伴います交付税の算入がありますので、それが大きな増額となりまして、差し引き合計では15年度に比べ700万円の減、0.3%の減額にとどまっております。

ただし、これまで交付税の不足分を補ってまいりました臨時財政対策債、これ44ページ、後から説明しますが、44ページの臨時財政対策債が大きく減額されておりますので、結果的には両方合わせると大きな減額となっております。このことにつきましては、後ほど改めて説明させていただきます。

26ページをごらんいただきたいと思います。民生費国庫負担金でございますが、右側の27ページに明細がございまして、その11番目、第11節で被用者小学校第3学年修了前特例給付負担金という長い名前の負担金、それから次の12節には、非被用者小学校第3学年修了前特例給付負担金というのがあります。これは児童手当の支給対象が、現在の小学校就学前から小学校3年生までに拡充されるための国からの負担金でございます。

なお、これにつきましては、県の負担金としましても、33ページの方に第9節、第10節にそれぞれの県の負担金がございますので、よろしくお願い申し上げます。

29ページをごらんいただきたいと思います。国庫補助金でございます。右側にその明細がございしますが、主なものとしましては、一番初めのコンピューターシステムの整備としまして地域イントラネット基盤施設整備事業補助金が4,000万円、新清掃施設関連で3つございますが、廃棄物処理施設整備補助金が6億7,800万円、それから町道古寺中線整備事業補助金が5,500万円、以上の3つがございます。それからもう一つ、百済赤部線の歩道設置のための交通安全施設整備事業補助金が8,030万円がございます。

それから、下から5つ目でございますが、真美ヶ丘第二小学校のエレベーター設置のため

の公立学校建設大規模改造事業補助金が1,666万6,000円など補助金を計上しております。

次は、44ページをごらんいただきたいと思います。公債費、いわゆる町債でございます。右の45ページにその明細が記載されておりますが、まず3つ目の総務債としまして、先ほど申しました地域イントラネット基盤施設整備事業債で7,200万円、新清掃施設債として新清掃施設整備事業債が6億9,930万円、小学校債としまして真美ヶ丘第二小学校エレベーター設置事業債で2,500万円、それから社会教育債としまして集会所整備事業債で9,750万円が主な内容でございます。

なお、同じ欄の最初でございます、最初から2つ目の減税補てん債借換債は、減税補てん債の一括償還のためのものでございますが、その費用に5億8,470万円を計上しております。

それから、その次の3つ目、臨時財政対策債、先ほど申しました臨時財政対策債に5億1,720万円を計上しております。これが国の地方財政計画によりまして、15年度当初予算に比べ2億1,280万円、29.2%の減額となっております。それで、先ほどの交付税とこれと合わせますと、約2億2,000万円、6.9%の減額でございます。

以上が歳入の主な内容でございます。

続きまして、これからは歳出の主な内容を説明させていただきます。

55ページをごらんいただきたいと思います。その11番目、個人情報保護条例策定委託料というのがございますが、577万5,000円でございます。これは情報公開条例が既にありますが、それと表裏一体の条例でございまして、個人情報保護条例を策定するためにいろいろ委員会を設置したり、また個人情報のデータベースをつくる費用でございます。それから、同じページの真ん中辺で15節工事請負費、地域イントラネット基盤整備事業が1億5,000万円。先ほど申しましたいろんな補助金に対する歳出でございます。1億5,000万円でございます。これは町内の公共施設を光ファイバーで結びまして、高速大容量の情報伝達を行うためのものでございます。将来はインターネットによりまして、自宅から各種申請、施設予約、図書館の蔵書検索などが可能となるということでございます。

続きまして、67ページでございます。第8節報償費としまして、町税前納報奨金、先ほど条例改正で申しましたように、交付率を0.5%から0.3%に引き下げた歳出予算、ことしは1,100万円となっております。

次に、73ページでございます。参議院議員の選挙費ということで、これからこの中でい

ろんな費用を見ておりますけども、ことしの夏に予定されております選挙の費用でございます。次の75ページまでございます。

続きまして、83ページでございます。上から6番目、食の自立支援事業委託料、これはひとり暮らしの高齢者の方に対しまして現在も配食サービスをしておりますが、その従来のものより内容、それから回数を充実して県の補助金をいただいて実施するものでございます。次の7番目の緊急通報システム事業委託料100万8,000円でございますが、これも従来のシステムを充実をして体制を強化させまして、民間の委託会社を利用しました駆けつけ員という制度を実施します。それから、看護師によります安否確認や随時の健康相談も盛り込んだ新しい制度の委託料でございます。

87ページでございます。下から4つ目の箱の18節備品購入費で、施設備品90万円を見ておりますが、これは昨今の喫煙対策でございますが、さわやかホールの方で空気清浄機を3基設置する費用でございます。

なお、このほかの各公共施設におきましても、喫煙自粛、それから分煙、禁煙などの周知する看板を設置する費用をまた別のところで見ております。それにつきましては、53ページの11節の需用費の消耗品費の中で見ております。このように各施設でいろいろ喫煙に対します健康被害をできるだけ小さくするために、そういう対策を16年度で立てていきたいということでございます。

89ページをごらんください。8節報償費の次世代育成支援行動計画策定委員会委員謝礼16万円、それから一番下の第13節委託料の2番目、次世代育成支援行動計画委託料ということで15年7月に推進法が制定されましたので、それに基づき、平成17年度から10年間の行動計画策定が各市町村に義務づけされることによりまして、委員会設置と計画策定を伴うものでございます。

91ページでございます。第20節の扶助費でございますが、先ほど歳入で申し上げました児童手当の支給対象拡充を含めました児童手当の関係予算でございます。1億5,852万円ということでございます。

それから、111ページでございます。新清掃施設建設費ということで、このページは新清掃施設関連のページでございますが、8節の報償費では、機種選定委員会の委員等の謝礼、それから13には委託料、また15節の工事請負費では、ごみ燃料炭化施設の建設工事、またリサイクル施設の建設工事、ワンダーランドの進入路の工事等の予算を見ております。また、一番最後の方には、周辺環境対策整備補助金を見ております。このほかに117ページ

の工事請負費としまして新清掃施設関連で第15節の工事費で、上から2番目の団体営水環境整備事業（古寺地区）ということで3,295万円、これは古寺区の環濠整備の費用でございます。また、129ページの工事請負費3番目、古寺中線道路整備工事3,000万円、またその下の町道用地取得費5,210万円のうち、このうちの4,200万円がその道路の用地の購入費ということでございます。

それから、143ページをごらんください。工事請負費、防火水槽設置工事2,185万円、その次の負担金補助及び交付金で消防施設整備費補助金、これは従前からの各大字の消防用具、消火器などの設備を充実するための補助金でございます。その次の災害用資機材整備補助金ということで、これは今年度新設したものでございますが、大地震などで地域の人々が近隣の被災者の救出や復旧活動に役立つようにスコップ、バールなど大字・自治会で購入、設置を進めるための補助金の制度でございます。

151ページをごらんください。これも第15節の工事請負費で真美ヶ丘第二小学校エレベーター設置工事でございます。これで小学校、あと残るのは東小学校だけでございますが、残っていた2つのうちの1つの小学校ということで真美ヶ丘第二小学校に障害児童、また体の不自由な方とか高齢者の保護者のためのエレベーター設置でございます。

171ページでございます。第15節、これも工事請負費でございますが、新清掃施設関連ということで、古寺集会所の建設工事1億4,820万円を見ております。

次は、173ページでございます。これも工事請負費でございますが、巢山古墳史跡整備工事ということで2,038万円でございます。

以上が主な歳出の内容でございます。以上で議案第9号、平成16年度一般会計の予算の説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

議 長 次に日程14番、議案第10号、平成16年度広陵町国民健康保険特別会計予算を議題とします。

本案について説明願います。 住民生活部長！

住民生活部長 それでは、議案第10号、平成16年度広陵町国民健康保険特別会計予算についてご説明を申し上げます。

平成16年度の予算総額は、歳入歳出それぞれ20億8,076万1,000円をお願いするものでございます。対前年度比率1.9%の増額予算となっております。

まず、本会計につきましては、去る2月24日、国民健康保険運営協議会でご了承を賜っております旨、ご報告を申し上げます。

それでは、予算の主な内容につきましてご説明を申し上げます。

200ページをお開きいただきたいと思います。初めに、歳入ですが、まず国民健康保険税のうち、一般被保険者の医療給付費現年課税分では、被保険者数を8,870人、3,970世帯と見込み、計上をいたしております。介護納付金現年課税分では、被保険者数を2,870人、1,953世帯と見込み、計上をしております。また、滞納繰越分につきましては、所要の見込み額を計上いたしております。

次に、退職被保険者に係る医療給付費現年度課税分では、被保険者数を1,430人、610世帯と見込み、計上をしております。介護納付金現年課税分では、被保険者数を642人、456世帯と見込み、計上をいたしております。また、滞納繰越分につきましては、所要の額を計上いたしております。

次に、国庫支出金の療養給付費等負担金は、国の負担分5億6,835万円を計上いたしております。内訳といたしましては、一般被保険者に係る医療費分で3億6,551万6,000円、老人保健医療費拠出金で1億4,749万4,000円、介護納付金で5,534万円となっております。

次に、高額医療費共同事業負担金は、平成14年10月に高額医療費共同事業の拡充が図られまして、各保険者が拠出する高額医療費に対し、国と県がそれぞれ4分の1の負担をするもので、1,091万9,000円を計上いたしました。

次に、202ページでございます。国庫補助金の普通財政調整交付金は、全国の保険者の財政力を画一的な基準に基づき算定されるもので1億2,783万4,000円を、特別財政調整交付金は各保険者の保険運営における特別な事情により交付されるもので177万2,000円を計上いたしております。

次に、療養給付費交付金につきましては、退職者医療制度に係る医療費から保険税相当分を差し引き、残る額を社会保険診療報酬支払基金から交付を受けるもので3億8,256万7,000円を計上をいたしました。

次に、県支出金の高額医療費共同事業負担金は、さきの国庫負担金同様、県の負担分を計上しております。

次に、204ページでございます。財政健全化補助金につきましては、地方単独事業である福祉医療の助成事業を実施することにより、その波及分については国庫負担金が減額されることになることから、その額の2分の1を補助金として交付されるもので762万7,000円を計上いたしております。

次に、共同事業交付金は、県と国保連合会が実施主体となり、70万円以上の高額医療費に対し交付を受けるものであり、3,052万3,000円を計上いたしました。

次に、一般会計繰入金でございますが、保険基盤安定繰入金などそれぞれ一定のルールに基づいた額を見込み、計上をさせていただいております。

次に、206ページの財産収入、諸収入では、それぞれ各項目ごとに所要の額を見込み、計上させていただいております。

次に、210ページの歳出についてご説明を申し上げます。

総務費の一般管理費では、電算の委託に係る費用、レセプト点検に要する費用、事務処理に必要な費用として2,074万円を見込んでおります。

次に、連合会負担金としては225万6,000円。

運営協議会では委員18名の報酬として36万円を計上しております。

次に、212ページの療養諸費の療養給付費でございます。一般被保険者に係る医療費の見込みは、1人当たりの平均医療費と被保険者数をもとに、過去4年間の平均医療費の15%増、退職分では一般分と同様に積算し15%増を、それから療養費におきましても療養給付費と同様に積算し、一般被保険者では35%増、退職分では20%増を見込み、計上しております。このことから、1人当たりの見込み額におきましては、療養給付費で一般分は12万6,227円、退職分は27万1,245円、また療養費では一般分で3,378円、退職分は5,520円となっています。

次の審査支払手数料は、年間レセプト件数を8万1,600件と見込み、658万1,000円を計上いたしております。

次に、高額療養費につきましては、一般被保険者では4.3%増、1人当たり1万3,540円、退職分では57.1%増の1人当たり2万2,021円を見込み、計上をいたしております。

次に、214ページの出産育児一時金は、1件30万円で60件を見込み1,800万円を、また葬祭費につきましては1件3万円で144件を見込み432万円の予算を計上いたしております。

次に、216ページ、老人保健拠出金であります。老人の加入率が21.1%で、拠出金の金額も税収の55.3%を占める状況であります。本年度予算では、平成14年度精算による還付返済金として1,186万2,000円、16年度概算分として4億5,025万円、差し引き4億3,838万8,000円を計上しております。

次に、介護納付金では、国庫加入者のうち第2号被保険者を3,264人と見込み、平成14年度の精算分及び16年度概算納付金、合わせまして1億3,834万9,000円を計上いたしております。

次の共同事業拠出金は、70万円以上の高額医療費に対する各保険者間の再保険事業の掛金に相当するもので、4,367万7,000円を計上いたしました。

次に、218ページでございます。保健施設費ですが、健康家庭表彰費、年6回の医療通知書、人間ドックの助成費を含め、健康づくりのための費用等に976万2,000円を計上いたしております。

次に、220ページの公債費、保険税還付金、予備費については、科目取りに加え、所要の予算を計上いたしました。

以上で平成16年度広陵町国民健康保険特別会計予算の説明を終わります。何とぞよろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。以上です。

議 長 次に日程15番、議案第11号、平成16年度広陵町老人保健特別会計予算を議題とします。

本案について説明願います。 住民生活部長！

住民生活部長 それでは、続いて議案第11号、平成16年度広陵町老人保健特別会計予算についてご説明を申し上げます。

平成16年度の保健特別会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ22億7,520万1,000円をお願いするものでございます。対前年度比4.6%の増額予算になってございます。

228ページをお開きいただきたいと存じます。初めに歳入ですが、ご承知のとおり、本会計の財源については、その負担割合が決められており、平成14年10月の制度改正により、段階的に保険者の負担軽減が図られております。本年度においても、負担割合は二段階に分かれております。まず、一段階での負担割合は、平成15年10月診療分から平成16年9月診療分までで支払基金が100分の62、国庫支出金が600分の152、県と町がそれぞれ600分の38となっており、第二段階といたしましては、平成16年10月診療分から平成17年9月診療分までで支払基金が100分の58、国庫支出金が600分の168、県と町がそれぞれ600分の42に負担割合が決められていることを受け、それぞれに算定した額でもって計上をいたしております。

次に、232ページの歳出でございます。

まず、総務費の総務管理費では、事務経費、共同電算処理委託、レセプト点検、医療費通

知等の費用を見込み1, 123万1, 000円を計上いたしております。

次に、本会計の大部分を占めます医療諸費のうち医療給付費では、過去3年間の1人当たり平均医療費の6.5%増を見込み、国保加入者で2,200人、平均68万1,200円を、また社保加入者では910人、平均72万4,000円を見込み、計上いたしております。また、老人の高額医療費分として、外来で1人当たり6,900円、入院で1人当たり1万700円と見込み、それぞれ3,110名の方を対象に計上いたしました。

次に、医療費給付費でございますが、はり、きゅう、コルセット等の費用で医療給付費と同様に、平均支給額の10%増を見込み、予算計上をさせていただいたものでございます。

また、審査支払手数料では、受診件数の増で国保加入者では月4,300件、社保加入者では月1,800件、1件当たりの手数料はそれぞれ111円60銭を見込み、計上いたしております。

最後に、234ページの予備費におきましては、100万円を計上させていただいております。

以上で平成16年度広陵町老人保健特別会計予算の説明を終わります。何とぞよろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

議 長 次に日程16番、議案第12号、平成16年度広陵町介護保険特別会計予算を議題とします。

本案について説明願います。健康福祉部長！

健康福祉部長 それでは、議案第12号、平成16年度広陵町介護保険特別会計予算についてご説明を申し上げます。

予算説明書の237ページをごらんいただきたいと思います。平成16年度の介護保険特別会計歳入歳出予算の総額は8億8,004万2,000円となっております。予算の内容につきましては、246ページをごらんいただきたいと思います。存じます。

まず、歳入の第1号被保険者保険料でございます。保険料率は介護保険条例で3年に1度設定することになっております。平成15年度から平成17年度までの3年間の保険料率の基準月額を月額2,500円、年額3万円を基準として計上いたしました。保険料率の所得段階別被保険者数は、第一段階で48人、第二段階で1,218人、第三段階で2,469人、第四段階で539人、第五段階でも539人の計4,813人を見込んでおります。そのうち年金から天引きして納めていただきます特別徴収分の保険料1億1,735万6,000円、普通徴収分の保険料2,933万9,000円、滞納繰り越しの普通徴収保険料で

72万3,000円を見込み、全体保険料といたしまして1億4,741万8,000円を計上させていただきました。

次の使用料及び手数料の督促手数料でございますが、普通徴収対象者に対する督促手数料として4万円を計上しております。

次に、国庫支出金の介護給付費負担金でございます。保険給付費の20%、1億7,036万4,000円を計上しております。

次のページの国庫補助金の調整交付金につきましては、算定率を4.78%の率で4,071万7,000円を計上いたしました。

事務費交付金につきましては、国の税財源の地方への移譲を含む三位一体改革の一環として一般財源化されましたことによりまして廃目をいたしました。

続きまして、支払基金交付金の介護給付費交付金につきましては、保険給付費の32%相当額2億7,258万3,000円を計上させていただきます。

次に、県支出金の介護給付費負担金につきましては、県の負担分として保険給付費額の12.5%を受け入れるもので1億647万8,000円を計上いたしました。

次のページの寄附金につきましては、予算科目どおりでございます。

次に、繰入金の現年度分介護給付費繰入金につきましては、町としての負担分で保険給付費の額の12.5%、1億647万8,000円を計上したものでございます。

職員給与等繰入金につきましては、2,716万円を計上しております。

次の介護給付費準備基金繰入金につきましては、平成15年度から17年度までの3年間の中期財政計画における保険料抑制財源として基金からの繰り入れを行うもので、866万4,000円を計上させていただきました。

次のページの諸収入の預金利子以降の第三者納付金、返納金、雑入につきましては、予算科目どおりでございます。

続きまして、歳出に移らせていただきます。恐れ入りますが、254ページをごらんいただきたいと存じます。

総務費の一般管理費につきましては、介護保険事業の実施に伴います関係経費で総額750万4,000円を計上しております。

国保連合会負担金につきましては、サービス提供事業者を支払われる介護報酬の審査及び支払いに関する事務を奈良県の国民健康保険団体連合会に委託する費用の負担でございます。81万2,000円を計上しております。

次の介護認定審査会の認定調査費等につきましては、審査及び判定業務に要する費用として1,051万6,000円を計上したわけでございます。

次のページの趣旨普及費につきましては、介護保険制度の推進を図るため、各種のリーフレットや制度周知のパンフレットなど、周知促進費用76万2,000円を計上しております。

次に、保険給付費の介護サービス等諸費並びに支援サービス等諸費につきましては、第2期介護事業計画、平成15年度から平成17年度までの3年間をワンスパンとした事業計画の保険給付費見込み額を基礎に算出したものでございます。

次の高額介護サービス等費の高額介護サービス費並びに高額居宅支援サービス費につきましては、要介護認定を受けられる方の1割の定率利用者負担合計額が一定額を超える場合、負担軽減を図るために行う保険給付費で373万9,000円を計上しております。

次に、その他諸費の審査支払手数料につきましては、国保連合会に委託しております給付明細審査に要する費用で1件当たり95円とされておまして、総額として193万円を計上しております。

次の財政安定化基金拠出金につきましては、県が実施主体となって基金を創設し、国、県、市町村が3分の1ずつ負担する財政安定化のための基金で、拠出金額84万7,000円を計上しております。

次のページの公債費の利子では、借入金に対する利子の予算科目取りでございます。

次の諸支出金の他会計繰出金につきましては、3町介護認定審査会特別会計への繰出金569万6,000円を計上いたしました。

続きまして、1号被保険者保険料還付金につきましては、予算科目取りでございます。

次のページの予備費は200万円を計上いたしました。

以上で平成16年度介護保険特別会計歳入歳出予算の概要の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いをいたします。

議 長 次に日程17番、議案第13号、平成16年度広陵町下水道事業特別会計予算を議題とします。

本案について説明願います。 都市整備部長！

都市整備部長 それでは、議案第13号、平成16年度広陵町下水道事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

16年度の下水道の整備につきましては、総延長にして約3,100メートルの管渠の布

設を予定いたしております。現在、広陵町の下水道の普及率は94.3%であります。供用開始世帯総数で言いますと、1月末で9,126世帯であります。そのうち接続済み世帯が7,945世帯であり、したがって水洗化率87.1%となっております。在来地区に直しますと、74.4%になります。さらなる水洗化率に努めるとともに、効率的な事業になるよう努力いたしたいと思っております。

それでは、平成16年度の予算の主なものについてご説明いたします。

まず、歳出からご説明申し上げます。

説明書の279ページでございます。一般管理費でございますが、その中の主なものとして委託料としまして、下水道使用料徴収業務委託料1,397万2,000円と下水道施設管理システム設計委託料2,100万円、そして負担金としまして流域下水道維持管理市町村負担金1億6,169万3,000円を計上いたしております。

281ページをお願いいたします。水質改善下水道建設費といたしまして、測量・設計委託料として2,170万円、工事請負費としまして4億1,368万2,000円であります。工事に伴います配水管移設補償費としまして6,150万円を計上いたしております。

その次に、283ページをお願いいたします。流域下水道事業負担金としまして2,186万8,000円を計上いたしております。

次に、公債費として、公債費の元金4億1,225万9,000円、利子分としまして3億5,767万2,000円を計上いたしております。

以上が歳出の主な内容でございます。

次に、歳入について説明をさせていただきます。273ページでございます。主なものを説明いたします。

下水道使用料としまして2億4,136万3,000円を予定いたしております。

国庫の補助として補助対象分の2分の1に当たる1億4,200万円を計上しています。

次に、県補助金として、緊急地域雇用創出特別交付金事業の補助金としまして、下水道管理システム整備事業補助金として1,995万円を予定しています。

次に、275ページでございます。一般会計からの繰入金として7億8,273万2,000円を見込んでおります。

次に、町債ですが、公共下水道債と流域下水道債を合わせて3億6,130万円を予定いたしております。

最後に、諸収入の中の雑入ですが、消費税の還付金として1,412万9,000

円を見込んでいます。

以上、平成16年度下水道事業特別会計につきましては、歳入歳出それぞれ15億6,319万2,000円を予定いたしております。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長 次に日程18番、議案第14号、平成16年度広陵町墓地事業特別会計予算を議題とします。

本案について説明願います。 住民生活部長！

住民生活部長 それでは、議案第14号、平成16年度広陵町墓地事業特別会計予算についてご説明を申し上げます。

本会計の総額は、歳入歳出それぞれ1,660万9,000円をお願いするものでございます。

294ページをお開きいただきたいと存じます。初めに歳入ですが、墓地使用料では、平成14年度に67区画の整備を行い、現在1,070区画を有しております。そのうち1,030区画につき、使用許可販売を完了しており、平成16年度に残り40区画のうち10区画の販売を予定し、1区画97万円で970万円の墓地永代使用料を見込んでおります。また、墓地管理料では、1,040区画分518万7,000円を計上いたしました。残り30区画分につきましても、随時募集、販売をいたす予定でございます。

次の手数料では、使用許可書再交付で2件、1,000円。承継使用許可書交付で4件、4,000円を見込み、計上いたしております。

なお、一般会計からの繰入金といたしまして171万7,000円をお願いするものであります。

次に、296ページの歳出でございます。第1款墓地管理費の管理委託料として207万9,000円、墓地使用返還金で10区画程度の返還申し出に対し582万円を計上いたしております。また、人件費として1人分で778万円、管理事務費としては93万円を計上いたしております。

以上で平成16年度広陵町墓地事業特別会計予算の説明を終わります。何とぞよろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

議長 次に日程19番、議案第15号、平成16年度広陵町学校給食特別会計予算を議題とします。

本案について説明願います。 教育委員会事務局長！

教育委員会事務局長 それでは、議案第15号、平成16年度学校給食特別会計予算について

ご説明を申し上げます。

予算書の301ページでございます。学校給食特別会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億968万2,000円となっております。

それでは、歳入からご説明を申し上げます。予算書の306ページをごらん願いたいと存じます。

まず、16年度の学校給食負担金でございますが、食材費用におきまして、季節的な価格変動が予想されるものの、年間を通じて仕入れ価格がほぼ横ばいに推移するであろうと想定いたしまして、月額3,700円を据え置くことといたしました。全体児童数は2,428名を予定し、9,881万9,000円を計上いたしております。

次に、一般会計繰入金でございますが、牛乳、米飯給食補助などルール分として賄材料に充てる額1,251万3,000円と人件費、そして事務費、備品等の繰入金を合わせまして1億417万9,000円を計上させていただいております。

次に、諸収入の雑入でございますが、教職員164名分の給食費667万4,000円を計上し、次の繰越金では科目取りとして1万円を計上いたしました。

次に、歳出についてご説明を申し上げます。

308ページでございます。給料、職員手当、共済費等の人件費におきまして8,150万1,000円、学校給食パート調理員6名分の賃金581万円のほか、需用費といたしまして賄材料費におきましては、1食平均単価を251円と試算し、年間181日分の費用1億1,801万6,000円のほか所要の一般経費を計上させていただきました。

以上で説明を終わります。どうかよろしくご審議をお願い申し上げます。

議 長 次に日程20番、議案第16号、平成16年度新庄町・當麻町・広陵町介護認定審査会特別会計予算を議題にします。

本案について説明願います。健康福祉部長！

健康福祉部長 それでは、議案第16号、平成16年度新庄町・當麻町・広陵町介護認定審査会特別会計予算についてご説明を申し上げます。

説明書の313ページをごらんいただきたいと存じます。平成16年度における新庄町・當麻町・広陵町介護認定審査会特別会計歳入歳出予算の総額は、1,574万9,000円となっております。予算の内容につきましては、318ページをごらんいただきたいと存じます。

まず、歳入の分担金及び負担金におきましては、3町によります介護認定審査会共同設置

の新庄町及び當麻町の負担金でございます。この負担金は、均等割と審査件数割によって算出することになっております。新庄町の均等割と審査件数割を合わせて517万7,000円、當麻町の均等割と審査件数割を合わせて487万6,000円で、この2町の合計額1,005万3,000円を受け入れるものでございます。

次の繰入金につきましては、3町特別会計の広陵町の負担で569万6,000円でございます。

続きまして、320ページの歳出でございますが、総務費の一般管理費で職員の給料、手当関係や職員の賃金等人件費関係で948万7,000円、需用費、役務費関係で87万4,000円、事務機器使用料で28万円、負担金といたしまして40万円を計上しております。

次の介護認定審査会費でございますが、審査会委員の報酬で390万円、報償費では審査会委員研修参加の謝礼といたしまして48万円を計上いたしました。次のページにまたがりませんが、旅費、需用費関係で32万8,000円となっております。

以上で平成16年度新庄町・當麻町・広陵町介護認定審査会特別会計歳入歳出予算の説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

議 長 次に日程21番、議案第17号、平成16年度広陵町用地取得事業特別会計予算を議題とします。

本案について説明願います。 環境整備部長！

環境整備部長 それでは、議案第17号、平成16年度広陵町用地取得事業特別会計予算についてご説明を申し上げます。

説明書の327ページでございます。歳入歳出予算の総額は、3,975万7,000円となっております。予算の内容につきましては、337ページをお願いいたします。

上段の公債費につきましては、平成15年度において取得いたしました用地費の起債の利子分でございます。

中段のコミュニティ施設整備事業の用地取得費3,230万6,000円は、15年度において未契約となっております1件について計上させていただいております。

334ページには、歳入予算といたしまして、公債費に充てる一般会計繰入金と用地費の財源であります町債をそれぞれ計上させていただいております。

以上、よろしくご審議お願い申し上げ、説明とさせていただきます。

議 長 次に日程22番、議案第18号、平成16年度広陵町水道事業会計予算を議題とします。

本案について説明願います。 水道局長！

水道局長 議案第18号、平成16年度広陵町水道事業会計予算についてご説明申し上げます。
339ページをごらんいただきたいと思います。

まず、第2条の業務の予定量につきましては、給水人口を3万2,770人と想定し、これにより1戸当たりの人数を3.1人、1水栓当たりの一月の使用水量を約31.1立方メートルとして、給水戸数及び年間総給水量を予定いたしました。

次に、第3条の収益的収支についてですが、事業収益9億1,549万3,000円、事業費用9億118万5,000円、差し引き1,430万8,000円の黒字を予定しております。

次の第4条の資本的収支につきましては、収入総額1億4,938万円、支出総額2億9,676万6,000円で、差し引き不足額1億4,738万6,000円につきましては、全額過年度損益勘定留保資金で補てんさせていただきます。

次に、第5条につきましては、流用禁止項目として、議会の議決を経なければ流用することのできない経費として職員給与費8,348万3,000円を規定したものです。

第6条につきましては、三条予算及び四条予算で使用いたします量水器やメーターボックスの購入限度額を規定しております。

続きまして、341ページの平成16年度広陵町水道事業会計予算実施計画をごらんいただきたいと思います。

三条予算の収益的収支について、その主なものを申し上げます。

まず、収入の営業収益についてですが、水道事業の根幹であります給水収益では、水道使用料を昨年10月より平均で12%の値上げをさせていただいたこと等により、平成15年度当初予算に比べ9,689万円増の8億3,311万1,000円を計上いたしました。

次の受託工事収益5,996万8,000円につきましては、下水道課や都市整備課、総務課等からの受託工事に伴う工事負担金を計上いたしております。

次に、その他の営業収益2,061万2,000円ですが、これは消火栓維持管理負担金617万6,000円や下水道使用料徴収事務手数料1,397万1,000円等を計上したものです。

次の営業外収益180万2,000円につきましては、預金利息や真美ヶ丘配水用の用地建物の貸付料等を計上しているものです。

次に、支出について説明申し上げます。

営業費用の原水及び浄水費5億1,775万1,000円につきましては、県水の受水費4億2,934万5,000円を初め、浄水場の警備委託料として70万8,000円を、その他井戸や浄水施設設備の修繕費、動力費、薬品費等を計上いたしております。

次の配水及び給水費3,700万4,000円につきましては、委託料としまして配水管破損等における事故時の被害を最小限にとどめるため、15年度に導入いたしました管路情報管理システムの保守料51万4,000円や配水場の警備委託料100万円等を、また賃借料におきましては、先ほどの管路情報管理システムのリース料407万4,000円等を、次の修繕費につきましては、配水管等の修理費用や配水ポンプ等の整備費用を計上いたしております。

次に、受託工事費7,470万9,000円ですが、これは下水道課や都市整備課、総務課等からの受託工事費用を計上いたしております。

次の総係費8,356万7,000円につきましては、6名分の人件費として4,795万7,000円を、委託料につきましては事務機器を初め料金システム、企業会計システムの保守業務や宿直、集金、検針業務等業務の委託費としまして1,604万1,000円を、次の賃借料では機器及びシステム等のリース料として644万3,000円を計上いたしております。

次に、減価償却費ですが、今年度の有形固定資産の減価償却費は1億7,184万1,000円を予定いたしております。

以上が三条予算の概要であります。

続きまして、343ページをごらんいただきたいと思います。資本的収支についてご説明申し上げます。

まず、収入ですが、工事負担金として1億4,938万円を計上いたしておりますが、その内訳は下水道課及び都市基盤整備公団からの工事負担金9,100万円や給水分担金として223件分で5,355万円及び施設分担金として20件分で483万円を計上いたしております。

次に、支出についてですが、支出総額2億9,676万6,000円、うち配水施設費として2億5,836万7,000円を計上いたしました。その主なものは、人件費として2名分で1,691万7,000円、工事請負費2億2,135万円につきましては、老朽管の更新工事費用や都市基盤整備公団等からの受託工事費用及び井戸の取水ポンプの取りかえ工事費用等を、また委託料としましては、設計業務の委託費用2,000万円を計上いたし

ております。

次の固定資産購入費 176万7,000円は、量水器やメーターボックスの購入費用を計上いたしております。

次に、浄水場施設費 3,050万円につきましては、浄水場の環境整備として、庁舎の改修費用 2,500万円及び水道水の安全対策として水槽保護カバー取り付け工事費 550万円を計上いたしました。

以上、まことに簡単ですが、予算の概要説明とさせていただきます。

なお、ただいま説明申し上げました以外にも地方公営企業法第25条の規定により、予算に関する説明書を添付いたしておりますので、説明は省かせていただきますが、後刻ごらんいただければ幸いかと存じます。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます、説明とさせていただきます。

議 長 以上で本日の議事日程はすべて終了いたしました。

お諮りいたします。議案熟読のため3月2日と3日の2日間を休会といたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、3月2日と3日の2日間は休会といたします。

3月4日は、本日議決されなかった議案に対する質疑並びに一般質問のための本会議といたします。

本日はこれにて散会いたします。

(P.M. 4 : 35 散会)

平成16年3月4日広陵町議会
第1回定例会会議録（2日目）

平成16年3月4日広陵町議会第1回定例会（第2日目）は、広陵町議場に招集された。

1 出席議員は、12名で次のとおりである。

1番	山田光春	2番	小原昇
3番	片岡福美	4番	寺前憲一
5番	松野悦子	7番	吉田信弘
9番	山本登	10番	青木義勝
11番	笹井正隆	12番	坂口友良
13番	山本悦雄	15番	吉岡章男

2 欠席議員は、3名で次のとおりである。

8番	中山正	14番	松本政治
16番	出張光男		

3 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町長	平岡仁	助役	畠山惠俊
収入役	和田建三	教育長	安田義典
企画財政部長	松井定市	総務部長	森川勇
健康福祉部長	池田誠夫	住民生活部長	笹井由明
環境整備部長	山村吉由	都市整備部長	中尾寛
教育委員会事務局長	大西利実	水道局長	森田久雄
健康福祉部参与	竹嶋昇	住民生活部参与	竹田健次
住民生活部参与	山本新三	都市整備部参与	和田信次

4 本会議の書記は、次のとおりである。

局 長 西 辻 眞 治

書 記 竹 若 学 上 田 勝 代

議 長 ただいまの出席議員は12名で定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

(A.M. 10:02開会)

本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。

日程番号	付 議 事 件
1	議案第 1 号 広陵町税条例の一部を改正することについて
2	議案第 2 号 広陵町消防委員会条例の一部を改正することについて
3	議案第 3 号 平成15年度広陵町一般会計補正予算(第5号)
4	議案第 4 号 平成15年度広陵町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
5	議案第 5 号 平成15年度広陵町介護保険特別会計補正予算(第2号)
6	議案第 6 号 平成15年度広陵町下水道事業特別会計補正予算(第2号)
7	議案第 7 号 平成15年度広陵町用地取得事業特別会計補正予算(第2号)
8	議案第 8 号 奈良広域水質検査センター組合規約の変更について
9	議案第 9 号 平成16年度広陵町一般会計予算
10	議案第10号 平成16年度広陵町国民健康保険特別会計予算
11	議案第11号 平成16年度広陵町老人保健特別会計予算
12	議案第12号 平成16年度広陵町介護保険特別会計予算
13	議案第13号 平成16年度広陵町下水道事業特別会計予算
14	議案第14号 平成16年度広陵町墓地事業特別会計予算
15	議案第15号 平成16年度広陵町学校給食特別会計予算
16	議案第16号 平成16年度新庄町・當麻町・広陵町介護認定審査会特別会計予算
17	議案第17号 平成16年度広陵町用地取得事業特別会計予算
18	議案第18号 平成16年度広陵町水道事業会計予算
19	議案第19号 広陵町情報公開条例の一部を改正することについて
20	議案第20号 広陵町行政手続条例の一部を改正することについて
21	議案第21号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正することについて

- 2 2 議案第 2 2 号 国保中央病院組合規約の変更について
- 2 3 請願第 1 号 町長、議員の報酬等引き下げを求める請願書
- 2 4 一 般 質 問

議 長 まず日程 1 番、議案第 1 号、広陵町税条例の一部を改正することについてを議題とします。

本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。 1 番議員！

1 番議員 この前納報奨金についてであります。本来のこの前納報奨金の目的については、やはり納税の推進、そして前納していただいた税を確保して、行政に対する借り入れ、貸し借りのことも含め、やりやすくなるというのが目的でできたとは思っています。

いわゆる 1 5 年度、1, 6 0 0 万円、前納報奨金にかかる金が 1, 0 0 0 万円ぐらいになると。いわゆる 5 0 0 万円、町側からしたら安くなると。納税者側から見たら、率が上がってくれてた方がいいのかなと思いますが、下げることによって影響は出るのかでないのか。過去の例をとると、余り影響はないというような結果が出ておりますけれども、今日こうした地場産業が抱える不景気の中において、現在においてはどのような影響があると思っておられるのかという点であります。まず 1 点、それをお願いしたいと思います。

議 長 収入役！

収 入 役 下げることによりまして影響がどの程度想定されるのかと、こういうことですが、現在の一般の金利の動向を見ますと、1 年の定期で 0. 0 4 と、こういう状況でございます。定期を例えば 1 0 万円定期いたしますと、1 年間に 4 0 円と、そこから税金を引かれますので、1 年で 3 2 円しか利子が入ってこないと、こういう状況でございますので、こちらの方で前納していただきますと、金額にいたしまして、例えば 1 0 万円を 2 回です、2 期、3 期という 1 0 万円を前納していただきますと、2, 7 0 0 円という形の報奨金になってくるわけでございます。したがって、3 2 円と 2, 7 0 0 円を比較いたしますと、資金的に余裕のある方、またどうせ支払うのやったら有利な方法をとりたいと、こういうのが納税者の当然の気持ちだと思いますので、私としてはこの程度を下げることによって大した影響はないんじゃないかと、こういうふうに思っております。

以上でございます。

議 長 1 番議員！

1 番議員 過去のいわゆる固定資産税とか取得税についてのこの金額、納税者に対する割合と

いうものがわかれば、ちょっと教えておいてほしいなと思っております。それだけです。

(収入役「前納効果の割合。」) (1番議員「割合な。」)

議 長 収入役!

収 入 役 平成15年度の税目ごとのこの前納制度を利用された方の状況でございますが、これは県町民税と固定資産税につきまして、これを対象とさせていただいております。県町民税では、平成15年度で1,760人、これは全体の納税者の約35%でございます。それから、固定資産税におきましては6,716人の方、これは全体の納税者の約60%でございます。そういう状況で、この前納制度を利用させていただいております。以上でございます。

議 長 ほかにございませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を総務文教委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は総務文教委員会に付託することに決しました。

議 長 次に日程2番、議案第2号、広陵町消防委員会条例の一部を改正することについてを議題とします。

本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。 15番議員!

15番議員 一応条例の改正ということで、今までは町長の諮問に答え、また町長に建議すること、2番目には町会に建議すること、この建議することがなくなり、新しくこの条例が改正されるということで、もう少しちょっと詳しく内容的にお教え願えたらなと思います。

議 長 総務部長!

総務部長 消防委員会には、この前の消防委員会から2回、秋と行いましたけれども、消防委員会には常に理事者が出席しております。それで、消防委員会は町長の諮問機関でもないと思うんですが、そこで全員協議会や議会運営委員会、そういったところで説明申し上げましたけれども、消防団の設備、定員、待遇含む懲戒、そういったものを審議していくのは、今までの諮問はしたことはございません。そして、建議していただいたこともないと思うんです。したがって、理事者も出席しておりますし、内容は同じ審議をしていただく皆さんの委員の貴重な意見を、消防行政、防災行政に反映もしておりますので、これを抹消したいという意味で条例の改正を提案させていただきました。

議 長 15番議員！

15番議員 ということは、これからは委員会では町長が出席されるということで、言うたら消防委員さんが町長に対してのそれはできないということになるのかな。これ1点だけ、もうこれだけお願いします。

議 長 総務部長！

総務部長 消防委員会には、先ほど言いましたように、町長もしくは助役が毎回出席しております。その場ですばらしい意見を言っていただいたものにつきましては、その場で消防防災行政に反映させているということで、その場は建議になるかもわかりませんが、あえて条例の中では要らないだろうということで、抹消させていただいたということでございます。

議 長 ほかにございませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を総務文教委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。よって本案は総務文教委員会に付託することに決しました。

議 長 次に日程3番、議案第3号、平成15年度広陵町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。 3番議員！

3番議員 まず、歳入の方からなんですけども、普通交付税が交付税の当初の予定よりも税の内容は変わったということで説明されてたわけなんですけども、税率というんか、交付率そのものがどのように変わってきたのか、それはどういうことによるものなのかということ、まず一点お聞かせ願いたいと思います。

それと、その次の地域省エネルギーの促進事業の負担金、これは国からと思っていたのが外郭団体からに交付がかわったということで、新エネルギー総合開発機構ですか、の方にかわったということなんですけれども、これは勘違いをされていたのか、それとも途中でそういう形が変わってきたのか、そのところをお聞かせ願いたいと思います。

それから、あと農商工費の水田の農業の経営確立対策交付金なんですけども、これは15年で廃止がされたということで言われてるんですけども、これにかわるものというのが何か

またできてきているのかどうか、そのところもお聞かせ願いたいと思います。

それと、そのとこに、県単の土地改良整備事業で、南郷地区に2つの申請されていたのが一つが不採用になったということでは言われたわけですが、これはなぜそういう形になったのか、理由をお聞かせ願いたいと思います。

それと、支出の面なんですけども、庁舎の省エネルギーの改修工事、入札の結果でこのように840万円というような、金額的にも改善がされたということになってるわけですが、これは入札、ここまでなってきた経過というんですか、どういうふうな最低価格の導入とかそういう形で、こういう形の入札の改善がされてきたことに対する評価はどういうふうにお考えなのかということをお聞かせ願いたいと思います。

それから、その次の負担金の補助及び交付金なんですけども、この退職手当の下の公用車の運転業務の負担金ということになってるわけですが、この負担金というのはちょっとわかりにくいもんですから、どういうことで負担というのがされているのかというものでお聞かせ願いたいと思います。

まず、それだけお願いします。

議 長 企画財政部長！

企画財政部長 今、5つ質問があったと思いますが、1番目の交付税の件、それから最後に申されました公用車の負担金の件を申し上げます。

まず、交付税のことですけれども、議会の初日の方に説明さしていただいたときには、この減額2,686万4,000円の減額がございますが、この減額には様々な要因があると。ほんで、最大のもので公債費に対する償還額の交付税算入の件で下がっていると申しました。その分ですけれども、これまで3年据え置き12年償還ということで、実際の公債費の償還があったわけですけれども、それを見ていた分が2年据え置き18年償還ということで、それだけ償還が長くなりましたので、それだけ長くなるということは、毎年の返す金額が少なくなると。ということで、それを交付税で算入しますので、交付税の算入分が少なくなると、交付税が下がると、そういうことの要因でございます。

それから、5番目の公用車の負担金でございますが、ページ数で申しますと16ページの19節、上から3番目の退職手当金の次だと思うんですが、これにつきましては町長車の運転につきましては、1月からサービス公社の方から運転手を派遣していただきまして、その分の、それに支払うための負担金ということで計上さしていただいております。以上でございます。

議 長 都市整備部長！

都市整備部長 農商工費のところで、水田農業経営確立対策事業の確認業務のことですが、これは県の方は廃止になったという形で違う制度があるのかと、かわりの制度はあるのかというご質問でございますが、この生産調整の分につきましては、16年度より新たに仕組みというか、考え方を新たにしようということで、いわゆる今まで地域ぐるみで生産調整という、地域ぐるみの枠の中でやっておりましたが、16年、17年、18年のとりあえず3年間は個人を対象にして、個人の生産調整目標を達成された方に個人的にお支払いすると、そういう制度に変わってきております。いわゆる水田から転換されてはどうですかという方向になってきております。また、遠い将来は、個人で水田なり、野菜なりをやると、自分で自立していくという方向に来るんじゃないかというふうに思っております。

それと、南郷の採択がなかったという部分についてですけども、これは町としても県の方に、毎年のように県単という形で補助金をいただきたいという形でアピールしておるわけですけども、何分県の方も全県的に要望が参っておりますので、この年に限っては採択してもらえなかったと。ただ、ことし、この年であかんから、また次の年はぜひお願いしますよと、そういう形で要望を続け、継続してやっております。以上でございます。

議 長 総務部長！

総務部長 エネルギー普及促進事業の組み替えなんでもございますが、これは初めは国の方から補助金がいただけるものということで予算を上げさせていただきました。事業を進める中で、途中でエネルギー機構からいただけるものということが判明いたしましたので、組み替えをさせていただいたと、こういうことございます。

2点目でございますが、2点目はこれ、余った内容を問うということでございますが、指名競争入札の競争原理が大いに働いたということをご理解いただきたいと思います。

議 長 3番議員！

3番議員 濟いませぬ、ちょっと交付金の先ほどお聞かせ願えて、大変複雑だなという思いを非常にしてるわけですけども、この交付金、今までちょっと事例的に、何年据え置き何年償還っていうふうなことは大体何回、種類ですね、それがある程度決まってるのは大体どういふものがあるのかというのを教えていただけたらなというふうに思います。

それと、そしたら南郷地区の分は、また事業的にこれがだめだということではなくって、県の予算的なものだというふうな形でよろしいわけですね。はい、わかりました。じゃ、それだけお願いします。

議 長 企画財政部長！

企画財政部長 15年度で申しますと、大体9種類の起債があるんですけども、大体は短いもので4年据え置き、5年償還、長いもので3年据え置き、20年償還ということでございます。

議 長 ほかにございせんか。 11番議員！

11番議員 少しお尋ねしたいと思います。

19ページの消防費の工事請負費でございます。この間の説明では、防火水槽設置が3カ所で、広瀬は工事ができたということで、中、古寺が工事、古寺の方は集会所の計画ということで保留と、で中村の方は立地条件が整わんとかということで減額になつるといふふうにお聞きしましたが、防火水槽は年々やはり整備していただきたいと思っておるところでございますが、今までにいろいろと十何年、また五、六年前からも、ほかの大字でもたくさん要望はあると思います。その要望のあるところ、一応この15年度に対しては3カ所であつて、そこがだめだったらもう減額ですというのはどういうことになっておるんか、その点をちょっとお聞きしたいと思います。

あと、ほかにも大字もたくさん要望出されたと思います。それの方に、やはり15年度も予算あるんやから、その方へ振りかえてもらったらどうかと思うんですが、その点についてお聞きしたいと思います。

議 長 総務部長！

総務部長 大字、中及び古寺の防火水槽ができなかったと、そうしたらほかの大字にはどうかと、こういうご質問でございますが、今この減額をする理由が12月以降になって判明してきたということでございます。先ほど議員がおっしゃったように、古寺、大字は古寺と一緒に建てていこうというようなことの結論、そして中につきましては立地条件、そういったものもございまして、16年度に延ばさしていただこうと。結果論としては、次の大字を探すのに時間が足らなかったというふうにご理解いただきたいなと思うわけでございます。

議 長 11番議員！

11番議員 毎年、こういう要望に対して時間がなかったら減額して、そういうぐあいに進めていかれるのが町の方の行政になつとるんですか。その点をお聞きしたいと思います。

議 長 総務部長！

総務部長 今までこういう結果ばかり続いておりましたけども、16年度につきましては、中及び古寺、そして広瀬、これは必ずやり遂げてまいりたいと考えております。

議長 ほかにございませんか。 4番議員！

4番議員 10ページの地方債の変更なんですけれども、ここで通常いつも利率が6%とか高い利率で表現しているわけなんですけれども、実際にこういう高い比率で表現する、実際は安いわけなんです、これは何かの意図があるんでしょうかね。そういう書き方でずっと来ているわけなんですけれども、その点ちょっとお聞きしておきたいと思います。

それから、減税補てん債、臨時財政対策債、これ減額補正になってるわけなんですけれども、これは地方交付税の減額、これ減額補正で先ほど来た分と関連してるんでしょうけれども、この部分というのは先ほどの説明では、一つは公債費の償還ということをおっしゃいました。これは、何の事業が延びたのか。結局は先送り先送りで、地方交付税のいわゆる算入、これは今まで有利な財源を活用するんだということで、たびたび活用してきて、地方が今になってきてその枠組みが行き詰まってきたような状況も一方であるわけですから、こういう内容について具体的な点を教えていただきたいと思うんです。というのは、一つ主なものがこれだということだったんですが、この事業は何の事業なのかということと、それからその他普通交付税の歳入減について、制度変更があつて減になったものなのか、それともただ単なる計算上の減なのか、この点がちょっと明確でないので、その点をお伺いしておきたい。通常、普通交付税は8月に決定されているわけですから、その間の中身だと思うんですけども、減になった理由について教えておいていただきたいと思います。特に、これも制度的な変更だということになりますね、償還金の繰り延べ。その他、制度的な変更になったものが含まれてるかどうかという点が気になるところです。

それと、歳入歳出の点でもいいんですけども、要は一つは12ページなんですけど、地下の冷暖房の内容を工事されたわけなんですけれども、その後の活用ですね、活用後の省エネ対策の効果、当初予想していた効果と比べてどうなのかという点を教えておいていただきたい。これは、当初予算、今年度の当初予算に立てるところの予算のところでも関連するわけなんですけれども、ここで教えておいていただきたいと思います。

それから、保険基盤安定負担金ですが、231万円ふえてるわけなんです。このふえてるというのは、結局はいわゆる該当者がふえたということですが、これは当初の見込みから何人ぐらいふえているのか。それは、とりもなおさず所得税、住民税の非課税がふえたということになるんですけども、その点の内容について教えていただきたいというように思います。

それから、南郷の事業はどんな事業なのか、13ページの不採択になっている事業という

のはどんな事業なのか、中身について教えていただきたい。また、その規模からいうと、90万円が減額になってるわけなんですけども、その点での内容を詳しく教えておいていただきたいと思います。

それから、馬見中3丁目で5社から3,640万円いただいているわけなんですけども、この中身について詳細に説明していただきたいというように思います。

歳出の方ですけれども、17ページですね、葛城清掃事務組合負担金が9,682万円減額になって、これは公債費の利息減と、かもきみの湯の入場料がふえたということですが、結局運営費について、どのような基準でやっていくのかという問題と、その見通しの問題ですね。将来的な見通しの問題も含めて、この一部事務組合で議論をされている内容について報告していただきたい。これは、広陵町の共産党議員団が建設に当たっての負担割合の改善を求めて、広陵町では非常に多額な負担金が助かったと、こういう事実があるわけなんですけども、その金額についても試算されたことがあるのかどうか、教えておいていただきたいと思います。

それから、先ほどは南郷の場合に260万円の事業というようになってるようなんですけれども、その詳細について聞いておきたいというように思うんです。以上です。

議 長 企画財政部長！

企画財政部長 財政の部門から2つ回答させていただきます。

まず、10ページの地方債の補正のページでございますが、10ページの左のページの町債の補正のところでは利率についておっしゃったと思うんですが、6%ということで、これはあくまでも6%以内ということでございますので、実際の率はそれよりも低いということでございます。

それからもう一点……。はい。（4番議員「6%、そういうふうにしなければならない理由。」）はい。これはそういうふうにもう決まっておりますので、それにさしていただいているだけ、でも実際の率はまた違うということでございます。

それからもう一点は、交付税の下がった理由の中身を説明してほしいということでございますが、先ほど申しました公債費の償還以外で、交付税はいろいろ計算するときには何十項目という項目の中で積み上げて計算するわけでございますが、先ほどの公債費の償還以外の理由でしたら、それ以外は段階補正、それから態容補正とか、いろいろ補正の内容で計算した結果で下がったということでございます。それが当初の計算よりも下がったということでご理解いただきたいと思います。以上でございます。

議 長 総務部長！

総務部長 省エネ事業での効果はということでございますが、電気代等、まだ2月に完成したわけでございますので、正確なデータも出ておりません。

議 長 住民生活部長！

住民生活部長 12ページの保険基盤安定負担金軽減世帯の件でございます。少し声が通らなくて申しわけございませんが。

当初に6割軽減を1,648人、見込みといたしまして1,799人、対象者が6割軽減で151人増加という見込みでございます。それから、世帯にいたしまして105世帯の伸びという見通しでございます。4割軽減にいたしましても、人数で24人の増加する見込みでございます。世帯で4世帯が増加する見込みでございます。今申し上げましたのは、一般医療でございます。

介護分につきましても同様に、6割軽減で74名、世帯にいたしまして58世帯、4割軽減にいたしましては4人の、これは逆に減っております、1世帯減っております。

これらを合わせまして、負担金が当初2,505万2,000円を計上しておりましたが、決算では2,736万2,000円と見込んでおります。したがって、231万円の増加をお願いしたものでございます。

それから、17ページでございますが、葛城清掃事務組合負担金でございます。

当初の負担割合を求められましたのは、1億616万1,000円。今回の組合補正によりまして、私どもの負担割合が9,647万9,000円となりました。したがって、負担金におきまして968万2,000円の減額をさせていただいておるものでございます。

何としてもこの理由につきましては、今年度もきみの湯を運営されるに当たりまして、その利用が相当に当初の見込みより上回ってまいりまして、当然ながら当初の見込み1億4,000万円の使用料が2億1,000万円程度に膨れ上がってまいったということでございます。したがって、収入面で組合の方は6,766万円を補正財源として積み上げられております。

一方、組合会計の方の建設資金であります公債費の見込み利子につきましては、確定とともに減額をされております。したがって、今年度だけをとらえてみますと、各町それぞれ負担割合が軽減になったという状況でございます。

しかしながら一方では、建設資金等々において多額の投資をしておる関係もあります。そしてまた、起債の方の返還も生じてまいりまして、現行につきましては、この状況を規約の

定めるとおりに各町負担割合をしていこうという段階でございます。そして、當麻町、新庄町は合併になるわけでございますけれども、そうした負担金につきましても、16年度に限ってはもう既に予算措置ができておる関係で、その負担割合も現行どおり、規約どおり進められるものという状況でございますので、よろしくご了解をいただいておりますというふうに思います。悪声で申しわけございません。

議 長 都市整備部長！

都市整備部長 県単土地改良整備事業の内容につきましては、農道の舗装でございます。県費として3分の1の補助がございます。その分の減額でございます。（4番議員「それ、場所の方は。」）山王神社のそばですね。（4番議員「あの東から西行くところ。」）西側になるんですかね、あそこは。

議 長 4番議員！

4番議員 交付税の問題なんですけども、結局は今一番問題になっている交付税を減額させる要因の制度的な問題ということでの認識を確認しておきたいんですけれども、当初段階補正やその他、当初の予想、いわゆる15年度の政府のヒアリング等の予想よりも下がったということなのか、それともいわゆるそうではなく、こちらの計算を独断でやってきた、独断でやることはないんですけれども、計算なのかということなんです。だから、段階補正については今回実はもう3年経過して、終わってるはずなんです。段階補正を切り下げるという作業はですよ。だから、そういう点とか、その他のところで制度的に変わったという、いわゆる係数その他いろいろ、当初から変わったのかどうかということなんです、確認しておきたいことは。

議 長 企画財政部長！

企画財政部長 当初から変わった部分もございまして、当初の見込み、年度当初はいろいろ予想して計算する結果が、15年度終わった結果でまた計算をし直したら金額が変わってきたという、精算の意味の減額も両方ございます。

議 長 ほかにございませんか。 5番議員！

5番議員 まず一つは、先ほどの……。

寄附金の明細を、中3丁目の分ですね、この明細を再度お聞きしておきたいと思っております。

それから、中3丁目なんですけれども、このような形で開発負担金をいただいているわけなんですけれども、あそこの従来の真美ヶ丘の場合は、大体自治会というか、1つずつ児童公園がつくられてきた経緯があるんですけれども、中3丁目につきましては、テニスコートと

それから、どういう名前でしたか、公園が、ミニパークができましたけれども、それは児童公園という形態ではなくって、皆さんがかつらぎへの道と一体となって、またテニス等に来られた方などがちょっと憩われるような、そういうスペースなんですね。で、中3丁目はかなり広いスペースになっているわけなんです。戸数の方もかなり多いわけなんですね。そういう中で、公園が、子供たちが集うような公園がないわけです。だから、なぜここに中3丁目に児童公園が設けられていないのか。今後やっぱり公団とか、まだまだ一般の方に販売していない、未販売の用地がありますから、これはぜひ確保していただきたいんですが。といいますのは、地形的に見ましても、近くに遊びに行く公園がなくて、香芝の方の高塚公園の方に遊びに行っておられるんですね。そういう状況の中で、いわば本当に中3丁目が、そういう点では従来とはまた全く違った形で、せせこましく住宅ばかりが密集していることとなりますので、この点の経緯とそれから今後の努力について、どのようにしていただけるのかお聞きしたいと思います。

それから、大まかなところでお聞きしますが、葛城清掃事務組合の負担金のところで、減額の説明があったわけなんですけれども、建設が終了しまして建設費がこれではっきりしているわけでなんですけれども、各自治体で案分されることになるわけなんですけれども、毎年の予算の中で何年かにわたってそれは負担していくことになると思いますが、トータルとしての金額はどうなったのかということについての説明が、残念ながらこの前の全協のときにもいただいておりませんので、これはきちっとして説明をいただきたいんですね。

それと、大分工事費につきましても、建築費等ですね、道路を何か、もう県の方もかなり負担してくれましたので、当初の予算よりもかなり安くなったと思うんです。全部で210億円ぐらいだったですかね、当初の予算が。その当初の予算と比較してどうだったのかという点もあわせて、ご報告をいただきたいなと思います。

あと細かいところは、総務委員会の方でまたお聞きしますので、以上お願いします。

議 長 住民生活部長！

住民生活部長 トータルの葛城清掃事務組合としての事業でございますが、そのトータルの事業費につきましては、後ほどそうした事業計画、事業内容等のわかる資料をお出ししたいというふうに思います。

なお、今年度のいわゆる組合の予算につきましては、手元に持っております資料だけ申し上げたいというふうに思います。16年度の組合予算でございますが、建設経費につきましては3億4,000万円、それから運営経費につきましては12億5,000万円、積立

基金につきましては3億円、特別分担金は2,100万円、合計19億1,200万円の予算規模でございます。そうした中で、広陵町の負担金につきましては、当初予算に計上させていただいておるとおりでございます。以上でございます。

議 長 都市整備部長！

都市整備部長 都市計画費の計画整備協力金につきましては、その開発された業者の方から自主的に寄附申し入れがございました。ですので、向こうからの申し入れですので受け取ったということでございます。

それと、中3丁目の公園の話なんですけども、当初からそばでこの間開設いたしましたメモリアルの広場がございます。それを利用していただけだろうという計画の中で、最終は進んできたという経緯がございます。

それと、街区の中にフットパークという小さな足元の少し、スペースは少しですが、いわゆるフットパーク的な部分も設けてあるという中で、公園としての利用ということになれば、その横のこの間開設いたしましたメモリアルパークで公園として利用していただけるんじゃないかなというふうに思っております。

いずれにしても、住んでいただいて要望があるようでしたら、またその時点で対応を考えていきたいというふうに思います。以上です。

議 長 5番議員！

5番議員 公園についてなんですけれども、メモリアルパークは先ほど言いましたように目的が違うんですよ、利用の。児童公園ではないわけです。ですから、小さい子供たちがお母さん連れで行って、砂遊びをしたり、滑り台をしたり、またちょっとしたボール遊びをしたりというようなことは全くできないわけですから、そもそもの目的が明確に違うわけです。今、特に中3丁目に来られる、新しく移り住んでこられる方たちの世代といいますのは、小さいお子さん連れの方が大部分なんですよね。そういう方たちが遊びに行くのに香芝へ行くという状態になってるんですね。これは大変不自然なんです。

やっぱり、広陵町の身近なところでご近所と一緒に遊ぶっていうスペースが、先ほどのポケットパークでもそれは無理なんです。ちょっとしたスペースにベンチが置いてありますけれども、砂遊びもできないし、滑り台もできないし、という状況なんです。北7丁目でしたら、2カ所そういう児童公園的なものがあるんですね。北7丁目に2カ所あるんだったら、本来は中3丁目にも2カ所必要なんです。かなり交通量の多い道路で分断されているから、ですのでここはそれほど大きなスペースの公園じゃなくても構いませんので、全部一般の宅

地で販売されてしまってから要望が出てきたからと言うても遅いんですね。今だったら何とか間に合うという状況なんです。ですから、今決断をしていただかないと、今後要望が出てから考えるということは間に合わないというのは目に見えて明らかなので、この点についてはやっぱり早急に検討していただいて話を煮詰めていただきたいと、再度ちょっとその点についてお願いいたします。

議 長 都市整備部長！

都市整備部長 将来というふうにお答えさしてもらいましたけども、メモリアルパークそのものはもう広陵町の公園ですので、またそこで砂遊びするコーナーをつくったり、ブランコをつくることも可能なわけですから、そういう公園のスペースの有効的な使い方ということも考えればいいと思いますので、その辺のところ将来を考えていきたいと思いますというふうにお答えさしていただいたということでございます。

議 長 ほかにございませんか。 1 番議員！

1 番議員 やはり、17 ページの周辺環境整備費補助金、この1億7,000万円、これ減額ですが、やはり清掃センターに絡む減額でありまして、いわゆるこの清掃センター問題、外堀というか、土地とか、そういう国への申請等々のことは、町長または部長を中心に着々と進んでるわけで、また古寺と中については基本合意もできて進んでるわけでありすけれども、我が住んでいる広瀬区と百済、特に我が村の広瀬区についてはいろいろな課題はあるかと思っておりますけれども、先ほどごみ特別委員会においても、3月途中に広瀬区との基本合意をしたいと発表が部長の方からあったと思っておりますが、本当にできるのかどうか。

我が村から見ますと、着々と外堀の方は埋まって、別にこの基本合意をしなくても結局はずるずる行けば、引っ張っていけば了解を得られるのではないかというように、町当局は思っておられるのかどうか。それとも本当に一日も早く基本合意を受けて、そしてすかつとさしていただいて、この新しい清掃センターに向けてやりたいのか、ちょっとその辺が今日進みぐあいを見ますとどうなのかなと思っておりますので、町長並びに部長の方、この3月度に必ず広瀬区においても合意を得たいと気持ちはわかるわけですが、本当にそういう強い意思で臨まれるのかどうか、その決意をお願いしたいと思います。ですから、こうした補正予算をいつもこうして流すわけですが、きちっとした、こういう難しい問題のはようわかるわけですけれども、やはり今こそ決意をお願いしたいなと思えます。

議 長 環境整備部長！

環境整備部長 周辺地域との協議につきましては、ごみ特でもご説明申し上げましたように、

広瀬区と百済区についてはまだ基本合意の締結に至っておりません。広瀬区にありましては、いろんな方とお話をさせていただいております。区長には、できれば3月中に基本合意の締結をしていただきたい、これが町の願いですということで、区長だけでなしに関係される方何人かにもそのことをお願いを申し上げております。

ただ、3月中に必ずできるのかというところは、ちょっとスケジュール的には厳しいものがあるというふうには思っておりますが、広瀬区の皆さん方のお話を聞かせていただいておりますと、やはり広瀬区の環境整備、広瀬区を愛する心というのがひしひしと伝わってまいりまして、ごみ処理施設の反対ばかり唱えていたんでは地域がよくなるということもおっしゃる方もございます。町といたしましても、その地域の環境づくりを支援を精いっぱいさせていただきたいということも申し上げておりますので、近々広瀬区に関しては、基本合意の締結をいただけるものというふうに思っております。もう反対ばかりしては前に進まないということをはっきりおっしゃっていただいておりますので、書面は交わしてはおりませんが、基本合意の締結の雰囲気づくりはできているというふうに解釈いたしております。あと、誠意を持って交渉に努めてまいりたいと思いますので、ご支援の方をよろしく願いをいたしたいと思っております。

議 長 ほかにございませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を総務文教委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は総務文教委員会に付託することに決しました。

議 長 次に日程4番、議案第4号、平成15年度広陵町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。 4番議員!

4番議員 国保担当が1月に就任されたということで、非常に国保の会計全般を見通して、過去の状態から把握するというのは、非常に困難かつ厳しい状況があらうと思っておりますけれども、教えておいていただきたいと思うんですが、24ページの財政安定化支援事業繰入金ですね、これも先ほどの質問と同じように、基盤安定、これは2分の1補助で倍にやっていると、その次の分も倍になってるわけなんです、財政安定化支援事業、これは6割、4割軽減の、い

わゆる国が示す基準よりも上回っている場合に支援されるという事業なわけですけれども、これほどふえるという点は、もちろん先ほどの6割、4割軽減がふえて所得割の部分も減ってくるから、この基盤安定繰り入れがあって、そしてこれが出てくるということなんですけれども、これは歳入のところではこの分がなかったわけなんですけれども、これはいつ決定していた内容なのか。

それと、先ほどの意味で言うと、6割、4割軽減が国基準を上回った分だというように理解するわけなんですけれども、これについての説明もお願いしたい。これは、国保会計全般にかかわる問題で、やはり国保会計の加入者の低所得者層が非常にふえていると。当初、町が見積もっていた以上にふえているという認識を強めるわけなんですけれども、その点もあわせて当初との関係の説明をお願いしたいと思います。

議 長 住民生活部長！

住民生活部長 財政安定化支援事業繰入金でございます。

この辺につきましては、応能保険料の能力低下、それから病院の病床数が多い、あるいは被保険者の高齢化によるものだというふうな内容のもので、国におきましても、そうした関係の支援を引き続きやっというもので、12年度より継続した形で総務、財務、厚生労働大臣、3大臣の合意によって制度化されておるというふうに認識しております。これにつきましては、当然ながら一般会計の普通地方交付税の算定項目に掲げられておるわけですが、当初は84万円程度の見込みで計上をしておりましたが、交付税算定結果に基づく金額でもって、今回777万4,000円を財源に充てるということで、861万3,000円の交付税算入分を规则的に国保会計に繰り入れておるという状況でございます。当然、近年の高齢化に伴います、あるいはまた所得の景気によりますそうした関係の原因、起因はあるんでございますが、国保財政についてもそうした関係で、支援事業につきましては国としても制度化して、そしてまた今年度まで引き続きそういう支援をやっという制度で繰り入れをいただいておりますので、ご理解をいただきたいと、かように思います。

議 長 5番議員！

5番議員 ちょっと予算には計上になっていないわけなんですけれども、ことしの3月、そろそろですけども、被保険者証を郵送していただくということで、この点は改善していただいてよかったなと思っているんですけれども、ただ郵送する範囲ですけども、これについて確認をしておきたいんですが、これで全部全員に郵送しているのは奈良県の中で、私の手持

ちの資料によりますと、奈良市と橿原市、月ヶ瀬村、都祁村、それから上牧町、それから大淀町、黒滝村、野迫川村、大塔村、それからあと上北山村とあるわけなんですけれども、短期保険証を発行されているわけなんですけれども、短期保険証発行の方、要するに滞納状況があるという方については郵送しないということもお聞きしているんですけれども、やっぱりまずとにかく保険証を郵送して、それから滞納についてはしっかりと話し合いをしていくというこの努力が必要だと思うんですけれども、その点について確認をしておきたいと思います。

議 長 住民生活部長！

住民生活部長 今年度、郵送にさせていただき予算でもって現在準備をしておるわけですが、郵送世帯につきましては、やはり滞納をしておられる方につきましては現在相談をして、そして分納のお約束をして、そして保険証を交付しようという方針を貫いていきたいというふうに思っております。

当然ながら、国保財政そのものは苦しいわけでごさいます、税金の滞納も1億7,000万円余り現在ごさいます。そして、収納対策本部で、やはりきっちりとした管理職によります、そうした滞納整理につきましても努力していく中で、納税のやはり認識を持っていただくというのもその義務があるわけでごさいますので、そうした方につきましては何ら予告なくに郵送するのではなく、こうした滞納がありますよというふうなことでご相談を申し上げて、そして少しでも納めていただくようお願いを申し上げて交付するのがルールだという認識を持っておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

議 長 5番議員！

5番議員 悪質な滞納の場合は、そういう手もあるのかもしれませんが、基本的には憲法に基づいて人権を保障するという形で、全部の方にやっぱり保険証をお渡しするというのがもう大原則なんですね。その部分を私は憲法違反をはっきり思うんですけれども、その憲法違反を犯してそのような徴収の仕方というのは、まず大きな間違いであるというふうに思うんです。

私もいろいろと相談を受けるんですけれども、悪質な方についてはやっぱりきっちりと大いに努力していただきたいんですけれども、分納の約束をしていながらも、やっぱり生活環境の変化等で約束が守れなくなったという場合もやっぱりあるんです。そういう方については、とりわけ約束を守れてないし、どうしようかっていうので、非常に悩みながら暮らさされている状況があるんですね。そういう方についても短期保険証でとにかく呼び出してとい

うのは、ちょっとやっぱり行き過ぎではないかと、余りにも行き過ぎではないかと言わざるを得ないんですね。ですので、その辺のところはしっかりと見きわめていただいて、少なくとも悪質以外の良心的な、納付しなければと思いがらなかなかできないという、そういう方はふえているわけですから、まずはやっぱり保険証を発行していただきたい、このことを再度お願いしておきたいんですけれども、実際そういう相談を今も受けておりますので、やっぱり胸を痛めておられるんですね。役場になかなか一人でよう来れないという状況があるんですね。そういう点で、再度ご答弁をお聞きしたいんですけれども。

議 長 住民生活部長！

住民生活部長 その辺につきましては、収納対策本部の係とも相談をいたしまして、各家庭にそうした徴収に、納税に参るときに一応実態をるる聞かせていただきたいと、このように思いますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。基本的にはご相談を申し上げて、そして郵送するという方針は貫いてまいりたいと、このように思います。個々に相談に応じさせていただくということでご理解いただきたいと、このように思います。

議 長 ほかにございませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は厚生委員会に付託することに決しました。

議 長 次に日程5番、議案第5号、平成15年度広陵町介護保険特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。 4番議員！

4番議員 給付費の伸びが10%伸びているということなわけですけれども、これは全体として認定される方々がふえてきているというのも一方であるわけなんです、広陵町では非常に介護保険料を1,000万円を活用して低くしていただいたと、そういう点での努力と、そしてまたそういう中であって、利用見込みの点についてもきっちりとした予想をしていただいていたというように考えるわけなんですけれども、この10%の伸びの中身ですね、内訳についてどういう状況になっているのかを示していただきたい。できれば、資料でという方がいいんですけれども、もし簡単に説明していただいて、あと委員会等に資料で説明してい

ただく方がわかりやすいと思いますので、そういう点も前提に答弁していただければ結構だと思います。

議 長 健康福祉部長！

健康福祉部長 今のご質問にお答えをさせていただきます。資料は非常に膨大な資料になると思いますので、概略だけ説明をさせていただきます。

議員さんもおっしゃいましたように、高齢化が進んでおります。我々この補正予算を策定した時点で、これは11月のデータに基づいておるわけですから。給付は2カ月おくれで来ますので、そういう加減でやっておるわけでございます。1号被保険者のこの15年11月のときの被保険者数が4,732人ございました。1年前の平成14年11月のときには4,586人ということで、146人の被保険者数がふえておるということでございます。

また、認定者数につきましても、15年11月現在で732人、1年前の14年11月では637人ということで、95人、月10人ぐらいの増加がしておるということでございます。

居宅の介護の利用の状況でございます。このサービスを受けておられる方、15年11月のときには439人おられました。1年前では385人というふうな状況でございます。特に現在は、要支援とか要介護1、2の軽度の方々がふえておるという状況でございます。

それに続きまして、施設サービスにつきましても、15年11月には113人、1年前の14年のときは94人と、19人ほど増加しておるということでございます。

給付につきましても、平成15年度のこの補正をする時点の3月から11月の時点の給付件数が2万5,469件ございまして、支出額が6億3,900万円ほどあったわけでございます。これは9カ月の数字でございます。これを平均で見ますと、月7,100万円ぐらいの支出をしておるというふうなことになるわけでございます。同時期の平成14年のときにつきましても、給付件数が2万1,405件で、支払い額が5億7,400万円程度があったと。このときの月平均額が6,380万円程度の支出をしておったということでございます。

特に、在宅介護サービスの給付費439人の内容といいますのは、要介護1などの軽度の要介護の認定者が増加したと。当然、いろいろな訪問介護とか生活援助型とか、住居のそういうものがふえております。また、通所ではデイサービスとか、そういうところが多く利用されておるということでございます。今回の中には、福祉用具とかというのは予算の中には入れてないんですけども、この辺についても利用がふえておるということでございます。

そして、もう一点は、利用限度額というのはご存じだと思います。要介護の1の場合でしたら16万5,800円、これまでは使えるわけでございます。今までがそれが、例えば10万円ぐらいまで使われてたのが13万円も使ってきておられるというような、サービスの利用の比率が高くなってきたというのも原因でございます。

施設サービスにつきましても113人というふうなことは申し上げましたが、これもやはり今来入所は申し込み順と、現在15年4月から新しく重度の方を対象にして優先入所というのができました。そういうことも十分にされておるといことで、重度の方がまたふえてきているということは、当然利用の費用も高くなるというふうな状況になってきておるわけでございます。

本来、これからもこういう高齢者がふえてきて、当然ふえるということは介護の認定を受けられる方もふえるということでございますので、我々としてはやはり限られた財源でございますので、自立支援という本来の目的に有効的に、やはり給付の適正化を図っていきたくと、このように思っておるわけでございます。以上でございます。

議 長 4番議員！

4番議員 これは全国的な問題で、政府自体のこの介護保険制度の枠組みが非常に不安定になっていると。もともとこの制度については、その自己負担の問題について非常に論議がされていて、その部分については解決してこなかった部分であります。医療と介護の問題についての根本的なところで、非常に破綻を来している状況があらわれてるということですからけれども、この点を見ていくと、やはり早期に介護を利用しておられる方々にとって、改善が非常に顕著に見られる方が多いんですね。それは、いわゆる要支援から1号、2号、3号というところの部分ストップさせるという働きも非常に多いということなんですけれども、こういう状況を広陵町で見る場合に、いわゆる介護に当たらない周辺の健康管理等を積極的に意識されているという点もあると思うわけですからけれども、この数字を見て、やはり介護に当たらない軽度、生活支援ということも施策として打ち出しているわけですからけれども、その点についてどのような形で、この15年度予算の中でどういう働きを持ってきたのかと。今後これは非常に重要な課題だと思うわけですからけれども、どのような認識を持っておられるのか、この場で聞いておきたいと思っております。

議 長 健康福祉部長！

健康福祉部長 介護保険の周辺事業につきましては、今15年度につきましては、軽度の支援というふうなことでございます。平成16年度につきましては、食の自立ということで配食

サービスを実施したいと、このように考えておるわけでございます。今の介護保険の制度、いろいろと問題が出ております。介護保険につきましては、制度創設から5年ごとに見直しをするということで、現在政府の社会保障審議会ですか、その中の介護部会でいろいろ議論されておるわけでございます。それは議員さんもお存じだと思います。その内容の中で、我々も考えていきたいというふうには思っておるわけでございます。

議 長 5番議員！

5番議員 介護保険を利用される方がふえてくることは、本来の介護保険制度の目的であるはずですから大いに利用していただいて、安心して暮らせるような状況をつくっていくためにまた努力していただきたいんですが、費用の方が本当に大変な状況になってきておりますが、現在施設がかなり足りない状況だと思うんですけれども、現在直近の資料で、施設待機者が純粹に何人なのか把握しておられたら教えていただきたいと思います。

それともう一つは、サービスの認定のランクごとに何人という、直近の資料でまた教えていただきたいと思うんですけれども、昨年と先ほどちょっと一定の部分で比較していただきましたけれども、ちょっと資料として出しといていただいた方がありがたいと思いますので、お願いをします。

それから、先ほど寺前議員も言いましたが、やっぱり周辺事業を充実をさせていくということが介護保険制度を救っていくということになってまいります。配食サービスは今度やっていただけるとのことなんですけれども、そのほかにもたくさんのメニューがありますから、とりわけ多くのところでやられていて広陵町がやられていないという部分につきましては、家族介護慰労という点、おうちで面倒見ていただいている、そういう家族に対しての慰労ですね、これについて大部分でやられてるんですが、広陵町ではされておられません。新規事業でかなり一斉にやられております、これ平成13年、14年の資料ですかね。そういう部分だとか、外出支援ですね、外出支援はやっぱり大きなサービスの効果をもたらす、こういう内容になりますので、このようなサービスメニューをやはり再度研究していただいて、それほどたくさんの予算はかからないので、やろうと思えばできる範囲内だと思います。介護保険制度の会計の方の状況を考えていきますならば、こういう点を大いに充実していただきたいと思います。そういう点で再度お願いします。

議 長 健康福祉部長！

健康福祉部長 まず、特別養護老人ホームの入所のことでございます。

まず、奈良県におきまして、県の介護保険事業支援計画及び県の老人保健福祉計画という

のに基づいて、いろいろと施設の増設等されておるわけでございます。平成15年度におきましても、創設、新しい施設の5施設、増床2施設、合計341床が増加されたと、我々は聞いておるわけでございます。それで、平成15年度8月に、老人ホーム入所申込者の県の調査が行われたわけでございます。当然、重複の申し込みもされておるわけですが、それを精査されまして、入所希望者が奈良県下で3,818人、前回、平成14年度2月の調査では1,436人ということでした。この調査におきまして、本町の状況は62人の方が申し込みで待機されていると。前回の平成14年2月では40人で、22人の増加があったというのが現状でございます。入所の申し込みも申し込み順位というふうなことで、早いうちから申し込みをしたいということとされているケースが多いというふうな状況でございます。特に、データの的には、性別で見ますと、女性の方、当然多いわけでございますので53人、男性が9人というふうなことでございます。要介護度で見ますと、やはり要介護1、それから要介護3、要介護4とか、こういうところの方が多いうございます。

現在の状況といたしますと、老人保健施設に18人、この方が入所されてる方、この方が施設入所をしたいというふうな申し込みをされてる。居宅に35人と、病院に6人、その他が3名というふうな内訳でございます。1年半以上申し込みをして待っておられる方が20人ほどおられるというのが、県からの分析のデータでございます。

もう一点ありました介護保険の周辺の事業ということでございます。慰労事業につきましては、この辺につきましてはまたいろいろと研究調査させていただきたいと、このように思っています。

外出支援につきましては、現在いろいろと国土交通省ですか、その辺でいろいろなことが出ておるわけでございます。それで今特に、現在福祉タクシーとか介護タクシーにつきましては、交通労働省の方が白ナンバーでも目的があればそれは認めますというふうなことが4月から実施されるというふうなことで、我々はそういうNPOとか、そういうボランティアの方の活動に大いに期待をしておるわけでございます。

ただ、状況によりましたら、町としてもいろいろな施策は考えていかなければならないのかと思うわけですが、この4月から変わっていくだろうという状況を見据えて考えたいと、このように思っておりますので、よろしく願いいたします。

議 長 5番議員！

5番議員 介護度の、待機者だけじゃなくて、現在の要支援とか1、2、3、4、5ですね、そのランクに何人がおられるのか、認定されておられるのかということをお聞きしたいん

ですが、資料として出していただいて……。待機じゃない、待機じゃなくて全部で、全部の分で。認定、今現在、何人認定されているかということですね、それぞれのランクごとにね。

それとあわせて、先ほど説明していただきました待機者の中で、段階ごとの内訳ですね、人数の、それも数字を教えておいてほしいと思います。さっき、1と3と4が多いということでご説明いただきましたが、具体的な数字を教えてもらいたいと思います。

それから、外出支援のサービスの方なんですけれども、白ナンバーが4月から認められるということで、ボランティアの活動に期待しているということでしたけれども、ボランティアもさまざまです、いろいろ問題になる場合もあります。やはり町の方で責任を持っていただくということが一番安心な形ですから、やはり町の方で進めていただきたいんですが、先ほどの一般会計の補正予算で言いましたならば、公用車の方をシルバーの方に委託しているということなんですけれども、そういう仕事興しにもつながりますし、シルバーとの連携も含めて検討していただければ、やりやすいというふうに思うんですけれども、とりわけ外出支援については早急をお願いしたいと思います。再度お願いします。

議 長 健康福祉部長！

健康福祉部長 外出支援、まずそちらから。これにつきましては、我々も町の公用車をどういうふうにご利用するとか、また社会福祉協議会のデイサービスの車とか、そういう車をどういうふうにご利用したらいいとか、こういうことは今いろいろと研究、検討はしておるわけですので、よろしくお願いをしたいと思います。

介護保険の居宅介護サービスの受給者の要支援から要介護5までの段階の人数をとということですね。（5番議員「資料、きょう持ってるの。」）いやいや、持っておりますので。ただ、データはこれ11月の補正予算の月のデータですので、それだけご了解願いたいと思います。

まず、居宅介護、支援も入れてのサービスの受給者、これにつきましては要支援が37人、要介護1が185人、それから要介護2が99人、要介護3が54人、要介護4が40人、要介護5が24人、トータル439人でございます。

それから、施設介護サービスの受給者につきましては、要介護老人福祉施設、要するにこれは特別養護老人ホームと思います、58人。それから、要介護老人保健施設、これが老健施設というものでございます、これが37人。それから、介護の療養型医療施設、これが18人。合計で113人が入所されてるとというのが現状でございます。

それから、先ほどの待機者の要介護度ですか、申し上げます。62人の内訳、要支援が1

人、これはまだ入所はできないはずですねんけど、申し込みはされてるということです。それから、要介護1が14人、要介護2が9人、要介護3が16人、要介護4が14人、要介護5が8人、トータル62人というのがいただいているデータでございます。

議 長 2番議員！

2番議員 ちょっと1点だけ教えてください。

認定事務費というんですか、先般ちょっと新聞を見たら、削減するようなことを厚生労働省が書いとったと思うんですけども、それは認定調査料のことですか。何か、もし知ってほったら教えていただきたい。うん、認定事務費って書いてたんですね、その削減と。その認定調査料であれば、そのケアマネさんが手弁当でいかんなんのか。今まで3,000円か、香芝市やったら3,600円とか、そういうことになってたらどうなんのかと、ちょっともし知ってほったら、ちょっと教えていただきたい。また、予算組みせんなんやわからんしね。

議 長 健康福祉部長！

健康福祉部長 大変申しわけございませんけども、その辺の情報が私の方ではちょっとわかりかねますので、今度委員会の方でご説明をさせていただきますので、よろしく願いしときます。

議 長 2番議員！

2番議員 そしたら、もう個人的にまた聞きにいきます。

議 長 ほかにございませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本案は厚生委員会に付託することに決しました。

議 長 次に日程6番、議案第6号、平成15年度広陵町下水道事業特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。 3番議員！

3番議員 36ページの奈良県下水道公社が解散になったということで出てるわけですけども、これはちょっと下水道公社の今までの役割とそれから解散になった経緯についてちょっとお聞かせを願いたいなというふうに思います。

それから、下水道台帳の作成の委託なんですけども、ちょっと後のその次の流域関連下水道の変更の委託ということになってるわけなんですけど、ちょっとこれの内容も教えていただきたいなと思います。

議 長 都市整備部長！

都市整備部長 まず、最初の奈良県下水道公社の財産の寄附金の件でございますが、公社が解散というか、必要がなくなったという形で、そういうことなんですけども、その理由としましては、もともと下水道公社そのものの設立した意味と申しますのは、いわゆる下水道の専門的な分野の測量なり設計のこととあわしまして、市町村でできないといいますか、技術者の不足を公社の方でカバーしてあげようという大きな目的で設立されました。ただ、昨今の下水道の普及に伴いまして、各市町村ともそういう技術の面が十分もう修得されてきて、下水道公社に頼ってお願いするという件数もなくなったので、下水道公社の存続そのものが不要ないと判断されて、そのもとに解散されたということでございます。

その次の歳出の部分の下水道台帳の作成委託料の件でございますが、この件につきましては、いわゆる下水道の作成委託料といいますのは、台帳いわゆる下水道台帳ですね。道路台帳と同じように、下水道のマンホール的位置なり、深さなり、汚水升の位置ですとかいうのを全部台帳として記載しまして、管理に努めるために台帳をこしらえているわけでございます。先日もちょっとご説明申し上げたと思いますけども、いわゆる緊急雇用の件で、いわゆるパソコンにおいて下水道台帳のかわりになるものを作成しております。16年度が最終の年度になるわけなんですけども、それができると、この台帳もつくる必要がないということになってまいります。ですので、16年度は下水道台帳の予算、当初の予算は計上しておりません。ですので、この15年度が最後の下水道台帳の作成業務になるかというふうに思っております。ただこの部分につきましては、いわゆる一般的な入札の行った結果による残でございます。

流域関連の公共下水道事業認可といいますのは、いわゆる94%でしたか、普及率になっておりますが、いわゆるもう事業認可の中で、事業認可の区域内だけ事業を行うということルールになっておりますが、事業認可の区域が、ほとんどなくなってきております。ですので、いわゆる新たな事業認可を追加するための作業でございます。といいますのは、今まで事業認可されてない、1軒、2軒ですとか、もともと家がなかったんだけど、新たに建ってきたとかいう区域につきましては、新しく事業認可をとりまして、そのもとで事業認可区域内という形で事業を行っていくということでございますので、そのために新しくその認可

区域をふやすという作業を委託しているものでございます。以上です。

議 長 5番議員！

5番議員 先ほどの奈良県下水道公社の件なんですけれども、ちょっと認識がなかったもんですから、お聞きしたいんですけれども、これはいつ何年に設立されて、どこがどのように運営してきたのか。職員さんの実態はどうだったのか。また、固定資産はどういうふうになっていたのか。また、構成する団体ですね、どうなっていったのか等、詳細についてご説明お願いいたしたいと思います。

議 長 都市整備部長！

都市整備部長 詳細については、今資料を持っておりませんが、たしか昭和の50年代だったと思います、設立されたのが。第一浄化センターができて、各市町村ともそういう下水道の事業を行わなくてはならないということの始まりだったと。県の職員さんについては、いろいろ技術の職員さんが多数いるわけですけども、流域間はそれで補いますけども、各市町村の流域に接続とする作業について、県の公社を設立してお手伝いしよう。また、その部分だけじゃなくて、県の公社においても、新しい当時は第二浄化センターをつくるとか、吉野川流域をつくるとかいう部分で下水道公社が活躍されております。ですが、県の流域そのものもほとんどめどがついたということで、先ほど申しました市町村ももう要望がなくなってきたという形で廃止ということになったと思います。

議 長 5番議員！

5番議員 寄附金という形で返還されることがどうしてなのかっていうのが、私は理解できませんので、参加していて、今まで負担金としてお金を一定支払ってきた経緯があるのであれば、これは返戻金として戻ってくるのではないかというふうに思うんです。それが寄附金という形での入金になっておりますので、よく理解できないんです。

それと、公社っていう部分について、じゃあ一体どこが事務所になっていたのか。あるいは、職員さんはどなたいいいますか、県から派遣されて処理なさっていたのか、そういうことも含めて全く私知らない状態ですので、そういう具体的なことについてお聞きしたいので、今わからなければ、またお調べいただいて、産業経済委員会のごときにご報告いただいたら結構ですので、そのような実態、そして近年は全くそういう実態もあつたのかなかったのかも含めて経緯をご報告いただきたいと思います。

議 長 都市整備部長！

都市整備部長 当初は第一浄化センターの事務所に公社の事務所を設けておられました。職員

さんは全員県の職員さんでございます。人数が何人いてたとか、どのぐらいの要望があったかというのは、また今資料を持ち合わせてませんので、また委員会の方でも報告さしてもらいます。出資という形で——出資金の返還という形で寄附金として受け取ったという形でございます。

議 長 ほかに質疑ございませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を産業建設委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本案は産業建設委員会に付託することに決しました。

しばらく休憩いたします。

午後1時から再開いたします。

(A.M. 11:42 休憩)

(P.M. 1:03 再開)

議 長 それでは休憩を解き再開いたします。

議 長 次に、日程7番、議案第7号、平成15年度広陵町用地取得事業特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。 4番議員!

4番議員 43ページ、コミュニティー施設整備事業費で2億4,777万4,000円が使われたわけですが、公民館用地はいつ幾らの単価で買収されたのかということをお聞きしたいと思います。

それから、公民館用地を買収して、既に設計をされたわけですが、その落札業者についてお聞きしたいわけですが、これは広陵町に初めて登録された業者が指名に入って、そして落札したと、こういう事実をお聞きするわけですが、その点の事実を確認したいと思います。

それから、用地取得で残っているのが1軒だけということをお報告されました。3軒のうち1軒は契約が済むだろうし、もう一軒というのは、所在確認等のところのようですが、1軒だけ残っていると。これは1軒だけ残っているという点で、どういうところに残ってい

て、これが建設の障害になる、そのような認識を持っておられるのかどうか、この点についてお伺いをしたいと思います。

議 長 環境整備部長！

環境整備部長 古寺の公民館用地の予算は、この用地取得事業特別会計ではございません。一般会計で予算を組んでおります。公民館用地は、本年1月に契約をさせていただいております。登記も完了しております、現在もう町名義になってございます。設計業者は中川建築設計事務所が落札いたしております。業者の登録等について詳しいことは、私の担当ではございませんので、担当の方から答えていただければと思います。

それから、1軒残っておりますコミュニティー施設部分に関しましては、1軒未契約となっておりますが、先日も相続人の決定がございまして、契約の相手方も確定をいたしましたので、今、相続関係の書類を取りまとめをしていただいている最中でございますので、もう契約できたと認識していただいて結構かと思っております。用地取得事業特別会計部分に関しましては、100%契約できたという状況に至っております。その1軒につきましては、16年度の用地取得事業特別会計の方で執行させていただく予定でございますので、よろしくお願いを申し上げます。

それから、ごみ処理施設の方は、一般会計で用地費を組んでございますが、これにつきましては、1軒契約まででございます。できなかつたらどうするのかと、前もご質問いただきましたが、契約をしていただけるよう鋭意取り組むのみでございますので、よろしくお願いを申し上げます。

議 長 総務部長！

総務部長 中川設計事務所につきましては、指名願を当然出ております。古寺公民館の設計するにふさわしい業者を選定させていただきました。その中の1社でもございます。（4番議員「登録はいつしたん。」）

議 長 総務部長！

総務部長 今、記憶ございませんので、また改めてご説明申し上げます。

議 長 4番議員！

4番議員 1軒のごみ処理施設内での未契約の問題、それから進入路のところの問題があろうと思うんですけども、これは、私はこの問題については、非常に気の重い気持ちでいるわけでありまして。1つは、古寺について、古寺の区民の方々が、RDF爆発事故後の説明会を求めて署名を地元を中心に、地元の人たちに行われました。その後の説明会が行われていな

い、私はこういうところに用地買収等を困難にしている大きな原因があるのではないかと
いうように思わざるを得ないわけなんです。だからそういう点で、本当に1軒が残った部分に
ついて、同意が得られなかった場合、工事の進捗状況に影響が出るのではないかという心配
があるわけですが、その点についてどのような認識を持たれているのかということ
をお聞きしたいということです。

それから、私は公民館の設計業者の問題について、指名願、指名がなされたときに、この
業者が落札すれば、これは問題が大きい、このように事務局方に発言をしていたわけであり
ます。後日聞きますと、中川設計事務所が落札したと。この経緯について、本当に指名選定
委員会がどのような役割を果たしているのかということに対して、大きな疑問を持ったと
ころですけれども、こういう点で、今中川設計事務所が広陵町にいつ登録、初めて登録したと
かいうのが確認できていない状態ですけれども、そういう状態が確認できれば、この問題に
ついてさらに質問をしなきゃならないというように思っておきますので、その点については
保留にしておきたいと思います。

議 長 環境整備部長！

環境整備部長 ごみ処理施設の安全性についての説明会のご要望をいただいていることは、町
長の方に提出をされたということも承知をいたしております。それを受けまして、まず百済
区で第1回目の説明会をさせていただいたところでございます。それが昨年12月14日
でございました。続いて、順次地域にその説明会を開催させていただく考えを持ってござい
まして、広瀬区にもその説明会の講師の予定も押さえまして、案内をさせていただいて、協
議をしていただきましたが、時期を今現在検討をさせていただいているという状況でございま
す。それ以外の地域につきましても、順次進めてまいりたいというふうに思っております。
古寺区の方にもそのような計画を持って進めるということも申し上げておりますので、時期
はまだ明確に決っておりませんが、今後そのように進めてまいりたいと思います。

それから、そのときに古寺区の方も多数の方が署名をしてこちらの方に届けていただい
ております。その中には、かなりの地権者の方もおられました。その地権者の方々は、署名い
ただいた方一人を除きましては、すべて契約をしていただいたということでございますので、
ご理解をいただいているというふうに、こちらも解釈をさせていただいております。ただ、
まだ契約をしていただけてない方につきましても、鋭意そのあたりを十分ご理解いただける
ように話し合いをしてまいりたいと思っております。また、近々お会いをいただくという約
束もさせていただいておりますので、またお会いしてご理解いただけるように努めてまいりた

いと思います。

議長 5番。 5番議員！5番議員！（4番議員「いやいや、質問している内容を今具体的に。」） 環境整備部長！

環境整備部長 鋭意ご理解いただくように進めたいということでございますので、そのことについては、お答えをしなくてもいいんじゃないかというふうに思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

議長 5番議員！

5番議員 今、寺前議員の質問に対して山村部長の答弁があったわけですが、町長も承知しているどころか、記者も皆さんおられる中で町長に署名を渡されたんですよね。それで、そのときに町長は、説明責任を果たすとはっきりと答えられまして、新聞記事にもそのとおりの言葉が書いてあるわけです。そういう点でいうたら、全町民的な形で説明責任を果たすという内容だったはずですので、それがなされないままに施設の処理方式を一方的に進めていくというこの今の状態については、多くの住民の方が納得していないし、用地をコミュニティー施設用地とかいろいろ用地を承諾していただいた方も、施設の種類についても含めて承知しておられるのかどうかといいますと、そうではないと思います。そういう点で、この手順を踏んで、本当に住民の皆さんに納得していただいて、いい形で進めていただくのが、今一番大切だと思うんですけれども、再度その点について、町長よろしくお願いをいたします。

議長 町長！

町長 今ご質問いただきました説明責任でございますが、私は、まず地元の4カ大字をきっちりご説明を申し上げることが一番大事なことでございます。古寺、中村は基本合意をいただきましたものの、まだ細部についてもいろいろご説明を申し上げる、そういう機会をつくりたいと思っています。古寺につきましては、ご指摘をいただいておりますが、今月中ごろに区民の皆さんにお寄りをお願いしてご説明を申し上げるという手はずを今進めておいております。私も区長会とかいろいろな老人会とか、いろんな会合に毎月三役が交代して出席をしておるわけですが、その都度町の状況については、ご説明を申し上げておるところでございます。特にごみ処理につきましては、地元の皆さんにご理解をいただきながら、こうした処理方式でさせていただくということをその都度各種団体の皆さんにご説明を申し上げているところでございます。

議長 5番議員！

5番議員 去年の9月の話でしたから、もうすごく、時間的にいいましたら、もっとテンポよ

く説明は十分にできると思うんですね。十分できるというのは、誤解を招くかもしれませんがけれども、資料を整える等で、あるいは現段階においてこういう状況だということを調べたところを報告するということですから、こんなに時間をかけなくてもできるはずであるにもかかわらず、ずるずるずるずるとなっていて、その一方では、処理方式の決定だけが先に進んでいくということについては、やっぱり説明責任を果たしているとは言えない今の状況が大きく横たわっていると思うんです。そういう部分も含めて、住民の皆さんが、やっぱり同意できないという部分がかかなり広がっているように思います。そういう点では、4カ大字、もちろん大事ですけども、町民ネットの方々、全町的な形で運動をずっと継続されておられて、全町的な立場であわせて早急に開くのが当然の話ですので、これについては、今の状態でいいと言えないということを再度説明していただきたいと思います。

それと、説明さえすれば、いろんな質問が出たけれども、説明責任果たしたんだから、同意を得られたというふうに解釈してもらっても、これは困るんですね。いや説明責任と同意とはまた違うわけです。ほんで、それが本当にどういう形で合意を得ていくのかという部分についても、やはり慎重に考えていくべきだと思います。いろいろな疑問とか不安が出されて、それにきちりとした説明ができないままで、そのままとりあえず説明会したからということでは、やっぱりこれは納得できる話じゃありませんので、その点は誤解なきようにお願いしたいと思います。

それと、コミュニティー施設の内容なんですけれども、これについてはどのように決めていかれる予定なのか。今のところどのような計画を持っておられるのか、お願いしたいと思います。

議 長 環境整備部長！

環境整備部長 百済区の説明会は、12月14日に開催をさせていただきまして、鍵谷先生に詳しく安全性等についてご説明をいただいたわけでございます。町からも三役そろって参加をしていただきまして説明を申し上げました。その説明が終われば、もう同意をいただいたというような認識はこちらも持ってございませんで、この前からも百済区はまだ同意をいただいていない、厳しい状況であるということもご報告を申し上げているところでございますので、説明さえすれば、それで同意があったものということは解釈いたしておりません。

それから、今後の進め方につきましては、状況を見ながら、地域の方とも打ち合わせをしながら進めてまいりたいと思っております。

それから、コミュニティー施設の計画については、全く白紙でございます。ただ基本的に

は、ごみ処理施設の余熱利用を図るとか、そういった観点で、地域に活用していただける施設を今後17年度あたりに計画としてまとめていければなというふうに思っておりますので、またその状況に至りましたら、ご報告を申し上げたいと思います。以上でございます。

議 長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本案は厚生委員会に付託することに決しました。

議 長 次に、日程8番、議案第8号、奈良広域水質検査センター組合規約の変更についてを議題とします。

本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。 5番議員！

5番議員 これも余り変わらないのは、3年に1回の検査でいいということに改められるという内容も含んでいるわけなんですけれども、そうしますと、何か事故があったときに、気づくのが大変おくれるという事態も考えられるわけなんですけれども、このような事態に対しては、どのような想定いただいているのか、お聞かせいただきたいと思います。

議 長 水道局長！

水道局長 検査頻度を3年に1回といいますのは、過去3年間の数値が、基準の10分の1以下の場合に限ってということですので、水源に大きな変化があった場合とか、また断水等によって、給水状態に大きな変化があったときにおいては、この限りではありませんので、そのときはその都度、臨時に検査を行います。

議 長 ほかにありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を産業建設委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本案は産業建設委員会に付託することに決しました。

議 長 次に、日程9番、議案第9号、平成16年度広陵町一般会計予算を議題とします。

本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。 3番議員。

3番議員 まず、25ページのごみ処理の手数料なんですけども、これは今まで14年度の決算から言いましても、今回の予算につきましては、大分収入がふえてきているわけですね。ということは、事業系のごみが大分ふえるという予測がされているというふうに思うんですけども、ちょっとこれがどういうふうな形でふえてきているのか。また、それに対しては、どういうふうな措置をしていかれるつもりなのかということをお聞かせ願いたいと思います。

それから、27ページの民生の保育所の運営負担金なんですけども、14年度の決算または15年度の予算からしましても、大幅に今回減額がされているわけなんですけども、これは負担金が変わってきたということになるのか、それともその補てんはどういうふうな形でされているのかということをお聞かせ願いたいと思います。

それから、29ページのこれちょっと今も出ていると思うんですけど、清掃廃棄物処理施設の整備の補助金なんですけど、これは補助金のちょっと内容をお聞かせ願いたいなというふうに思います。

それから、支出の方に入りますんですけども、55ページの地域イントラネットの基盤の整備事業なんですけども、これは先ほど説明のときには、町内の公共施設を光ファイバーでつなぐんだというふうな簡単な説明をいただいたわけなんですけども、今後のどういうふうな計画でイントラネットを構築しようとしているのか、そのところをいろいろどういう機種っていうんですか、業者的なメーカーのこともありますでしょうし、それからまた、こういう計画に対しては、委員会を立ち上げるとかというふうなこともあるかというふうに思うんですけども、それに対しての取り組みの状況を教えていただきたいと思います。

それから、71ページですね、住基の電算のカードの件なんですけども、カードの今まで申請されている数ですね。今までの利用者ですね。それから、これはいろいろ個人情報の保護条例なんかと一体になって、今そういうのを今ずっとされようとしているわけなんですけども、それでもいろんな長野県なんかのところでは、いろんな情報はずっと漏れてきているというふうなことがあって、ほかのところでは、住民の選択、要するに私は住基のネットから外してほしいというふうな個人選択制度というのも考えられているということがあるわけなんですけども、広陵町では、そのことについてのお考えをお聞かせ願いたいと思います。

それから、81ページなんですけども、老人福祉費なんですけども、ホームヘルプサービスの事業の委託費なんですけども、これもちょっと14年決算、15年の予算と比べましても、随分

減額になってきているわけですが、これは介護保険との関係でこういうふうな形になってきているのか、それをひとつお聞かせ願いたいと思います。

それから、その上の心配事相談の事務委託料なんですけども、これの相談の内容ですね、件数、またどういう相談事が一番多かったのかというふうな内容も教えていただけたらなというふうに思います。

それから、83ページの食の自立支援事業ということで、午前中もいろいろと説明はやりますよということで説明していただいたわけなんですけども、回数とか、もう少し詳しく実施内容について教えていただけたらなと思います。

それから、その次の緊急通報システム事業で、駆けつけ員ということで、民間の力をかりてやりますということでは言われているわけなんですけども、これの内容ももう少し具体的に教えていただけたらなというふうに思います。

それから、99ページの保健衛生のところ、またここで職員さんは15年度からいまして、2人減ってるのかなというふうに思うんですけども、これは保健師さんはふえているのかなと思う、職員さんが減ってきている経過をちょっと、必要がなくなってきたということなのかですね。

それから、扶助費の精神障害者の医療給付費なんですけども、前の国保のときにも、非常に精神障害を今お持ちの方が大分ふえてきているというふうな説明もいただいたんですけども、これの給付費の内容ですね、変化ということもありましたら教えていただけたらなと思います。

それから、伝染病の消毒作業従事者ということで出てるわけなんですけども、これは今具体的にどういう活動をしておられるのかということもお聞かせ願いたいと思います。

まず、それだけお願いします。

議 長 住民生活部長！

住民生活部長 まず、収入の清掃手数料でございますね。本年度予定さしていただいております1,817万4,000円、昨年が1,745万5,000円だというふうな内容の中で、70万円程度の予算を増額しております。ごみの内容そのものにつきましても、人口増とも兼ね合って、減量は方策は積んでおるわけでございますけれども、やはり総体的な事業のごみ量というのが、年々ふえてまいってきております。統計的に見ても、全体のごみ量といいますのは、12年、13年、14年を見ましても、9,876、1万88、1万382と、そういうふうな推移で経過しておるわけでございます。とりわけそういった流れの中で、1

6年度に予想するごみ量につきましても、やはり搬入のごみ量が多いという思いでの積み上げた結果よっての増額予算となつてごさいます。

議 長 総務部長！

総務部長 55ページの地域イントラネット基盤整備事業1億5,000万円の計画はどうかと。そして、業者の選定はどうかということでごさいます。

業者の選定等につきましては、現在まだ検討しているところでごさいます。そして、計画内容をご説明申し上げたいと思います。

先ほど議員が言われましたように、役場本庁と公共施設、学校、幼稚園等々24カ所の公共施設、これを光ファイバーで接続し、高度情報化を促進するための基盤整備を行つてまいりたいと思つております。そういう中に6つのシステム構築を考えております。

1つは、行政情報システムでごさいます。住民が24時間、365日、いつでもどこでもだれでも行政情報を共有できるシステム、アクセスができるシステムの構築を図つてまいりたい。1つは、行政情報サービスの提供。

そして2つ目は、教育支援システムの構築を図つてまいりたいと思います。例えば、幼稚園を例にとりますと、図書館と幼稚園をWebカメラで結ぶ絵本、物語、紙芝居などの読み聞かせを行えるシステム構築等、そういったものを構築図つてまいりたいと思つております。

そして、3つ目でごさいますが、図書システムでごさいます。住民の要望が大きいインターネットを利用して、蔵書検索や予約サービスができ、文化情報発信基地として、町立図書館利用者2年連続貸出冊数日本一の利便性の向上を図るシステムを構築してまいりたいと考えております。

次に、防災システムでごさいます。この防災システムにつきましては、インターネットや携帯電話などでも災害情報が入手できるような情報システムの構築を図つてまいりたい、こう考えているところでごさいます。

そして次は、健康福祉システムでごさいます。これは、成人病予防、疾病の早期発見、住民の健康増進を図るための情報システムの構築でごさいます。

それから、6つ目でごさいますが、古墳、文化財観光情報システムを構築してまいりたいと思います。広陵町は古墳日本一ということで、大型古墳群、多数の貴重な文化財、デジタル情報に編集し、静的資産を動的資産として、教育、観光に利用するとともに、地域の活性を図れるシステムの向上を図つていきたいと思つております。計画はそういう内容でごさいます。以上です。

議 長 健康福祉部長！

健康福祉部長 それでは、まずページ27ページ、保育所運営費負担金、非常に減額になっているということでございます。これは、国の三位一体の改革として、国庫負担金、補助金が一般財源化されたものでございます。ということで、公立の保育園2園と公設民営の保育園2園でございます。この4園の負担金がなくなったということでございます。こういう関係で、健康福祉課関係には、いろいろな減額がされておるわけでございます。児童福祉法の改正というふうなことで、児童福祉の事務費につきましても、一般財源化されておるということでございます。予算書見てもらったらわかると思います。介護保険におきましても、事務費が一般財源化されたというふうな状況でございます。

次の食の自立、83ページだったと思います。これにつきましては、回数は月曜日から金曜日までの昼食を予定しております。週5回というふうなことでございます。ご本人の負担は200円ということで、全体の費用は1食600円、400円の4分の3が補助ということでございます。4分の1が町負担ということになってくるわけでございます。あくまでも今までの安否確認というだけのものではございません。介護予防施策の町長の施政方針でも出ておったと思いますけども、介護予防施策の位置づけ、生活習慣病予防等を中心とする健康づくりも視野に入れて給食のサービスをさせていただきたいと。ですから、当然アセスメントいうんですか、課題分析ということで調査させていただきます。ご本人さんの健康状態、またどういふふうな今現在治療を受けておられるとかいうふうなことで、食事のことについてもそれに合った食事を提供したいというふうな思いはしております。委託業者は、町の在宅介護支援センター大和園と竹取の丘にお願いするものでございます。

次に、緊急通報でございます。今回、緊急通報装置の利用の拡大として、現行では、近隣の協力員2名が必要となっておったわけでございますが、協力員がなくても、緊急通報装置が受けられるという体制に踏み切ったわけでございます。業者と委託契約を行いまして、利用者からの緊急通報が業者のサービスセンターというのがございます。そこに一たん入りまして、それによって、内容によって救急車を要請する。また、当然地域の民生委員さんにセンターから連絡する、また家族の状況も聞いておりますから、家族の方にも連絡する。また、協力員がございましたら、協力員の皆さんにも連絡させていただくと。そして、香芝市の方に駐在員がおりまして、今現在、香芝市はもう実施されておるわけでございますが、その委託業者の職員が利用者宅へ出動するというふうなことでございます。これが駆けつけ員と申し上げておるわけでございます。そして、相談サービスといたしましては、健康保険の領域

とか福祉領域、介護領域などのさまざまな生活全般に関する相談を24時間、365日受け付けをしておるということでございます。

また、月1回利用者に安否確認ということで、センターから電話を入れられまして、状況の確認をさせていただくというふうなシステムでございます。

それから、次の99ページの保健衛生費でしたか、の person 費につきましては、保健師自体は異動はございません。今年度、16年度で新たに1名を採用する予定はしております。あと課を統合した内容で職員のあれが分配の方が変わっておると思います。詳しいことは、また説明させていただけるとお思いますので、人事当局の方からさせていただきますので、よろしくお願ひしときます。

ほんで、もう一つは、精神衛生というふうなことでございました。それと81ページ、ホームヘルパーでありましたですね。これはあくまでも町単の事業で実施しておりまして、介護保険とは関係なしに、それでない人の訪問を社協のヘルパーで安否確認ということで回っていただいているのと、生活保護の方のそういうホームヘルパーということで、生活保護に対してのホームヘルパーは、今のところないわけで、そういうことで、実績に基づいて予算を計上させていただいたということでご理解願ひたいと思います。

それから、今現在精神のその対象者は20人ということで申請、ただ手帳交付とかされている方はもう少しおられると思うわけでございますが、あくまでも申請主義というふうなことでございまして、現在は20人程度されているということで予算の計上をさせていただいたわけでございます。95%が公費で、5%の部分について自己負担を補助するというものでございます。これも県費の補助が2分の1あるということでご理解願ひたいと思います。

もう一つ、伝染病の関係でございますが、これは今のところ、伝染病とかが起こった場合の消毒に来ていただく人の賃金ということで、今のところはないわけでございますけれども、こういうことがあつては困るわけなんですけれども。それで説明の方は終わらせていただきます。

議 長 環境整備部長！

環境整備部長 29ページの廃棄物処理施設整備費補助金についてご説明を申し上げます。

これは新清掃施設の建設事業の補助でございまして、平成16年度に事業費の3割、平成17年度に7割の計画をいたしてございまして、ここに上げさせていただいておりますのが、その3割に相当いたします事業費に対する国庫補助でございまして、補助率は2分の1でございます。補助されます事業種別は、ごみ燃料炭化施設、リサイクル施設、それに伴います

施行管理費等でございまして、補助対象分と補助対象外とを精査いたしまして、補助率の2分の1を掛けましてこの予算を計上させていただいております。実際は、事業費は入札等額が確定しましたら変更になってまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長 住民生活部長！

住民生活部長 それから、もう一件ございました。心配事相談所事務委託料の件でございます。

心配事の相談につきましては、第2水曜、第3水曜、通常心配事相談、そして2回目が法律相談というふうな形で委託形式でやっておるものでございますが、内容的には、隣地関係あるいはまた家庭の問題、そして相続の問題、そういった主として法律相談にお見えの方が対象者としては多いように記憶しております。通常の弁護士さんを交えない通常の相談日には、さほど人数が来ておられないような状況でございますけれども、統計的な数値につきましては、持ち合わせておりませんので、委員会で14年、15年の件数を申し述べたいというふうに思います。お許しいただきたいと思います。

議 長 3番議員！

3番議員 1点だけもう一度お聞きしときたいわけですが、清掃センターの補助なんですけれども、これは一応もうある程度は、もう国とか県とかの方で確定というんですか、もう内示的にもらっているという形で金額的に計上されているというふうに理解させていただいてよろしいわけでしょうか。

議 長 環境整備部長！

環境整備部長 内示がありますのは、この前も特別委員会でもご報告申し上げましたように、国の方へ出向きまして説明をお聞きしますと、4月1日内示は無理だということをお聞きいたしております。おくれますというふうに聞いておりますので、実際事業に着手できますのは、内示があってからということになりますが、補助金の交付が決定されるまでは、作業にかかれないという――準備作業はもちろんやりますが、実際の入札等の執行は、内示を待つて行うということになります。

議 長 ほかにございませんか。 10番議員！

10番議員 ちょっと大まかなところで、町長の施政方針演説の中からちょっとご質問をさせていただきます。

まず最初に、新清掃施設の関連のことでちょっとお聞きしたいと思います。

相当新年度の予算に占める割合も相当大きなことは当然でございますので、それだけの大事業であるということで自覚はしております。また認識も私自身もしております。よって、

お聞きしますが、いわゆる他のあちこち我々見せていただきました清掃センターいわゆる処理場のいわゆる立地条件と広陵町が建設を予定し、着々と進めており、また成果も上がっている予定の古寺地区での新清掃センターの施設、これは他のとこと全く違う立地条件になるところも事実でございます。と申しますのは、他の多数の施設は、ある意味では人里離れ、山間とかいろいろあるわけですが、我が広陵町の予定施設は、まさに田園の中に、また人家にもある程度近い。まさに平たん地で、いわゆる特別ないわゆる環境に建設をするということになっているわけでございます。そこで、それを踏まえて、いわゆる嫌悪施設であるという観点から見て、みんな人里離れたところへ持っていっていると、私は思っております。

ところが、広陵町の場合は、あえてそんな人里離れたところの地理的な条件もありませんので、今現在お願いをしている古寺の地区、いわゆる河川に挟まれておりますが、平たん地であり、まさに田園の中でもあるということもあり、いわゆるその中での条件で一番大事なことは、いわゆる共生していく、ともに生きていく、ともにまたそれをもって相乗効果を上げていこうということも大事な観点でとらえていくべきだなあと、私はいろいろかかわった中でそう認識をしております。そしてまた、私自身も新清掃センターの建設に関しては、その観点からまたその視点から、いわゆる周辺整備のことにたびたびまた提言なり、また質問なりお願いをしているわけでございますので、そういう意味でお聞きしたいと思います。というのは、今言いましたように、そのようなまさに共生していかならん。もちろん公害問題からすべて含めて安全であることは当然な条件でございますが、まさに共生して、ともに融和をしていかないかんということにあえて建設を予定しているわけでございますので、周辺の人たち、当該地はもちろんですが、そのことも住民の皆さんも大いにそこにやっぱりきっちりとした形の認識をともに持つということの、こちらからのまた働きも当然必要かと思っておりますので、その点も踏まえまして、いわゆる周辺と清掃センターがともにあることによって、嫌悪施設であったが、あることによって、非常にプラスが生まれてきたということもつくっていくのも行政の仕事じゃないかなと思うわけです。それをやることによって、他のいわゆる循環型のいわゆる社会構築の一つの一環としてのそういう施設でありますので、他のところからも、またそのような規模の中でみずからで処理をしていくという、いわゆるそういうような特異な清掃センター処理施設であるということであれば、よそからも当然見学も来、まさにそのような広陵町と同じような地理的条件のところも大いにありますので、いわゆるRDFプラス炭化、いろいろな非難なり、また批判なり、いろいろなご意見はございますが、ただ唯一２番目という形での全国でも余り数少ないということでの不安材料はある

とともに、逆にそれを見事に安全であることの形で操業ができるようであれば、これまた一つのプラスになっていくんじゃないかなと、こう思うので、そのことも含めまして、ともに広陵町のある位置をじっくりそのことの視点に置いて、今後周辺対策そしてまた清掃センターのいろんな施設なり、また附帯設備なりをその中でつくっていただく用意があるのか、そんな考え全くないのか、まず一点お伺いしたいと思います。

それと、いわゆる次のページにありますように、住民参加のボランティアといういわゆる廃棄物の撤去、これ私あちこちこういう意見、大体五、六人には聞いております。大体五、六人ちゅうことは、やっぱりその掛ける100倍からの方がおられるように思いますので、いわゆる高齢者の方ですが、大変広陵町の河川が汚いと。もちろん新清掃センターのことも含めまして、もっと河川をきれいにしたい、また道をとかいうような流れで、我々元気な間に、ひとつそういうようなボランティアのひとつ形として、町がそういうような組織づくりをしてほしいという意見もございましたので、きょうこなして拝見——この間町長の施政方針の中でありますように、住民参加のボランティアによる撤去を行ってまいりますと、これをどのような構築をしていかれるのか、今プランニングがあればお聞きしたいと、こう思うわけでございます。

続きまして、3点目でございますが、これは本当は水道会計でお聞きすべきかどうか迷ってりましたんやけど、あくまでも政策的根拠が大だと思いますので、町長が管理者でありますのでお聞きをしたいと思います。

と申しますのは、大滝ダムの大変なる地すべりで、二、三年完成がおくれるということがお聞きし、それは大変県水を、県営水道を利用させていただく本町も大変いろんな意味での影響があるわけでございますが、その中で、私はっきりわかりませんねんけど、いわゆる他の今言うてるおくれることの、またそれが立ち退きやかいろいろんな意味での諸費用を、何か受益者に分担をするようなことが新聞に載ってたように記憶しておりますので、そのことも一体どういような県が考えておられるのか、また受水している各自治体もそのことにどういような話し合いもあったんかということも一番大事なことでありますので、施政方針でも今回触れておられましたので、あえて水道会計で聞かずしてお聞きすることをお許しをいただいておりますので、お答えをお願いしたいと思います。

議 長 町長！

町 長 今青木議員のご質問でございますが、清掃センターについていろいろとご指摘をいただいております。ともに生きる、ともに町を育てる、郷土愛を強めるということが、この清

掃センターについて取り組んでまいりるキーワードでございます。嫌悪施設であるものの、住民の皆さんとともにこの清掃センター、そして周辺環境整備をしてみたい。特に附帯設備につきましても、やはりこの清掃センターにお越しをいただくという、山間部の山の中に施設づくりをしている町と違って、この施設とともに暮らしていく、生きていく、そういう考え方に立って配慮したものにしたいと思っています。担当者もすべてそういう気持ちで取り組んでいただいております。

また、地元の皆さんにも、清掃センターを建設するだけでなくして、暮らしのよい生活環境をつくるということが大前提で話を進めておりますので、議員おっしゃるような心で取り組んでまいりたいと思います。特に県の浄化センターの施設もそうでございます。県民の皆さんが、やはりあの浄化センターにお集いをいただいているものでございまして、今は何ら苦情のない施設でございます。葛城の下水処理施設アクアホールにつきましても、安全に操業をいただき、またかもきみの湯というので、非常に多くの方がお越しをいただいているものでございまして、私どもの施設についても、そのような心遣いで取り組んでまいりたいと思います。

それから、住民参加の町ということで、河川の非常に汚れておるといふご指摘でございます。私は、やはり役場だけが掃除するのではなく、やっぱり地域の皆さんと一緒にやらなければ、町を育てるわけにはいきません。子供の健全育成につきましても、地域で子供を育つ、そして施設やいろんなまちづくりも地域の皆さんにご参加をいただくということが大前提でございます。高田川が非常に汚いというようなこともございまして、今この際、申し上げますが、馬見川と高田川の合流地点、ちょうど寺戸と南の境界になるわけでございます。サン・ワークのちょうど真西側の堤でございますが、ここは県において立派な公園整備をしていただこうと、これは河川敷の公園でございまして、堤防にもきっちりと植木を植えていただく。そしてサン・ワークから堤防の川の中へおりられる。そして石畳で対岸に集えることができる。また、あずまやも建設していただいて、ちょっとしたミニ運動場もできると。総額およそ1億円ぐらいはかかると思います。これも現在の知事さんが、高田土木と協議をいただいて計画に乗り出していただいた次第でございまして、この実現はもう間近でございまして、こうしたことも住民参加でいろんな河川美化、そして川の水の浄化作業もあわせてここであわせ持つことがいいのではないかと思います。河川を守る、そして健康でここでお楽しみをいただく公園的な施設、運動づくり、体力づくり、こうしたことも住民参加で取り組んでまいりたいと思う次第でございます。住民参加の町、いろんなことがあります

が、際立ったことについて申し上げました。

水道につきましては、局長がおりますので、局長に答弁させます。

議 長 水道局長！

水道局長 大滝ダムの事故によります給水供用開始が延びることにつきまして、今後大きな負担が多分かかってくると思います。今のところうわさでは、各受益者に負担をお願いしたいというような話があるようには聞いておりますけども、会議等正式な会合の上では、そういう話は一切今出ておりませんし、そういう話は聞いておりません。県の今の一番現在の最重要課題といたしますのは、大滝ダムをつくるときに、各市町村から将来的な水の需要について一応水量を出しているわけですけども、できるだけその数字に近い水量を早く買ってほしいというのが、県の今の一番最重要課題だと聞いております。以上です。

議 長 10番議員！

10番議員 新清掃センターのいわゆるともに共生していかないかんというような観点で建設をしていくということで、町長の答弁、それでいいと思います。

もう一つ進めまして、そのことでもうちょっと、もう一步前へ行って、いわゆる周辺を見渡した中で、いわゆる清掃センター、新清掃センター、そこへある意味では集客していただく。そしてまた、それを広瀬地区なり、また東地区のいわゆるそっちの方へ、いわゆる与楽寺とかあるところを、ある意味で一つ大きな視野から、いわゆる農地のいわゆる再活用、いわゆる農業者としてずっと農業を営んでいくという人もおられますが、いわゆる相続の問題、いんな問題で農業をなかなか営んでいくのが困難だということもあると思いますが、そのところを含めまして、これはもっと大きな視野で考えていくべきで思いますが、即の話じゃないと、できないと思いますが、そういうような農地の流動化も含めて、大きないわゆるお花畑なり、大きないわゆるそういう何とか園とかいうようなものをつくっていくように持っていく、そしてそこでまた雇用も促進できるような、雇用のできるようなまた施設をつくって、雇用の促進にもできるというぐらいに、そこへ清掃センターが新しくそういうような全国でもまれなる処理方法であれば、当然見学者も大勢来ると思いますし、その人たちを黙って帰らすんじゃないに、共生しているところをまず見ていただくということぐらいのワンステップ上の視点から取り組んでほしいと、こう地元のご意見もあるわけでございますので、周辺大字のご意見もあるわけでございますので、私の耳にも入っておりますし、私もそういうことも進んで推進していきたいなど、こう思っているわけでございますので、その點頭にとめて、そういうような大きな視野を持って取りかかっていっていただきたいというのを切

に要望をしておきます。

それで、住民参加のいわゆる清掃、廃棄物など、それも本当に力あり、シルバーもそうですが、ある意味で社会参加をどんどんやっぱりしていく機会をつくっていくことが、また高齢者と、また世代間交流という形を持って広陵町全体で1回清掃の日を設けて、まさに世代間で町を1回見直していくぐらいの、袋を下げて掃除をすることによって世代間の交流も出てくると思いますから、そういうような大きなうねりというのか、地域の交流を、またここを、今施政方針でありましたやつをもう一步階段を上がってやっていただきたいと、こう思うわけでございます。

そしてまた、水道局長からお聞きしました。いわゆる大滝ダム、これまた大変な迷惑な話で、本当にある意味では、建設省なりの私自身は、非常なミスだと思うわけです。ただしかしそうであって、死んだ人に責任をとらすわけにもいきませんが、大変に受益者、受水者に負担になるようなことがあっては、大変我々にとっては何の責任もなく、無理につくってくれと言うたこともないように思っておりますが、そういうことでございますので、これは町長、今後いわゆる関係自治体と大いに歩調を合わせて、ああそうですかちゅうて、そない出すべきもんでもないと思いますから、これは国家的事業でひとつ県会が謝ったり、ちょっとしたことがあったわけ、ミスがあったわけですから、それは国家的でやっぱりそれをフォローしていくが当たり前やということは考えていくべきだと思いますので、その辺は平岡町長一人ではどうにもならんかもわかりませんが、知事さんとも大いに議論をして、協議をして、使用自治体の受益者に負担のないように頑張っていたきたい、こう思うわけでございます。

議 長 答弁ええな。 町長！

町 長 この住みよい町をする、そしてまた集客能力のある訪れに値する町をつくれば、きつとこの集客能力のあるまちづくりができるわけございまして、雇用促進にもつないでいけるわけでございます。今百済地区等で説明をさしていただいております基盤整備の道路歩道改良工事でございますが、今いろんな事業持っていつてるんですが、地元の皆さんは、ごみと一緒にだたらいらんと、何かそういうようなことをおっしゃるんですね。我々は道路整備も下水道も公園もすべてお供しているところについては、積極的にさしていただくよう努力をしておるところでございますが、今あわせ持っていていろいろやっておりますので、ついもうすべていややと。古寺地区でも、以前ある区長さんのときは、もう古寺は一つもしてくれんでもいいと。ごみなんていややというようなことで、全く公共施設はとまったときがあります。今もそういう事態にならないように、地元の皆さんにきっちり各担当者ごとに分け

で説明をさせていただいているところがございます。関連の周辺整備ということで、非常に誤解を生んでいるところが多々あるのでございまして、区長さんは一人でございまして、どれから先受けるかということが、非常にジレンマにお立ちをいただいているようでございます。今青木議員の指摘をいただきました農地の流動化等も含めて、一生懸命取り組んでまいりたいと思います。

水道につきましても、貴重なご意見をいただきましたので、後押しをしていただきましたので、私ども一生懸命頑張ったいと思います。

あと社会参加でございますが、もうおっしゃるとおりでございますので、私どもは理解をきっちりさせていただいております。ありがとうございました。

議 長 ほかに質疑ございませんか。 4 番議員！

4 番議員 非常に膨大な量があるわけですがけれども、最初に、この予算編成に当たってまず聞いておきたいことは、いわゆる三位一体による 1 兆円削減方針、これが政府によって出されたわけです。そして所信表明にも書かれているように、1 兆 3 0 0 億円の削減が行われたと。こういう問題に対して、各地方団体の首長、知事その他のところで、猛然とした反対の声が上がっているということはお存じだということに思います。これは、地方自治を破壊するものと言わなければならない声になっているわけですがけれども、そういう点についてどのようにお考えなのかという点が 1 点であります。具体的に公共事業で 4, 5 2 7 億円、公立補助運営費、義務教育費国庫負担金の退職金手当、児童手当の一般財源化で 4, 7 4 9 億円、奨励的補助金の廃止、縮小で 1, 0 0 0 億円、これらを合わせて 1 兆 3 1 3 億円ですね。これは所信表明に書かれているとおりであります。

しかし、地方財政法の第 1 0 条では、国が進んで経費を負担する必要がある、あるいは第 1 6 条では、国が地方自治体に対して恩恵的援助の経費というものがあると、こうなっているわけですがけれども、例えば今回削減されている保育所運営費というのは、いわゆる国が進んで支払う義務的経費いわゆる負担金というように言われている部類の補助金です。補助金というのが負担金であります。ところが、これが廃止される、削減される、こういう点でいえば、一体この保育所運営費の負担金の削減というのは、利にかなったものなのかどうか、こういうところは、地方自治体を抱える首長として、やはり真剣に考えていただく必要があるんじゃないか。まして、今回の保育所運営費の負担金は、公立のみであります。私立については、引き続いて援助していくというようになっています。では、子供から見た場合に、保育所へ行くのは、私立であろうが、公立であろうが同じなのに、なぜ公立は削減されて、私

立は従来どおりになっているのか、この点についての説明はできるのでしょうか、この点についてお聞きしたいと思います。

また、一般財源化によって、所信表明でも述べられているわけですが、いわゆる所得譲与税あるいはまた交付金、予定交付金ですね、ちょっと名称忘れましたが予定交付金。これは財源移譲ではないですね。国が地方に渡す交付金であります。財源移譲という点では、もちろん将来的には住民税の地方への所得税等の移譲という問題が議論されているわけですが、1兆円を削減しておいて、財源移譲は交付金のみになっています。こういうような点について、具体的にどのように理解されているのか、私はまずお伺いをしなきゃならない問題だと思います。

それから、これに伴って、数字では、所信表明では、10ページから11ページにかけて書いていただいています。また、説明のときでも、地方交付税の削減の問題と臨時財政対策債についての説明があったわけですが、今回あらわれている問題で町長の所信表明の中には、保育所の削減に関して措置されるだろうと、運営費の削減に対して措置されるだろうというように期待的な——14ページですね。14ページに、公立保育園運営補助金などの削減云々で、財源は普通交付税により確保されると考えておりますと、こういうように述べておられるんですけども、これの根拠は一体どこにあるのか、お聞きしたいわけなんです。

税源移譲というのは、先ほどあったように、不足してますね。税源移譲は先ほど言ったように、所得と交付金との2つです。その中で臨時特例債も削減されたと。交付税も削減されたと。そして保育所の運営費も削減されたと、こういうところの数字のつじつま合わせ、これは具体的に広陵町の場合どうなっているのでしょうかね。税金で町長は確保されると考えておりますというけれども、現実問題としては確保されていないわけですから、その差し引きのプラス・マイナスどういう数字になってあらわれているのかをここできちんと答えておいていただきたいというように思うわけでありませう。

こういうような状態が、まず大きな問題として地方公共団体を襲っている。憲法に保障された地方自治の本旨実現のためには、これは大変な事態だと思います。そういうことが行われているわけですが、町長は平成15年度の所信表明でこのようにも言ってるんですね。これは古寺のいわゆる清掃センター建設に伴ってですが、緊急やむを得ない事情は別といたしまして、それ以外の事業につきましては、実施をご辛抱いただくこともあるかと存じます。これは15年度の所信表明であります。これは大変なことなわけですね。だから、要は、国からの言いなりになった形で財源は不足してくる。古寺での新清掃センターの

建設は非常にお金がつく。町民のところには水道料金や体育館のわずかな金額も負担をさせる。こういうような状態で今予算を組もうとされているわけですがけれども、私はこの点については、国に、県に堂々と広陵町民の暮らしを守る、地方自治の本旨を実現させていくため、あるいは地方自治法の本旨、第2条でうたわれている。

こういう点もあわせてお答えを願いたいと思います。

それから、私は古寺での新清掃センター問題についての用地買収費の賛成をしている立場であり、またそれに伴うもろもろについても基本的に賛成してきたわけであります。

しかし、財源のむだを省くという点で、果たして行われているのか。ちまたに聞くところでは、広陵町の建設業界は、上牧のある建設会社が広陵町に進出する足場を求めて暗躍している。広陵町の建設業界は、こういう事態に対処するための手だてを持っていない。私は広陵町民の暮らしを守るという町の立場から言うと、いかに民間のことにあるにしても、結局はその背景には、公共事業が削減されている中で、広陵町では、古寺周辺、大字等については、環境整備費が支出され、全額合わせると118億円の予算の予定を持っておられるわけです。こういうところが、本当にむだ遣いのないような形で地元住民の気持ちにぴったりと合う事業が行われるかどうか、これは非常に関心事だと思います。こういうようなところで、今建設業界等でも懸念されている中で、私が先ほど指摘した、今年度の公民館建設、古寺のですね。これに設計業者は、結局は予定された設計業者が落札している、こういう事態が既に生まれているわけですから、この点についての厳格な取り組みが求められているわけですがけれども、こういう予算上の本当に町民には削減——町民の要望は、辛抱してもらわなければならないという一方で、予算が環境整備費が使われて、むだ遣いをやめていくということが必要だと思います。そういう点で、この中身については、ごみ特でまた質問しますけれども、こういう背景があるということからも予算の問題についてさらに進めたいと思います。

予算のところであれば、先ほどのところで歳出に移りたいと思います。

歳出で、ページ51ページ、地域情報化アドバイザーですね。前回は委託料で264万6,000円出しておられるんですが、この賃金になっている。この点での中身と成果に基づく活用方法、どういう形でなされているのか、お伺いしたいと思います。

それから、ページ53ページとこれからずっとあるわけ。67ページ、70ページもずっとあります。いわゆる電算処理の問題です。この電算について、根拠というもの、本当によくわからないんですね。いわゆる電算委託と使用料、この2つに分かれているわけですがけれども、これらについては、比較検討をされているのでしょうか、その点についてお伺いしたい

と思います。

それから、1次試験をつくってもらっているわけですが、これはどこで頼んでどういう管理がされて試験に臨むというようになっているのか、その点もお伺いしたいと思います。

それから、ページ55ページ、庁舎管理のところですが、清掃業務について行われているわけですが、これは清掃業務について、この具体的な中身とこれはサン・ワーク等にもあるわけで、いわゆる現在は委託についてサービス公社、シルバー人材センターに回している分がありますけれども、ここと中央公民館、あるいはさわやかホール——さわやかホールはちょっとあれですが、そういうところについてのサービス公社に回せる分というのは十分あるわけなんです、これの契約関係状況、どういようになっているのか。できれば仕事興しのためにシルバー人材センター、サービス公社に回すという論議はされたのかどうか、お伺いしたいと思います。

それから、インターネット使用料の138万5,000円ですが、これはどういう契約になって138万5,000円になっているのか、教えていただきたいと思います。

それと、ページ55ページ、一緒。それと、1億5,000万円の先ほど片岡議員が質問した光ファイバーの設置なんですけれども、先ほど説明していただいた6つの活用ですね。この6つの活用が、なるほど将来的な問題としては否定するわけではないわけですが、これに使う費用、効果と1億5,000万円、これは4,000万円の国庫補助とあと起債、あと一般財源ということになるわけなんですけれども、この使い道について、今これをやらなければならない課題なのかどうか。ほかに私はやるべき施策があるのではないかと、こういうように思うわけですが、その点についての優先的な施策の順序の中でこれをどう位置づけて論議されたのか、聞いておきたいと思います。

それから、これも55ページですが、中和法律相談センター負担金、これが非常に住民にとって利のかなった開設だというように思うわけですが、これの啓蒙とかそういう問題は弁護士会に任すというようになるのか、積極的に広陵でも啓発、活用する手だてをとるといようように考えておられるのか、お伺いしときたいと思います。

それから、57ページ、町有地の管理ですが、122万4,000円ですね。この分はサービス公社に委託されている部分なのかどうか、確認をしておきたいと思うんです。

それと、いわゆる駐車場の借地料、箸尾駅前の借地関係ですが、いわゆる事務いわゆる管理に129万4,000円、借地料に157万6,000円、使用料が198万円こ

ういうようになっていて、いわゆる管理、持ち出しの方が多いわけなんです。この駐車場の管理について、129万4,000円という機械を設置して行っているわけですが、これはサービス公社やその他のところに委託すると、もちろん24時間——24時間じゃないですね。11時までですかね、あれは。になっていた分ですが、その点での考え方というのではないのかどうか、お聞きしたいと思います。

それと、私はやっぱり南郷の駐車場と比べて、この部分というのは、非常に当初このような活用と負担と委託というものがどういう形で出てきたかという問題で議論をした経緯がありますけれども、広陵では五位堂駅と高田駅に通われる町民もおられるわけなんです。この箸尾駅前については、本当に安いと思います。そういう点でいえば、五位堂に通われる広陵町民の方々や高田に駅を利用される広陵町民の方々にも、私たちが言っていた香芝と格差をつけられている分についての差額について負担をしていただく、こういう考え方があってもしかるべきでないのかということを考えるわけですが、その駐車場の問題とあわせてお聞きしたいと思います。

それから、サービス公社に管理委託されている駐輪場ですが、ここでの放置自転車が何年かに1回処分されているわけですが、これについては、シルバーに委託して活用するという方法があると思いますけれども、その点についての考え方がおありかどうか、聞きたいと思います。

59ページ、行財政……。

行財政問題、細かいところではないんです。非常に重要だと私が思っているところなんですけれども、行財政問題懇談会委員会謝礼、これは昨年も20万円ついているわけなんですけれども、この中身について、どういう形でのものなのかちゅうのをその成果いうのもあわせた形で聞いておきたいと思うんです。

それから、近鉄沿線ですね、これも20万円ついていますけれども、やはりこの点で、町長はこの駅沿線について、どういう考え方でこの会合を引き続いて行われているのか。これは林田町長がつくられたものですが、20万円毎年出ているわけですが、その点についての思想、考えについてお伺いをしたいというように思うんです。

それと、61ページですね。自治振興費それから区長自治会運営補助金等について、赤部も赤部大字も優しいまちづくりに参加をして、区民やその他区民の方々が一生懸命花を管理育てたわけですが、なかなかその中身が育っていかないんですね。1年限りで終わっているという状態で、この点について、町長はこういう流れは、もちろん自治会が積極的な

対応をした場合に出すという点では、域に行っているんでしょうけれども、現状分析をした上での内容というものを考えて出されていると思いますけれども、その点についてどのように認識を持って今回も出されているのか。これは所信表明でもうたわれている内容ですので、その点についてお伺いしたいと思います。

それから、61ページ、続いて職員賃金とあるんですけども、賃金のところでですね。これは一体どういうものなのかちゅうのがちょっとわからないんですが。

それから、あと簡単に聞いていきたいと思います。

所信表明のところで、ひとり暮らし緊急通報装置の仕組みを見直してやっていくということですけども、これは何軒分の予定をされているのか。駆けつけ員のシステムを採用していくということですけども、その前提になる設置の基準などを教えていただきたいというように思います。

それから、幼・保一元化の問題で、これは所信表明の23ページにあるわけですけども、この点の立ち上げはどのような形で立ち上げていくのか。これは非常に難しく、また私たちの点から言うと、後退していく危険もはらまれているというように認識していますので、その点についての考え方をお伺いしたいと思います。

それから、24ページの、これは所信表明ですけども、いわゆる乳がん検診、これは非常に言われています、指触診ではなかなか難しいところがあって大変だと。希望者がこれは多いんですけども、これは希望者の数に対する考え方についてお伺いしたいというように思うんです。

それから、一番健康づくりのところで、24ページで、健康づくりサポーター、これは非常に香芝やその他でも集まりやすいところで、例えばふる屋さんを借りて健康づくりをやっているところもあるんですね。だから、要は、これはどこでどのようにするのかということが非常に重要だと思うんですが、各大字公民館もこういうところで積極的に活用できるというように思うわけですけども、その点、この健康づくりサポーターの養成と実施するに当たっての中身について教えていただきたいというように思います。

それから、33ページの子供の居場所づくり、これは12月議会で一般質問をしたわけですけども、文部省もこのことを積極的に取り組んでいる内容なわけですけども、各種の教室などの開催や土曜教室の充実をさらに進めてまいりたいというようにおっしゃっています。この点で、各地では、いわゆる場所を選ばず、場所を選ばずということは、公立もあり私立もありという形で、指導員が最も重要なわけなんですね。これも各大字公民館、集会所

など指導員を充実する中で、きめ細かな対応ができる内容なわけですがけれども、各種の教室などの開催や土曜教室という点について、これは学校や1カ所だけで考えておられるのか、指導員を充実して各公民館などを使うという考え方も取り入れられているのか、お聞きしておきたいというふうに思うんです。

それと、スポーツ少年団の団員の対象年齢を16年から、小学校5年、6年から3年から6年まで拡大するというようにおっしゃっているわけですがけれども、それこそその場所が問題なわけですね。青少年センターの予定がされたものが没になったわけですがけれども、こういう点でいえば、さらに一層この場所づくりが重要だと思うんですが、そういう点での対応、どう考えておられるのか、これとあわせてお聞きしておきたいと思います。

そういう点についてお聞きしたいのと、それからもう一点、歳入のところに戻りまして、これも所信表明でも述べられて——これは資料、きょうもらった資料の14ページですがけれども、所信表明では、こういうように述べておられるんですね。町民税、個人と法人合わせて1,900万円程度の減収、土地については、課税標準額の据え置きの方の拡大や非課税土地の増加により1,200万円の減収とあるんですね。この資料で見ても、家屋についても減っているわけで、土地についても減っているんですがけれども、具体的には、平成16年度から評価がえが実行される——たしか16年度から実行されると思うんですがけれども、そういう見通しとあわせると、これはどういう形で理解していいのかちゅうのを説明をしておいていただきたいと思うんです。ちょっと歳入がちょっと後になりましたけども、最初の交付税あるいはまた政府の三位一体の伴う問題とあわせてお答え願えれば幸いです。以上です。

議 長 質問が多岐にわたっております。質問に対する答弁の整理のためにしばらく休憩いたします。

2時50分から再開いたします。

(P.M. 2:30 休憩)

(P.M. 2:50 再開)

議 長 それでは休憩を解き再開いたします。

4番議員は質問の答弁漏れのないようにきちんとチェックしてください。

答弁者答弁お願いいたします。 町長！

町 長 数多くお述べをいただきましたので、私に指定をされた事項について申し上げたいと思います。

まず、三位一体の改革でございますが、これは地方自治体にとっては、守ることのできない交付税が減額される、補助金が減額されるということで、私ども全国の市町村長が大きな反対運動を起こしているところでございます。地方財政を危機に追いやる、そんな改革は断固反対であると、私どもも鉢巻きを締めて決議をし、また大会スローガンに賛成をしたものでございまして、小泉総理、衆・参の議長、また財務・総務大臣もお招きをしての会議で行ったわけでございます。経過としては、15年2月25日は全国町村自治確立総決起大会が日本武道館で行われました。これは町村議会議長会の主催でございます。また、12月3日が町村長大会でNHKホールで行われ、16年1月16日には、奈良県の市町村会館で知事との意見交換会を行いました。このときも三位一体の改革について、私たち町の意見を述べた次第でございます。いずれも全国町村長大会では、大会スローガンは、町村自治を確立・強化せよと。合併を強制するな。地方交付税制度を堅持せよ。地方税財源を充実・強化せよということでございます。ご指摘の地方交付税の持つ財源調整機能、財源の機能を絶対堅持するとともに、必要な総額を確保せよという緊急重点決議もしているところでございます。特に税源移譲等によりまして、町村税財源の充実・確保を図れということをおっしゃいますが、国庫補助負担金の廃止、縮減を先行実施するなど、単なる地方への負担転嫁は絶対行わないということを決議をしているところでございまして、私ども決議をしながら、また地元の選出の国会議員にそれぞれ陳情に行ったわけでございます。全国の町村長が国会議員すべてにお願いしたわけでございますが、結果的には、国のいう決議になったわけでございまして、私どもの思いのとおりはならなかったということでございます。単なる国と地方の綱引きでないということをご理解いただきたいのでございまして、真に行政サービス・運営は、だれがするのかということをお求められるものでございます。国会の役割、地方の役割が非常に大切だと思っているところでございます。

次に、保育所でございますが、保育所につきましては、今日までは措置費でございまして、国が面倒を見るという、そんな考え方であったんですが、これからは違ったんですね。みずからの責任で地方が子供たちの面倒を見なさいと、また見ているわけでございまして、こういうように法が変えられた。みずからの責任で見ているんだから、保育所の運営経費は、当然地方が払うべきだという考え方があります。そして民間活力をしっかりと活用して、多様な機能にきなさいということで国から指摘を受けているわけでございまして、ですから、公立の保育園は、民間でやりなさいということでございます。民間の保育所については、六者協議というものがなされまして、これは多くの方々が——六者といいますか、これは官房長

官、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、自民党政調会長及び公明党政調会長の六者の間で結ばれたものでございまして、これは公立保育所については、地方自治体がみずからの責任で行いなさい。しかし、民間保育所に関する国の負担については、今後とも引き続き国が責任を持つということにされております。そやから、民間については大丈夫なんで、従前どおりでございまして、これの代替え措置として、いろんな税源を配分、所得譲与税等でされたわけでもございまして、寺前議員のご指摘のそれは十分かと言われりゃ、十分ではないわけでもございまして、いろんなところで財源確保していると、これは国や県が言っているわけでもございまして、この点ことしじゅうに明らかになるのではないかと思います。ですから、そういうところを文章表現をさせていただいたところでもございます。

それから次に、近鉄沿線のことでございまして、思想、考え方を問うというようなことでございまして。7町で組織をしております近鉄沿線の意味は、やはり7町が連携を深める、駅前広場とか駅前開発、こういうことも情報交換をしながら進めていきたいと思っております。近鉄やJRの整備方針も伺える絶好のチャンスでもございまして、そしてまた、利用者にとって利用しやすい近鉄またJR線を目指しているものでございまして。広陵町としては、王寺の総合駅構想、またJR生駒線とか、いろんな連携を密にする総合駅を期待しているわけでもございまして、こうした王寺町の考えはどうかということもございまして。また、田原本につきましても、スムーズな乗り入れ、橿原線にさせていただきたいのでありますが、田原本町さんの意向も私どもも聞きたいのでございまして、7町が寄りまして共通課題を持って協議することが大いに町民のプラスになると判断をしているものでございまして。負担金は、20万円という計上しておりますが、各町のPR版等をお配りする程度でもございまして、印刷会議費を最小限に見積もりをさせていただいているところでもございまして。私どもお答えするのは、以上のとおりでもございまして。

議 長 総務部長！

総務部長 先ほどたくさんのご質問をいただきました。

まず、51ページの地域情報化アドバイザーの賃金でもございまして。昨年は委託料で組んでおった。ことは賃金であるがどうかと、こういう質問であったと思っておりますが、昨年はアドバイザー協議会というところから職員を派遣するというようなことで委託料で組まさせていただきました。ことは先ほど私説明いたしましたように、イントラネット等を構築したいというようなことでもございまして、町が直接その人と交渉して賃金で雇用させていただくと、こういうことで賃金で計上させていただいたものでございまして。

そして、質問が前後するかもわかりませんが、先ほど施設の清掃業務にシルバーの方々の活用をしているかと、こういうようなことですが、現在私知っております範囲では、町立図書館の清掃、それから中央公民館の清掃、こういったものに取り組んでいただいておりますと認識しております。

そして、電算関係の使用料、55ページの関係でございますが、統一した仕様書で見積もりをとりまして、3社でとっておるわけなんです、その一番最低価格の現在使っております日本電子計算株式会社が一番見積もりが安価であったというようなことで予算化をさせていただいているというのでございます。

続いて、57ページの町有地管理委託料122万4,000円はという質問がございました。これは、サービス公社をお願いいたしまして、広陵町の公有地16カ所でございます。この予算に関しては16カ所、その草刈り委託をする金額を計上させていただきました。

続いて、61ページでございますが、職員賃金はということでございます。

この61ページの職員賃金でございますが、交通公園に3人の女性の職員を雇用いたしております。その中の1人、去年に雇用した職員でございますけれども、交通指導員として賃金、アルバイトということで2人を3人に増員していただいたものでございます。

そして、人にやさしてまちづくりモデル地域補助金の件について問われました。

これは、ことし7大字自治会30万円の限度額で210万円計上しているわけですが、今後町の総務課の方で親切に丁寧に各大字自治会をご指導申し上げまして、15年以上の申請が出てくるよう頑張っていきたいと思っております。以上でございます。

議 長 健康福祉部長！

健康福祉部長 それでは、ご質問ありました件についてご答弁させていただきます。

まず、緊急通報システムの予算の件でございます。

これは、予算説明書の83ページでございますが、現在、緊急通報装置は30人の方利用されておるわけでございます。新しくする制度によりましては、利用料がふえるということで、50人を対象にリース料が月額1,600円というふうなことで予算を計上させていただいたわけでございます。

次に、幼・保の一元化というふうなことでございます。

これにつきましては、予算説明書の93ページのところに視察旅費として、特別旅費で24万8,000円を計上させていただいております。これは、国の方が2005年度にモデルで50カ所、何か保育・幼稚園の一体施設ということで実施すると。最終的には、200

6年度にそういう総合施設をということを運営していくというふうなことでございます。やはり保育所につきましたの入園の減少傾向が非常になってきておるわけでございます、保育所の民営化、それとこの幼・保の一元化等について、庁内の関係課によります職員によります会議を立ち上げまして、その職員で視察して研究をしたいというふうなことでございます。

それから、乳がんの検診でございます。

山田議員さんの一般質問がございますので、本来、厚生省が今現在指触診とマンモグラフィについては、40代以上に引き下げるというふうなことで指針を進められているというふう聞いております。本町の場合には、やはり乳がんの死亡率も非常に多くなってきております。30代から60代の方が多いというふうなことで、本町では30代の方から対象にしたいというふうな思いで予算を要求したわけでございます。

次に、健康サポーターというふうなことでございます。

これにつきましては、基本健診・検査を受診した後、健康づくり教室に参加された中から、さらに生活習慣の改善を積極的に進めたいという人がヒマワリ教室ということに参加されております。これは栄養面を中心とした教室でございます。それと、健康運動普及推進員ということで、運動面を中心とした教室がございます。これらの方が地域で活動を、いろいろ健康づくりをしていただくと。ですから、議員さんもおっしゃいました公民館とか、そういうところで、地域の方に集まれて、この方がサポーターとして、リーダーとして健康づくりを進めていっていただきたいというふうなもので養成をしていきたいというふうな思いを持っておるわけで、当然保健師もその中には参加していくというところでございます。よろしく願いいたします。

議 長 企画財政部長！

企画財政部長 3点ばかりご質問についてお答えいたします。

予算書の53ページでございます。

委託料の職員採用試験第1次試験委託料ということで、これは委託するのは、東京の方で、法木さんとおっしゃる方なんですが、全国的にそういう職員研修とか試験問題をつくられている方でして、その方に対する職員採用第1次試験150人を想定しました委託料でございます。

それから、59ページの報償費、行財政問題懇話会委員謝礼ということで20万円組んでおりますが、これは広陵町の行財政の問題につきました、民間の方から意見をいただく会議

でございます。その会議の謝礼ということで20人分の謝礼を組んでおります。

それから3つ目、税金の町民税、固定資産税のことでございますが、きょうお渡ししました議会資料の14ページ、それから施政方針の13ページの関連で言っていたと思います。寺前議員の方からは、固定資産税が評価がえが16年度とおっしゃいましたけども、15年度で評価がえをしております。土地家屋、土地の分で評価額が低いのはそのためであります。16年度は、家屋が中3丁目などの開発によりまして、新築の家がたくさん出ておりますので、家屋分でプラスと。そのかわり土地については、課税標準額で負担調整率というのがありまして、その頭打ちの評価分が大分出てきますので、その分のたくさん出てくるということで減額になっております。

また、畿央大学の非課税の分とも関連しております。それも非課税になりましたので、その分の非課税も含めて、トータルの分で書いております。以上でございます。

議 長 教育委員会事務局長！

教育委員会事務局長 施政方針の内容の中から、生涯学習に関する内容としてご質問いただきました内容についてお答えを申し上げます。

施政方針にございますとおり、子供の居場所づくりとして、現在総合的な学習時間の延長といたしまして、各種の教室を開催したり、あるいは土曜教室、さらには親子教室の開催を行い、その充実を図ってまいるということの内容を記したものでございます。具体的に申し上げますと、子供の居場所づくりについて実施いたしております、現在バードウォッチングあるいはしめ縄づくりあるいは星を見る学習会とか、お面づくりとか、いろいろなテーマで幅広く活動を行っております。これが非常に好評を受けておりまして、これの内容をさらに充実していこうということで計画をさせていただいているところでございます。

また、もう一点ございましたスポーツ少年団の対象学年を3年生までに拡大といたしますか、引き下げといたしますか、をやる内容につきましては、幼年期の心の教育につながる集団生活を少しでも早くから体験できる場を提供しようというものの考えからでございます。活動につきましては、各クラブごとに体育館並びに各学校の施設あるいは県民グラウンド等々で、現有施設の活用を行いながら活発に活動を重ねていただいております。対象学年を拡大いたしましても、少子化の減少もありまして、スポーツ少年団結成当時から比べますと、人数が非常に少なく、状況が当時と大きく変わっているものであり、活動等については、何ら支障が出ないという判断をされているところであります。終わります。

議 長 4番議員、答弁漏れはございませんか。（4番議員「イントラネットの。」） 総

務部長！

総務部長 補助金の関係がございまして、ことしぜひしなくてはならない事業でございます。

議長 よろしいか。

ほかに質問ございませんか。 4番議員！簡潔にお願いします。

4番議員 最初の三位一体の問題ですけれども、いわゆる保育所運営負担金、これはもう措置費から補助金に変わってもう3年、4年たつ状態ですけれども、こういう中身について、やはり財政補助のところから言っても、これは国が当然しなきゃならない義務的な経費という位置づけがいつの間にか変わっているということがあるわけなんです。だから、そういうようなことで、結局は民営化を図っていくということになってくると、要は、今父兄がその実態を知らないままに変わっていくということになってくるわけで、やはりこれはやっぱり政府の今までのやり方を見ていくと、要は負担金いわゆる保育料を今度は引き上げていくということに結びつかざるを得ない状態が生まれてます。民間の場合に——わざわざ広陵町の場合は、民間の運営が厳しいからということで、民間に対する、いわゆる施設補助金ですか、を支給しているわけなんです。そういうような状態があるにかかわらず、これが公立が民間になり、公立がいわゆる運営負担金を一般財源化してしまっ、そして民間については今までのままとということになれば、民間自体も非常に厳しい運営をせざるを得ないということは明確であります。そういうような形のものを今後どうするのかということは、親にとっては非常に深刻な問題になってくるわけなんです、少子化対策と言われている流れに逆行すると、こういうことだと思います。それが、六者協議、政党の幹部も入った中でこういうことが決められているちゅうな、もってのほかな話であって、地方自治体を崩していくことにつながるということからいっても、具体的にやはり父兄と一体となってこの難局を切り抜けていくと。そしてその中で知恵を出すということが必要だと思うんです。私はそういうことが、いわゆる全国市町村大会で行われている内容を町民の方々が知って、みずから暮らしと生活を守るための地方自治を守っていく、そういう一員としてなっていくことも必要だというように思うわけですけれども、そういう点、今危機を迎えている地方自治体の流れの中で、そういう決意を持って住民の命を、暮らしを守るという方向を打ち出した取り組みができるのかどうか、ここにかかってくると思うんですが、町長はその点についてどのように考えておられるか、再度お聞きしたいと思います。

それから、私は先ほどの電算処理の問題でも、これはなかなか三者で見積しても、私たち自身でわからないちゅう問題があるんですが、そういう点を全国的な規模で比較検討、これ

は政府が一応どういう形で絡んでくるんかということがあるんですけども、以前に生駒市あるいは桜井市などの電算の処理状況の問題で質問もしていたように、やはり全国的な単価基準ちゅうのは、年々下がりつつあるということが実態であります。そういう点での比較検討というのはなさっているのかというのをあわせて聞いておきたいわけです。

それと、インターネットで接続料が百何十万円要っているのが抜けてたわけなんですけども、これはどういう接続でやっているのか。例えば、今、私たち自身がやっているのは、つなぎっぱなしで料金が決まっている、これは回線が1つですけども、そういうような、いわゆる容量のふえていく中身の回線というのはないのかどうか。このインターネットのつなぎ方というのは、どういう形なのかという点でお聞きしたわけでありまして。そういう点でもう一度お願いしたいと思います。

それから、自治会が取り組んでいる「優しい」というところの問題ですけども、今各大字が取り組んでいる問題をやはり町の指導も入った上での積極的な取り組み、例えば私たちが視察行ったときには、いわゆる企画編成する場合に、町職員がその自治会に参加している案を煮詰めると。そして予算を自由に使うというところまでいっているんですね。これはどこでしたかね、大井川町かどっか議会でも報告したと思いますけれども、そういう先進例をここに取り入れていただいたというように思っているんですけども、実態は、自治会の区役員さんの非常な苦勞、そして婦人会や老人クラブの方々の苦勞、これが本当に生きるような形での施策をするためにも、知恵を絞るところの段階という問題には、町が力をかすべきだというように思うんですが、そういうことで、やはり指導員の問題ちゅうのは、切実だというように思うんです。これは教育委員会の、先ほど居場所づくりのところでも述べたわけなんですけれども、いわゆる政府が今居場所づくりと言ってる、これは多様な形態ですけども、言っているのとは違うんです。いわゆる子供たちの居場所が今ないということから、本当に気楽に子供たちが参加できて、子供たちによって運営できるような居場所づくり、あるいはそこに指導員を置くような居場所づくり、そしてまた不登校やそしてまた登校に対して懸念を持っている子供たちの居場所づくり、こういう多様な居場所づくりというが考えられているわけですから、そういうところの部分を含めて、行政サイドでの、いわゆるしめ縄で赤部の方も西幼稚園へ行って指導されたということもあります。非常にこの点も子供たちが喜んで初めての経験をするというようなことがあります。遊びについてもそういうことがあるわけんですけども、そういう居場所づくりについての広がりや地域の教育力を高める、こういうところに結びつけたところでも発揮していただく必要がある。そのためには、大量

の指導員が必要です。幸い広陵町にも大学ができました。そういうような形で、福祉の指導員やその他の問題も活用できると思うんですけども、要は広陵町はすぐれて各大字に公民館、立派な公民館を持っているわけですから、この財産を活用するという視点でもって、大字が自主的に運営できるようなものが何なのかということにも触れていただきたいと思います。先ほど言った健康体操の問題についても、こういうところが活用されるというようにおっしゃったわけですから、そういうところのトータルの問題として、町の財産、大字のそういう——広陵町の特質を生かした視点を持っていただきたいと思います。そういう点、再度居場所づくりあるいはまた健康体操あるいは健診後のそういう対策などについても、積極的な活用によって公民館を活用し、そして教育委員会の言う地域の教育力を高めていく、そういうような算段も含めて議論をし尽くしていただきたいと思います。そういう点はいかがでしょう。

それと、駅前の問題については、私の言いたかったことは、現在これのよしあしについては、今この場では言わないわけですけども、こういう箸尾駅前についての設置したという点でいえば、広陵町民に主ねく活用できるようなところちゅうこと五位堂駅が活用している玄関口なんですね、広陵の一つの。ところが、そこでは、香芝と広陵の格差のついた料金を払わざるを得ない状態があるんです。こういうようなところについても、いわゆるこの箸尾の駐車場の一例から見ても活用できるのではないかというように思うのと、それから機械化されたところについて、これをシルバーに活用すると、シルバーが管理できるような体制ちゅうのはないのかということが、129万4,000円も使っているわけですから、この点についての活用はないのかという問題で考えていただきたいと思います。それは、先ほどの言った清掃、庁舎の清掃ですけども、中央公民館は、たしか夜の管理はサービス公社、シルバーがやっているわけですけども、清掃については、2字の文字の清掃会社がやっているのではないかというようなものですが、日東か。やってると思うんですけども、そういう点では、いっそ仕事づくりができるのではないかに思うんですけども、その点再度教えていただきたいと思いますというように思うんです。

それから、試験のつくってもらった後の管理、管理についてどういう形で行っているのか。ここもきっちりしておかないとだめなわけですから、つくった後、どこがどうやって、そして試験当日どういう形でやるのかということを知っていたわけですが、この点も教えていただきたいと思います。

それから、行財政懇話会という点で財政問題を聞くんだといってますけれども、この点に

ついでに報告は議会には全くないんですね。どのような形でこの懇談会が生きたのか。そしてそれをどういう形で生かしたのか。これは非常に大事なところであって、広陵町の中・長期財政計画の問題も質問たびたびしているわけですから、こういう内容については、ぜひ中身についての話をお聞かせ願いたいというように思いますので、再度よろしくお願ひしたいと思います。

それから、1つ抜けていたところで、所信表明の5ページですけれども、地域の交流の問題があります。それと、地域の交流の問題で、なぜ北陸の若狭湾なのかということをお聞きしたいわけです。原子力発電を見るということも一つになっているのかということになってきた場合、やはりこれにまつわる問題ちゅうのは、種々あるわけですから、その点について、ここに行くということはなぜなのかということをお聞きしたいというように思うんです。

それから、地場産業については、所信表明で述べていただいているところがあったんですけれども。

議 長 寺前議員、1回目の質問に対する2回目の質問やで。1回目に質問してないことを2回目に質問するのと違うで。

4番議員 いやいや、26ページですね。26ページではないわ。28ページ、ショップタケトリがオープンして、アンテナショップを基点としてというようにおっしゃってますけれども、これはアンテナショップという内容を理解して使っているのか、非常に疑問なわけです。アンテナショップちゅうのは、あくまでも売れる傾向やその他が把握できるような場所に置いて、その先進的な役割を果たすということなんですけど、ここではそうになっていないわけなんです。そういうこと、それから今後も地場産業活性化の方策について積極的に支援を行ってまいりたいと、こういうように述べておられるわけですけれども、結局はこのアンテナショップというもののだけに絞られている。新たな販売ルートの開拓や拡充に向けて取り組みされているところですよと言うけれども、実際にこれがそうになっているとは言いがたいんです。だから、そういう点について町が研究開発するという視点が必要だというように思うわけなんですけれども、これについてはどういように理解されているのか。

それから、民間人から、サン・ワーク広陵施設利用検討委員会の答申内容という形で今後買い取った部分について利用とおっしゃっているわけですけれども、大事な質問が抜けていたんですが、ことしの4月1日から自治体も無料の職業あつせん所を開設することができる。大阪市はそれにのっかって、既に詳細な計画を立て、雇用創設、雇用を15万人か8万人か、ちょっと忘れちゃったけども、するための手だてもとっているわけなんですけれども、

広陵町においても、そういうこのサン・ワークがあったということから含めて職業安定所——今商工会では細々となっているわけですが、パートや内職のあっせんを行っているわけですが、その機能強化もあわせて広陵町が無料に——今まで所管で限られていたところの職業安定法が改正されて、4月1日から地方自治体も行うことができるようになったという点についてはご存じなのか。もし知っておれば、それについての活用方法を考えて、このサン・ワークがあるという意味からいって考える必要があると思うんですが、その点どうなのかということ質問しておきたいと思います。

議 長 ちょっと待ってくださいね。2回目の質問は、1回目の質問で不明な点を質問していただくわけです。

4 番議員 それは別に。

議 長 ですから……。

4 番議員 それは自由やがな。そんなこと。

議 長 どうぞ答弁はそのつもりでやってください。

4 番議員 そんなことないですよ。議長そんなことない。そんなこと言うたら、みんな質問してる内容、変わってきますよ、そんなん。ようそんなこと言うてくれるわ。

議 長 どうぞ。

4 番議員 そんなん質問を制限するような話、せんといて。そんなんやめといてや。

議 長 総務部長！

総務部長 1点目でございますが、先ほど申しました電算関係が幾らでも安くなってきているの違うかと。ほかでの勉強もしていないのかというような質問であったと思いますが、担当課では、高田市とか隣接市町村等も協議しながら予算計上さしていただいているというところでございます。

それから、2点目でございます。

2点目は、インターネットの委託はということですが、これは直接つないでおります。そして1年間幾ら使っても値段は一緒ということで、まほろばというところと委託契約を結んでおります。使用料につきましては、月に2万5,000円、そして回線使用料につきましては、月に16万8,100円、これはNTTでございます。これは幾ら使っても同じ値段ということ聞いております。

それから、箸尾駐車場のシルバーを使ったらどうかというような話があったと思いますが、既に使わせて活用させていただいております。（4番議員「駐車場。」）はい、駐車場。

(4番議員「今機械でやっているのをそれにかわるような。」) かわるような……。それはよく検討しておきます。そういう機械をつぶしてということになれば、検討せざるを得ないと思います。

それから4つ目、中央公民館は日東が入っているんじゃないかと、掃除に日東が入ってるんじゃないかと、こういうことでございますが、私の知る範囲では、先ほど回答いたしましたように、朝7時半から12時、正午まで、女性の方が掃除に来ていただいております。議員がおっしゃっている日東の清掃ということは、Pタイルを磨いたり、そしてガラスをふいたり、いわゆる集中管理をしていただいていると。日々の清掃は高齢者の方をお願いして毎日出勤していただいております。以上でございます。

議 長 教育委員会事務局長！

教育委員会事務局長 ただいまご質問いただきました子供の居場所づくりについて、貴重なご意見をいただきました。ありがとうございます。方法は確かに多様でございます。いろんな方法がございます。おっしゃるとおり子供は町の財産であるということを十分認識しております。子供の健全な育成につきましては、学校とそして家庭、そしていろんな体験の場である地域が一体となって、ともにその役割を果たしながら、連携し協力し合いながら、協力してこそ実現できることではないのかというふうな自負を持っております。このため、地域の力を取り入れながら、地域の子供は地域で守るということを基本理念として、いろいろな活動の内容に取り入れていきたいというふうに考えております。あくまでも基本的な考えでございます。終わります。(4番議員「公民館の活用の点はどう。」) それは地域の特色として、大字の自主事業として、それぞれお使いになっておられる場合もございますので、十分現有施設の活用という面からもどんどんお使いいただきたいというふうに考えております。

(4番議員「指導員の養成、指導員。」) 指導員の養成につきましては、ボランティアの登録等々で、今現在学校等においても募集を進めておられるところもございますので、そういうような民間の力というものを十分取り入れていきたいというふうに考えております。

議 長 企画財政部長！

企画財政部長 2点申し上げます。

採用試験問題の管理でございますが、これは収入役室の金庫に預けるなど、厳重に管理しております。

それから、行政問題懇話会につきましては、去年の場合の部長級での改新プロジェクトの答申内容、それからそれ以後の実施内容に基づきましてご意見をいただくということで考え

ております。以上でございます。

議 長 町長！

町 長 保育園のことについて申されたと思います。

私ども公立と民間保育園とあるわけでございますが、内容はもう全く同じことをやっているんです。違うのは、看板だけ違うわけございまして、町立で書いてあるか、民間の保育園の名前を書いてあるかだけの違いございまして、ところが、昨今は、民間保育園につきましては、ニーズにこたえて多様な機能を持っているのが、お客さんからご指摘をいただいているところでございます。寺前議員は、この民間に移行すると保育料が上がるというように想定をされておりますが、全く同じ我が町の公立・民間保育料は、我が町で算定をしたものでございまして、すべて同じでございまして、こういうことはないでございまして。本町はご承知のように、公立は北と南、公立民営は真美ヶ丘2園、また民間は2園、いずれも2つの園で合計6園があるわけでございますが、3種類の保育園があるものの、内容は同じでございまして。実態としては、公立・民営はさほど何も変わらないんですが、今回の政府の考え方によりますと、公立と公立民営については、補助金を出さないと。町村勝手にしなさいと、こういう扱いでございまして、民営については存続をする、補助金はやるということでございますので、保育方針や保育内容、保育料金が同じでありながら、国はこうしたことを述べてくるのでございまして。ことしは、特に運営形態を研究をして、財源がないから民営に委託するという、そういう考えではありません。私は園児や保護者が最もよい方法をやり選択をするということが大事でございまして。しっかりと事務レベルで検討をしていただくことを期待をいたしているところでございまして。現在は、この6園は、同じ目的、保育事業、内容一緒でございまして、町から四ツ葉会なるものでご勉強いただいて、心を一つにしているところでございまして。

それから、なぜ美浜町かということがございまして。自然が豊か、また最新の原子力発電もある、ただそれだけではないわけございまして、今美浜町は観光立町として、訪れに値する町として脚光を浴びておるわけございまして、特に奈良県との交流を求められておるのでございまして。奈良県下の各市町村、しっかりと促進に來られているところでございまして、昨年おいでをいただきました。商工会、旅館、また町長さん、観光課長さん、関係者大勢お越しをいただいたのでございまして。私どもの町の商工会と一緒に交流会をさしていただいて、また私どもの町は、商工会は靴下の全国展開を図っておるところでございまして。観光地に対して靴下をしっかりと売っていただこうと、そんなことを今されておるのでございまして。特に

美浜町にもそういう熱い思いをお持ちをいただいているわけです。また、ロストの糸に対して、美浜町の老人施設に送り込んでいただいております。私どももしっかりと向こうでの作品を見せていただきました。交流会も広陵町からと、美浜町の三役、部課長さん交えて、また商工会の皆さんと交えて交流会をさせていただいたところでございます。互いに交流をしよう。美浜町の人もこちらにおいでをいただくわけでございます。古墳の町、靴下の町に子供たちをぜひお願いしますと、こういうことをおっしゃっておられますので、一方通行ではないわけでございます。そちらの皆さんもお越しをいただく。美浜と広陵が心を通わせた、そんな行政展開をしてみたいなと、そういう意味で美浜町を選んだ次第でございます。（4番議員「職安の問題、職安。」）

議長 ほかに質疑ありませんか。 5番議員！

5番議員 今のような質問の仕方は、拒否されたことはいまだかつてなかったことで、公正な議事進行をお願いしておきたいと思えます。

まず最初に、ただいま寺前議員の答弁にお答えいただけなかったわけですが、職業の職安の問題ですね。特にサン・ワーク広陵とか、それからまた働く婦人の家が広陵町持っているわけですから、それについては大いに力を入れていただいていると思えますが、この点についてどのように取り組んでいただけるのかということが1点です。

それから、簡単にちょっと主なところだけさせていただきます。

施政方針とこちらの予算書の中でも、かなり清掃センターの問題に関連する予算が計上されているわけですが、朝、山田議員も指摘しましたように、予算取りはされていても、基本合意とかなされない中で予算が流れてしまうということがあるわけなんですけれども、その点について考え方を聞きしておきたいと思えます。

この4カ大字について、本当に切実な強い要望もあろうかと思うんですけれども、そういう点については、清掃センター絡みではなくって、やっぱりきちっと要望にこたえて、適正な道路の改修とか、その他の要望については、誠実に対応していくと。調印していないからやたらんというのはおかしいのではないかというふうに思えます。この点については、どの事業がどうなのかということで、その辺の区別について、まず一つ考え方としてお聞かせいただきたいと思えます。

それから、清掃センターの費用も大変膨らんできまして、平成16年の公債費比率がどの程度になると見込んでおられるのか。また、最高時はどの程度になると見込んでおられるのか、お聞きをしておきたいと思えます。

それから、こちらの方で、14ページの施政方針の中で、受益者負担、今後において受益と負担の適正化を図ることをお願いするかもしれませんが、具体的に今何を想定していただいているのか、私は大変不安に思うんですけども、保育料だとか学校給食費等、規則で定められているものについては、議会に諮られないで上げられる可能性がある、手続的に可能ですので、そういう点で大変不安を持っているわけですが、そのような受益者負担、規則の範囲内だったとしても、事前に議会に相談願いたい、この確認をしておきたいと思います。

それから、先ほどマンモグラフィーの話が出ていたんですけども、マンモグラフィーはやりますということで、予算も計上していただいているんですけども、実際にそのマンモグラフィーで診断できるお医者さんが極めて少ないというふうにも聞いているんですけども、具体的にはこの近辺でどのような医療機関がどのような形でこのマンモグラフィーでの診察をしていただけるのかということですね。これは予算取りだけしても、なかなか実施ができないのではないかと不安が、今寄せられているんですね。ですので、この点について具体的にお答えしといていただきたいなというふうに思います。

それから、あと少しだけちょっとお願いしたいんですが、61ページなんですけれども、この中で、馬見南5丁目緑地帯等管理委託料が計上されております。これはどこの部分なのか、私ちょっとわかりませんので、集会所の公園のところなのか、どこなのか、あるいは公共の道のところに入っている部分かもしれませんが、その辺の管理委託料、管理の中身についてお聞かせいただきたいと思います。

あわせて、防犯灯の設置工事なんですけれども、防犯灯といいますと、蛍光灯とそれから街路灯は水銀灯ということで区別されているようなんですけども、学校周辺とかバスの大通りについて、たとえ防犯灯の形態の蛍光灯であったとしても、やはりこれは従前の経過からいいましても、電気代を自治会負担をするというのは筋が通らないと思いますので、この点の負担についてはどのように考えたらいいか、お聞かせいただきたいと思います。

あと少し、あと89ページで児童育成クラブ出てきますけども、障害者の受け入れ実態について、ちょっとこれは確認しておきたいと思います。

109ページの収集業務なんですけれども、これについては、積算根拠を資料で提示していただきたいと思いますが、その点、出していただけるかどうか、ご答弁をお願いします。

それから……。

議 長 また、休憩せなんで。

5番議員 簡単な部分だけだから、もうあと少し。

それから、あとは、学校のパソコンを何台も購入しているわけなんですけど、その買いかえの年、何年使用するということになっているのか、その点ちょっと事前に確認しておきたいと思うんですが、あとは、図書購入費なんですけれども、図書購入費につきましては、500万円の減額ということなんですけれども、今まで本当に日本で一番——あれぐらいの規模では一番の利用率が高いということで、2年連続だったわけなんですけれども、この要因の一番大きなものに、やっぱり新鮮な図書があるということなんです。新鮮な図書があるということは、やはり図書を新しい本をニーズにこたえて入れていくということなんです。この点について、一番ポイントになる部分が、減額されるわけですが、蔵書はふえてきているという事実はあったにしても、この点の喜んで——せっかく本当に広陵町の皆さんは自慢するものといったら、やっぱり図書館を上げられます、ほとんどの方が。だから、そういう中で利用が少なくなっていくということになると、大変残念に思うんですけれども、この点についてお聞かせいただきたいと思います。

あと最後一つだけなんですけど、最後の185ページのところで、定年退職に係る退職手当ということで、これは前の議会の総務委員会の中でも少しお聞きしたんですけれども、不十分だったんです。やっぱりなおかつボーナスとか給与カットについては、人勧どおりと言いながら、その一方で、退職時の特別昇給が、広陵町は人勧に沿わないで、率先して廃止をするということについては、職員さんの働く意欲を阻害するというふうに思います。私、人勧どおりにやるのが悪いところにおいては、給与カットについては、本当に問題があると思ってるんですけれども、マイナスの部分ばかり、さらにリスクを職員さんにこれ以上負わせていくということについては、本当にしてはならないことだというふうに思います。この点について国の方でも議論されているのは知っているんですけれども、やはり国の人勧のとおりというならば、すべてその分で行っていただくということをするべきではないかというふうに思うわけですが、とりわけこの部分、働いて早期退職者の方がたくさん出たのではなかろうかというふうに心配をするわけなんですけれども、やはり職員さん、本当に働く意欲を持って熱心に行っていておりますが、そういう意欲をそぐようなことをやっぱりしてはいけないと思います。これは、もう一つは、いつからこの退職時の特別昇給が実施されたのかということも確認しておきたいと思うんですけれども、以上、お願いします。

議 長 都市整備部長！

都市整備部長 先ほどのハローワークの件でございますが、ハローワークの件もアンテナショ

ップの件につきましても、一般質問でされておりますので、そのときとっておりましたけども、あえて言いますと、アンテナショップという形で竹取公園の場所をとということでご質問ありましたけども、私どもとしては、何もアンテナショップの定義にこだわることは一つもないと、必要もないとっております。施政方針にありますように、商工会と共同しまして、町の商工の活性化の基点になるよう、町も大いに協力していこうということでございます。それによりまして、本来の意味である売れ筋の把握とか、ということに発展していければいいなというふうに思っております。サン・ワークの活用についても同じでございます。

また、ハローワークの雇用情報を今現在サン・ワークで紹介しておりますが、加えて働く婦人の家の中でも同じように紹介をしております。また、広報でもPRを行っているところでございます。以上です。

議 長 教育委員会事務局長！

教育委員会事務局長 お尋ねにございました各学校のパソコン整備の件でございますが、地域イントラネットの中に含めて考えてまいりたいというふうに現在進めております。

あと図書館の……（5番議員「パソコンの。」）7年の予定です。（5番議員「えっ。」）7年の予定をしております。

それと、図書購入費の予算額の額の件でございますけれども、額ではなしに、現在施政方針にもございますように、蔵書冊数が18万2,000冊というふうな冊数を抱えるようになっております。16年度半ばにも400万冊の貸出達成も予定されているところであり、現在の図書購入予算で、なるべく新しい情報の本を積極的に入れる努力を今してくれております。特にニーズの多い図書等、いろんな要望がございますので、その要望も含めた内容の中で図書を整備しながらまいってきております。額そのものも非常に議員がおっしゃるように、額が多ければということではなしに、額よりも内容の精査に努めてまいる時期に入ったのではないかなというふうにも考えておりますので、その点ご理解をいただきたいと思えます。終わります。

議 長 総務部長！

総務部長 61ページの委託料の件で、これはどこかこういうふうに問うていただいたと思うんですが、この5丁目緑地等ということで、3つございます。3カ所ございます。馬見南5丁目の中へ入っていく角のところです。角のところに余っている土地と申しますか、そういったものがあって、それが町で管理しなさいと、こういうことでその草の除去をするための管理委託料と。それからあと、2筆あるんですが、北7丁目の広場、そして馬見北8丁目

の集会所用地、こういったところの草引きの委託料と、こういうことでございます。

議 長 環境整備部長！

環境整備部長 新清掃センターの関係の周辺の4カ大字の事業のことについてお尋ねでございます。

古寺、中につきましては、環境整備事業の明細について、詳細に協議をしております、その優先順位等も協議を終えております。今後それに基づきまして16年度予算をもって本格的に実施をしてみたいというふうに思っております。残ります広瀬地域におきましても、今現在、環境整備事業の内容についてご協議をいただくようお願いをしておりますので、別途広瀬も近々そのご回答をいただけるものというふうに思っております。町もまたご相談に寄せていただくということも予定しております。事業要望につきましては、緊急事業については、当然町はすぐ基本合意があろうがなかろうが、対応をすべきものというふうに理解をいたしておりますので、その都度対応をいたしておりますが、やはり地域そのものが受け入れについて反対しているという状況の中では、事業をあえて言ってこられないということもございますので、そのようなことを言っていけば、基本合意を受け入れざるを得んということにもつながるとい、そういう作用もしておりますので、今基本合意が特におくれております百済地区は、そういう状況が一部にはあるのかなというふうにも思っておりますが、安全対策等緊急な事業については、都市整備部とも十分協議をして進めているところでございます。以上です。

議 長 助役！

助 役 定年退職者に対する特別昇給の問題でございますが、広陵町の方針としては、過去からそういう対応はいたしておりません。ことしすれば、またそれは過去から見れば不公平になるということも一つでございます。

それから、昨今新聞記事等を見ていても、公務員の特別昇給については、かなり批判的な記事が多ございます。広陵町の方針としては、過去からの慣例を踏襲していきたいと、このように考えております。

議 長 健康福祉部長！

健康福祉部長 まず、ご質問いただきました保育所の保育料の件でございます。

一応保育料は規則ということで定まっておりますが、当然改定に当たりましては、議会との協議はさせていただきます。

それと、ページ89で、児童育成クラブの方の障害児の受け入れはということでございます。

した。現在、障害児は2名受け入れて、指導員が1人ずつついておるわけでございます。

議 長 住民生活部長！

住民生活部長 先ほどの質問で109ページということでお伺いしたんですけれども、109ページはどの項目であったか、少し聞き取りにくかったんですが。（5番議員「ごみ収集委託料の。」）収集委託料の、はい。（5番議員「ごみ収集委託料の積算のことを聞かせてもらいたい。」）委託料につきましては、3地区に分かれております。それぞれ3社に委託をしております、その内訳も。（5番議員「積算根拠。」）通常、積算根拠につきましては、毎年の積算根拠を持っておりますんですけれども、その内容につきましては、委員会の方で報告申し上げたいと思います。

議 長 企画財政部長！

企画財政部長 2点あります。

公債費比率でございますが、16年3月末で19.6の計算となっております。（5番議員「19.6。」）19.6%です。

それから、施政方針に書いております……（5番議員「清掃センター絡みの最高時。」）最高時は、まだ今後の中期財政計画でしようと思っております。

それから、もう一つ施政方針で14ページに載っておりました受益と負担の今後の適正化ということでございますが、特に今のところ、まだどれということじゃございませんが、これについては、絶えず受益と負担につきましては、適正化につきましては、検討をしておりますので、それを文章表現させていただいたということでございます。

議 長 健康福祉部長！

健康福祉部長 これは委託ということで今考えております。マンモグラフの業者委託ということで、検診車が来てやるということでございます。集団ということでご理解いただきたいと思っております。

議 長 5番議員！

5番議員 防犯灯聞いてなかったね。抜けてた。防犯灯抜けてた。

議 長 総務部長！

総務部長 街路灯につきましては、全額町がもっております。そして防犯灯につきましては、大字自治会から払っていただいていると。その裏負担は、自治振興費の中で、防犯灯の一部補助をさせていただいております。そして、内容につきましては、片岡議員が一般質問されておりますので、またそのとき改めて答弁させていただこうと思っております。よろしくお

願います。

議 長 5番議員！

5番議員 1つは、ハローワークの件につきましては、全国で2004年度中に20の自治体が職業紹介を始める見通しということなのですが、これについては、ミスマッチを解消して雇用を拡大していくという、きめの細かいこういうところは、自治体がやらなければ、国の職業案内だけでは難しいというところから、大いに生かされていくだろうというふうに思うわけですね。そういう点では、積極的に紹介するいうだけではなくて、どのような業種が広陵町内あるいは広陵町周辺のどの企業がどんな求人をしているのか、積極的に把握をしにってもらおう。そしてそれをまた広陵町の方に情報を流していくと、こういう取り組みが今大変大切で、これは雇用を拡大していけば、税金にもつながるわけですから、税金をとにかく納めてない人を、もう払え、払えって言うだけじゃなくて、積極的に税金をふやす努力をするのは当然なんですね。そういう観点から、有効ではないかというふうに期待するんですけども、再度お願いをしたいと思います。

それから、清掃センターの方の問題なんですけど、先ほどあえて言ってきたら、合意しなければならぬというふうな懸念も持っておられるということなのですが、そういう部分について、私の方は懸念を逆にするわけなんですね。やはり、それはそれ、これはこれで冷静な形で、やはり要望を聞いていくということをしていただかないと、本当に古寺についても、住民の方が、区を通じておられないとは思いますが、要望、こうこうこうだからということをお願いしたときに、合意もしてないのにというような形で言われたことがあったということも聞いているので、ですので、そういう住民の皆さんのいろいろな要望については、誠実に、まずはやっぱり対応していくと、そういう中で、一層町との信頼関係が生まれて、同意もしていただきやすくなると思うんですね。ですから、その点は町の方が積極的にそういう対応を進めるということをお願いしたいと思うんですが、再度ご答弁お願いいたします。

それから、受益者負担のところ、特に今のところ具体的にはないということで、保育料などは事前に協議をかけるということだったんですけども、突然に平成15年度においても、体育館の100円、200円の使用料が提案されてきたわけですね。大変に違和感があったわけですが、皆さん利用される方も。それと、税金にしても財源にしても、本当に微々たるものですよね。どこかちょっと節約すれば、どうにでもなるような金額について、そういう形で受益者負担を強めるということについて、本当に私はそういう考え方、発想はやめて

いただきたい。本当に、今先ほどこちよつと話が飛ぶかもしれませんが、県の方では、サン・ワーク広陵の西側の用地を公園化する、1億円以上かかるということですが、そういう住民からの切実な要望を、今はもっともっとそういう部分よりも大切にすべきじゃないかと思うんです。広陵町でもそういう部分でもっと見直しをしていただいて、本当に今背に腹はかえられぬという人もふえてきている、大変な状況の中で受益者負担で税収を上げることを旗を掲げるのではなくって、本当に見直しをしながら、特に清掃センターの大きな118億円の予算の中では、1割節約できたとしたら、11億円という大きな金額が節約できるわけですから、そういうところを大胆に見直しをして、また入札制度を改善、努力していただいているんですが、一層の改善をしていただければ、財源は十分に生み出せる、また町長、議員の報酬の引き下げを4万円すれば、1,100万円は財源がつくれる、こういうことを私たちは具体的に提案をしているわけですから、安易に受益者負担ということでお考えいただくのは、今の時代に合っていないと言わざるを得ないんですが、その点について再度ご答弁をお願いしたいと思います。

それから、先ほどのところの緑地帯のところ、北7丁目の公園の管理料も入っているということで確認しましたのでいいんですけれども、やはり公園の、児童公園といいますか、そういう公園についても、自治会で管理していくのはなかなか難しい問題が多々出てきますし、その点については、やはり引き続き町の方で責任を持って、北7丁目の公園について管理していただきたいということをお願いしときます。

それから、防犯灯の部分について、これもまた北7丁目なんですけれども、学校の本当に際で、通学路になっているわけでしょう、一番通学の基本の歩道のところでしょう。そういうところについては、やっぱり住宅のための防犯灯じゃないんですよ、あそこは。住宅の家を照らすためにつけてるんじゃないですから、住宅の家の前の電柱の防犯灯だったら、それは自治会負担というのは、成立するんですけれども、一律に防犯灯だから自治会負担というのは、やっぱりおかしい。ほんで、従前も、例えば北3丁目と北5丁目の間池があって、今住宅になりましたけれども、あそこ通学路になってまして、防犯灯をつけていただいたんですが、その費用については、町の方で、通学路だからということでもっていただいた経緯があります。そういう点も含めて、今のような一律の考え方、やめていただきたい。やはりあそこについては、子供たちの通学路を照らすための防犯灯であることは明白でありますから、自治会負担は言わないでいただきたいというか、考え方を改めていただきたい。

それと同じくバス道路ですね。北7丁目はバス道路はさんでありますから、北7丁目だと

おっしゃるかもしれませんが、これも家を照らす防犯灯と違うんですね。家はもっと防犯灯より上にあるんですわ。背中向いているんですわ。ですから、これはバスに乗ったり、不特定多数の人が通る道路になっていますから、幹線道路の一つになっていますから、これも7丁目の自治会が負担するという点については、筋が通らない。そういう点で、私は、全般的に片岡議員が一般質問しますその内容についても大いに賛成なんですけど、とりあえずその部分について区別していただきたい、自治会負担と。その点を言うているわけですから、再度間違いなくご答弁をお願いしたいなというふうに思います。

あとは、総務委員会です、時間も迫ってきましたので。

議 長 都市整備部長！

都市整備部長 働く機会が減っておる切実な社会情勢ということについては、大いに認識しております。先ほど言いましたハローワークのみならず、商工会の方でも、内職等の希望者の登録、あっせんをお願いしております。ご質問にもあったように、積極的に努力していきたいというふうに思っております。

議 長 環境整備部長！

環境整備部長 環境整備事業は、やはり全体的な計画の中で実施すべきものでございまして、個々におっしゃる事業をその都度実施していくということは、事業として、手戻りを起こす、いわゆるむだな投資を先にやってしまうという部分もできますので、その部分は十分精査した上で全体計画を立てて、スケジュールを立てて予算と調整をしながら事業を進めるということで、基本合意をしていないのにはできませんということを我々は申し上げたことはございません。全体計画を立ててからやりましょうということで調整を進めてきたわけでございますので、むだな投資を控える、できるだけ予算を効率的に使用するという観点からそのように申し上げておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議 長 もうほかに答弁ないですか。もうこれで終わろうか、きょう。きょう、これで終わろうか。 企画財政部長！

企画財政部長 受益者負担でございますが、議員さんは少額の受益者負担の、例えば体育館の使用料とかおっしゃってますけども、この受益者負担の適正化につきましては、額の大小に関係なく、適正化を求めるといふことでございまして、その点よろしくお願ひいたします。

議 長 ほかに答弁ないですか。 1番議員！

1番議員 簡単にしときます。

児童手当についてであります。

これは衆議院選挙において、我が党がこの児童手当の3年生までの拡大とマニフェストの中で言うたのが、今国会でこの新年度予算の中で国会で今審議中でありまして、通るでありましょう。そうしたら、この児童手当についての中で法案が通って、そして我々の、各自自治体の方に来るわけですが、そして町民に対する申請、手順、これがわかれば教えていただきたいなと思っています。

それから、91ページのいわゆる1億5,852万円のこの予算の内訳、人数わかれば教えていただきたいと思っています。

それから、施政方針にも町長のあります巢山古墳の件であります。

ここには貴重な文化遺産として広陵町のシンボルである特別遺跡巢山古墳の整備事業と、そして15年度は皆さんのご存じのとおり、14年度整備事業として行った集合泥土しゅんせつ工事中に、全国では珍しい島状遺構が発見され、マスコミも大きく取り上げられ、反響を呼んだところでありました。こうした、特に巢山古墳に対する調査、外報っていうんですか、これは一つの冊子にしてでも出されようとは、教育委員会等でも考えておられると思いますけども、その手順、きちとした手順があるのかどうか、近々教育委員会がおつくりになった調査物が、今までの経過から見ると、出版社に依頼されて、出版社が出すというのが第一段階、そして教育委員会がきちとしたものを出すという段階になつてくるわけですが、その手順があれば教えていただきたいと思っています。手順というと、こういうことをするのかしないのか。意味わかりますね。

それから、今この予算、基本的に地方でできることは地方ですするという、小泉内閣の三位一体の改革で、予算編成についても大変ご苦労かけていることは、私たちもう十分わかっているわけでありまして。市町村長会においても、全国によっても、私たち我々の新聞等でもいやちゅうほど皆さんの首長の、また苦しみというのは十分わかっておるわけでありまして。それで、1つは、やはり三位一体改革で税源移譲が進むと、東京都のような交付税を受け取っていない自治体は、やはり税源移譲分がそのまま税の増収につながると。そして、ところが、交付税を交付されている自治体は、三位一体改革で国の補助金が削減される一方、税源移譲による増収もかえって交付税の減額につながって実際にはふえないと、このような関係になっていると。

また、所得税から個人住民税の税源移譲が決ったわけでありまして、この所得税は、そもそも地域による増収の格差が大きいと、このように言われているわけでありまして、と言われているようで、広陵町においては、こういう影響は今度あるのかどうか。いわゆる予算編

成上において苦勞されたのかどうかということもあればちょっと説明していただきたいと。

議 長 教育委員会事務局長！

教育委員会事務局長 ただいまご質問の巢山古墳の件でございます。

施政方針にもございますように、確かに珍しい遺跡が出てまいりまして、全国的に広陵町の古墳の町、巢山古墳を発信したところでございます。お尋ねの内容等につきましては、手順等々につきましては、今のところ何も持っておりません。ただ出てまいりました遺物、遺跡の保存ということに関しまして、部分的な内容を資料なり、あるいはポジフィルム等にとどめまして、永久保存できるような体制は整っております。あと刊行物等にするかどうかにつきましては、やはり巢山古墳整備検討委員会という組織がございますので、その組織ともご協議申し上げながら決めてまいりたいというように考えております。終わります。

議 長 健康福祉部長！

健康福祉部長 それでは、児童手当のスケジュールということでございます。

これは、厚生労働省の方からスケジュール概要ということで参っております。2月の上旬に改正法案の閣議決定をして国会に提出するというところで、国会の審議を終えて、それから法案の国会成立・公布というふうなことで、4月1日から施行するというところでございます。広報等につきましては、厚生労働省のホームページとか、また政府広報として雑誌・新聞等で行うということでございます。

また、制度改正につきます周知リーフレットにつきましては、必要部数を作成して、市町村に配布されると。市町村はこれをもって受給者に配布していきたいというふうな思いをしておるわけでございます。今回の児童手当の一部改正というのは、次世代育成事業対策を推進するというところで、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図る観点から、児童手当制度について義務教育就学前までをとっているのを支給対象年齢を小学校3年生就学までに延長したというふうに聞いております。予算の具体的な内容につきましてご説明をさせていただきます。

91ページの扶助費1億5,852万円内訳でございます。被用者児童手当これにつきましては、被用者378人を対象に計算しておるわけでございます。細かく言いますと、第1子の児童を170人ということで、12カ月の5,000円というふうに、第2子を153人、それから第3子を55人というふうなことで378人ということでございます。非被用者につきましては、168人を対象にしておるわけでございます。それから、特例給付につきましては155人、被用者就学前特例給付、これにつきましては583人、非被用者就学

前特例給付につきましては250人、今回新たにできました被用者小学校3年就学前特例給付につきましては567人、非被用者小学校第3学年就学前特例給付につきましては244人を計上させていただいたわけでございます。

議 長 町長！

町 長 巢山古墳でご質問がございましたが、実はやっぱり巢山古墳は、町の顔でございます。あらゆるところで町は巢山古墳を取り上げております。今、山田議員おっしゃったように、いろんな調査資料をどうまとめるかということでございましたが、私はこれからまだ6年余り先、調査が進んでいくわけでございます。まだまだ古墳に学ぶという発掘調査が進むごとに新たな学びをいただくわけでございます。この4月10日でありまして、あの墳丘部に皆さん登っていただこうと。登るといって、怒られるかもわかりませんが、前方後円墳であります。前方後円の頂上部を身近に感じていただこうと思って、今古文化協会の皆さんは、草刈り産業をして、見学ルートの整備をいただいているところでございます。それよりおくれますと、何かハビが出るそうでございますので、ハビの出ないうちに、4月10日だそうございまして、町内の小・中学生、幼稚園の人も一緒にあの巢山古墳の中に登っていただこうと、そういう思いを今しております。ここは入山といいますか、入陵禁止になるんですね。橋をかけない、そういう古墳になりますので、この機会でございますので、しっかりと私どもPRをして、その際には、ちょっとした写真、説明をお渡しする程度でございますが、坂野会長は、全国の皆さんに今度こういう機会あったら、楽しみにしているという人がおいでだそうございまして、そういう人にも案内をするというように言われております。ただこの4月10日は雨だったらできないのでございまして、雨でない、その場合はどうするかということが今細部に協議をされているところでございまして、次の広報にもしっかりと掲載をさせていただいて、皆さんの選挙が終わった後でございますので、町の代表的古墳巢山古墳に中で確認をしていただく、そんな催しをするということをごぞお知りおきをいただきたいなと思います。

議 長 よろしいですか。 企画財政部長！

企画財政部長 税源移譲につきましては、最終的には18年度を目標に所得税と住民税の現在の割合を見直すということでございますので、今のところ最終的にどうこうとか言えない状況でございますので、その点よろしく願いいたします。

議 長 質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を総務文教委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありま

せんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本案は総務文教委員会に付託することに決しました。

議 長 次に、日程10番、議案第10号、平成16年度広陵町国民健康保険特別会計予算を議題とします。

本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。 4番議員！

4番議員 1点だけ。205ページ、先ほど一般会計繰入金のところであります。

これは、補正予算にもあらわれていたように、非常に低所得者層が国保会計の非常に大きな部分を占めてきたという数字のあらわれだというように思うんです。保険基盤安定繰入金は1,000万円ほど昨年度よりもふえていると。また、基盤安定繰入金保険者分でも500万円ふえていると。そして財政安定化支援事業、これは15年度、昨年度から政府が取り入れた制度ですけれども、昨年度は84万円で補正予算で二百数十万円補正されているわけですけれども、さらに860万円という大きな金額になっているわけです。これらはもうすべて6・4軽減の影響を受けるところに対して、国の基準以下、基準を上回る部分については支援しようと、こういう制度であるわけですから、この点について、国保会計の状況は非常に制度的に悪化をしているということが言えると思うんですけれども、これに対して、やはり今後値上げを阻止していくという点からの努力というものについて一言見解を聞いておきたいというように思うんです。

議 長 住民生活部長！

住民生活部長 国保会計のいわゆる経営姿勢というふうな観点でございますが、現実には医療費は高騰の一途をたどっておる事実でございます。そしてまた、高齢化になってきておることも事実でございます。そして、リストラあるいはまた離職あるいは無職無収入の被保険者が増加してきておるということも事実でございます。したがって、当然こうした所得階層の低い加入者に対しては、6割軽減、4割軽減が当然発生するわけございまして、そういった関係で、国のそうした手厚い、いわゆる繰入措置につきましても、高騰してきておることが実態というふうになってきております。

しかしながら、こうした状況の中で、今後国保事業会計の運営に当たりましても、当然医療費の高騰は避けられないとすれば、独立採算ということは、税収に頼らないといけないということも十分かかわってまいります。幸いにして、平成15年度の決算見込みにおきまし

ては、税収の落ち込みも生じておるわけですが、普通財政調整交付金あるいはまた特別財政調整交付金の交付によりまして、黒字を示す決算見込みということで、16年度も税率の改正は見込んでおらないことで予算編成に当たっておるわけでございます。今後、やはり収支のバランスが崩れるというような将来見通しの中におきましては、税率改正、12年の税率改正に経過した中で、その時期が来ようといったときには、議会の皆さん方とも相談しなければいけない時期が来るのではないかなという予測もしておるわけでございます。何分にもそうしたことを最小限に食いとめるためには、収納率の向上、医療費のいわゆる抑制、そして病気にかからない、治療費に高騰しない、そうした保健事業の推進、PR、啓発、これは国保会計じゃございません。一般会計の保健事業につきましても、すべての住民の皆さんが健康で暮らしていただけるための保健事業の取り組みも必要になってくると、こういうふうにも思っております。医療費を高騰を食いとめるためには、事前にそうした保健事業の啓発も必要であるというふうにも認識しております。以上でございます。

議 長 4番議員！

4番議員 この状況を、いわゆる国保会計加入者の実態が非常に厳しくなっているということの認識は一致するわけですから、結局は保険会計を改善していくための施策、周辺、いわゆる先ほどおっしゃった、いわゆる保健事業、一般会計に伴う保健事業について積極的に取り組んでいただく。今までのアンケートやデータベース化された問題を積極的に活用していく、そういう点でいえば、これは国保担当課だけではなく、あらゆる関係するところと協議しながら、病気の早期発見、そしてその他の手だてを打つということも広陵町民にとって大事なことです。そういう国保会計担当課だけでなく、関係するすべての課において、健診やその他今までの財産を活用するという点についてぜひ取り組んでいただきたいと思うわけですが、そういう国保会計以外のところとの連携を強化する点についてどのようにお考えなのか、聞いておきたいと思えます。

それと、先ほど松野議員が質問したわけですがけれども、私自身も国保運営委員会で述べたように、結局は滞納している分を返済するという誓約書を書いたにもかかわらず、なかなかそれが実行できないために、1年間保険証をとりにいけない、そういう実態があるわけですがけれども、少なくともそういう方々が病気になると大変なことになってくるという点からいって、この点は憲法の25条の最低生活の保障、また命をなくすということのないような手だてを打つべきであり、保険証についての初期の交付については、考えていただきたいと思うわけですが、そういう点について再度お願いしときたいと思えます。

議 長 住民生活部長！

住民生活部長 おっしゃっていただきましたように、保健事業の取り組みの中で、当然健康福祉課との連携を取ってまいりたいというふうに考えておるものでございます。いわゆる保健事業の充実を図るために、日ごろ健康というふうに言われております65歳未満の方、あるいはまた健診未了者についての健康の状況が把握できにくいというふうなことも考えられます。そういったことから、平成11年度から総合健康指導事業を取り入れまして、いろんな形で若年層、いわゆる若年層の方にもアンケートを行って、その成果というふうなことも資料として持ち合わせておりますので、それらを十分生かしながら、健康日本21のいわゆる国の方針に沿った健康づくりのための施策についても力を注ぎたいと、このように考えております。教育委員会は私、前任の教育委員会でございます。生涯教育との関連につきましても、当然タイアップしてまいりたいというふうに考えておるものでございます。

議 長 町長！

町 長 国民健康保険は、もう抜本的に改善を加えなければ、とても健全な運営は果たせないものでありまして、市町村の国保は、医療費の増嵩によって、年々保険料を上げるばかりでございまして、もうこれ以上上げられないと、こういう状況にきております。また、一般会計からも、これ以上もう繰り入れすることができないと。もはやもう限界に来ているということをお我々市町村長が全国で寄りまして決起をしているところでございます。これも12月4日に全国の市町村長大会がございまして、ここで国保制度改善強化全国大会、これもやっておるわけでございまして、関係機関の方々に陳情をし、また全国の市町村長が寄って国会議員に陳情をして、医療の保険制度の一元化、また医療制度の一元化、これを早急に進めるように運動をしているところでございます。

議 長 5番！

5番議員 歳出についてなんですけれども、保険給付費が15%増にした根拠は何なのか。かなり大幅な見込み増になっているんですね。ですから、その根拠についてちょっと理解できませんので、過去4年間の15%増という説明いただきましたが、なぜ15%という数字なのかということについて、まず一点お聞きしておきたいと思います。

それから、老人保健拠出金なんですけれども、これが1億5,000万円低くなったわけですが、ようやく制度の改善の蓄積の中で拠出金が低くなってきたというふうに思うんですけれども、この拠出金について、今後の推移ですね、どのような方向で向かうのか。これは私はそうは思ってませんが、ことし平成16年度が極端に低いんじゃないかと、今後も低くな

っていくと、老人保健の方が国の負担がふえてまいりますし、介護保険制度の効果も出てきたという部分においては、低くなっていくであろうというふうに個人的には思ってるんですが、その点について確認しておきたいと思います。

議 長 住民生活部長！

住民生活部長 まず、一般の被保険者の給付費でございます。12年度に至りましては、給付の実績1人当たり11万5,000円、13年度に至りましては11万2,000円、14年度に至りましては9万5,000円、15年度に至りましての見込み11万5,000円といった内容のトータルを、いわゆる14年、15年の伸びを見たときに、やはり10%の伸びを示しておるといふような流れの中で、今後さらに医療費が高騰するであろうという思いもございます。当然当初予算でございますが、今後の伸び率は10%から15%にさせていただいて、そして1人当たり16年度当初では、12万6,000円を見込んで、被保険者の伸びもでございます。6,700人というふうな形で一般保険者の給付費を定めたものがございます。したがって、退職者につきましても、同じ内容の掛け率で予算を計上させていただいております。療養費につきましても、さらに過去の伸びが大きいものがございます。今年度につきましても35%というふうな大幅な、いわゆるはり、きゅう、コルセットでございますが、そうした治療費の流れ、高騰する医療費の比率でもって当初予算を組まさせていただきました。

それから……（5番議員「老健拠出金。」）老健につきましては、平成15年度の拠出金と16年度の拠出金をいわゆる当初ベースで比較いたしますと、1億円ばかり、1億円以上の減額を生じることとなっております。当然、段階的にこの率を保険者2分の1と公費2分の1に持っていく制度でございますので、そういう形で保険者負担が減ってくるという状況でございます。

なお、また老人保健の方の治療費につきましても、当然高騰するわけでございますので、率が落っても、拠出金の額はほぼ今後の推移としてふえてくる可能性もあるという状況でございます。年度ごとの率におきましても、手元に持っておりますけれども、率をお示しする必要がありますですか。

議 長 5番議員！

5番議員 老健の拠出金につきましては、今ふえる可能性もあるとおっしゃいましたけれども、介護保険制度ができてからの改善の反映もありまして、それから負担割合も低くなっていくということもありまして、今後はまずはそれほどふえないのではないかと思うんですけれど

も、この点について、私は今回の歳出の予算の立て方が、この老人保健拠出金の部分をすべて保険給付費の方に置きかえたという予算の立て方になっているということについて納得がいかないんですね。先ほど10%の伸びでは不安だから15%の伸びとおっしゃいましたけれども、今までの4年間の経緯を見てますと、一遍に15%伸びるような、そんな状況は余り想定しにくいわけですし、そういう中で、今一方で、奈良県の国民健康保険税の状況を見ますと、広陵町は奈良県の中で3番目に1人当たりの調定額が高いんです。一番高いところで1人当たり9万3,197円って奈良市なんですけれども、その次生駒市の9万660円、その次に広陵町の8万4,886円っていうのが出てきまして、安いところでいいますと、本当に4万円台とか5万円台が幾つもあるわけですし、ですから、1人当たりの調定額が極めて高い中であって、こういう部分については、やはり保険料に還元をしていく方法を講じていただくことが、今大変大切だと思うんです。とりわけ国民健康保険税は、所得がなくても本当に負担しなきゃいけない厳しい保険税ですので、そういう中での滞納処理についてご努力いただいているんですが、本当に払いたくても払えない方、たくさんいらっしゃいますし、保険税の負担が大変重いということは、本当に皆さん切実に感じておられる中で、この点については、やはり還元をしていくと、減免制度を新たに拡大するとか、あるいはこれ1億円でしたら、1人当たり1万円還元できるわけですから、かなり大きな金額なんですね。そういう点でいえば、1人当たり幾ら還元するとか、そういう形も含めて、やはりこの点については、誠実にもう少し予算の立て方、研究していただかなきゃいけないんじゃないと思うんですが、決算を見ていくという方法もあるわけですが、その点でどのようにお考えをいただいて予算編成されたのか、お聞きをしておきたいと思います。

議 長 住民生活部長！

住民生活部長 当初の考え方といたしましては、老人拠出金の減額に伴う額そのものを医療費に転嫁したという編成はしておりません。やはり実態として推移してくる高騰する医療費を見込んだときに、そういう形で積み上がってきたものを予算編成とさせていただいておりますし、歳入につきましても、軽減世帯を加味した、実態を即した歳入予算の計上をさせていただいております。

なおまた、払いたくても払えない、いわゆる滞納者につきましては、今後も十分ご本人さんと相談を持ちながら、その状況を確認してまいりたいと、かように思います。よろしく申し上げます。

議 長 ほかに質問ございませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本案は厚生委員会に付託することに決しました。

お諮りします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思いますが、異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。

なお、本日用れなかった議案に対する質疑並びに一般質問につきましては、8日午前10時から引き続き行うことといたします。

本日はこれにて延会いたします。

(P.M. 4 : 42延会)

平成16年3月8日広陵町議会
第1回定例会会議録（3日目）

平成16年3月8日広陵町議会第1回定例会（第3日目）は、広陵町議場に招集された。

1 出席議員は、14名で次のとおりである。

1番	山田光春	2番	小原昇
3番	片岡福美	4番	寺前憲一
5番	松野悦子	7番	吉田信弘
8番	中山正	9番	山本登
10番	青木義勝	11番	笹井正隆
12番	坂口友良	13番	山本悦雄
15番	吉岡章男	16番	出張光男

2 欠席議員は、1名で次のとおりである。

14番 松本政治

3 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町長	平岡仁	助役	畠山惠俊
収入役	和田建三	教育長	安田義典
企画財政部長	松井定市	総務部長	森川勇
健康福祉部長	池田誠夫	住民生活部長	笹井由明
環境整備部長	山村吉由	都市整備部長	中尾寛
教育委員会事務局長	大西利実	水道局長	森田久雄
健康福祉部参与	竹嶋昇	住民生活部参与	竹田健次
住民生活部参与	山本新三	都市整備部参与	和田信次

4 本会議の書記は、次のとおりである。

局 長 西 辻 眞 治

書 記 竹 若 学 上 田 勝 代

議 長 おはようございます。

質問議会 2 日目の会議を始めさせていただきます。

ただいまの出席議員は 13 名で定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

(A.M. 10:01 開会)

本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。

日程番号 付 議 事 件

- 1 議案第 11 号 平成 16 年度広陵町老人保健特別会計予算
- 2 議案第 12 号 平成 16 年度広陵町介護保険特別会計予算
- 3 議案第 13 号 平成 16 年度広陵町下水道事業特別会計予算
- 4 議案第 14 号 平成 16 年度広陵町墓地事業特別会計予算
- 5 議案第 15 号 平成 16 年度広陵町学校給食特別会計予算
- 6 議案第 16 号 平成 16 年度新庄町・當麻町・広陵町介護認定審査会特別会計予算
- 7 議案第 17 号 平成 16 年度広陵町用地取得事業特別会計予算
- 8 議案第 18 号 平成 16 年度広陵町水道事業会計予算
- 9 議案第 19 号 広陵町情報公開条例の一部を改正することについて
- 10 議案第 20 号 広陵町行政手続条例の一部を改正することについて
- 11 議案第 21 号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正することについて
- 12 議案第 22 号 国保中央病院組合理約の変更について
- 13 請願第 1 号 町長、議員等の報酬等引き下げを求める請願書
- 14 一 般 質 問

議 長 まず、日程 1 番、議案第 11 号、平成 16 年度広陵町老人保健特別会計予算を議題とします。

本案について質疑に入ります。質疑はありますか。 5 番議員！

5 番議員 この老健の国の補助等の割合の推移に、変遷について、ちょっと資料として出して

おいていただきたいんですけども、それが1点と、それから今長期入院が本当に大変な状況になってきまして、この長期入院の実態、広陵町の方でどのような状況にあるのか、また従前からの推移から見ての変化、そのあたりについてお聞きをしておきたいと思います。その2点についてとりあえずお願いします。

議 長 住民生活部長！

住民生活部長 負担金の段階的な減額につきましては、資料の方でお渡しするというふうに思っています。

入院の実態につきましてですが、ちょっと資料の方、確認しますので、その実態につきましても委員会の方でご説明を申し上げたいというふうに思います。

議 長 ほかに。 4番議員！

4番議員 この老健、介護保険制度との兼ね合いで、医療と介護の分野の併合、いわゆる境についていろいろ議論があったと思うんですけども、そういう点での歳入歳出の影響というのは、どういうものになっているのか、そういうのを教えておいていただきたいと思うんです。

また、その点について、これは介護と次の予算との関係もありますんで、委員会等でも結構ですけども、そういう大まかな内容について教えていただきたい。

それと、この老健については6.6%の予算の引き上げというように説明を受けたわけですが、国保会計が15%の引き上げというように説明を受けているわけなんですけれども、これは本来、国保と老健の引き上げの、いわゆる歳入歳出の整合性がとれていないと思うんですけれども、その点についての内容を説明しておいていただきたいというふうに思います。

議 長 住民生活部長！

住民生活部長 国保会計に伴います医療費の実態につきましても、過去3年間の平均数値でもって15%というふうな見積もりで予算計上をしております。

片や、老人保健の医療給付につきましても過去3年間の1人当たりの平均医療費の増高を見据えて6.5%という内容のもので試算をさせていただいたものでございます。

とりわけ、国保加入者では平均6万8千100円、社保加入では7万2千400円といった形での積算根拠をもって計上をさせていただいておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

議 長 ほかに。 4番議員！

4番議員 経験則的に国保の占める、いわゆる老人の分野、繰出金等、非常に大きな金額にな

るわけです。また、お年寄りの医療費の増大が国保会計に圧迫を与えているということから見ても、老健で6.6%、国保会計で15%という予算の立て方、過去の平均というようにおっしゃっていますけれども、立て方から見ても、この増加の割合というのは非常に開き過ぎているというように思うわけですが、これは先ほどの過去3年間の統計といっても、この点について正確な説明にならないと思うんですが、なぜ国保で15%の予算総額、これは医療給付等を含めた歳出もそのとおりになるんですけれども、国保、老健で6.6%ということになっているのが理解できないんですけれども、その点、どのように理解したらいいのかですね。

議 長 住民生活部長！

住民生活部長 ご承知のように、平成14年10月に老健対象者が75歳になったというふうなこともございまして、とりわけ老健につきましては、いわゆる75歳以上の方が現在対象になる、あるいはまた前期高齢者につきましては国保加入そのもので70歳から74歳までの方が、まだ国保会計にいらっしゃるというふうなことからまいりまして、その実態というものが非常につかみにくい状況となってきております。とりわけ、老健につきましてはその影響額、あるいはまた国保の影響額を考える場合に、その実態をつかむのには、やはり15年度決算状況を確認する必要があるなというふうなことも考えられますので、とりわけ16年度予算につきましては、これまでの実績でもっての平均推移で増加率を試算し、計上をさせていただいておるものでございますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

議 長 ほかに質疑ございませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は厚生委員会に付託することに決しました。

議 長 次に、日程2番、議案第12号、平成16年度広陵町介護保険特別会計予算を議題とします。

本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。 5番議員！

5番議員 まず1つは、施設の待機者が62人ということを前の議会のときに報告いただいたわけなんですけれども、このような待機者が増加をしていく傾向が強いわけなんですけれども、

これに対して町としてどのような対応をとっていただいているのか、お聞きしたいと思います。

それから、認定された方のうち、大体何割ぐらいの方が実際にサービスを利用されているのか、認定だけしてそのままという方もいらっしゃるということも聞いているんですけども、その実態についてお聞きしたいと思います。

それから、ホームヘルプサービスとか、そういうサービスごとの利用実態について、これは委員会の方に資料として提出をお願いしておきたいと思います。

それと、あと利用者が大変ふえてきているということもご説明いただいたわけなんですけれども、その点について来年度、それから次の翌年度、17年度、この3年間の会計、保険料とかそういう点について決められているわけですけども、その辺の見通し、どのようにお持ちいただいているのか、それと現在の基金の方の残高はどの程度あるのか、その点もお聞きしておきたいと思います。

議 長 健康福祉部長！

健康福祉部長 今の御質問のお答えをさせていただきます。

まず、特別養護老人ホームの方に今待機者が62名ということで報告はさせていただきました。町といたしましても、独自で整備するというような考え方は現在は持っておりません。早く特別養護老人ホームの建設とか認可がされるようにということで、県と国の方には要請しているところでございます。今現在、そういうところでございます。

それと、介護予防や保険財政のあり方についても、やはりいろいろと検討はしていかなければならないというふうな思いは持っておるわけでございます。

それともう一点は、認定者数とそれから実際に利用をされてる方ということでございますが、これも前回の補正予算のところでお話はさせていただいたと思えます。そのときのデータでちょっと説明させていただいたら一番よくわかると思えますのやけども、認定者数が732人というふうなことでご報告させていただきました。そのうちでサービスを利用されているのが、居宅では439人というふうなことでお話をさせていただいたと思えます。認定を受けられた方が、すべてサービスを利用をされているということではないということで、ご理解は願いたいと思えます。

ホームヘルパーサービスとか、その辺につきましての利用につきましては、委員会で明細の報告はさせていただきたいと思えます。

それと、基金の保有残高でございますが、現在8,900万円程度の基金は持っております。

す。そのうち、また14年度の繰越金が900万円程度あるということでご報告させていただいたと思います。

それと、今後の状況でございますけども、介護保険制度もスタートとして間もなく5年をたとうとしておるわけでございます。サービス利用が予想以上に上回っているというふうな状況で、制度の普及とか定着については、もう十分にできたというふうに認識はしておるわけでございます。限りある財源を本来の自立支援というところに活用していきたい。特に、給付の適正化ということに力を入れていきたいと、このように思っておるわけでございます。最近、不正請求というようなことも言われておりますので、その辺の介護サービスの内容を厳しくチェックしていきたいというふうなことで、12月にパソコンの導入ということで補正予算を計上させていただいたと思います。

それと、やはり今のサービスは食事の用意をしてあげるとか、また掃除をしてあげるとか、そういうような過保護保険であってはならないというふうな認識はしておりまして、特に女性の4割以上が90歳になられるというふうな事実の中で、やはり特に急増傾向にあります軽度の要介護者に対します適切な要介護の予防やリハビリというふうなものについても力を入れていきたいというふうなことを思っております。

それと、やはり少子化がますます進んでいる中で、支える人がますます減っていると、支えられる人がふえているというような状況の中で、やはり財源問題というのは、本当考えていかなければならない問題でございます。当然、保険給費というのは10%以上の年間増加している中で、次の第3期の保険料、現在の保険料を維持することは非常に困難というふうな理解はしております。それで、やはり極端な負担増とならないように、基金の取り崩しというふうなものでも対応はしていきたいというふうな思いで、今現在しておるわけでございます。

それと、サービスを利用される方につきましても、あれば安心とか、1割負担だけだからというふうな安易な満足というふうなことのないように、何が本当に自分のために必要か考えながらサービスを選んでいけるように、我々も住民の方にご理解を願いたいというふうな思いで介護保険を進めていきたいというふうに思っておるわけでございます。以上でございます。

議 長 5番議員！

5番議員 待機者がずっとふえ続けているにもかかわらず、独自での対策は持っていないということについては、大変大きな問題だというふうに思います。これについて、今各地でグル

ープホームなどが自治体がつくるということも行われてきておりますし、身近なところで安心してサービスを受けることができるということで、理想的な政策ではないかと言われている評価もあるわけですが、このような大規模施設じゃなくって、グループホームであれば割合と手近に、それほどお金をかけなくてもつくれる施設だというふうに思うんですけども、もちろん痴呆の方が中心の形になるわけですが、とにかく施設の待機者、待っておられる方は、やはりそれぞれの状況の中で深刻な状況があるというふうに思いますので、やはり町としても積極的にこの問題を改善をしていく施策をとるべきだと思うんです。民間とか、また周りの状況に任せておくということでは、全く解決しないわけですから、ですからこの点において、やはり責任を持って対応していただきたいと思いますが、再度お願いをしたいと思います。

それから、周辺の身の回りのことができればかなり自立して生活できる方は多いわけなんですけれども、前の議会でも補正予算でも取り上げたと思うんですけども、慰労金の問題、周辺サービスを充実するということが介護保険制度を助けていく一番のかなめになってくると思いますので、慰労金についてお調べいただいているかと思いますが、お調べいただいた結果と、それから今後の広陵町でどうするのかという点について、再度確認をしておきたいと思います。

それから、財源問題についてなんですけれども、これはいろいろな考え方があろうかとは思いますが、やはり今でも大変に保険料が高いとか利用料が高いということでお困りの方もいらっしゃるわけです。そういう点も含めて、今後ますます保険料あるいは利用料が負担が大きくなるだろうということであっては、やはりせつかくの介護保険サービスの精神が生かされないというふうに、私たちは大変に心配をしているところなんです。将来のことは、まだ来年度、17年度にまた議論していくことになるかとは思いますが、まずはやはり今の状態の中で、奈良県で広くやられてきました減免制度が去年から改悪になって6%負担ということになっていますが、これをもとへ戻そうとするには100万円ちょっとあればすぐにでももとの制度、3%負担に戻せるんですけども、この点についても、これはやろうと思えばすぐにできる内容なんで、実施していただきたいと思うんですけども、その点についてもお聞きをしておきたいと思います。以上です。

議 長 健康福祉部長！

健康福祉部長 今のご質問でございます。まず、特別養護老人ホームの入所の件でございます。

私は、独自で町が建設してとかというのはできないと、このように申しておるわけござい

まして、これは県の計画に基づいて施設ができるというふうなことで、我々は認可を早くしてほしいというふうなことで、県に要望しておるわけでございます。

ただ、62人のうちの、本人は申し込み順というようなことで、優先順位もありますけども、申し込み順ということで、早くから申し込みされてると。実際に、現場の方でお聞きしましたら、その時期が来たので、どうぞ入ってくださいと言いますと、いや、まだ時期が早いのでという遠慮をされたというふうなケースもございます。そういうことでございますので、その辺はご理解願いたいと思います。

それと、グループホーム、確かに在宅で、我々もグループホームについてはそういう民間からの申し出がありましたら積極的にはお話をさせていただいておるわけでございます。ただいま一点、グループホームにも非常に問題がありまして、やはり費用的な問題、結構特養と同じぐらいの20万円程度の費用がかかるということで、特別養護老人ホームの場合は住所地特例ということで、前住所地がその人のサービス利用料を持つというふうなことになっておるんですけども、グループホームにはそういう制度がないわけです。あくまでも広陵町が全部負担しなければならない。今、この問題について、県とかに我々としては住所地特例を設けてほしいというふうなことで要望しておるわけでございます。これについて、国の方でも今進めておられます介護の部会の方で、検討をされておるというふうなことでございます。

慰労金の件でございます。大変ご質問いただきまして、早急に調べさせていただきましたら、奈良県下でもかなりされておるということで、対象はやはり要介護4とか5の方が、もしサービス利用を使われなかったら10万円か何か支給されるということでございます。早急に、我々もその辺に対応はしていきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

保険料の減免の件でございます。これにつきましては、やはり奈良県で統一した減免の考え方を持つべきであろうというふうなことで、県の方にもそういう相談の窓口がございますので、そういうところで協議をさせていただきたいと、このように思っております。

議 長 4番議員!

4番議員 1つは、5年がたって、歳入についても滞納者72万3,000円が保険料の普通徴収の滞納繰越分等が出ているわけですけども、この滞納の実態について、これは非常に今後心配な種を残すことになろうと思うわけですけども、滞納の実態について説明をしておいていただきたいというように思います。

それと、先ほど待機者62人というのは、昔で言う特養の待機者ということだと思うんですけども、当初県が名寄せして調べたときには、四十数人だったわけですね。これ年度をもう一回ちょっと、年度でいつのことかというのをもう一度ちょっと教えておいていただきたいというように思うんです。

それから、老健施設での待機者というのは把握されてるのか、あるいはまた把握の仕方にもよるでしょうけれども、非常にこれも申請をしてもなかなか入れないということで、いわゆる病院待機、あるいはまたそれが社会入院の原因になるというような形になっているわけですね。また、逆に療養型の病院の待機者がふえているというようになってきているわけなんですけれども、その点での実態、流れについて把握されてるのかどうか、教えておいていただきたいと思います。

特に、最近では老健で入所できないということで、療養型の病院のところでの待機者がふえて、療養型のところへの入院が困難になるというような状況が悪循環として出てきているわけなんですけれども、その辺の流れについて説明をしておいていただきたいと思います。

それから、いわゆる特養の認可を早くしてほしいという県に申し入れをされているということなんですけれども、県の特養建設の計画とその早さという点のところの問題になると思うんですけれども、現実問題としては特養施設の抑制という問題が地域によっては発生しているのではないかとこのように思うわけですが、その点はどのように認識されているのか、それと減免制度の問題ですけれども、奈良県で統一したものをというようにおっしゃっていますけれども、実際には平群などではまだ減免制度をそのまま温存されているということですから、既にもう奈良県での統一した対応というのは崩れているというのが実態です。そういう点からいっても広陵町における介護の減免について、独自にどう対応していくのかということが考える必要があるのではないかとこのように思うんですが、その点はどのように認識されているか、教えていただきたいと思います。

それから、257ページの居宅介護サービス給付、あるいは施設介護サービス給付の点ですけれども、これは予算の立て方として、どのように見ておられるのか、従来のサービス給付をされている方、あるいは新規の方というのは補正のときに若干説明があったわけなんですけれども、この支出内容に合わせて説明をしていただきたい。

それから、居宅介護住宅改修費ですけれども、この点についての実態は件数どれぐらいで、平均給付がどれぐらいになっているのかというのがわかれば、説明をしていただきたいと思います。

この居宅介護住宅改修費について、私たちがリフォーム事業の問題について、非常にこの12月議会でも理にかなった、時勢にかなった積極的な評価をされたわけですがけれども、いわゆる居宅介護住宅改修は制限があって、非常にそういう周辺のところについては行えないという部分があるわけです。こういうときに、リフォーム事業の改修などの制度も生かされるということがあるわけなんですけれども、そういう点で、この改修事業でその他の個人負担というところの部分にも目をつけていただいて、もちろん申請のときにはその改修費すべてが上がってきてるんだというように思うんですけれども、その点の負担外の費用というのはどれぐらいに上がってるのか、わかれば教えておいていただきたいというように思います。

議 長 健康福祉部長！

健康福祉部長 まず、滞納の件でございます。滞納につきましては、2段階、3段階の人の滞納率がやはり75%ぐらいというふうなことで多いわけでございます。これにつきましては、我々も担当の職員が個別に訪問して収納のお願いをしておるところでございます。

まず、次の老健の待機者ということでございますが、この辺については十分に把握はしておりません。

何でしたかな。特養の何でしたかな。（4番議員「県の62人。」）はい、まず、県が名寄せしたのが平成14年2月、この間の補正予算で申し上げた、次に調べたのが15年8月ということでございます。（4番議員「15年8月が62人。」）62人です、はい。

257ページの居宅介護住宅改修とかにつきましては、あくまでも給付につきましては、この第2期事業計画で3年間の計画を立てて、予算を立てております。これに基づきまして、その中でやはり前年度の実績も加味して、費用の予算計上をしているということでございます。ただ、詳しい内容につきましては今資料もございませんので、ご答弁はできないわけです。（4番議員「委員会に出して。」）はい、わかりました。（4番委員「居宅介護住宅支援の件。」）それにつきましても、これと前年度の実績をもってしております。詳しい件数等につきましては、委員会でもまたご報告はさせていただきます。

議 長 4番議員！

4番議員 それと、特養の建設計画のところちょっと聞いて、答弁漏れてたけども。

健康福祉部長 建設計画は、前も申し上げましたように、県のこの事業計画というのがあると思いますねん。それを見ていただけましたらわかるわけですねんけども、詳しい資料は今持っておりませんので、それでしたら県の方の資料ということで委員会でもご報告はさせていただきます。

議 長 4番議員！

4番議員 今、ここでもやっぱり老健の問題点ちゅうのが出てきてるんですけども、特養の問題については数字として上がっていると、そして老健については把握していないということなんですけれども、これも大変な待ちの人が続出していると、すぐに入れないという状況が続いているわけなんです。これは特養の場合に数字が出ているわけですけども、老健になるとなおさら回転が早いという点があって、把握が困難にさせているんだろうと思いますけれども、結局介護あって保険なしという実態がこういうところでも出てきていると。これは特に社会問題を起こす状況が生まれているわけですから、こういうところの把握も含めて、今後の計画という点では非常に重要なわけですから、きちんとやっぱり県も含めて把握をしていただくと。実態把握をしながら、今後の介護保険制度全般にわたる問題点として考えていかなきゃならないと思うんです。

先ほど言った特養に入れない、老健に入れない、療養型病院に入れない、病院の社会的入院が抑制されて、そして病院から3カ月以上たつと追い出しを食らうところが非常に多くなっていると、こういうような流れというのを実際把握されていると思うんですけども、この点について非常に心配する社会状況が生まれてきていると思うんですが、どのような認識を持っているのか、それもちよっと抜けていましたが、再度お聞きしたいというように思います。

それから、減免の問題もちよっと抜けていましたけども、いわゆるもう県統一というのはもう崩れているわけなんですから、いわゆる前回の減免制度並みにすると120万円ぐらいですか、で可能だということも出ているわけですから、そういう点についてどのような対応をするのかというのは、これは非常に深刻な事態を生むというように思うんですが、そういう点、再度ご答弁をお願いしておきたいというように思います。

議 長 健康福祉部長。

健康福祉部長 老健施設の入所等のことをございますけども、これについても寺前議員さんがおっしゃってるように名寄せをしないとわからないと、こういうことになりますと町ではできないわけで、県の方にこういう名寄せがあるのかどうかも確認はさせていただきますけども、今後このような状況ということを県の方も調査するようには、我々の方から要望はさせていただきますたいと思います。（4番議員「かなり深刻になっているという認識は持っておられるんでしょう。」）確かに、そういうことであろうと思います。現在、ケアマネーの事業所の方で対応はされておるわけをございますけども、そういう会議の中にもいろいろと出

てきているのは事実でございます。

ただ、これをどうというのは、なかなか我々の段階でも難しいわけございまして、この辺につきましても今ご存知のように5年目を迎えるということで、国の方でいろいろな今までの介護保険の課題について、今審議されておるわけでございます。

当然、また次の減免の話でございますけれども、この保険料につきましても、やはり国の方でも今いろいろと議論されてる、年齢を引き下げるとか、そういう話も出てきておるわけでございます。減免につきましても、当然何か所得税の老人の関係の方も改正されるというふうなことで、非常に負担の出てくる人が出てくるだろうというふうに、我々は思っておるわけです。そういうことも含めて、第3期の保険料の中には保険料を引き上げなければならないという要素がもうほとんどあるわけでございます。その中で、やはり減免というものがどうあるべきか、これが考えいかなければならないと思っておりますし、国の方では今5段階をまだ段階を細分化するとかというふうなこともあります。あくまでも、介護保険が国の制度でございますので、そういうことも見据えて減免制度も考えていきたいというふうな思いであるということでご理解願いたいと思います。（4番議員「療養型病院と病院と病院との関係について。」）その辺につきましても、ちょっと詳しいことは我々わかりませんので。

議 長 ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

議 長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は厚生委員会に付託することに決しました。

議 長 次に、日程3番、議案第13号、平成16年度広陵町下水道事業特別会計予算を議題とします。

本案について質疑に入ります。質疑はありませんか。 3番議員！

3番議員 下水道の普及率は、大分進んでは来てるというふうには思うわけですが、当初の計画からは随分おくれてきているというふうには考えるわけですが、今年次計画がどういうふうな形になっているのかということをお聞かせ願いたいと思います。新しく変更されてる後の年次計画です、それをお聞かせ願いたいと思います。

それから、ちょっと委託料なんですけれども、測量とか設計なんかの委託につきましても、

その時々、事業とか工事の内容などによって、いろいろと変わってくるだろうなと思うんですけども、事務機器の補修の委託料というのは、年度によって随分金額的には変わってくるんですけども、そこら辺の事務機器の補修とかというのは、結構そんなに変わるものではないんじゃないかなというふうな認識を持ってるんですけども、これは変わってくるというのは、今回また新たにふえたのかどうか、どういう形でふえてきているのかというのをちょっとお聞かせ願いたいなと思います。

議 長 都市整備部長！

都市整備部長 年次計画はどうかという御質問ですが、今普及率が94.3%になって今おるわけですが、あと残すところ五、六%という今状態でございます。ただ、その中で、もうその部分が終わればすべて終わりかというのではございませんでして、今事業認可を受けている区域内の普及率でございます。ですから、新しく事業認可の面積がふえれば、また整備率が少し戻るということになるわけです。事業認可区域がふえるということは、いわゆる新しく整備をする区域を広げるという意味でございます。今のところ古寺の周辺ですとか、平尾の周辺ですとかという部分を計画しておりますので、またそれが事業認可の区域の拡大ということになりまして、向こう何年かやっっていかなんと、整備をしていくということになります。

ただ、いつ終わるのかと言われますと、これは今都市計画のマスタープランにもありますように、広陵町の南西部ですとか、箸尾駅前ですとか、また新たな区域ができましたら、これはまた整備をする区域が大きく拡大されるということになりますので、今のところ向こう何年で終わるとかという長期的な計画は今現在持っておりません。

それと、委託料の件でございますが、委託料につきましては、設計と測量の委託料になるわけですけども、事業そのものを工事請負費とともに一緒にやっっていくわけなんですけども、年次の都合によりまして来年度、再来年度の分を前もって当年度に測量設計しておくとか、そういう仕事上の段取りの都合上のことも方向付けしておりますので、16年度の内容だけを見ますと委託料は比較的少なく計上しておるわけですけども、これは前年度からの委託内容の貯金があったというふうに考えていただければいいかと思います。

それと、事務機器につきましては、コピーのリース代ですとか、パソコンのリース代ですとかということになるわけですが、前年度より今年度は半分以下になってきておるわけなんですけども、いわゆるリースは切れてる部分とかが生じれば、当然それはもう不用になりますので、下がってくるということでございます。以上でございます。

議 長 3 番議員！

3 番議員 先ほどの年次計画のどこなんですけども、広陵町全体での、そしたら下水道の普及率と現在まだこれから新規にやろうと、まだいつというのははっきりわからないけども、今後順次やっていかれる計画、まだまだ普及してないところというのはたくさんあるわけですから、大体どこら辺というのを重点的にやっていこうというのか、また来年度、再来年度というふうな計画はお持ちだというふうに思うわけなんですけども、その中でできてないところの大体のパーセンテージはやっていこうというのはどれぐらいなのかということもお聞かせ願いたいと思います。

議 長 都市整備部長！

都市整備部長 簡単に言いますと、面積的に言いますと、いわゆる人が張りついている区域のみ下水道の必要があるわけで、そういう必要だと、早急に必要だと思うところから順次事業認可を網をかぶせて、ふやしていったという状態でございます。今、長年の成果によりまして、ほとんど集約されている民家の区域については、ほとんど網羅しているというふうに理解しております。

ただ、先ほど言いましたようにいろいろ整備計画を将来のビジョンとして起こしている中で、いわゆるそういうことは起こる可能性が大いにあるということを申しております。

単純に面積だけでいきますと、いわゆる広陵町が1,600ヘクタールとしますと、半分の面積が整備されているわけです。ただ、半分といたしましてもそこには道や河川が含まれておるわけですので、単純に面積だけでどうのこうのというのはできませんが、将来そういう計画する区域ができましたら、また下水道が必要になってくると、こういうことでございます。

議 長 5 番議員！

5 番議員 現在の94%までいきまして、この現在の線引きの中での最終年度はいつになるのか、この点が一つ確認しておきたいと思います。

それから、281ページなんですけれども、公用車使用料についてはどういう内容なのか、ちょっと確認をしておきたいと思いますので、説明をお願いいたします。

それから、ここの公債費なんですけれども、元金の返済が4億1,200万円、それから利子が3億5,700万円で、利子の比重が大変に大きいわけです。資料でいただきました未償還元金及びというところで一覧表を見てみますと、4%以上の金利で借りているのが43億円程度になるわけです。高いのは、やっぱり7%以上というところで、7億円もまだ残

っているわけです。なかなか国の方はこの借りかえを認めないという、こういう状況はあるわけですが、やはり今の時代から見ますと、だれが考えてもこんな状況は納得できないと思うんです。これを税金で返していくわけですから、これの繰上償還、あるいは借りかえについては熱意を持って取り組んでいただくと、そこからかなり大きな財源が生み出すことができるというふうに思うんですけれども、どのような努力をしていただいていたのか、その点についてお聞かせいただきたいと思います。

それから、ここの予算の中で見ますと、事業費が16年度も4億円を超える工事あるいは下水道事業に1,000万円、これは負担金ですね。4億円を超える工事が予定されておりますし、こういう点でいきますと、入札制度の見直しはかなり改善はしてきていただいているんですけれども、下水道の工事につきましては、やはり毎回かなり高い落札率で工事が請け負われているという状況があると思うんですけれども、これについて入札の状況を地元の業者の方の育成という点も踏まえて改善をすべきではありますけれども、今の状況と今後の改善についての見通し、それから今の状況についてはどのように判断されているのか、この程度で適切だと思っておられるのかどうか、その点もお聞きをしておきたいと思います。

議 長 都市整備部長！

都市整備部長 公用車の件につきましては、軽四のリース料が月3万円だということで12カ月分を計上いたしております。

公債費の件をちょっと先送りしますけれども、請負率につきましては下水道事業そのものだけがそういう高どまりで動いているというふうにご質問ですけれども、そういう認識は全くしておりません。下水道の事業についてもちゃんと競争による入札という結果になっております。全部が全部じゃないですけれども、それなりに激しく競争されているという部分が顕著に見えておる月もあります。ですので、下水道事業そのものだけがそういうことで進んでるということでは、決してございません。一般会計の部分と同じシステムでやっているわけですから。

公債費につきましては、担当の部長の方から答弁させていただきます。

議 長 企画財政部長！

企画財政部長 公債費の繰上償還のことですが、これにつきましても以前から何回もご質問いただき、答弁させていただいております。繰上償還の可能なものにつきましてはその都度しておりますが、今現在残っておりますのはそれができない部分ということでご理解いただきたいと思います。

議 長 都市整備部長！

都市整備部長 今の事業認可の中であとどのぐらいかというお答えが漏れておりましたけれども、今の事業認可の範囲だけで限定して言いますと、あと2年ないし3年かなというふうに考えております。

議 長 5番議員！

5番議員 一つは、先ほどの公用車使用料なんですけれども、軽四で月3万円で1年分ということなんですけれども、これは業者の方から借りているリース料なのか、それともし業者の方から借りているリース料であれば、これはリースで借りるよりかは購入した方が割安になると思うんですけれども、その点についてのご説明をお願いをしておきたいと思います。

それから、入札の方では下水道事業だけが高いというわけではないという説明でしたけれども、現在も指名業者の方については、地元での業者の方の指名ということになっているのではないかなと思うんですが、現状は今どのような、指名業者ですね。どのような選定されているのか、それからやはりこの下水道事業だけではないという部分は、確かに全体が高いという部分で、全体的な入札制度の改善が求められるわけなんですけれども、そういう先ほど言いました地元業者の育成という部分を含めて考えていくと、改善しにくい課題も抱えているのかなというふうに思いますので、とりわけ下水道事業についての入札制度について、どのように改善をしていく見通しを持っていただいているのか、再度お聞きをしておきたいと思います。

それから、先ほどの繰上償還とか難しいというのはわかっています。けれども、やはりこれは繰り返し、先ほど言いましたように熱意を持って、どのように取り組んでいただいたのかということを知っているわけですから、やはり知恵と、それから熱意で改善してるところも出てきているわけですから、その点をお聞きしたわけで、困難だということは承知しながら聞いてますので、再度その点について、16年度の予算ですので、どのように努力していただけるのかも含めてお聞きをしたいと思います。

それで、これはとりわけ金利がどんどん低下している中で、現実との、実態との乖離が甚だしくなっているわけですから、そういう点が、やっぱりどう考えても自分の家のだったら借りかえするんです。ですから、そういう点では難しい困難な中で、やっぱり実際に政府債であったとしても借りかえをしている自治体もあるわけですから、そういうところもよく研究をさせていただいて取り組みしていただきたいんですが、再度お願いいたします。

議 長 助役！

助 役 入札の問題ですが、このことにつきましては当然予定価格を公表しての入札でござ

います。当然、その予定価格よりも低いと、その幅はいろいろございますが、競争原理が働いているものと判断をいたしております。（5番議員「何%ぐらいで落札された場合に。」）

議長 助役！

助役 内容がいろいろございますので、それは業者が設計書をいろいろ見て、パーセンテージは予定価格よりも低いですので、競争原理は働いていると。（5番議員「高かったり安かったり。」）そうです。

議長 もう、そんでええやない。 助役！

助役 高かったら、それはもう失格ということでございますので。

議長 ほかに答弁は。 企画財政部長！

企画財政部長 繰上償還についてですが、今までも熱意を持って交渉しておりますが、今後もさらに熱意を持って交渉して、できるだけ低くいけるようにしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長 都市整備部長！

都市整備部長 リースよりも買ってはどうかというご質問もありましたけど、リースの部分についてもリースそのものの契約について入札を行っておりますので、十分に競争しているということでご理解願いたいと思います。

議長 ほかにありませんか。 4番議員！

4番議員 2点だけ質問をしておきます。

1つは、入札の問題ですけれども、これは委員会でいいます。98%適正というのは、もちろん法律に違反していないという意味では適正ですけれども、いわゆる経費削減という観点から業者が適正に競争するという点からいうと、これは談合の疑いがあるということが指摘されるわけですから、その点についての認識が欠如しているという点をここで指摘しておきたいというように思います。

1点は、使用料の問題です。これは水洗化率の普及が使用料に影響してくるのは当然の話であって、今回初めて使用料が一般管理費、いわゆる使用料が2億4,136万円、一般管理費が2億3,730万円というように、使用料が初めてふえたわけです。これは早く早く普及を促していくという点でも、財政的にも大きな影響を与えるし、そしてまた普及することによって環境整備に役立つということで、将来の計画を含めて相当質問などしてきたわけなんです、その一環として、昨年アンケートをされたわけです。いわゆる下水道接続に関

するアンケートをされたわけですけれども、その内容及びそのとき都度都度出てきている住民との関係で、どのようなことがわかったのか、今後どのように役立てることができるのかについて答弁をお願いしたいと思います。

これはサービス公社へ委託をされて、非常に苦勞をされたようではありますが、その点についてご答弁をお願いしたいと思います。

それから、この普及率と関連して、私たち日本共産党の議員団は、この葛城清掃事務組合に対する、いわゆる負担金の問題と関連して、いつまでたっても残る、いわゆるし尿くみ取りを減らしていくことによって負担金が大幅に減っていくということを主張したのと、それから葛城清掃での御所への事業計画、全体の計画が余りにも高過ぎる、そういう点で当時の管理者、今も管理者でしょうけれども、御所市長と再三、今井県議、また共産党関係議員団で折衝を重ねて、ここでも負担金を大幅に減らしたと。これは何十億円という負担金を当初計画からすると減らすことができた。そしてまた、北葛選出の県会議員の皆さん方が一致協力して県のいわゆる費用を、いわゆる進入道路計画やその他のところで県が負担をする部分を多くつくったということが上げられているわけですけれども、この普及率との関係で、いわゆる葛城清掃一部事務組合への負担金が減ると、こういう仕組みを以前よりも改善させることができたんですが、この点についての認識、いわゆる普及率が進めば、こういうところにも財政的な影響、大きな影響を与える、広陵町が得をする、言いかえればですね。そういう制度の見直しをつくる提言、いわゆる提案をし、政策的な提案をして実現してきたわけですけれども、その点での認識もどのように持っておられるのか、お聞きしたいと思います。

これはやはり普及率をふやすことによって、非常にあらゆるところに大きな影響を与えていると、財政的にも大変助かってくるという意味で質問していますので、その点の全体的な認識をお伺いをしたいと思います。

それから、繰上償還の問題ですけれども、これ私は交付税削減、あるいは地方分権のさなかにあって、この部分だけが手つかずで残されているというのは大問題なんです。そういう、これは国全体の問題だから、これはもう仕方ないんだということではなく、この問題は地方自治体が抱える大問題だということで、繰上償還の問題を早急に解決しなけりゃならない。これは大変な部分については、国は渋々認めてきている経過があるんですけれども、もっとこの問題について考えを持って当たるということが必要なんです。莫大な地方自治体にとっては損失ですから。

一方では、国は地方交付税削減に対しても無謀なやり方をやってきてるわけですから、そ

ういう観点からこの問題を切り込んでいかないと、いつまでたっても国が認めないから仕方がないんだという認識だけで終わっていると、地方自治体の犠牲がこういうところにもあらわれているわけですから、そういう認識に立って、もっとこういうことの改善、全国ではこういうようになっているという認識も踏まえて、持ってもらわないと困るわけなので、その点については再度、これは町長答えてもらうのか、担当者なのか、ちょっとわかりませんが、関係地方6団体でもこの問題をどのように認識されているのかという点では町長が答えていただくのは当然だろうと、事務担当方においては地方交付税削減やその他、地方自治体全般にかかわる重大事の一つという認識を持っていただいているということであれば、全国的にどのような傾向があるのかという調査も含めた認識を持つ必要があると思いますので、そういう点では事務方のご答弁をお願いしたいと思います。

議 長 都市整備部長！

都市整備部長 昨年のかぐや姫祭りでのアンケートの内容につきましては、たしかさきの議会の委員会の中でお話しさせてもろたと思うんですけども、ちょっと今細かい資料が持ち合わせてませんので……（4番議員「サービス公社が受託してずっとアンケート回ってたやん。」）はい、そうです。（4番議員「その結果報告が上がってきてるやない。」）その部分につきましては、住民生活部の方で担当してやっておりますので、そちらの部長の方からお答えしてもらいます。（4番議員「負担金のところ、ああそれは町長か。」）

議 長 町長！

町 長 葛城の一部事務組合の負担金についてお申し出でございます。

共産党の皆さんの努力で何十億円も減らした、また県の努力で事業費を県の方で負担してもらったというように……（4番議員「10億円を全体を減らすことができたということ。」）もちろんそうでございます。事業費を減らしたことになるわけでございますが、皆さんのお力添えの結集でございます、大きな負担金を減らすということになったわけでございます。本当に感謝を申し上げる次第でございますが、従前はこの負担金の割合はほとんど人口割のようなそんな要素が強かったんですが、持ち込み汚水量を基本に計算をするということに切りかえられた、このことが大きな広陵町のマイナス要因になるわけで、負担金が減ったわけございまして、今日までなかなか減らないということでございます。県下で2番目の下水道普及率を誇っているこの町にとっては、もう葛城の汚水の処理をしてもらわなくてもいいんだということになっていくわけでございますので、こうした負担金の計算方法については、改善を加えられたことには大きな評価でございます。今後も引き続き、これら

の数値を見守りながら改善を加えるときには、また皆さんのお力添えをおかりをして、広陵町の下水道の役割というものをしっかりとご理解をいただきたく存じます。

議 長 住民生活部長！

住民生活部長 アンケート調査につきましては、し尿処理問題としてのかかわる問題として、私の方の担当だということで、調査資料は手元に持っておらないわけですが、当然その結果につきましては出ておるといふふうに推測いたしますので、委員会の方でその方のお話をさせていただきたいなというふうにも思っております。

やはり、各個人におきましては、浄化槽の接続につきましては、いろんな関係でこれまでのくみ取りから浄化槽の設置に至るまでの各家庭の改修の時期とか、あるいは事情というのはあると思うんです。だから、その辺のことはアンケートに基づいて、どういう意見があるかというふうなところを確認をして、ご報告をしたいというふうに思います。以上です。

(4番議員「償還問題。」)

議 長 さっきからもう答えとんのとちやうの、財政の方がさっきから答えとんのちやう。もう一回答えたって。 企画財政部長！

企画財政部長 繰上償還のことですが、この表を見ても、繰上償還の表が今手元にあるんですけども、それを見ますとかなり古い分が、金利の高かった分の時代の分が高かったということで、それはそのときであれば、それで正当な金利だったと思うんですが、今から思えば、今金利と比べれば確かに高いんですが、それでこちらの方としましても、何回もご説明申し上げておりますが、そのたびに繰上償還についての交渉をしておりますが、現在のところできないということでございますので、何とぞよろしく願います。

(4番議員「上部関係6団体のところではこれはどうなっているの。」)

議 長 町長！

町 長 今、財政部長が申しあげましたように、私ども町村ではその場その場得策ばかり考えて上部機関に申しあげているところでございます。国への強い働きを関係者がやってもらわなければ、市町村の声はなかなか国へ届かないというのが実態でございまして、大きな団体の力になっていただくように、今鋭意努力をいたしているところでございます。

議 長 4番議員！

4番議員 普及率の関係と財政的な問題ちゅうのは、委員会で具体的にやらせてもらいますけれども、この問題、再度言うておきますけれども、普及率を早めることによって、ということとは財政的な援助も含めた話として、全般的な問題として考えているんですけども、委員

会で言いますけれども、この普及率の問題は、先ほど町長が述べられたように葛城清掃一部事務組合の負担金も大幅に下げていく、そしてまた一般管理費として今まで位置づけてきた使用料の問題についてもプラスアルファになってきていると、こういうような状況があるわけですから、普及率のアンケート、これは市のくみ取りのアンケートと関連するわけですが、いかに積極的なこのあと5%、そしてまたいわゆる変更を含めた地域の下水処理、し尿処理についての認識を財政的な側面からも真剣に考えていただくということは非常に重要な視点になっているわけです。

それともう一つは、ここだけでも明らかなように、元金と利息が同じぐらいの金額を返済しているというような状態ちゅうのは、これは自治体にとって異常な状態です。もちろん高い利息だから仕方ないというというのではなくて、地方自治全般に、いわゆる自由裁量をやりなさい、地方分権時代だから責任を持ちなさいと、こういうように言われている昨今の中にあって、ここだけ手つかずな問題で置いておくというところについては、非常に地方自治体全般で難儀な後処理を任される形になるわけですから、ここにおいても弱小の広陵町のようなところの自治体ちゅうのは、これが下がることによっていかに、例えばこれが3億5,700万円、1%下がるだけでも3,500万円の負担が下がるわけなんです。大体、資料でいただいたところでは2.25ぐらいが一番最低のところの数字で上がっていたわけですが、これを2%下げただけでも6,000万円、7,000万円の影響が出ると、こういう非常に町財源にとっては深刻な財源なわけですから、ここの部分についての認識を深めて、あらゆる先進例を研究していただきたい。そしてまた、それを報告していただく、これが地方分権のもう一方のかなめになる問題だという認識を持って取り組んでいただきたいと思います。これはもう答弁結構です。委員会でもまた述べます。

議 長 10番議員！

10番議員 私、ちょっと委員会所属が違いますので、ちょっと細かいことで恐縮ですねんけど、ちょっとお尋ねをしたいと思います。

以前もちょっと触れたと思いますねんけど、いわゆる接続可能地域での、いわゆる普及、これが一番ネックになってるのは、私はいわゆる個々の一般家庭、個々にある単独浄化槽なり合併浄化槽なりを持っておられる、その人たちが公共下水道に接続していただくちゅうのが大変時間がかかっているように、私は思っておるわけでございますので、未整備地域の方では、ましてくみ取りの場合は整備されると同時に接続したいというので、かなりスピードもあるように伺っておりますが、いわゆる可能地域での未接続、いわゆるそのようなんがど

うというような形で、アンケートの結果もそれはちょっと私忘れましたが、出てたかもわかりませんが、既に接続可能地域であって、なおかつ未接続、接続されてない、そのほとんど単独浄化槽の小型であると思いますので、その人たちを何とか公共下水に接続してもらうような努力をどのような形でされているのか、前も一回触れたと思いますねんけど、再度確認したいと思いますので、よろしく願いを、どれだけの数字があるのか、これは把握されていると思いますねんやけど、よろしく願いします。

議 長 都市整備部長！

都市整備部長 お答えしたいと思います。

接続可能な区域の中で、接続なかなかされないというお家に対しましては、いわゆる町が家の前まで工事をやりまして、汚水宅内弁を設置しているにもかかわらずやってくれないという部分については、これは法律の中でも、いわゆる3年以内という期限を切ったの公共に接続してくださいというルールがあるわけですので、それは引き続き、いわゆる浄化槽を維持修繕するよりも公共下水道にされた方が、いわゆるいろんな面で有利ですよと、環境にもいいですよ、衛生にもいいですよという説得をしていかなければいけないというふう考えております。

ただ、接続がしたいんだけど、町が迎えになかなか来てくれないと、というのはぼつんと一軒離れてあるというようなお方については、これはまた今後のいろいろ我々も課題としておるところでありまして、いわゆるそういう区域につきましては、例えばそこに迎えに行くだけで5,000万円ほど事業費がかかると、1軒、2軒のためにだということになれば、その家については合併浄化槽を設置、逆にさせてもらおうと、合併浄化槽をさせてもらって、その維持費までも町で見させてもらおうということの方が有利だと思われるところが多々ありますので、そういうところはケース・バイ・ケースによって、そういう方策をとっていきたいというふう考えております。以上でございます。

議 長 10番議員！

10番議員 わかりました。なぜ、この質問をさせていただいたと申しますのは、結果、私の耳にも入り、結果、いわゆる浄化槽を持っておられる、単独浄化槽ね。案外、それを使う人にとっては水洗と同じことですから、何ら支障がないわけですね、トイレに関しては。ただ、生活排水であるということに対しては、これは普通水路に出ているわけですね。そのことも、いわゆる環境問題も含めて、もう少し啓発、いわゆるPRなりをしていただくことが、私、というのは引き金になると思う。というのは、私もお客さんかて、そういうような

こと、うちは単独浄化槽を持ってねんやけど、接続ちゅうのを前まで来たんのんわかったんねんやけど、何ら支障ないから、そのまましてんねんやけどそれでもよろしいのですのかなという電話なり、またお話もいただいて、早速そういう場合は下水道の方に紹介するように私はしておりますが、そういう意味で、以外に何ら日常何の支障もない、くみ取りであればもう全く違う衛生的にもなるわけですから、環境が変わるわけですねんけど、ところが単独浄化槽の場合は、全く使用される場合には何らの関係がないということもあって、トイレだけはそうですが、いわゆる生活排水、これも含めて、いわゆる一般水路に排水している場合での影響ということも含めて、両方の方から、トイレだけが目立つように感じておられる人もおると思いますので、そっちの方で、両方からの理解を示して、また啓発をしていくという方法をとっていただきたいと、こう思うわけでございますねやけど、できるだけせつかく工事して、大きな莫大な金がかかっておるわけですから、使っていただくということがもう前提になると思いますので、そのことを再度、ちょっとその辺のことを答弁してください。

議 長 都市整備部長！

都市整備部長 今、ご質問いただいたとおりだと思います。いわゆる公共升が布せているのもかかわらず、今旧態の浄化槽で使っておられると。ただ、ふだんの生活には困らないという中で、今おっしゃいましたとおり台所の水、ふろの水は、いわゆる一般の既存の雨水排水の方へ流されてるわけでございますので、そういう環境をよくしていこうというのは本来の下水道の役割でございますので、そういう面につきましても啓発に一層力を入れて励みたいというふうに思います。そして、水洗化率を上げていきたいというふうに思います。

議 長 ほかに質疑ございませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を産業建設委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は産業建設委員会に付託することに決しました。

議 長 次に、日程4番、議案第14号、平成16年度広陵町墓地事業特別会計予算を議題とします。

本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。 5番議員！

5番議員 まず1つは、いつも取り上げてる点ですが、墓地の返還金ですね。これまず過去の

1年以内での返還はどの程度あるのか、今までの実績から見て、資料があれば教えていただきたいと思います。

それから、これも今まで毎年毎年、何区画も返還されるという状況があるわけなんですけれども、この返還について、やはり返還金の方が率がかなり低いといえますか、やはりいろんな状況の中でやむを得ず、またあるいは短期間の間に返還するという、こういう場合、やはり負担が大きくなるわけですから、これについては引き続き改善をしていく方向を検討していただきたいというふうに思います。

それから、今回は墓地の事業がないわけですね。墓地の事業がない場合に、管理をするのは委託でされているわけですから、ここに人件費を1人見ておくということについては、大きな問題があるのではないかというふうに思うんです。この点について、職員さんの1人、この会計の中で見ていくという部分について、どのような考えでここに配置されているのか、確認をしておきたいと思います。

といいますのは、これも以前に指摘しているところなんですけれども、墓地の管理料の方が委託料で200万円ですけれども、管理料収入が倍以上の518万円ですね。やはり、この管理料が高いという声は引き続きあるわけですから、昨今こういう細かい部分にも一層家計のやりくり大変な中で、そういう負担の大きさについて目が行くような状態だと思います。それで、この管理料が5,000円というのは適切かどうかという点についても見直しをすべき時期だということも含めて、この点についてもお聞かせいただきたいと思います。

議 長 住民生活部長！

住民生活部長 まず、返還の実態でございますけれども、14年度で4区画、15年度では6区画、そして16年度の想定を予算的に10区画ということをおっしゃっております。

それから、管理費の問題でございますが、当然直接経費と人件費という形で予算的には計上をさせていただいております。すべての管理業務は、サービス公社に委託しておりますが、当然墓地に対する事務というものは職員が人件費として行っておるものでございます。総じて、778万円を計上しておるわけですが、その墓地事務についての案分といった形で30%を見込んでおります。そうした場合に、年間の直接経費は2,107円というふうな根拠が出てまいります。片や、直接経費は2,893円というふうに出てくるわけでございますので、管理料の経費についても5,000円を存続してまいりたいというふうに考えるものでございます。

当然、墓地事業特別会計につきましても独立採算というところが働くわけございまして、

当然整備費に係る全工程の費用につきましては、最終整備完了後は、そうした永代使用料をもって賄うことということでなければ、一般会計への影響が多額に出るということでもございますので、冒頭にそうした資産を積み上げまして、採算ベースに合う計画を持っておる関係で、当然その年度、その年度の永代使用料につきましても日を迫うごとに、その価格というものは改新をさせていただいておる計画書に基づく、そういう事業計画でございますので、その全体の均衡を失するような改正は行えないというふうに感ずるものでございます。したがって、今後一般会計に影響するような繰入金が出てまいりますれば、それはそれで別途協議をさせていただく必要があるというふうに認識しております。現在のところ、こうした状況で管理運営をさせていただいておるという状況でございます。ご理解いただきたいと思っております。

議 長 5 番議員！

5 番議員 お聞きしたのは、1 年以内で返還された実績について資料をお持ちなのかということをお聞きしたんですが、1 年以内でしたらまき石とかかえるような、そういう工事不要ですし、この返還金の差額といいますか、没収と言ったら言葉は悪いですけども、そういう形で負担されてる部分の金額がかなり大きいわけですから、その点で今質問させていただいたんです。そういう点で言えば、こういう返還を見込んだ長期計画を立てたわけじゃないと思うんです。そうしますと、そこの町の方でお返ししないでいただく部分については、余分にプラスになる金額になるということで、これが1 基や2 基や、そういう問題じゃなくて、長期に毎年毎年何基も出てくるわけですから、積算しましたら何千万円という、そういうプラスになってるわけです。ですから、それは計算外になりますので、その点について、この返還金をやっぱり返還手続の手数料程度にして、きっちりとお返しをする、これは検討すべき内容ですから、ぜひそういう観点からも長期計画から見ても、この墓地会計で黒字を出していく、もうけていくということはありませんから、見直しすべきだということ再度指摘をしておきたいと思っております。

それから、先ほどの直接経費とかいう形で説明ございましたけれども、やはり実態を見ますと人を1 人置かなきゃいけない状態じゃないので、その部分においてはやはり案分とかいう形もそれはあるかもしれませんが、この際見直しをする、これも見直しをしていくということは十分可能なんです。委託だけでもほとんどほかの実務についてないわけですから、職員さんが1 日じゅう1 人毎日いるという状況では全くないというところで、私は指摘しておりますので、そういう観点から考えると実質的な管理の内容から比較しますと、3 割

という計算でしておられるわけですから、かなり高いなというふうにだれしもが思うのではないかと思いますので、この点についても誠実にやはり議論をして改善をしていただきたいと思います。

議 長 住民生活部長！

住民生活部長 1年以内の返還の数については、少し今資料を持ち合わせておるわけじゃないんですが、基本的に墓地を購入される際には、広陵町の永住というものを見越して広陵町の方へ来ていただいておりますという理解をしておるわけでございます。やはり広陵町の中で長期に生活をしていただいて、そして変な話でございますが、骨を埋めるというふうな形で来ていただいておる方を、そう感じておるわけでございます。当然、広陵町の霊園につきましての求め、そうした募集をさしていただいて購入される際には、使用上の決まりということも当然申し伝えております。当然ながら、広陵町を愛し広陵町で骨を埋めていただくということで、私どもは墓地を購入していただいておるという理解をしておるわけですので、やはり途中で、1年以内でおかわりになるというふうなことにつきましては、その方、その方の生活設計のどんな事情であるとしても、やはり購入時にそうしたことを十分購入される皆さんにご説明をして、私どもの方ではそうした返還される場合は10分の6のお返ししかできませんよというふうにお伝えをして、それでもということに対して販売をさせていただいております。既に使用されておる場合につきましては、もう2割しか返しませんよというふうなことで取り決めを事前にご説明をさせていただいておりますので、その上で買っていたらおると、広陵町で長く生活をして、骨まで埋めていただくというふうな方を対象というふうに思っております。

当然、管理費につきましてもご指摘いただいておりますけれども、独立採算性の積算表、あるいはまた年次計画でもって平成30年までの計画書ができ上がっております。こうしたときに永代使用料の見直す必要があることになりましたら、管理費においても影響が出てまいりますので、その辺のことをご理解いただきたいなというふうに思うわけでございます。

議 長 しばらく休憩します。

(A.M. 11:02 休憩)

(A.M. 11:02 再開)

議 長 休憩を解き再開します。

答弁まだあるのか。 助役！

助 役 職員の人件費がおかしいと、出し過ぎであるとかというふうにおっしゃっていただいておりますが、やはり1人じゃなしに、いろんな対応の中では数名が対応いたしておりますので、その点もご理解いただきたいと思ひますし、また返還金等につきましては、民間では一切出しておらないというのが実態でございます。役所関係は、そういうふうには返還あった場合、一部お返しするという制度でやっておりますが、民間は一切ないと。

それから、また管理料についても、私も過去担当しておったんですが、高いとかということは一切聞いてなかったという状況でございました。終わります。

議 長 ほかに質問ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質問がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を厚生委員会に付託いたしたいと思ひますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は厚生委員会に付託することに決しました。

議 長 次に、日程5番、議案第15号、平成16年度広陵町学校給食特別会計予算を議題とします。

本案について質疑に入ります。質疑はありますか。 3番議員！

3番議員 特に、今現在ほど食の安全のことについて気をつけなければいけない、また心配事がふえてるときはないというふうにするわけですが、今この食材の安全性ということについての踏まえ方の検査の基準というのは、奈良県で統一された基準があるんだということで、大分前の一般質問のときなんかではお答えをいただいたという記憶があるわけですが、強化した形というのが必要だろうなというふうにするわけですが、また、小麦にしましても大豆にしましても加工品に対するものに対するの基準というんですか、それからやっぱり材料が輸入製品が、国の中ではもうほとんどが随分こういう小麦とか食パンの材料とかうどんとか、そういう材料的なものはほとんどが輸入品だということになってきておりますので、そこら辺の材料につきまして、どういうふうな基本的な考えをお持ちなのか、そこら辺もお伺いをしたいなというふうにすると思ひます。

それから、そのほかの食材、地場産品をどれくらい使っておられるのか、また県内の産品というのはどれくらいになっているのか、またお米なんかの主食の購入というのか、産地はそういうふうな形になっているのかもちょっとお聞かせ願えたらというふうにすると思ひます。

議 長 教育委員会事務局長！

教育委員会事務局長 ただいま全体的な内容で食の安全性ということのご質問をいただきましたけれども、まず問題になっております食物の遺伝子組み換え後の輸入の問題であるとかという内容等々につきましては、輸入段階のところですべて食品衛生関係に基づきます検査後の商品が入ってきております。そして、購入をいたしております食材の野菜関係、米穀関係等々につきましても基準内の農薬によって栽培されているという内容のもとで食材を準備しているというふうな実情でございます。

それと、あと地産消費のことに关しましてお尋ねをいただきましたけれども、12月の議会の資料としてお手元の方にお届けをさせていただきました内容の商品を広陵町、あるいは広陵町近郊の産地栽培物として準備をしていると。お米につきましても奈良県産米を使っているというような実情で、既にご報告をさせていただきました内容でございます。終わります。

議 長 3番議員！

3番議員 ちょっとわかりにくかったんですけども、これはどういうところで、検査の機関ですね。輸入されたときに国の税関の方で何されてる、そこら辺の基準というのか、それだけでされているのか、それとも国内、町内の農産物とか県内の農産物なんかの特別に県内で残留農薬とかそういったことに対しての検査機関というのが、どこら辺にあるのか、そういうやっぱり小さいときに口にするものというのが、大きくなってからの食生活そのものにずっと大きな影響を与えるということもありますので、そこら辺のやはり農薬とか、そういうものに対する、やっぱり敏感な取り組みというのか、そういう食べる物に対しての敏感にやはり反応できるような子供さんになっていっていただきたいなというふうに思いますので、農薬がどれぐらい、国の議準がこうだから、それで安全なのだというふうな形にはなかなかならないというふうにお考えなのか、それともそれ以上にやはり学校の給食なんかの食材については、もっと気をつけていかなければならない、それ以上に基準が必要だというふうにお考えなのか、両方ご答弁いただきたいと思います。

議 長 教育委員会事務局長！

教育委員会事務局長 同じことの内容を行き来するかと思いますけれども、まず食物材料に関しての特別検査等につきましては、改めては行っておりません。あくまでも一般の食材と同じような判断で、すべて流通しているものの内容を準備させていただいてるということでご

ざいまして、特別今のところ給食材料用として栽培したようなものを採用しているという実情はございませんで、その辺の内容はご理解いただきたいと思います。あくまでも、今一般流通しているものと同じものを原則に仕入れているというような状況で、先ほど来、ご指摘いただいております地産地消という問題に関しまして、学校給食用として低農薬の栽培をされた野菜を提供することというような内容をご提案いただいておりますのも踏まえまして、今現在できるだけそういう状況が整わないかどうか、検討しながら進めている段階でございます。終わります。

議 長 4 番議員！

4 番議員 食の安全の問題についての認識をどこまで持つとられるんかということが、今の答弁で反映してしまうんですけれども、一つは一般の流通というのはどこの店でも行っているように輸入品、これは産地表示を義務づけられてるわけなんです。その他もあります。これは一般的に流通をする基準の範囲なんです。ところが、給食に使うものについては、どのように神経を使っているのかという問題なんです。だから、簡単に言えば納入業者と契約を交わす段に国内産に限るという一筆があるのかないのか、まず聞きたいと思います。

そういうことが食材に気を使ってるという意味なわけですから、あるいはまたうどん、食パンについての小麦、ある分これは学校安全協会との関係もあるんでしょうけれども、そういう点についてどうなのかという点について確認をしなきゃならないという点のご答弁さえいただければそれでわかるわけなんで、その点について再度ご答弁をお願いしたいと思います。

それから、賄材料費 1 億 1, 8 0 1 万 6, 0 0 0 円計上されているわけなんですけれども、これの大まかな種別金額を教えてくださいと思います。

それとあわせて、米については学校給食会から仕入れているということでしょうけれども、学校給食会の実態というのは、もうほとんどが兼務で実態がないと言ってもいいぐらいの状態です。1 人ですかね、あとは兼務の内容になった、インターネットで調べた資料、ちょっと今ないんですけども、持っているんですけども、その辺の実態をどう把握されているのかも聞きたいと思います。

そして、とりあえずいわゆる米などについて、これは県内産だということは明らかですけども、町内産についての対応というのは一番取りやすいわけなんですけども、そういう点についての手だてというのは、どのような形で行えるのか、いわゆる町内業者を通じてやるという方法、あるいはまた直接産直をやる方法とあるんでしょうけれども、そういうやりやすい

ところの部分について、相手が米の場合は学校給食会ですから、その変更というのは可能ですけれども、その点をどのように認識されているのか、これは産直、先ほど地産地消の問題からいっても可能な部分というはすぐ出てくるわけです。

それから、いわゆる町内産品を野菜等で使うという場合の再三質問しているわけですが、進んでいるのかどうかということなんですね。要は業者、私たちは業者の方といろいろな話、意見を聞いてるわけなんですけれども、進んでいるのかどうか、あるいは進まそうという意見、答弁は返ってきてるわけですが、それがどういう形で議会に認識するような形に伝わっているのかどうか、その点をお聞きしたいと思います。

それから、この点で言えば、広瀬との基本合意の附属文書の中では、広瀬についての地場産品の項目があるわけですが、地産地消の項目があるわけですが、あるいは産直の項目あるわけなんです、そういう点については、まだ話し合われているというところがあるのかないかわからないわけですので、その点、どのような形で出されたのか、基本合意の内容を出されたのか、その点、確認をしておきたいというように思います。

それは産業課と、あるいはまた担当課はわかりませんが、確認をお願いしたいと思います。

議 長 教育委員会事務局長！

教育委員会事務局長 お答えさせていただきます内容が前後するかとは思いますが、ご容赦いただきたいと思います。

まずもって、外国からの輸入品につきましては、給食材料としては使っておりません。国内産に限るということの内容で提供を受けておるものでございます。

それと、食材検査等につきましては抜き打ち的に年に2回、学校給食現場の方へ行きまして、その食材の内容と産地等を確認をしているというのが実情でございます。

それから、食材の積算の基礎の内容等々についてでございますが、まず積算の中に含めておりますのは、パン、それとお米、おかず代として今まで使っております内容の献立をもとに野菜の積み上げ、あるいはもろもろの食材の積み上げ等、そして牛乳を提供しております1本当たりの単価を積み上げまして、ただいまご質問いただいております1食当たりの材料費の積算としているわけでございます。

この内容につきましても引き上げ等の内容が予測されるんですけれども、当初のときにご説明を申し上げましたとおり従来どおり単価で購入することができるであろうという内容を考えております。それを加味していきますと、実質的には値上げのタイミングにはなってく

るんですけれども、できるだけ現価格の3,700円という負担で進めていこうという内容で、現場の栄養士の方も努力をしてくれております。今の状況の中でご説明申し上げられるのは以上でございます。

それと、食材の関係に関しまして町内のお米を入れることができるじゃないかというような内容でご質問をいただきました。しかし、栽培農家直接の取引ということであれば可能かと思うんですけれども、ご存知のようにライスセンターの稼働状況を見ますと、町内以外のお米もたくさん入ってございますので、お米の町内産どうこうというに限定いたしましては、もう少し時間をいただいて、調整なりをしていく必要があるのではないかと思います。

それと、新清掃センターのことに关しまして、広瀬地区の方に産地直送の栽培提供を持ちかけたかということについては、現在のところまだ詳細の基本協定に至っておりませんので、その段階の内容としてご理解をいただきたいと思ひます。

協定文書はごらんいただいた内容のとおりでございますので、その中に触れている内容のご提案はさせていただきます。

なお、産地の云々で業者には確認しているけれども、やる気があるのか、前向いて進めるのかという厳しいご指摘をいただいております。この内容につきましても、ただいま申し上げましたように給食委員とともに食材の検査を実施いたしまして、産地などの確認を行い、表示されている産地、あるいは求めている産地の確認をさせていただいたところでございます。

栽培委託に関しましては、現在のところ関係課と協議は進めておりますけれども、ご説明申し上げられる際立った進展は、現在見ておりません。以上でございます。

議 長 教育委員会事務局長！

教育委員会事務局長 まず、千単位まで積み上げてまいりますと非常に細かくなりますので、概略の数字としてお聞きいただきたいと思ひます。

まず、パンにつきましては44円程度、お米につきましては加工賃を含めまして加工米で30円、一般米で25円、これにそれぞれ消費税がかかります。牛乳につきましては1本36円、それを積み上げてのおかず代として考えておりますのが150円、切り上げいたしまして151円になります。消費税等々を含めましての単価として、ただいま申し上げました金額の積算になったわけでございます。

ただ、給食の根拠になります年間の給食回数をまずご説明申し上げますけれども、パン給食が73回、米飯給食が108回、このうちのアルファ米使用が12回というふうに計画を

させていただきます。終わります。

議長 4番議員！

4番議員 これは簡単に、納入業者とは国内産に限るという条項契約をされているのかどうかだけ確認をまずしたいと思います。

それと、町内産米について、いわゆるライスセンターについては、もう既に町内以外のところが入ってるのは当然のことなんですけれども、それとともに前回については学校安全給食会から納入するという点が障害になってできないんだということがあったんですが、その点はどうなんですか。すぐにでも町内産を仕入れるということであれば、対応すぐにできるということなのか、それとも学校安全給食会との取り決め等、障害になるということがあるのかどうか、確認をして、まず産地のものを米を買うということであれば、私はこれは業者代表から直接買うことはすぐに可能なわけなんです。そういう点を、これは確認できると思うんです。あるいは、マルヒロは以前から町内産の米を納入してもいいということを書いてた、これは言っていたわけなんですけれども、そういう点でやろうと思えばできるということが明らかだと思いますけれども、その点の障害は何なのか、聞いておきたいと思います。

それから、地場産品を使うというので庁舎内協議を進めているが進展がないということですが、この点について進めているというのはどこどどのように進めているのか、私はこの点を真剣に考える時期はもう過ぎているというぐらいに思ってるわけなんです。それが、一般質問でも質問したように他のところの雑音で、それはまだ手をつけないというような雑音の音が聞こえるぐらいに、農家の方も神経を使っているという状況があるわけなんですけれども、何が障害になっているのか、あるいは業者のところでは障害になっているのなら業者との話し合いをして、何が問題になっているのかと、こういうところの状況というのは把握、以前は把握され、その障害について解決のめどを立てようという動きがあったわけなんですけれども、新しいところについてはどのような形になっているのかについてお伺いしたいと思います。

それから、そういう流れの中で、広陵町の農産物をどうするのかという点では、農協は今まであったんですね、広陵農協が。ところが、今は広陵農協が奈良県農協へ一本化されてしまっていて対応の難しさ、これは今新庄がこの地域の本部になっているわけなんですけれども、広陵町だけではないという状況があるんです。そういう点では、生産農家、団体との個別の話し合いというのは可能なわけですから、幾つかの生産団体あるわけですが、町はそういうところと広陵町の農業生産、農業政策について話し合う機会を持っているのかどうか、まず

一つ挙げられるのはマルヒロ出荷組合に町長はお会いする気持ちがあるのかどうか、その点もあわせて、広陵町の農産物、農業に対する振興策の真剣な取り組み、これは今産業課にこの部分は移りますので、その点もあわせて、町長の答弁もあわせてお聞きしたいと思います。

それから、先ほど答弁漏れなんですけれども、広瀬に基本合意を持っていった、その中身についてどれほど庁舎内で認識を持っているのか、いわゆる産直の普及等についてのところだけに限るわけなんですけれども、どのような認識を持って広瀬区に提案されたのかということを知りたいと思います。

議 長 教育委員会事務局長！

教育委員会事務局長 まず、お米からお答えを申し上げます。

お米については、ご指摘がありましたように学校給食安全会から購入を今いたしております。なぜそこから買っているかということになりますと、これにつきましてはいろいろな検査等々を経た上での価格判定ということで、統一価格として買っているものでございます。これを自主的に買いにかかりますと、価格の内容等々にまで一応しっかりと詰めていかないと、いきなり給食費の材料費にはね返ってくるということにもなりかねますので、その辺のところをあわせて慎重に判断をさせていただいてる実情がでございます。

それと、一番最初にご質問いただきました町内小売業者との契約の中で、先ほどの輸入物は使わない、国産に限るということで一文入っているかということに関しましては、私、実際契約書はまだ確認いたしておりませんが、国内産を使ってくださいということについては、口頭指導を私も現実にやっておりますので、契約書を確認してないということにつきましては不手際かもわかりませんが、口頭でそれは指導をしております。

それから、お米につきまして、今申し上げましたようにあくまでも統一価格ということの内容の中で給食費を積算いたしておりますので、その辺をご加味いただきたいと思います。

それと、生産者との調整、どこをやっているのか、あるいは小売業者の内容が支障なのかということについて、細かなご質問をいただきました。これにつきましては、あくまでも生産者との、それを生産していただける方、小売業者ではなしに生産者の方々と、まずそれを調整していかないと産直にはつながってまいらないというふうにも考えております。その関係で、その内容の中で、一般的に時期的な問題、供給の時期的な問題、あるいは食材の種類の問題等々が出てきておりますので、その内容を今農業関係課の方との調整は進めております。

また、広瀬に提示した基本合意の原案の中で、担当部署が広瀬の産地についてどれだけの認識を持っているかというご指摘のようなご質問をいただきました。私も前任がその部署に

おりました関係で、その辺の内容は十分認識しているつもりでございます。終わります。

議 長 町長！

町 長 町長に答弁せよということでございますが、学校給食は子供の成長で心遣いをしなければいけない大変大事な問題でございます。特に、食の安定供給というのも大事でございますし、しかも地産地消、そして合理的な効率的な調達方法も考えなければいけません。教育委員会で積極的にお取り組みをいただくよう私どもも支えてまいります。終わります。

議 長 5番議員！

5番議員 詳細は総務委員会の方でいたしますので、2点ほど確認をしておきたいと思えます。

先ほど口頭で確認しているという答弁がございましたが、口頭で確認するというのは一般的には通用しないんじゃないかと思えます。書面で、やはり一々確認をしていく必要があると思うんですけども、その点はどのようにお考えなのか、再度お聞きしたいと思えます。

それから、進展は見ていないということで、今その内容について生産者の生産時期だとか、る述べられたわけですけども、これはもう何年来もこの議論をしてきまして、いまだに進展を見ないという部分につきましては、本当にどのような取り組みをしていただいていたのか、本当に不審に思うような状況になってきているわけです。進めていくということは、この間、何回もご答弁もいただきながら、今のような説明であれば、今後の見通し、そしてら内容については食材がいつ、どんなように使われているとか、そういう資料も出していただいているわけですし、またとれる旬の時期に見合ったメニューを考えていただいたらいいわけですから、その辺のところは献立の問題になってきますので、幾らでも解決できるはずなんです。それは実際にやっているところもたくさんあるわけですから、できないというところが全く理解できないわけです、私たちの方としたら。ですから、いつまでに、16年度、やっぱり早い時期に実施するというタイムスケジュールを今組んでいただく時期じゃないかと思うんです。だから、そういうタイムスケジュールも含めて、どのように念頭に置いていただいているのか、この点を確認しておきたいと思えます。

議 長 教育委員会事務局長！

教育委員会事務局長 口頭での依頼、あるいは指示等については、ないも等しいという内容のご質問、ご指摘でございます。現在のところ、先ほど私申し上げましたように、私の着任以降、やっております内容としては、まだ契約書の内容等に精査いたしておりませんが、それまでの内容等について国内産を入れてくださいということでの指導をさせていただいているのは現実でございます。繰り返した答弁で申しわけございませんが、その答弁とさ

せていただきます。

あるいは、地産の内容、地消の内容等についてのタイムスケジュールを実施すべき段階ではないかというご指摘をいただいております。まさに、私もそのとおりに思います。ただいま町長の答弁にもございましたように、バックアップを受けながら進めてまいりますので、その点、ご理解はいただきたいと思っております。

議 長 5番議員！

5番議員 今後、今実態は口頭でということでしたけれども、今後やはりいろいろなトラブルが起きたときに口頭でということであれば、なかなか問題解決が難しくなりますから、いろいろなそういう指示については、書面でやりとりをしていただきたいと、この確認を再度したいと思っております。今後の対応です。

それから、スケジュールについてなんですけれども、今いつぐらいから始めることができるというふうに考えておられるのか、その点、お聞きしておきます。

議 長 教育委員会事務局長！

教育委員会事務局長 今後、検討を加えてまいりたいと思っております。契約の内容等々についての書面に関しましては、内容等によることもありましょうし、今後とも内容等について精査して考えてまいります。

具体的なタイムスケジュール等につきましては、具体的に申し上げますとこれから組み立ててまいります。終わります。

議 長 ほかに質問ございませんか。

(なしの声あり)

議 長 質問がないようですので、質問はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を総務文教委員会に付託いたしたいと思っておりますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は総務文教委員会に付託することに決しました。しばらく休憩いたします。午後1時から再開いたします。

(P.M. 0 : 00 休憩)

(P.M. 1 : 00 再開)

議 長 それでは、休憩を解き再開いたします。

議 長 次に、日程6番、議案第16号、平成16年度新庄町・當麻町・広陵町介護認定審

査会特別会計予算を議題とします。

本案について質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は厚生委員会に付託することに決しました。

議 長 次に、日程7番、議案第17号、平成16年度広陵町用地取得事業特別会計予算を議題とします。

本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。 4番議員！

4番議員 質疑じゃなくて一点だけ、先ほど起債で数字が間違っていましたので、訂正を兼ねて正確にしておきたいと思います。

広陵町の資料から8ページの現在起債残高、15年度末現在で152億923万7,000円、そのうち3%以下の98億6,128万9,000円を引くと約50億円、50億円を1%の税率を削減すると5,000万円の財源が生まれると。2%ですと1億円の財源が生まれるということですので、やはりこの起債の利率を引き下げるというのは、いかに広陵町の自治体にとって切実なものだということを指摘しておきたいと思います。

議 長 答弁はよろしいな。(4番議員「結構です。」)

ほかに質疑ございませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は厚生委員会に付託することに決しました。

議 長 次に、日程8番、議案第18号、平成16年度広陵町水道事業会計予算を議題とします。

本案について質疑に入ります。 3番議員！

3番議員 済みません、有収水量は出てるわけですけども、これで有収率はどれぐらいになる

のかというのがお聞かせ願いたいのと、それと今回水道の浄水場の方のちょっと工事が入っているわけですが、その内容をどういう目的でどういうところの工事をどういうふうな形でされるのかというのをお聞かせ願いたいなというふうに思います。それだけお願いします。

議長 水道局長！

水道局長 まず、第1点目の有収率につきましては、一応92%で見えております。

それから、浄水場の工事につきましては、一応目的といいますのは、世情が相当不安要素が強くなってきましたので、一応水道水の安全のために水槽をカバーすることと不法な侵入を防ぐための警備保障を一応予定しております。

議長 3番議員！

3番議員 具体的にもう少しお聞かせ願えたらなというふうに思うわけですが、それと真美ヶ丘の方で前もボルトが傷んで、大分水漏れが非常に激しかったとかいうことがありまして、真美ヶ丘の第1期に入られたところは全体的にそういう状況だということでお聞かせ願ったわけですが、それに対しての対策というのが、どういうふうな形で今後立てられようとしているのかということと、お願いします。

議長 水道局長！

水道局長 まず、工事の具体的なということですが、一応現在水槽をオープンになっておりますので、外から何をほうり込まれるかわからない状態ですので、一応それをカバーするために水槽を一応覆うことがまず第1点と、もう一つは不法者が入ってこないように不法侵入を防ぐための一応警備保障をかけたいと。

それから、真美ヶ丘の状況についてですが、当然管布設されて相当年数がたちますので、近い将来においては管を入れかえていかなければならない状況になってくるものということで、まずその工事する場合の支障を起こさないために、そういう弁、今は黒弁という当時は、その時代には最新のものを使っておりましたが、それが現在においては濁り水の発生の原因にもなっておりますので、これを開閉することにつきましては濁り水を発生さす危険性が相当大きいですので、その前にもう一度新たな弁を打って、将来の管の入れかえに支障を来さないための工事をしていきたいと考えております。

議長 ほかに。 4番議員！

4番議員 答弁は簡単で結構ですけど、2点だけ、これ重要な問題だと思っております。

1つは、水道業者の当番制の問題で、現在当番をしても無料奉仕ということになっているわけですが、上牧や王寺、その他のところでは有料で対応しているということですが、こ

の点についての町の考え方をお伺いしておきたいと思います。

もちろん、そのための町内業者優遇の契約条項などされているようではございますけれども、その点についての改善がやっぱり必要じゃないかということでもあります。

それから、ランク制、A Bの分け方ですけれども、経審あるいはまた3人以上の雇用がある場合ということがあるかのように聞いているわけですが、水道業者の間で当番制が同じで、A Bのランク分けが必要あるのかどうかという声が聞かれるわけですが、その2点について簡単に、内容は委員会でも議論したいと思います。

議 長 水道局長！

水道局長 まず、当番制ですけれども、現在は業者の行為に甘えて無料で行っていただいております。将来的には有料ということも考えてもいいかなと思っておりますけれども、何せ財政が相当厳しい折でしたので、業者のそういう行為に甘えたまま現在まで来ている状況です。

それから、ランク制ですけれども、従来は3ランクに分けておりましたが、業者数が少ないこともありまして、今現在A Bという2ランク制にさせていただいております。これにつきましては水道業者の状況等を考慮して、また今後は考えていきたいとは思っておりますけれども、当分はこの2ランク制を継続したと思っております。

議 長 よろしいですか。

ほかにありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を産業建設委員会に付託いたしたいと思っておりますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は産業建設委員会に付託することに決しました。

議 長 次に、議案第19号から議案第22号までは追加議案として提出されたもので、この際よろしくご審議願います。

なお、議案の朗読を省略いたします。

議 長 それでは、日程9番、議案第19号、広陵町情報公開条例の一部を改正することについてを議題します。

本案について説明願います。 総務部長！

総務部長 議案第19号、広陵町情報公開条例の一部を改正することについて、議案書1ペー

ジ並びに2ページをごらんください。

改正理由でございます。平成13年1月6日に独立行政法人通則法、平成11年、法律第103号が施行され、平成15年7月16日、公布の地方独立行政法人法、平成15年、法律第118号が平成16年4月1日に施行されるに当たり、国においては独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律附則第3条で、国のもとに独立行政法人を加え、地方公共団体のもとに地方独立行政法人を加えるなどの改正を行っているところでございます。

そこで、本町におきましても広陵町情報公開条例第10条に規定する実施機関に対する行政文書の開示義務の除外規定に「独立行政法人及び地方独立行政法人」を加える改正を行うものでございます。

施行は、国と同じように平成16年4月1日でございます。ご審議のほどをお願い申し上げます。提案説明といたします。

議 長 本案について質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を総務文教委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は総務文教委員会に付託することに決しました。

議 長 次に、日程10番、議案第20号、広陵町行政手続条例の一部を改正することについてを議題とします。

本案について説明願います。 総務部長！

総務部長 議案第20号、広陵町行政手続条例の一部を改正することについて、ご説明申し上げます。

議案書3ページ、4ページをごらんいただきたいと思います。

平成15年7月、行政をスリム化するため公立大学など地方自治体が直接運営する事業を分離し、独立行政法人に移行することを目的として、地方独立行政法人法が成立したことに伴いまして、関係法律などの整備を図るため、地方独立行政法人法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律、平成16年4月1日から施行されます。

この中で、行政手続法の第3条中、公務員の引用条文を改正されるため、本町条例についても同様の改正を行うものでございます。

施行につきましては、国と同じように平成16年4月1日でございます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議 長 本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を総務文教委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は総務文教委員会に付託することに決しました。

議 長 次に、日程11番、議案第21号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正することについてを議題とします。

本案について説明願います。企画財政部長！

企画財政部長 それでは、説明いたします。

議案書の5ページ、6ページをごらんいただきたいと思います。

先ほどの条例と同じ理由でございますけれども、地方独立行政法人法の施行に伴いまして、関係法律の整備等に関する法律が平成16年4月1日から施行されることに伴いまして、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の第12条中、地方公営企業労働関係法の題名が、地方公営企業等の労働関係に関する法律に改められましたので、条文中、該当の部分を改正するものでございます。

施行は16年4月1日でございます。よろしく願いいたします。

議 長 本案について質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を総務文教委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は総務文教委員会に付託することに決しました。

議 長 次に、日程12番、議案第22号、国保中央病院組合規約の変更についてを議題とします。

本案について説明願います。助役！

助 役 議案第22号、国保中央病院組合規約の変更について、ご説明を申し上げます。8ページをお願いいたします。

この規約の変更は、平成5年4月発足以来、その運営を奈良県国民健康保険団体連合会に委託してまいりましたが、平成16年4月1日から、その運営方式を一部事務組合の直営方式に改めることに伴い、改正しようとするものでございます。

組合議会の組織を変更するもので、議員の定数5人を8人とし、その構成は現在4町の議長と国保連合会の常務理事ですが、それをかわりのなくなる国保連合会の常務理事を除き、4町の議長と副議長にするものでございます。よろしくをお願いいたします。

議 長 本案について質疑に入ります。質疑はありますか。 5番議員！

5番議員 全協の方でご説明いただいたわけなんですけど、その中で4町の負担という部分で、この借金の部分についてもこれから負担が出てくるのではなかろうかということもあったと思うんですけども、もう一つはつきりわからなかったのを確認しておきたいんですが、この5億2,000万円何がしのこの一部事務組合の債権の部分、15年度はもっと減るわけですけども、この赤字を引き継ぐという、この解消方法について、これについても4町の負担という部分を視野に入れておられるのかどうか、確認をしておきたいと思います。

議 長 助役！

助 役 視野には入れておりません。とにかく企業努力によって、これを年次計画によって順次少なくしていくと、こういう方針で臨むところでございます。

議 長 5番議員！

5番議員 負担については、じゃあどういう部分について負担の発生を想定されているのか、再度お聞きしたいと思うんですけども、それと全協の中でも私も寺前議員も発言しましたけれども、負担割合、これについてはやっぱり遠くて患者さん、利用される国保病院を利用される方が、広陵町の比率は大変少ないわけですから、それと利用するに当たって結構距離がありますから、その個人負担もあるという形での利用になりますので、その負担分についてどのように主張なり提案なりしていただいているのか、その点も確認しておきたいと思います。

議 長 助役！

助 役 現在のところ、負担の発生というのか、負担するのは従来からの交付税措置によるのを国保中央病院の方へ組み入れると、このようなことでございます。

それからもう一点、交通のそういうふうな経路が大変悪いので、不便であるということ

おっしゃっていただいておりますが、これらのことにつきましては4町で今後いろんな角度で協議をしてみたいと思います。

議 長 ほかにございませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は厚生委員会に付託することに決しました。

議 長 次に、日程13番、請願第1号、町長、議員等の報酬等引き下げを求める請願書を議題とします。

請願文書表は、お手元に配付したとおりです。本案を広陵町議会会議規則第85条に基づき、総務文教委員会に付託いたします。

議 長 次に、これより一般質問を行います。

発言の通告がございますので、これより発言していただきます。なお、議事進行の都合上、質問の要旨は簡単に、また答弁は的確にお願いいたします。

質問の回数は、会議規則により3回以内とさせていただきます。また、さきの申し合わせにありましたように、1回目の質問は今までどおりと同様ですが、2回目以降、複数の質問事項があるときは、質問通告書の順序により議席で一問一答方式によることにします。なお、次の質問事項に移った場合は、前の事項に戻ることができないので、よろしくお願いいたします。

まず、坂口君の発言を許します。

12番議員 午前中はのどの調子をうまくならしとかないと、こういうことで午後からの発言について、私の一般質問を行いたいと思います。

私、皆様方ご存知のように真美ヶ丘ニュータウン馬見南3丁目、こういうところに住んでいる者でございます。

今、真美ヶ丘ニュータウンで一体何が一番重要なのか、こういうことに取り組んでほしいと、私いろんなことをご要望をちょうだいします。今、真美ヶ丘ニュータウンで非常に問題、私は大変危機感を持ってるんですが、問題ということで、質問の第一に取り上げていただきます。

私のこの質問の趣旨、これだけ読んではなかなか具体的にわからない、こういうようなことでもございます。ここに補足資料ということで、これ産経新聞、これもある方が持ってきてくださったんです。こういうことがありますよと、こういうことで、私、手に入れましたので、早速当局の方にもコピーを焼かせていただいて、この2つに基づき、一体何が起きているのか、またどうしなくてはいけないのか、議員としてどういうふうな使命感を持たなくてはいけないのか、これについて1番目の質問を行いたいと思います。

過日、私、南3丁目の清掃センターの横になるんですけど、さくができました。最初は小さなさくじゃないかなと、このようなことやったんです。ところが、一面に約ずっとさくができました。地元の人最初は何かかと、家の前の人ですよ。これは何かかと、こういう感じやったんです。何でこんな中へさくを、今までそんなことはなかったんですから、何でこんなことができなかなと、こういうことで、何かしらと、工事中の間は非常にそういうようなことを思われておりました。歩道と車道の間、これは後から自治会から回覧が回ってきたんですけど、これはひったくり防止、いわゆる車とかバイクの2人乗りに乗って、歩道を歩いてる人の後ろ、ぱっとひったくると、車でぴっと逃げると、このようなことが多発地帯。真美ヶ丘ニュータウンの中で犯罪の多発しているところについては、これは警察からなんですけど、十分気をつけてほしい、1つ、そのためには対策もとってほしい、2つということで、真美ヶ丘ニュータウンの中では南3丁目、実はあこは犯罪の多発地帯であったと、こういうことだったんです。

一番困るのは、こういう事件が起きても、それは関係当局は皆知ってるんです、どこどこで何が何時何分あったと、こういうとこなんです。ところが、これは地元の人、昼間はお勤めですから、何か帰ってきたらこんなもんができてると、後からそういう事実を知って、えっこんなところにそういう事故が起きてるの、事件が起きてるのかと。それはこの間、新聞でもみささぎ台では路上強盗と、おや恐ろしいことが起きていると、このようなことです。地元の人身近なところで、今までは新聞、テレビなどで何か他人事のように何かあるかなと思ってんですが、身近なところに事件が発生してるということに改めて知って、大変危機感を抱いているところであります。

これ以外にも去年の夏から、ここの産経にも載っております。ここの産経の中ほどから、これ産経が書いてるんですよ。新興住宅地の同地区では、昨年夏ごろから不審者や変質者が児童を驚かすなどの被害がふえている。ことしの1月には中学生がエアガンでねらわれたり、小学生の女兒ですね。小学生の女の子が体をさわられたなどの事件が起き、同署や町教委は

警戒を強めていたと、このようなことが載って、一般の人はなかなか新聞に出たこと、あるいは何かよっぽどじゃないか、役所から言うてこない限り、なかなかこれはわからないんです。ところが、実態として、難しいのは実態あっても、それを報告して、警察として事件として、私はよう警察に一体何件あるねんと聞くんです。いや、そんなん少ないでっせ、10件ほどちゃいまっかと、それは表に出てきてるのはそうなんです。いや、そんなんもっと少ないんちゃいますかと。実際、なかなかこれは勇気の要ることなんです、そういうことを届ける、あるいは警察に言う、事件がこんなことがあった。

これは去年の夏から下半身露出、これ何やなということ、これはローレルコートで、子供さんを、何かおじいさんが孫を遊ばせてんちゃうかなと、こういうふうなぱっと見はそうだったんですって。前見ると、何と下半身をびろっと出してると。それで、子供がきゃあきゃあ言う。それを見たお母さんも当然びっくりして、家へ子供を連れて、中からかぎ締めてぶるぶる震うてると。これはローレルコートの去年の夏の出来事でございます。そのほかに液体かけて、こういうこともあるんです。何か知らんけど、歩いてたらびゃっとかけられたとかですね。最近、物売りおじさん、これ教育委員会、聞いてますか。

私は言いたいのは、こういうことが実際あっても、なかなか伝わらない、当局は伝わってきたとこを勘として、これは大丈夫ちゃうかと、こういうことが非常に危機感を抱いております。非常に奇怪な事件が多発して、子供を持つ母親の心配事は絶えないと。これは去年の夏から、もうそろそろおさまらんかなと思ったところ、なかなかおさまらない。このようなある一部の新聞では、またねらわれたり危害を及ぼされたりということで、非常に心配事が絶えないちゅうのが現実でございます。私、ちょっと後から当局に聞いたら、当局は本当に実際に報告受けてるのはほんまの氷山の一角、少ないんです。後から聞きますよ、各こういうことどのぐらい一遍来てんやと話聞いてたら、聞いたらわかりますわ、何やそんなん少ないやんけど、こう安心してもろたら困るんです。現実はそのようなことで、問題があります。

あるいは、不審者で自転車乗ってぐるぐる回って、これは若いんで、ぐるぐる回ってる。ところが、またこれが下半身を出しながらぐるぐる回ってると、子供はきゃあきゃあ言うてると。これも変な事項なんで、去年の夏以降なんですけど。こういうようなことで、どうもこのニュータウンちゅうのは、車でさっと来て車でさっと逃げる、非常にそういうことが起こりやすい、また新聞などに出るようになりやすい。昼間の空白の時間帯、見たら2時から5時ぐらいの間はほんまに死角があるんです。非常に人通りが少ないです。かつらぎの

道の橋の下の死角、中学のところ、ちょっと行ったらあるんですけど、ほんまに曲がった途端、死角になってわからない、このような状態、いろんなことがあります。非常にお母さん方は怖がってる、心配してる、どないかせやなあかん、PTAも大変待ってます、子供が帰るとき。お母さん方、これはやっぱり自分らで何かしなくてはいけないのではないのか、至極発生的に声が出てきます。なかなかこれは勇気の要ることで、この声が出るちゅうことは、物すごい隠れた不安の方がいると思います。

私、この真美ヶ丘ニュータウンに住んでますから、そのような何か4月に選挙あるんですってねって聞かれるんです。一体、議員さんは何してくれますの、どういうふうな真美ヶ丘では一番何が大事と考えてますかって、やっぱり聞きますよ、新興住宅の人は。一体どういようなことを取り組んでんですかと、こういうようなことを聞きます。私は、この真美ヶ丘ニュータウンの子供と高齢者、今独居老人をねらったいろんな事故も起きてます、事件もあるんで、これが一番最大のポイントになるのではないということで、本日は質問の第1位、トップバッター、取り上げたところでございます。

なかなか取り組みにくい問題なんです。こんなもん警察に任せたらええわ、教育委員会が回れとか、警察がやったらええわと、そういう論法になってしまうんですが、いや、私は警察に言いましたでと言やあそれで終わりですでは困るんです。

この間から疋相駐在所、馬見駐在所、2人の駐在所の方が2度ばかりちょっと来ていただきました。これはお巡りさん、現実駐在所、見てもろたらわかります、おりません。一遍電話かけてください。駐在さん、ちゃんと広陵町の電話番号に駐在所載ってます。電話かけたら、この電話はファクスになってますちゅうて、何かあったらファクスでお知らせくださいと、これでは非常に駐在所、飛んで逃げて入ったところが、何の役にも立たない。これ私、電話してるからわかるんです。こんなもんどないすんやと言うたら、いや用事があったらファクスで入れといてくださいと、こういうお話なんです。

なぜかという、今本庁が事件忙しくて、応援に駆り出されてる、これが事実なんです。疋相のお巡りさん、体大きいですよ。何したや、本庁の事件の犯人を護送すんやて。ほんで、それでよう駆り出されるんやて、ごっついですよ。私より背高いし、体重90キロぐらいあるんですけど、実は本庁で駆り出されてますねんと。あかんやんか、わし電話したらどこ行ってんねんと、こういう話やけど、ファクスで、そのかわりファクスで用事で、ちょっとこんなんで打ち合わせさせていたらちゃんと来ます。その来たときはちゃんとパトカーに乗ってきますねん。それで制服のポリスが2人出てきますから、知らん人、近所来たら、あっ何

かつかまったんちやうとか、非常にこういうふうになるんです。制服のポリスが出入りすると。こういうことで、実際この事件を見た、聞いたというても、なかなか報告しにくいんですって。言うとな所、氏名、何ですかと、ほなすぐ行きますわと。来るとやっぱり怖いですよ。うちの家のとこ、ぴゃっと来られてみなさい。近所の人は見てまっせ。そこへポリスが出入りするでしょう。私服で来てくれちゅうたんです。警察官は公務はすべて制服で行きますと、こういうことでして、ほんまは私服で、自分の軽四でも行ったら一番いいんです。ところが、そうじゃないです。ちゃんとパトカーで来るから、そんなら近所の人、集まってくること、まして家の中へ警官が入るといことは何かあったんちやうかと、こういうふうなことになって、非常にそういうことを見た、聞いた、さわられたというても非常に言いにくい、また言いづらい。そんで、もし言うたら後で大変また聞かれるんちやうかと、こういうふうな心配をされてるちゅうのが実態でございます。

そのようなことで、これからだんだん温かくなります。この種の事件は、必ず発生するものであります。当局も十分な対策を願いたいと、このような質問の第1号でしております。

その対策を願うとともに、一体どのくらいの、本当に町に伝わってくるのは何件ぐらい、ほんまに事件として、事故として、20件か30件か知りませんが、伝わってくる分はどのぐらいあるのか、第一小学校区何回、第二小学校区は何回、それと現実感とはちょっと大分差がありますよと、実感とは差がありますよということで、この問題についてはちょっと対策をお聞きしたいと、このようなことで第一番目に重要なことを取り上げてみました。

それで、先ほどの物売りおじさんちゅうのは、これ第二小学校、御存じと思いますが、場所を変えて無意味な物をあげたり売ったりすると、非常に別段直接危害を加えるというものではないというものの、お巡りさんにもちょっと出ていただいて、やっぱりウオッチしてもらっております。先週、先々週では不審者が出たとか、これもやはり何か事故があると警察と地域と関係業者の連絡が悪かったと、よくこういう新聞の発表になってしまうんです。地域がもっと連携してたらと、こういうことになりますので、この辺についても対策を少々お聞きしたいと、このようなことでございます。

さて2番目、いよいよ広陵町の経営でございます。

本年、予算が示されました。今回の予算書、私もちょっとじっくり拝見させていただきました。財政の見通しはどうか、このようなことでございます。今回、予算書、各種資料で添付しております。町税は収入減、だんだん下がってくる。地方交付税もだんだん下がってくる。しかし、新規事業、新清掃センター事業、こういうふうな新規事業が入ってまいりま

す。一般会計の事業額も増と、111億円、約120億円、このような頭に入れましょうか。収入は減ってくる、交付税は減ってくる、しかし支出は事業関係上、ふえてくる。大変苦しい予算ということになってくるのかなど。この苦しい予算というのは、いろんな言い方があるんです。予算ゆるゆるにしてたら苦しいということもある、本当はせえないかん事業を取りやめられないけないほど苦しい、いろんな意味があるんですが、事業額が増してきております。

本町は他町に比べて財政的には健全である、数字、コンマ何ぼという数字出ておりますから、これは健全だろうと言われております。これは50人会、町村、本町、合併せなあかんちゃうかといろんな勉強会したら、何や広陵町で結構ええ数字になつとるわなど、よそから比べたら。ほな何も合併せなんでもええがなど、このような意見が出たと聞いております。確かにええんですよ、隣の高田とか比べたら。

しかし、これからそうも安心してはいられないと、このようになろうと思います。今期、来期、2カ年計画で清掃センターするんですが、その後、周りの環境整備、いわゆるあの辺を重点的に開発していこう、近代化していこうと、このようなことで、多額の出費を伴う事業をします。財政当局、いろいろな長期見通し立てていると思います。きょうも公債の残高、ちょっと償還のあれ出ておりました。一般が152億円、これが15年度か、125億円、下水が98億円、用地とか2億円、約252億円、250億円ぐらいの借金がある。しかし、貯金もあるんですよ、基金というてですね、貯金もあります。しかし、借金の額としては250億円ぐらいの借金があるねと。年間予算120億円ぐらい、こんな感じですね。アバウト的にはそのぐらいの公債費が残っております。これからは、今期、来期と多額の出費を伴う事業をしますが、長期的に与える見通しはどうか、財政当局、ちょっとお聞きしたいと思います。

さて、3番目、職員の定期採用、サービス公社定期採用について問います。

これについては、本年度、久々の新規職員、定期採用と、このようなことで、受験はどっさり受けにきたと、百数十名、7名ぐらいですか、とったの。どっさり受けにきた、このようなことを聞いております。今の公務員人気、反映されてんですか。しかし、公務員の定数ちゅうのはこれはなかなか厳しいですね。今のご時世、公務員ふやすちゅうたら、どこともふやすんじゃなくて減らせと、このような厳しい面があります。しかし、大分退職された方もおるので、最小限の採用はしなくてはならず、優秀な人を採用したと、このようなことを聞いております。

公務員の方で、本庁職員の方では採用がなかなか難しいとなれば、サービス公社、サービス公社も今までいろんな人の雇い方をしておりました。臨時、いわゆる半年ほど見直しです。かつては定期もあったんですが、臨時。今回、3カ年の限定と、こういうことにはなってますが、今までの半年ごとの見直し、これよりは一步進んだかなと、再検討されたのどうかと、進んだ状態での雇用になっております。これは、公務員にはやっぱり優秀な人、それ相応の資格の持つとる人、ただ一般的に出たから採用してくれってたって、きょうび公務員なんてどこも採用してくれませんよ。あなたは何をできますか、このようなポイントで公務員は採用しますから、どのような資格ありますか、何ができますか、何が処理できますか、このようなことになっております。本当に優秀な人を採用するには、今のサービス公社も半年ごととか、こんなことになってるんですが、受験の機会均等ということで、受験をだれでも受けさせるよと、しかし通る通らないはそれはあなたの能力次第、最初から受けさせんと、こういうのはちょっと困りもの、機会均等で受験の機会均等、これはサービス公社のことなんですけど、機会均等、年齢制限なし、受けさす。ただし、それを受けようと思えば、このような資格も要る、そのためにはあなたも勉強してるんですかと、そんな甘いもんじゃないですよと、公務員を採用しようと思うたら、そんな甘いもんじゃないんですよと、こういうふうな機会均等な受験を与える策が、やはり一番ベストじゃないかな。それ通る通らんというのは、その人の能力次第です。私は、何も能力のない者まで通せと言うてんじゃないんですよ。そこにはやはりそれなりの厳しい、大企業の今企業も厳しいんです。とってもらおうと思うたら100倍ぐらいの倍率ですから、公務員でも30倍、40倍はざらです。これが優秀な人を集める策と思いますが、この辺、本町職員は若干名の定期採用ということ、あと関係先の採用のやり方、パターンについて、どのような優秀な人を集める策というのは、どういようなことをお考えなのか、この辺についてちょっと聞いてみたいと思います。

4番、これは国保中央病院、過日の全員協議会でも説明がございました。いよいよ町営になるということです。この問題、何が問題をはらんでくるかというと、ずばり人の問題です。本町職員が雇用主、いわゆる公務員、人の問題、こういうことになってくるんよね。このたび、国保中央病院が4町の町営になる。本町の財政は他町よりよいと聞くが、4町の町営になれば経営がどうしても絡んできますから、うまくいけばよいが、先ほどの質問ありました。負の場合にはどないすんやと、持ち出しなんか、負担がなるんか、経営責任はどうなるのか、あるいはうまくいきゃいい、悪くなればどうなるんか、この辺までは町民に知らせるべきであると思います。

病院の経営も介護の経営も、今ご時世ですから、これはごっついもうかるんちゃうかと、人々の一般的な考えはそうかもしれません。しかし、そんな甘いもんじゃないですよ、介護の経営って。病院も経営もそうなんですよ。こんなつぶれてるの大阪行ったら何ぼでもあるんですよ。介護のともつぶれてる、何ぼでもあります。うま味があるように一瞬みんな思われます。そのようなことで、国保病院経営引き受けた、うま味あるんかな、いや実際は出るのが多くなってきましたよ、人は4町の直採用の職員でございますとなれば、さてその人らどこに来るか、雇用主のどこへ来ます。広陵町のところへ来ますよ。これは人の問題というたら大変なことです。現実、なかなかそうでは甘くはある、倒産してるところもあります。引くに引けない状態、人の問題で引くに引けない状態が出てくるんです。引くに引けない状態になってきます。責任体制、管理者体制、どうしていくのかを問います。

これは財政の問題もしんどいんですが、問題は人の問題なんです。本町が直接雇用主になった場合、財政的にも人の問題にも、どのような問題が生じますかということで、それに微妙に経営が絡んできますから、ひとつそういうことです。やはり、そこにはよく知った人がいたら一番いいと、こういうことですが。

5番、現清掃センター、さていよいよ最後、私地元の話でございます。まずは、町民全体的話からいきまして、真美ヶ丘ニュータウンのお母さん方の心配事を解決しまして、本町の財政問題を問うて、これから先に考えられる医療関係、心配事、どうなのか、最後は自分の地元でございます。自分の地元が一番最後にせえと、このようなことであります。

南3丁目、現清掃センター、この問題、役員さん、非常に集まっております。この現清掃センター停止に向けて、地元自治会と誠実な対応を願う、このようなポイントを求めています。

これは、いよいよ新清掃センター建設工事費も計上されました。これから注目は新清掃センターの方へどんどんと行きます。私もいろんなビラを見ますと、新清掃センター、なぜこんな、いろんなとこへ出す方もおられます。みんなが新清掃センター、新清掃センター、新清掃センター、灯のように目が行って、現清掃センター、これはいっぱい問題をはらんでんですよ。それはどうしてくれるんですか。

うちのあの辺はすべて自治会が、非常に熱心な方が自治会の役員をやって、当局と2月5日、南1丁目、2丁目、4丁目、5丁目、みささぎ台、各自治会会長、代表、3丁目からは会長、副会長、事務局長、清掃センター対策長、非常に多くの役員方が出席せられました。何を言いに来たのか、今の清掃センターをどのようにしてくださるのか、非常に大きな問題

です。

当局も、確かに今までは新清掃センターの方にちょっと目が行っていたということがないではないと。しかし、土地も大体まとまりそうやと、このようなことになってきましたので、いよいよ現清掃センターについて、しっかりと力を入れていただきたいと思います。

この現清掃センター、進路があって操業するまで、現清掃センター、これは町長言うてます。運転とめるよと、こういう話なんです。ここでもまた人の問題が出てくるんです。運転とめる、ほなその人間、そこでずっと1年も2年も遊ばせておくのか、そういうことも非常に難しい問題、人の、職員の異動はどうするのか、このような問題までが入ってきます。複利厚生、環境から皆入ってくるんです。一つ一つ丁寧に、この問題については非常に自治会が力を入れてます。非常に私は自治会の一致協力してやっていきたい。

昨日うちの会長と相談したところです。やはり自治会あつての私でございます。自治会からいろんなご要望を出してください、私も一致協力させていただきます。昨日、会長、副会長のところにちょっと訪問しまして、日曜日でございますが、その辺の方をお願いしてきたところでございます。私は、議会で自治会の役員が来たら誠実に対応せえと、対応してくれと、このようなことを議会でしっかりと報告して、約束を取りつける。私はまさしく地元自治会と議会のパイプ役です。このようなことを昨日、地元自治会の役員さんと話させていただいたところでございます。まことに、本日はタイミングのよい一般質問でございました。私の言いたいことはこの辺で終わりたいと思います。それでは、よろしく願いいたします。

議 長 ただいまの質問に対し、答弁をお願いいたします。 町長！

町 長 坂口議員さんのご質問にお答えをしたいと思います。

まず、初めの真美ヶ丘地区の安全対策でございます。事件多発しているということ、ご心配を願ってのご質問でございました。本町では、ひったくりや車上ねらい、窃盗などの犯罪事件が増加しており、また痴漢、変質者の報告も受けております。町としましては、高田警察署と連携を密にしながら、昼夜問わずにパトロールをしていただいているところでございます。また、広陵支部安全推進委員や交番連絡協議会の会員による定期巡回、防犯啓発も行っているところでございます。

学校におきましては、高田署青少年補導員の皆さんの協力を得ながら、高田警察署とタイアップした校外巡視を定期的を実施するほか、集団下校や教職員による指導巡視を行っていただいているところでございます。

私は、常々申し上げているところですが、人への優しさと心遣いが大切であり、地域での

助け合いも大事ではないかと考えます。今後も関係機関と力を合わせ、防犯対策に一層努力をしてまいります。

次、2番目でございます。

今回の予算書より本町の財政の見通しはどうか、お答えをいたします。

まず、本町の財政状況でございます。長引く景気低迷によりまして、税收の伸び悩みが予想されますが、地方交付税につきましても段階補正の見直し、投資的経費の削減に伴い毎年減少しており、特に平成16年度は地方財政計画の見直しによりまして、これまで交付税を補ってきました臨時財政対策債が大きく減額され、交付税総額として大幅な減少となっております。

段階補正の見直しは16年度で終了いたしますが、17年度以降につきましても新たな段階補正の見直し、投資的経費の削減が予定されており、今後も厳しい財政状況は続くと考えております。

こうした厳しい財政状況下ではありますが、懸案であります新清掃施設の建設及び周辺対策事業等の費用については、後年度に利用をいただく町民にも、費用負担を分かち合っていたくという趣旨により、長期償還の地方債を利用させていただいております。よって、今後は後年度のその費用負担を十分考慮しながら、事務事業の徹底した見直しによる節減対策、行政改革などを強化し、税の収納対策を含めた財源の確保を図り、土地利用の見直しや受益者負担の適正化を図ってまいります。

また、部長、参与職員による行財政改新検討プロジェクトの答申に基づき、事務事業の根本からの洗い直しなどを図りながら、節度ある財政運営に徹し、より一層の行財政運営の効率化を図ってまいりたいと存じます。

3番目でございます。職員の定期採用とサービス公社の定期採用について問うということでございます。

近年及び今後定年を迎え退職する職員がふえる中で、将来に向け、必要最小限の職員採用が必要と判断し、本町職員として一般事務職6名、保健師1名を平成16年4月1日から採用する予定であります。

一方、その専門的職種の見地から、平成16年度から幼稚園及び保育園のクラス担任につきましても1年期限の町臨時職員ではなく、施設管理サービス公社で3年期限つきで採用した職員を幼稚園及び保育園に派遣することにさせていただきました。

現在、幼稚園教諭及び保育園保育士として臨時職員で頑張っている先生に対し、

3年期限付職員採用としての事務作業を進めているところでございます。

ご質問の段階で、ご指摘の他の臨時職にも受験の機会が必要とのことでありますが、この期限付職員につきましては、あくまで幼稚園教諭及び保育園保育士の資格が必要ですので、さきに申しあげました分の欠員分につきましては、同様の資格者に限り一般からの公募とさせていただきます。

4番目でございます。国保中央病院が町営になるが、本町に与える影響はどうかのご質問でございます。

国保中央病院は、平成5年4月から磯城郡3町と広陵町の4町により病院を設置し、その運営を奈良県国民健康保険団体連合会に委託し、現在に至っておるところであります。議員のおっしゃるとおり、本年4月1日から従来の委託方式から直営方式に改めることとなりました。

医療を取り巻く厳しい環境のもと、住民の皆さんの健康を守る、そして安心と信頼を築く、さらに職員の意識改革を図りつつ、地域の中核病院として、さらなる住民の皆さんの健康の保持増進に寄与してまいりたいと考えています。

こうしたことから、病院運営について従来にも増して慎重審議と厳しいご指導をいただくため、組合議会議員の定数を倍増させていただき運びであります。

また、構成4町は健全経営の確保のため、知恵と工夫を出し合って、さらなる努力を重ねてまいります。

5番目でございます。現清掃センター停止に向けて、地元自治会と誠実な対応を願うと、地元議員として熱っぽくご質問をいただきました。

先日、現清掃センター隣接自治会長及び関係者にお集まりをいただき、新清掃センター建設に伴う進捗状況についての報告を行い、今後のごみ処理問題についてご相談を交えたところあります。現清掃センターの操業期限問題についても厳粛に受けとめ、今後の処理問題における調査研究をする旨をお伝えしたところあります。

最終対策案をまとめるにつきましては、ご指摘の諸問題も含め、今後も誠実な対応をしてまいりたい所存でございます。以上のとおりでございます。

議 長 12番議員！

12番議員 1番、この問題についてちょっとお母さん方から言われていることがあるんですわ。今まではPTA、何とかしてください。PTAが今パトロールやってるんですよ。それもそれは一つの策ですわ。ほんで警官、いわゆる専門家、ポリスの話によると、この見回り

っちゅうのは発生する時間帯というたら大体決まってるんですって。する場所、ほんでどう
いう時間帯あるいはどういう死角、人が途絶えたとか、途切れたとか。必ず事件を起こそう
っちゅう者は3回は下見に来てるんですって。いや、ほんまに言うてんですよ。（「わかつ
たから。」）いやいや、2回か。ほんなら、それを教えてくれよと言うたんですわ。ただ、
ポリスの専門家の高田地方課なんですけどね。そこで、ポイント、ポイントっちゅうのある
んですって。そのポイント、いろいろ教えていただいてんですけどね。そこを重点的に効
率的に回るというだけで大分予防になりますよとこういうようなことなんですわ。なかなか
そこまで細かい講義を受けてPTAが回っているかという、なかなかいろんな研修も時間
も警察も来てもらわなあかんし、専門のビデオもあんですよ。向こうは地域課、地方課です。
1階におります。地方課係長がやっておるんですね。疋相とか馬見はこれは担当の一警官と
いうことでご要望があったら幾らでも出てきますとこういうことなんですわ。

私はなぜこれを取り上げているかという、もうそろそろ町もいわゆる常設時間帯決めて、
そのぐらいにしないとそろそろ危険なラインに来てんちゃうかなあと。これは私だけを、何
もなかったら非常にありがたいことなんですよ。何もないっていうたら、これほど結構な真
美ヶ丘におつたらないんですわ、道も広いし。声も多いし、ボランティアもやるし。非常に
私も危機感持ってますわ。あとちょっとお巡りさんも言ってたけど、ほんで実際起こった
のが全部警察に来てるとは限りませんっちゅうてましたわ。実際追いかけられたとか、怖い
とか、実際じゃあそんなもん警察どないして把握すんやとこれ聞いたんですよ。一体件数何
件ってとってるそうやけどと、どないして把握をすんやと。これはあくまでも訴えがあった、
連絡があった、事件として発生したと。ところが、これだけでは言わない人、言えない人、
言わずにどうしようという人もかなりいてるはずですよとこういうことなんですわ。ほんで、
ちょっと具体的に聞いたの、今まで小学校区どのぐらに来てます、例えばわかってます。こ
れ何かあったらちょっとまずひとつ数値を教えてくださいというのが一つ。

具体的にほんまはこんなもん教育委員会何とかせえという声が出すだけなら、これはだ
めなんですわ。警察へしっかりせんかいつちゅうなん、こんなやつたら言うのはだれでも
言えるんですよ。議員さんにそんなこと聞きたいんちゃう。私言われてんですよ。何もそ
んなことだれでも言いますわと言うだけやったら私も言うたるわと。一体どないして取り組
んでくれんやと、町の行政職はと。いや、行政職ですよ。教育委員会は一体どないして取り組
んでくれんやとこういうふうなこと、一遍ちょっと聞いてくれとこういうことなんですわ。
いや、私が見回りますって、いや、おまえは関係ないとこういうこと。一体教育委員会は

どうしてくれんやとこのようなことで、これはやはり去年の夏以降非常に実態も聞いて、ほんでわかれへんかったらこんな説明もしますっちゅうて、実際行政の方も何件ぐらいそういうふうな報告があるのかと、実際に来ているのか。その辺について数字的なもん、どんなもんはどんなんでしょ、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。ちゃんと通じてたら私心配しないんですけどね。

議 長 教育長！

教 育 長 今の質問にお答えしたいと思います。

私のところに今入っているのは真美ヶ丘校区、第一と第二の校区はちょっと私の方ではわかりませんので、全部で4件入っております。でから、この旧地区の方では2つ入っております。時間帯もまた曜日も違うわけですけども、今言われているように下校時のときはやっぱり4時、5時ごろというのが一つですけども、あとまた夜中、これはまた後の方で松野議員の方からの質問もあった中で詳しくお答えしようと思うとったんですけども、こんな形でお答えさせていただきたいと思います。

各学校におきましてはその都度報告をいただきまして、すぐにまたファクス流しましていついつかこういう形のところに起きたっちゅう話をしながら、各学校また園の方でもその場に合った文章につくり直して保護者の方にも配布しております。

それから、予防策なんですけども今町長の方から答えていただきましたように、高田署との連絡を密にしながらやっているわけですし、また町内の方にも健全育成協議会の方からも時間帯を決めてやっていただいております。それから、先日河合町の方にもあったことなんですけども、ああいうことから各学校の方にも大変気を使っていただきまして、もう自主的にPTAまた地域の自治会長さんを通じて子供たちを出迎えていただきたいとこういうようなことのお願ひも出さしていただきまして、地域を挙げての防犯に努めていきたいとこのように考えております。以上です。

議 長 12番議員！

12番議員 先ほど河合町の例出ました。河合町では町が広報車、車で中学生がこのような事件が発生しましたということで、町内をニュータウン中心なんですけど、回られた。このようなことを聞いてんですね。ただ、どこで発生したかと言わんから、聞いている人間はわかりやあて、ただ中学生がどうかこうとかということのその辺ももう少しポイント、場所なりを絞って言うたら物すごくそこに住んでいる方の目が開けるっていうんですか、なかなかちょっとこんなよそで起きてんちやうかちゅうとなかなかびんとはこないんですわ。実際

自分の子供が追いかけられたとか、この新聞は奈良新聞にあってんでしょう。子供が実際追いかけられたと、しかしそれは言うていないと、言うたら多分警察が来るやろう、学校来るやろう、どうかなということ、そんなもんは言わなあかんがなと言いつたんですけどね。実際6人の方、いろいろ聞いて回ってる方が6人おられる。その中でも3人の方が会ったとか、自分が見たとか、今言うたように自転車でぐるぐる回っているとか、ぼろっと出しているとか、見たとか、前で見らされたとか、非常に確率が去年以降高くなっているのが実感なんですわ。ほんで今4件起きてるっちゅうのは、それは当然報告のあった分が4件なんですけどね、第一、第二のですね。非常に確率的に何か私が来た当時よりふえてきているのかなという心配が物すごうしますね。

その辺もありまして、一番先に行政にお願いしたいのはまず知らせるといことなんですわ。紙にさして持って帰ってもらったら、後帰って気をつけてくださいちゅうこういう紙、子供も持って帰ってくるやで、それももう既に終わったときなんですよ。それも一つの啓発になります。何やなることはあります。しかし起こったらすぐ、河合でこの間初めてといことなんですけど、マイクによる注意喚起をしたと、そういうようなことをしたといこともそろそろ考えなかあんのちゃうかなといのが一つ。

もう一つに、お巡りさん親切で、駐在所のお巡りさん、私らいつも飛んできますちゅうんですよ。飛んでくんやったら、携帯番号教ええちゅうたら、ほんならちゃんと教えてくれましたわ。2人とも。何でやとい言うたら、心配なお母さんに皆私ら教えたいと。お巡りさんの言い方ですよ。私ら第一線の者は晩も寝らんと回ってやて。晩も寝らんと、昼間はただ本署に行くから昼間に来てもろうてもおりまへんねとこういうような話になるんですけど、非常に第一線は頑張ってます、疋相の駐在の方も。私の携帯番号教えますから、心配なお母さん方それですぐ言うてください、どこでも行きます。変な物売りのおじさん来てる、私飛んでいきます。これ私、お巡りさんから聞いたって言うたら、いやあ、実はこういうこともさっき言ってきましたでといことで、話を聞いたり聞くとやはり身近にあるな、3日前には西真美でこういうスキー帽かぶった変な不審者出ましたねんと、いや、先週の話ですよ。西真美ちゅうたら真美ヶ丘近いがなちゅうて、早う捕まえなさいちゅうたけどね。いや、もうそれはどうもどこかへ行きましたねんといこと。というような具体例がいっぱい聞こえてまいります。そんな年間4件どころ違いますよ。私心配してんですけど。

そのようなことで、よく言われます、事件が起きたら警察は密着にやってんか。警察といっても高田署でやったらあきません。言うてました。向こうへ行って、だんだん上の方に行

って、だんだんもう組織になりますから、第一線の駐在所のお巡りさん。これがよく一番勤
いて、一番よく知って、携帯電話もすべて言いますと、自分の携帯へかけてもろうたら、す
ぐ飛んできますとこういうようなことです。その辺も一つ行政の当局には何かあったらすぐ
動く、このようなことをお願いしまして、第1番の質問、あとは我々が昼間残っておるお母
さんも頑張ると言うてます。PTAの役員方もいろいろ聞きました。私も頑張ってる。地
域住民、これは今ほど一致してこの町を守ろうというような流れは、私は今回がだんだん新
しい動きが出てきたな、このような感じがしているところでございます。ひとつ当局も協力
をして、お巡りさんも協力をするとするてました。馬見駐在所のお巡りさん、子供が1歳だ
って。小さい子供抱えて、私は頑張るまんねんと言うてられました。その辺で当局もひとつ
全力を尽くしてお願いいたしたいと思えます。1番の質問を終わります。

さて、2番目の質問でございます。

これは確かに国の流れもあってだんだん交付税下がってくる、しかるに新事業はしなくて
はいけない、総額110億円ぐらいですか。私は110億円というて、それをためらうなっ
ちゅうてんですよ。中には半分ぐらいにせえちゅう人もあると思えます。だけど、考えて
みなさい。こんな清掃センター来るなんて、だれも喜びまへんで。うちの3丁目でも清掃
センターあるとわかって来たんやけど、物すごい問題あるんですわ。今ないところに来るん
でしょう、清掃センター。私は何を言うてるかちゅうんですよ。本当は行政の広陵の町民
から言うと、まことにありがたいことなんですわ。そこが清掃センター引き受けてやるよと
言っていたらちゅうことは非常にこれは議員としても3丁目の議員で感謝、まことに
してる。本日ちょっとこの場をおかりして感謝するところでございます。非常に今回受けて
いただく、受けよう、地元の議員もおられます、非常に晩も寝られへんぐらい苦労してい
ると思えますよ。私たちのところは……いや、非常に苦労してるはずですよ。ほんなもん、電話
いっばいかかってくるはずですわ。今ある清掃センターでもうちの方へびやーっとかかっ
くんやから、何かあったら。ばあーっとなす降ってるでとかやね。何やって、煙突掃除した
後、びやーっとなすけったら、もう布団が汚れたがなあと電話かかってくるんですよ。実際
はそんな来るところは非常にしんどいところ、非常に我慢しているところ、言いたいこと
も言わず。これを清掃センター受けていただいた。基本合意を結んでいただいた。まことに
感謝する次第でございます。

どうか当局は変にその予算、こんなむだ遣いやという、そらあと方にはごつつう金で
すわ。むだ遣いじゃなくって効率的、あつこは……だから効率的に予算を組みました。びび

らんと、どんどんと執行して、あっこの新しい、これからはあの町はずばらしい、あこの地区ですよ。ずばらしいなど。こういうようなことにひとつ力を入れていただいて、見通しもちょっと聞きました。（「何を言いたいん。」）町が長期に与える見通しはどうかということで一生懸命検討すると町長の決意も聞きましたので、ひとつその見通しでお願いしたいと思います。私の希望もこたえたようでございます。

3番目……（「答弁ええんかい。」）いや、そりゃあ2番目は町長の大方針を伺いましたがね。（「所信表明と一緒にやで、あれ。」）いやいや、なかなかできることやないですよ、この苦しい時代に。

3番目でございます。これサービス公社のたしか1年から今回3年に延ばした。私はすべての人間を受けさせえというんじゃないんですわ。やはりそれにはそれなりの勉強をされた方。別に今なかっても、これ通信教育でも何ぼでもほんなん資格取れますねん、保母であろうが幼稚園だろうが、通信教育で取れるんですよ。私は別に学校出たでなくても苦勞して資格取ったら、別に25でも30でも受験の機会は必要なんやないか。現在、今年齢はちょっと高いですね。別に新卒じゃないですね、3年採用ね。その辺のこと。しかし、何もなしでただ受けさせと言うてございませぬ。今言っている人でも自分なりに資格を取って、年齢制限はまだ間に合うならば受けさせてあげて、いわゆる努力をする者は報われる、このような世の中にしなくてははいけない。本庁の職員でもそうです。誠心誠意努力する者は報われる世の中にしていきたいというようなことで……ただいま答弁聞きました。資格がある方には受けていただきたいとこういうような非常に聞きましたので、3番目についてもこれについてもよろしく……内容をこれですねと確認しながら聞いてんですね。

4番……（「4番はあれやで。」）これは大きいです。（「介護の経営と同じくうまみがあるように人は思うが。介護の経営はうまみがあるん。」）うまみがあると人は思われるがじゃないの。これは先ほど4町で一生懸命していくということを聞かれましたので、その辺はひとつお願いしたいと思います。くれぐれも本町の負担にならないように。本町の利用数は非常に少ない、聞いております。負担にならないように。後はまたどないになるか、これ非常に心配してんですよ。こんなん人を雇うたらまた非常に条件変わってきますからね。その辺についても後よろしくフォローをお願いしたいということです。

5番目、ちょっと私力入れ、はい、4番目それでよろしい。5番目、この問題が実は私一番最後言いたいポイントなんですわ。いやいや、そんなん自分とこの地元のことだけ言うような議員になったらだめなんですよ。この広陵町全体のことを考えて、最後は遠慮して自分

のことを願います。このぐらいの大きな聞くような気持ちでいきたいと思います。今現清掃センターで役員さん非常に悩んでおります。17年6月に終わりやでとこういような話。ほんなら、一体何が終わりやねん、ちょっと詳しく教えて、ほんなこと聞かれてんですよ、役員さんかて。ほんなら、おお、おお、さて、あれ何が一つ一つ具体的に要るんかなど。このような問題が出ております。ひとつ一つ一つのタイムスケジュール、次の方も地元の片岡議員がおられますから、ちょっとその辺は置いときますけど……いや、片岡議員も聞くところによると今回で最後ということで、やはり私もちょっと花を持っていただいて、この辺の立派なご回答を与えていただいて、この清掃センター向こうへ行ったというのは片岡環境衛生部長なんですよ、自治会の役員やってんですわ。これのたまものなんですよ、地元から言う。非常に熱心にされていた。私はたまたま自治会役員してなかったから、非常に気楽な立場で地元の人にも説明できると。こういう私は非常にありがたい立場にあるんですわ。第一線は自治会の役員さんが非常に苦勞をされてました。

ということで、5番目も私のお願いになるんですが、どうか地元の役員が来たときには一つ一つ丁寧に誠実に取り組んでいただきたい。私はそのようなことを今議会できっちりと町長と約束を取りつけたよということを帰りまして地元、馬見南3丁目の自治会の役員の皆様方に説明させていただきたい。このようなことを思いますので、ひとつその辺をよろしくお願いたしたいと思います。私の質問、これで終わりです。どうもありがとうございました。

議長 以上で坂口君の一般質問は終了いたしました。

次に、山田君の発言を許します。

1番議員 では、この任期満了を迎える我々の私にとっても最後の一般質問かなど、頑張ってまた再びこの壇上に立てることを皆さんの前で約束したいなと思っています。

一般質問をさせていただきます。

1つは効果的な介護予防の確率のためにパワーリハビリの導入を望むと。

厚生労働省は1月8日介護制度改革本部を立ち上げ、介護保険制度の抜本的な見直し作業をスタートさせました。その中で大きな焦点となっているのが介護予防だ。2001年の国民生活基礎調査から要介護度のデータを分析したところ、2000年に要支援者だった高齢者のうち、2001年に要介護度の認定が重度化した者の割合は約34%に上り、現行の要支援者に対する予防給付や軽度の要介護者への給付が必ずしも要介護度の改善につながっていないことが明らかになっているのであります。要介護認定者は2000年4月の介護保険制度当初に比べ、2003年8月には147万人、67%増加したが、このうち要支援、要

介護1の軽度の認定者は約60万人、100%増加しているようでありす。

広陵町においても介護保険事業状況報告によると、平成15年1月要支援の人60人、要介護1から要介護5までの人が584人、合計644人、平成16年1月では要支援の人が80人、要介護1から要介護5までの人が685人、合計765人と1年間で121人の増加を数字が示しているのであります。その中で要支援者が20人、要介護1の人が94人と増加しているようであります。こうした数値を見ても増加の著しい軽度の認定者が重度化するか、それとも心身の機能を回復して自立した生活に戻るかは介護保険の将来を決定づけると言っても過言ではないのではないかと。介護が進めば介護保険料の上昇を抑えるという財政面のメリットは当然のこと、何よりも高齢者自身が元気を取り戻し、自立し、住みなれた地域社会で生活できることが一番であると思っております。

こうした中で、介護予防に効果を上げ、注目を集めている手法にパワーリハビリがあるのあります。高齢者向けトレーニングマシンを使って心身の機能の回復を図るもの、ここ二、三年で全国の自治体に急速に広がりを見せているようであります。厚生労働省も2003年度からパワーリハビリを介護予防事業の一環として取り入れ、高齢者筋力向上トレーニング事業、費用の2分の1は国が負担をスタートさせているようであります。広陵町の取り組みを望むものであります。

2つ目であります。乳がん検診、マンモグラフィー、乳房専用のエックス線撮影装置導入についてであります。

胃がんなど一部のがんは早期発見の医療技術の開発などで死亡者数が減少をしているのに対し、乳がんの死亡者は増加傾向を続けているのであります。2000年には約9,200人に達し、50年前と比べて約6倍に増加しているようであります。さらに、1996年にはがんになる割合である罹患率でも女性のがんの中でトップになり、患者数は年間3万5,000人を記録、今後も増加する傾向を示しているのあります。こうしたふえ続ける乳がんの早期発見に向けて乳がん検診へのマンモグラフィー、乳房エックス線撮影装置導入拡充の期待が高まっています。医師が診たり、触れたりして検診する従来の視触診と比べ、早期がんの発見精度は飛躍的に高まると言われていることから、広陵町も今年度において視触診と併用してやると町長が所信表明で言われました。私たちも町民の健康を守り、早期発見、早期治療のために推進してきた議員としては非常に喜ばしいことと思っております。

そこで、1つ、検診対象者は現在マンモグラフィー検診の対象年齢を50歳以上とする現在の国の指針を見直し、40歳以上、それとも30歳以上との声もあるが、対象年齢は何

歳なのかをお尋ねするのであります。

2つ目、検診を実施する場合は検診車、マンモグラフィーを装置した、登載した車か、それともどこか指定する医療機関かを尋ねるのであります。

3つ目、やはりこのマンモグラフィー導入に当たって、課題は撮影された映像を的確に読みとる技術者の養成を早急に進めなければならないことだとの医学界では言われているようですが、そうした点については大丈夫なのかをお尋ねするのであります。

3つ目であります。古寺町営住宅の駐車場についてであります。

古寺町営住宅の入居者の方が新車購入時において車庫証明を発行していないと聞くわけがあります。その理由はなぜなのか、近い将来こうした状況が続く限り、町の責任ある駐車場の整備が必要と思っているが、その考えを聞くのであります。

4つ目であります。過去に住宅会社が開発した地域、いわゆる疋相地域において町道認定もできず、また公共下水も引けないところがある。そうしたところはどのように町は考えているのかをお尋ねするのであります。

5つ目であります。広陵町役場サービスカウンターについてであります。

小さな役場としての機能を持たせ、行政に対する相談を初め住民票、証明等々の交付、各種申請の受け付けを取り扱い、人に優しいまちづくりの一環としてよりよい住民サービスに取り組んでいるわけであります。すばらしいことだと思っておりますが、出先機関の図書館、中央公民館、サン・ワーク等は土曜日、日曜日に開館し、利用者が多い。こうした場所でも証明書の発行をやってもらいたいと望む人も多いと思っているが、その考えを聞くのであります。以上です。

議 長 ただいまの質問に対し答弁をお願いします。 町長！

町 長 山田議員の御質問にお答えを申し上げます。

まず初め1番でございますが、効果的な介護予防の確立のためパワーリハビリの導入を望むということでございます。

パワーリハビリテーションは単に機械類を使ったトレーニングではなく、虚弱高齢者を対象とするものであり、健康な人がより筋力の向上を図る、いわゆる筋力トレーニングとは一線を画するものであります。身体的な能力低下の抑止や活動への自信を引き出す効果も期待され、無理せず、できるだけその対象者に合ったスムーズな動きができるようにすることが基本概念にあるものです。これにつきましては介護保険のみならず、事故防止による医療費の抑制を初め、自立支援の一環として関係機関と連携を図り、職員、保健師の研修を含め導

入の研究、検討を行ってまいりたいと考えております。

2番目の乳がん検診、マンモグラフィー導入で評価をいただいています。また、課題もご指摘をいただきましたのでお答えをいたします。

検診対象者の年齢についてのお尋ねですが、現在国、県では50歳以上の方については2年に1回マンモグラフィーと視触診の併用を、49歳以下の方については年1回の視触診を推奨しておりますが、しかし40歳代のマンモグラフィー導入について現在厚生労働省において検討をされているところでありますが、本町におきましては発見率の向上を目指し、30歳以上の方の希望によりマンモグラフィーと視触診の併用を新年度から実施いたしたく考えております。

検診の実施につきましては業者委託の方法で、検診車によるマンモグラフィー検診を実施いたします。

また、読影につきましては委託業者選定の際にマンモグラフィー精度管理中央委員会指定項目であります研修を受けた撮影技師、読影医師、認定機種、撮影ポジション、撮影濃度等をクリアしていることを条件とし、業者選定に当たりましては町医と十分相談するなど制度管理に努めてまいり所存であります。

次、3番目でございます。古寺町営住宅の車庫証明書発行、そして駐車場の整備方策についてお尋ねでございます。

車庫証明書を発行していない理由ではありますが、過去には限られたスペースで駐車場として使用されており、その場所に許可車両が集中し、警察から指摘を受けた経緯があります。入居者に対して不公平とならないよう配慮した結果、平成8年から証明書を発行していません。以前に駐車場の設置計画を提案しましたが、いろんな事情により実現に至っておりません。解決策としまして、現在の社会情勢を考慮しますと、やはり駐車場の設置ということになると思われます。現在の建物付近に設ける、付近の農地を借地して民間の活力を利用する、ファミリー農園等と併用をするなど、居住環境を配慮しながら検討をしてみたいと考えています。

次、4番目でございます。住宅会社が開発した疋相地区において町道認定もできず、公共下水道を引けないところもあるが、そうしたところはどう考えているのかという御質問でございます。

町道の認定に当たっては、認定する道路の性格、道路の構造、技術的な基準にあわせ、その土地の所有者から移転登記が確実に見込まれることが前提となります。ご指摘の疋相地区

につきましては道路の構造物が安価な安全性を欠く構造となっており、道路の構造としては問題があります。それらの問題点について開発業者と協議するよう指導をし、また公共下水道の新設につきましても私道敷につきましても土地所有者の承諾が必要であることをこの地区の住民の方に説明しているところであります。現在の指導としましては、このようなトラブルがなきよう指導を強化しているところであります。この件につきましても、早期接続のための努力をしてまいりたいと考えます。

次、5番目でございます。広陵町役場サービスカウンターについて、休祭日の利用方法についての考え方を問われております。

現在町内公共施設サービスカウンターを5カ所及び郵便局委託カウンターを3カ所、合計8カ所を設置しており、住民票等の各種証明書の発行業務や収納業務、相談業務等を行っており、利便に供しているところでございます。証明書の発行は各サービスカウンターで受けた申請書を本庁舎に専用ファクスにて送信し、その申請書に基づき各担当者が証明書を作成し、専用ファクスにより返信する方法をとっています。こうした中で、休日における証明書の発行業務につきましてもまず窓口職員が本庁に常駐し、本体を稼働させる必要があること、さらに総合窓口機能を有していることから、窓口職員だけでなく税務職員の常駐をさせる必要があることなど、利用にニーズにこたえるには確認業務における勤務体制の確認や事務処理に係る運営面など、幾種の課題を整備する必要があります。現在勤務等の都合により平日の業務時間内に申請が行えないという方に対しましては、郵便による請求を持って対応しておりますが、今後国が推進しております電子自治体構想の一環として、自宅のパソコンから24時間申請を行うことができる電子申請についても法整備が進められているところであります。本庁におきましても、今後国の動向を見据えつつ関係部署との協議を行い、住民に対しよりよい方法を検討してまいりたいと考えております。以上のとおりでございます。

議 長 1番議員！

1番議員 まず1番目ですが、やはりパワーリハビリを導入していただいて、まず1点は介護保険に対する料金等の抑え、やはり進まないように一つはお願いしたいと思うのがこうしたパワーリハビリをお願いする、導入してほしいという一つの理由であります。先日この書類をいただきました介護保険事業状況報告を見ましても、やはり平成15年1月と平成16年1月、1年前を比べてみましてもやはり要支援の人は20名増、そして要介護度につきましても94人増、それから要介護2につきましてもマイナス9、要介護3については13人のプラス、それから要介護4についてはマイナス8人の減、要介護5については11人と、合

計この要支援を含め要介護1から5までを合計するとやはり121名の方が増、ふえている
とこういうことも一つを提案した理由であります。やはりこれからの介護保険、料金も重なる
わけでありますから、こうしたことを含めてどうか今町長が言われましたように自立支援
の一環として関係機関と連携を図り、職員の保健師の研修を含め導入の研究をするという決
意にもありましたので、どうぞよろしくお願ひしたいと思っています。

それから2つ目の、結構です、答えは。乳がんのマンモグラフィー導入についてでありま
すが、関心にあるのはやはり料金設定ではないかなと、やはり町民から見てはどのぐらいの
費用がかかるのかが関心あるわけでありまして、検診料金について説明をお願ひしたいと思
います。集団検診、いわゆるほかのお医者さんも含めて比較していただければ結構かと思
います。やはり先ほども課題は撮影された映像と的確に読み取れる技術者の養成ではないか。
こうしたことが30歳以上の方を見てもらうわけでありますが、そういうきちっとした的確
に読み取れる技術者がおるかどうかということが一番大事になってくるのではないかと思
いますので、名、どこかと指定業者がわかればお願ひしたいなと思っています。今の段階でわ
からなければ結構かと思っています。じゃあその点。

議 長 健康福祉部長！

健康福祉部長 ただいまのご質問にお答えいたします。

乳がんの検診、現在視触診というのに行っております。これにつきましては自己負担は2
50円ということでございます。今回、新年度から実施します視触診とマンモグラフィーに
つきましては個人の自己負担を1,000円というふうに設定したいというふうに考えてお
ります。業者につきましては、今現在2業者ほどあるというふうに聞いております。これに
つきましても町医の先生方と協議して最も適した業者に選定をしたというふうに思ってお
るわけでございます。確定はしておりません、まだ。

料金の内訳でございますが、全体の検診料、視触診とマンモグラフィーにつきましては4,
100円でございます。そのうち個人負担が1,000円、それからJAからの補助が10
00円、町が3,000円を負担するというふうなことでございます。

議 長 1番議員！

1番議員 こうしたことをやっていただいて、乳がん検診、女性についての健康を守るために
早期発見、早期治療に貢献できればなあと、推進した私たちも喜んでいるわけであり
ます。

それから、3番目に移りたいと思います。

やはり今の町営住宅の状況を見ますと、やはり町が車庫証明を発行せず、車だけが住宅の

周辺に駐車しているわけであり、やはりこうしたおかしな現象が現在まで続いているわけであり、今答弁にあったように駐車場の設置ということになると思うわけであり、種々考え方はあると思いますが、今町長がいろんなことを想定して検討していただいたということは結構かと思っています。それから、町側も本当に真剣にこの状況を打開するために考えなくてはならないのではないかと思っています。例えば土庫川の周辺のところの堤防に万が一とめたときに駐車違反という切符を切られたときにどうなるのかと思うと厳しいかなと思っていますので、早急にやってもらうことが結構かなと思っていますが、もう一度担当部長にお聞きいたしたいと思いますが、この青写真等も含めて近い将来、本当に近い将来にこうした解決をしなくてはならないと思いますので、決意を述べていただきたいと思っています。

議 長 都市整備部長！

都市整備部長 お答えいたします。

今ご指摘の駐車場でございますが、付近の農地を利用してという形で今の現在のところは思っております。今現在土庫川の左岸の農地を利用をできないかなという検討を今始めております。その中で借地をさせていただいて、幾らかの駐車場の料金をいただくということになりますが、借地料なり造成費、舗装の料金とかということを生み出せたらなというような計画も具体的に言いますと持っております。そういう条件が整えれば早速にでも開始しなくてはいけないというふうに思っております。何分ごく最近もその車庫証明のお願いといひますか、願いがございましたので、困っているということは十分認識しておりますので、なるべく早く実現できるように努力してまいりたいというふうに思っております。

議 長 1番議員！

1番議員 解決に向かって真剣に考えていただければなと思っています。

それから4番目ですが、やはりこの正相地域においても何か所か、私の見たところでは2カ所ぐらいあるんかなと思っていますが、ここで言う場所は先日も部長等々にも説明させていただいてやはりご理解いただいたところではありますが、やはり開発業者が既に倒産し、その道路の名義も他の人になっているようであるわけであり、まずこうした開発を許可するから問題が起こるわけであり、初めからこうしたトラブルがないよう指導すべきではなかったのかと思うのであります。やはり今広陵町の地域を見回っているとあちらこちらで住宅開発がされているわけですが、そうした点についてどのように指導をされているのか、今本場に的場、弁天、平尾、もう今選挙戦の最中ではありますが、私だけじゃなくして町内を一周

されている方にとってはいろんなところで開発されておるけれども、こうした問題はきちっとできているのか、指導はできているのかというのがあるわけでありますので、これを含めて大丈夫なのか。

そして、この地域については公共下水道の申請につきましても私道敷であるから土地所有者の承諾が必要であることを地区の住民に説明しているところであると今町長は言われたわけでありますが、どんな説明をしたのか、そしてその住民は納得したのかどうか、それまず聞かしていただきたいと思います。

議 長 都市整備部長！

都市整備部長 こうしたトラブルが過去の開発業者によっていわゆる道路敷を自分の名義でそのまましておいてあると、町道にもならないでそのまま放置してあるという中でトラブルが起こっているわけでございます。当初もちゃんとした道路構造にする条件のもとで町道に認定といいますか、寄附すると、しなさいという指導はしとったと思うんですけども、道路として引き継げないという形で今まで今日まで来ているというのが現状じゃないかなと思っております。この疋相の例もその典型的な例なんですけども、今現在は開発そのものの許可といいますか、条件の中で道路の構造なり、後に町道に寄附していただくのを前提として指導をしておりますので、その部分についてかなり厳しく指導をしておりますので、ないかとは思いますが、過去のやつを正常な形に戻すべく今住民の皆さんと説明をやっておる最中でございます。といいますのは、この疋相の場合でしたら当初の開発業者の方からほかの不動産業者の方に道の部分だけ転売をされていると、名義が変わっているという部分でございまして、その方と今度は話をしなくてはいけないということになるわけでして、今その方を調べて直接交渉をしようかなあと、本来町がそこまで踏み込むべきかどうかという部分もあるんですけども、困っておられるのは住民の方ですので町として追求して指導をしていこうという決意はしております。最悪といいますか、町道に認定できない場合でも、下水道の部分におきましては私道であっても私道の所有者がそこへ下水道入れるということを承諾すると、承諾書があれば下水道を接続するということにもなっておりますので、そういう指導もあわせて追求してやっていきたいというふうに思っております。

議 長 1 番議員！

1 番議員 今部長も言われましたように、所有者もわかっていると思っておりますし、私たちも側面からその方に当たって許可を得られるように頑張ってみたいなと思っております。やはりこうしたいいかげんな開発があれば、やっぱし買う人にとっては途中で倒産すると、そう

したらどこへ意見を物を言うかって、やはり役所であります。役所がまた困るわけでありまして、やはりそうしたことを踏まえて今いろんところで開発されていることをきちっとすべきであると思っておりますので、これから重々気をつけていただければなあと思っております。

それからもう一つ関連するわけですが、平尾の宮さんの西側の晃和住宅が開発したあの地域についてであります、これもいわゆる公共下水が入らなくてなかなか厳しい状況にあるのではないかと。この将来の計画をあわせていつごろまでにこうした地域の人が公共下水をつながれて快適な生活ができるか、青写真を示してもらいたいなと思っております。

議 長 都市整備部長！

都市整備部長 平尾の部分につきましては今平尾地区だけで15.5ヘクタールの部分が事業認可の追加を予定いたしております。その15.5ヘクタールの中に今ご質問されました開発業者の部分の宅地が、建物が存在しておるんだと認識しておりますけども、その部分の公共下水ということになるわけですけども、午前中も少しお話しさせていただきましたけども、今現在の認可区域の中があと5%なり6%なり残っております。それが2年ないし3年あとかかるでしょうという答弁さしてもらいましたけども、その後はその認可区域、新しい認可区域の作業に入るわけですけども、ただ今から認可区域に編入した時点で準備はできますので、準備そのものはもう次年度からでもやっていけるという体制をとりたいなというふうに思っております。

議 長 1番議員！

1番議員 汚水升等も含めてやはりここへ前が進んでいるんだなということも含めて住民の方にやっていただければなと思っております。

それから最後になりましたが、この広陵町の役場サービスカウンターについて、この間の資料等もいただいて見せていただきました。やはり図書館とかそういうところは、図書館、サン・ワーク、やはり土曜、日曜日の休みの利用の方が利用をする方が多いわけでありまして、当然こうした印鑑証明とか住民票とかの申請はあるのではないかとっておるわけでありまして。やはり本庁は休日であって、やはりこうしたことはなかなか厳しいということとはよくわかるわけでありまして、やる気さえあればできるかなと単純に私は思っておりますけれども、本当に電子網もいろいろコンピューター時代になって、これからの将来のは将来として現実を見据えた、やはり職員の少しの研修、研究をし、やる気があればこんなことは別に難しい高度なものではないのかなとはぼくは思ってますよ、素人ながら。その辺はどうな

のか含めて、最後の質問をしたいと思います。

議 長 住民生活部長！

住民生活部長 サービスカウンターの件でございますけれども、現在は15年4月からですか、3,880件の事務をそれぞれ受けております。そのうち5施設、いわゆる公共施設で承った申請関係は885件というふうな統計的な数字でございますけれども、こういう形で推移してまいっております。当然窓口自体の本庁の機械を立ち上げをするという状況の中で、1カ月に直しまして16件というふうな形で現在は件数として上がっておるわけですが、今後町長答弁にもありましたように24時間申請における電子自治体の構築というふうな観点から申しますと、やはりそうした業務につきましても日夜証明書自動交付機等の設置によって本庁においても日夜サービス提供をできるのではないかなという、近い将来の検討もしなければいけないなという認識をしております。そしてまた、法整備に確立なるに少なくともおられないような住民サービスの向上に徹していきたいというふうに考えております。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

議 長 町長！

町 長 やる気ということをおっしゃっていただいた、少しの研究で何事もできるというように議員さんおっしゃったわけでございます。私ども職員はやっぱり住民の幸せを求めて仕事をさせてもらっているという、そういう思いに立てば何でもできるのでございまして、ご不便、ご不自由をかけていることそのものを気づくということが大事でございます。ご指摘の事項については職員また知恵を出して頑張ってくれるものと思います。どうぞしっかりと支えをいただきますようお願いいたします。

議 長 よろしいか。（1番議員「はい。」）

以上で山田君の一般質問は終了いたしました。

しばらく休憩いたします。

3時から再開いたします。

（P.M. 2：50 休憩）

（P.M. 3：03 再開）

議 長 それでは、休憩を解き再開いたします。

次に、松野君の発言を許します。

5番議員 では、一般質問をいたします。

1回目、簡単にします。

まず1つ目、清掃センター問題でございますが、①現清掃センターの和解期限は来年の6月30日ですけれども、当然守るべきですけれども、そのための具体的なタイムスケジュールを明らかにしていただきたいと思います。

あと1年余りしかないわけですから、委託すべてできるのかどうか、そうでなくて集積場所だとか、また大型のごみの破碎についてもし町内でやるのであれば、場所の選定と機械の設置など含めればもう時間はぎりぎりでございます。この点についての具体的なタイムスケジュール、明らかにしていただきたいと思います。

また、②広報2月号におきまして新処理施設はRDF炭化を進めると公表されましたが、なぜ今RDF施設なのか、またどこで決まったのかなどなど不安とかまた疑問の声がたくさん寄せられているところです。この処理方式について、やっぱり今私どもの方は具体的には1つは生ごみを分別して堆肥化しリサイクルをする、そして残った半分以下になった可燃ごみについては万全の対策を施した処理施設で燃焼をする、そしてリサイクルのプラスチックごみなどについては徹底的に業者責任を追及していくと。そういう3つの方法によりまして、コストの問題でも半分以下に抑えることができるし、安全性にも大変すぐれている、公害の問題もすぐれているということを積極的に提案をしているところです。この点についてお聞きをします。

2番目、まちづくり条例の制定でございますが、町の開発指導要綱の対象を平成13年に500平米以下の部分を対象から外してしまいまして、あちこちで大変な状況が起きてきています。この前も言いましたようにワンルームマンション9戸、もう建ってしまいましたが、そういう形でどんどんと町並みが大きく壊されようとしていることについて、この問題をどのように考えておられるのかお聞きをしたいと思います。

また、町の開発指導要綱は各自治会でまちづくりの紳士協定、たくさんの方でつくっているわけですが、これはすべて200平米を最低の1区画、当初の真美ヶ丘のまちづくりの基本となっています。この点について自主的に決められているわけですが、この点についても指導要綱の改悪の中でいがめられてきているのが実態です。指導要綱から今まちづくり条例をつくっていく自治体がふえているわけですが、これを踏まえて広陵町もまちづくり条例をつくるべきですが、その点についてはどのようにお考えなのかお聞きをしたいと思います。

3番目の防犯対策でございます。

先ほど坂口議員も質問をいたしました。今地域の中でも防犯に対する不安が大きくなっ

ております。PTAではたすきをかけて安全パトロールをされるなど積極的に防犯対策に取り組んでいただいていますけれども、問題は後を絶たない状態ではありますが、また下校時の防犯だけではなく空き巣が大変に多発しているんですね。この空き巣対策等も大変必要なんですけれども、まず1つ目は各小学校区の実態はどうか、また情報を広く知らせるべきではということですが、先ほどお答えいただいています。

2番目、パトロールの強化、これはかつらぎの道に寒いときは透明なポリボックスみたいな小さいのをつくって下校時等に監視をしてほしいとか、また駐在所をつくってほしい等々の、第二小学校区なんですけれども、そのような具体的な要望も多数寄せられてきている状況です。そういうことも含めながらパトロールの強化等についてお答えをいただきたいと思っています。

また、3番目はセンサーつき防犯灯の設置なんですけれども、これは学校の防犯対策、国の方でも要綱とかいろいろ検討会つくって検討をした中で、学校の周辺についてはセンサーつきの防犯灯の設置も効果的だからということで積極的に進めています、そのお考えはあるのかないのかお聞きしたいと思います。

4番目、真美ヶ丘第二小学校の生徒増についてですけれども、真美ヶ丘第二小学校は生徒数がもう既に700人を超えています。この冬休み、ことしの冬休みだけでも20名を超える児童がふえているんですね。中3丁目とか、また北1丁目とか中5丁目とか、民有地も含めるとまだまだ人口がふえていく地域なんですけれども、今このマンモス校化しているということと、それとクラスが収容し切れなくなって校区が変わるのではないとか、プレハブで授業をしなきゃいけないのではないとか、たくさんの方々が不安を持っておいでです。この点についてはどのような見通しを持ち、どのような対策を考えておられるのかお聞きしたいと思います。

また5番目、緊急地域雇用創出特別交付金事業ですけれども、これの有効活用をということとです。

これは基本的には雇用を拡大するということを目的にしてつくられたんですが、広陵町の場合委託という事業が下水道の方でもありましたけれども、そういう事業に使用すると企業の方はそれで雇用を拡大するということにはなかなかつながらないわけですね。直接やはり広陵町の方が雇用をするような形でこの緊急地域雇用創出特別交付金は使うべきではないかと思っています。各地ではいろいろな試みがなされておりまして、IT活用能力向上サポート事業、バスカード配布事業、障害者支援事業等有効な、このような活動をしていますので、こ

これは積極的に取り組んでいただきたいのと後で加えますけれども、延期を要望していくべきだというふうに思います。

6番目、学校司書の配置についてですけれども、司書教諭の配置は今各学校にいらっしゃると思うんですけれども、図書館の方の担当になっておられるというふうには思いますが、実際のところは司書教諭を免許取っておられるから、資格を取っておられるからということで学校図書館の向上には全くつながっていないのが実態です。これは授業時間数も従前と同じですから、やろうにもやれないというのが実態だというふうに思います。やっぱり専門職である学校司書の配置を町としてしていただきたい、とりわけ東小学校でのすばらしい実績がございますから、あんなにすばらしい実績を無視して図書館司書の配置をなくしてしまうのは余りにも行政として残念なことだというふうに思います。

7番目、歯科訪問サービスについてです。

これは何回か取り上げておまして、その中で医師会と相談するという答弁の中から大分たっているわけですけれども、その後の取り組みの状況についてどうなっているのかご報告をお願いしたいと思います。

8番目、資料館の建設なんですけど、これも30人会議でまとめられた答申は遠足型でなく放課後型の資料館を建設してほしいというような、本当に具体的な中身の答申になっておまして、本当に参加された委員の方々の熱意が伝わってくるような内容でございました。せっかくまとめられた答申ですけれども、県の方でもいろいろ調べていますけれども、なかなか具体的にしていこうという動きはないわけですね。いつになったらせっかくの答申が生かされることになるのか、やはり何回か会議を重ねられたのですから、これについてはぜひ町の方で責任を持っておこたえをしていく、当然でございます。資料館の建設についてご答弁をお願いいたします。以上です。

議 長 ただいまの質問に対し答弁をお願いいたします。 町長！

町 長 松野議員からご質問がございました。私も答弁簡略で進めてまいりたいと思います。

清掃センター問題でございますが、スケジュールを明らかにせよということでございます。

現清掃センター操業期限問題につきましては、さきの坂口議員にお答えしたとおり、厳粛に受けとめております。具体的なスケジュールにつきましても、現在収集業務の委託先や粗大ごみの処理方法、中継地等、財源面も考慮して調査、研究を進めているところでございます。こうした中で、最終対策案をまとめるにつきましては経過状況を踏まえ、地元周辺大字、自治会の皆さん方とも誠意を持ってご協議をしてまいりたいと考えております。

次の清掃センターの広報2月号でございますが、処理方式につきましては今日まで真剣に検討、研究を重ねてまいりました。その間、議会におきましても定例議会本会議などでたびたびご説明をさせていただき、ご議論を賜ったところでございます。また、詳細につきましてはごみ処理問題解決に向けての調査、研究を目的に設置いただきましたごみ問題特別委員会で町の考え方、検討結果のご報告を申し上げ、あらゆる角度から議論を十分尽くしていただいたものと考え、感謝しているところでございます。町といたしまして、住民の皆さんにもご報告する必要があるところから、広報に掲載させていただいたものでございます。

処理方式については今日まで相当の期間、あらゆる角度から調査、研究を行い、また処理方式検討委員会において検討をいただいた結果、ごみ燃料化方式を広陵町に適合するものと判断したものであり、見直しは考えておりません。どうぞよろしくご理解いただきますようお願い申し上げます。

2番目、まちづくり条例の制定で2つご質問をいただきました。500平方メートル以上の枠を取り払い、またまちづくり条例を制定せよということでございます。

1番のバランスのよいまちづくりを念頭に元気な郷土を創造するため、指導要綱については常によりよいものを目指しております。

2番目の条例制定でございますが、法令や国、県の通達などを基準としてより快適な住環境を整えるため、各自治会が採用されている環境基準と町開発指導要綱の守備範囲の均衡をより適正に図れるよう、人に優しく元気で特色のあるまちづくりを目指しております。

防犯対策については、教育長がお答えを申し上げます。

4番目の真美ヶ丘第二小学校の生徒増についても教育長がお答えをします。

次、5番目でございます。緊急地域雇用創出特別交付事業の有効利用をして積極的に取り組めというご質問でございます。

緊急地域雇用創出特別交付事業につきましては、下水道、施設管理システム整備事業、公立幼稚園社会人活用事業、マイクロバス運行管理事業、浄化槽等設置状況調査及び啓発事業など積極的に活用をしてまいりました。16年度はさらにそれに加え個人情報保護条例策定のため、個人情報データベース作成等整備事業、中小企業への発注するための枠として埋蔵文化財遺物整理事業の追加要望を行い、採択される見込みとなっております。今後新たな要望が参りましたら、県と協議の上提案事業につきまして申請を検討してまいりたいと存じます。

学校司書の配置につきましては教育長がお答えをします。

次、7番目でございます。歯科訪問サービスでございまして、取り組み状況はどうかと。

歯科訪問サービスについてのお尋ねでございますが、現在成人歯科保健につきましては、健康相談、健康教育により歯科保健の意識向上を目指しております。また、歯科衛生士による訪問を実施し、必要に応じ歯科医師の往診を行っていただいております。在宅療養者に対応しているところであります。歯科衛生士による訪問の実績につきましては、平成14年度3件、15年度2件と歯科医師による往診が1件という状況であります。なお、歯科訪問サービス実施に当たりましては、高額な機器の整備や訪問で対処できる診療にも限界があること等を考慮し、現在の方法で対処してまいります。

資料館は教育長がお答えをします。以上のとおりでございます。

議 長 教育長！

教 育 長 松野議員の質問についてお答えいたします。

質問3、防犯対策についてでございます。

まず、各小学校区の実態はどうか、情報を広く知らせるべきである、またパトロールの強化、このことについては先ほど触れましたので、各学校の実態については先ほどのお答えにさせていただきたいと思っております。それから、その実態についてなんですけれども、塾帰りまた下校時また土曜日等もありますので、そういう一つ一つの事案についての説明は控えさせていただきますが、各学校においては下校時において集団行動の徹底や保護者あての注意を呼びかけるチラシなどを配布しながら情報を共有し、注意を喚起しているところであります。また、事件、事故発生の報告の都度、各学校、園に報告の情報の一斉提供を行い、ともに危機意識を持って対応をしております。

パトロールに関しましては先ほど坂口議員の質問で町長様がお答えになったとおりでございます。また、警察と協力しながら定期的な巡回も実施いたしております。

最後に、センサーつき防犯灯でございますが、街路灯、防犯灯を整備するなど防犯に努めておりますが、地域で状況が異なりますので現在のところ考えておりません。

続いて質問事項第4、真美ヶ丘第二小学校の生徒増についてでございます。真美ヶ丘第二小学校は生徒数700人を超え、まだまだ急激に人口がふえる見通しであるが見通しはどうかという質問でございます。

真美ヶ丘第二小学校区における人口増加の見込みにつきましては、把握しております公団分譲計画において平成16年度以降200世帯で約900名の人口増加が予想されます。そのほかに民間開発を加えて生徒数は80人程度の増加と想定しております。しかし、在校生

の卒業も絡めて判断いたしますと、平成18年度から19年度をピークとして最大生徒数800人前後を見込んでおります。

続いて質問事項第6でございます。学校司書の配置についてでございます。

学校図書館司書につきましては、学校図書館法第5条により学校には司書教諭を置かなければならないと定められており、それまで猶予措置であったものの平成9年の学校図書館法の改正により平成15年度から12学級以上の学校に司書教諭の設置が義務づけられたところであります。本町におきましてはすべての小・中学校におきまして設置期限までに司書教諭の発令を終え、その司書教諭を中心としてそれぞれの学校図書館の充実に努めていただいているところであります。また、平成15年度には各学校の司書教諭と町立図書館司書との連絡会を立ち上げ、各学校図書館の運営、児童・生徒の指導及び町立図書館との連携や支援体制についてそれぞれの立場から意見を交換しながら研究を深めているところであり、司書教諭の求めに応じ町立図書館の蔵書を学校へ団体貸し出しなどを行うなど、学校図書館の充実に寄与しているものと確信しております。

続きまして質問事項8、資料館の建設をということでございます。

資料館の建設につきましては、平成15年6月議会でもお答えしたとおり、郷土について知る機会を提供し全国発信する拠点とするために必要不可欠な施設であると十分認識しております。建設に関しましては、県の馬見丘陵公園内の総合的な歴史的文化施設構想と連携した角度から推進についてさらに強く要望を続けながら、引き続き調整を図ってまいりたいと考えております。以上でございます。

議 長 5番議員！

5番議員 では、1番目から質問をいたします。

清掃センターの問題なんですけれども、厳粛に受けとめるということで調査、研究をしているということなんですけれども、これは和解勧告の内容についてはよくご存じいただいていると思いますが、これにつきましては清掃センターの確定的な操業期限でということとするということで、文字どおりの確定期限であり、いかなる事情があろうとも延長を認めない、こういう内容なんです。ですから、今どのようにやるかという研究段階は過ぎていて当たり前なんです。そしたら、具体的に今の研究されているのをいつまでに結論を出してどうするのかということをお聞きしなければ、本当にその誠意という形には全くならないですね。今本当に全面的な操業をしっかりと停止してもらえるかということについては不信感が募ってきております。今のような、この時期に至ってまだ研究中、とんでもないですね。この和

解から何年たつんでしょうか。ですから、このタイムスケジュールは早急に明らかにするのは当然であります、具体的な方策も入れて。再度その点についてお聞きをしたいと思います。

これはここの和解勧告にも書いてありますが、なぜこういう問題に至ったかという町の誠意のないやり方が問題だったということを書いているんですね。ですから、今回このことを二度と繰り返してはならないわけです。町民の信頼が大きく損なわれます。ですから、その点について再度お聞かせいただきたいと思います。

それから処理方式なんですけれども、この前のごみ特別委員会の中でも生ごみの堆肥化については研究して進めていきたいということだったんですけれども、この生ごみの堆肥化をどんどん進めていくということはごみ処理施設の規模が半分で済むということなんです。ですから、この莫大な今費用をかけて建設をしようとしているわけですから、生ごみの処理を堆肥化を進めていくというのであればそれをはっきりと計画の中に入れて、そして建設の規模等も見直しをするのは当然なんです。その点についてお聞きをしておきたいと思います。

議 長 助役！

助 役 清掃センターの操業期限のことですが、期限が来ればどうするか、その対応策については見通し、方法について基本的なところについてはある程度押さえているところでございます。しかしながら、こういうごみ処理というのはいろいろな難しい問題がございます。ごみの種類もございます。中継地の問題、いろいろな汚水処理、いろんな問題もございます。そういうところから現在、財政面も含めて精査し、今後自治会等と協議をしていくと、協定大字とも協議をしていくところでございます。単にごみ処理を委託すると、他の自治体に委託する、そういうかってそう簡単なものではございません。福井県の勝山市の例を見ても3カ月更新で各自治体に依頼していると、担当部長は毎日のようにごみ処理を依頼に走っているというような状況でもございますし、京都府の加茂町や、あるいは京都府の木津町でもこれはちょっとごみ問題から民間業者に、一般廃棄物の処理業者をお願いをしているところでございますが、これも処理業者のある市町村に対して協議も必要というところでもございます。民間業者に対してはかなりの金額も要るところでございますので、その点をうちの近隣あるいは奈良県内の自治体でどのようにとっていただけるか、現在水面下で交渉中でございます。その他のことについてもいろいろ協議し、研究しているところでございます。

議 長 環境整備部長！

環境整備部長 処理方式の中で生ごみの堆肥化についてはこの前のごみ問題特別委員会でも申

し上げたとおりでございます。今の新施設の中で生ごみを分離して処理するというのは今の段階では困難であるということで申し上げたとおりでございますが、町といたしましては家庭用のコンポストあるいは生ごみ処理機等の普及を図ってまいりまして、生ごみの堆肥化、ごみの減量化に町民挙げてご協力をいただくよう推進を図ってまいったところでございますが、さらにこれを地域単位、コミュニティー単位といたしますか、それで生ごみ処理を進めていただきまして、さらに徹底したごみの減量に取り組んでいただけたらというふうに考えておりますので、今後施設の規模算定の判断材料としてそれも含めて算定してまいりたいというふうに思います。

議 長 5番議員！

5番議員 今自治会の方にお話しされているのは、今おっしゃった中継地点として活用をさせてほしいとか、粗大ごみの破碎について期限後もやらせてほしいとか、そういうことでご相談なさっているようなことも聞いているんですけども、そういうこれはどんな理由があってもストップするんだということで強い決意を込めて和解勧告出ているわけですから、そんな話が今出てくるということ自体が大変不信感を呼ぶ、誠意がないやり方というふうに言わざるを得ないんです。そういう点について、再度ここで完全にこの和解勧告守るかどうか、その点について明確なご回答をお願いしたいと思います。

それから、今の生ごみの分別につきましては規模についても見直しをするということですが、これについては当初から全体的な計画をつくっていけば、可燃ごみの中で生ごみが半分程度あるわけですから半分になると、規模が半分になるということははっきりしているんですけども、そこまでの計算をしていかないとやっぱり大変な税金のむだ遣いになります。大変財政難の中で大変なお金をかけていくわけですから、この点については大胆に見直しをすべきですが、再度この点についてどの程度までの見直しを進めるのかお聞きしたいと思います。

議 長 助役！

助 役 この場ではっきりせよというご質問、ご指摘でございますが、はっきりさせていただきます。完全に守るということを決定しているのは焼却をとめると、焼却炉を稼働しないということは決定をさせていただいております。それらのいろんな行程、それ以外の機能については今後ご相談を申し上げ、お願いすることもございますので、どうぞよろしくということで自治会さん等の協議は完了をいたしております。今後具体的に精査した事項をもって、また協定大字、自治会の皆さんと協議をしたいとこのように考えております。

議 長 環境整備部長！

環境整備部長 ごみ処理施設の能力の算定に当たりましては、ごみ減量化の取り組みの中での判断でございまして、根本的に方式を見直すというものではございませんので、そのようにご理解をいただきたいと思えます。堆肥化の取り組みにつきましては、先ほど申し上げたとおり進めてまいりたいと思えます。

議 長 5番議員！

5番議員 次に、移ります。あとについてはまた寺前議員、片岡議員がごみ問題をいたします。

それから2番目のまちづくりなんですけれども、広陵町の方でマスタープラン、素案の方を出しているわけなんですけれども、この中で例えば建て詰まりの解消ということで具体的に過密な建て詰まりを解消するということを言っておられますし、そしてまたとりわけ真美ヶ丘の方ではそのほとんどが低層の戸別住宅で、今後ともこれら良好な基盤施設や住宅住環境を適切に保全するように進めるということを明確に言っているんですね。それにあわせて、このマスタープランに対して住民の方の公聴会で出された意見が建築基準法を厳格化するか、地区協定を結んで狭隘住宅の増建築を禁止する、その地区協定を役場が指導をしてつくっていくと、やっぱり条例化してほしいということを住民の方もおっしゃっているんです。

そして、実際に役場の担当課で指導要綱を手元に置いてないでしょう。今の答弁守れないんです、役場の担当課がそういう認識なくて。だから500平米以下は役場も知らないし、地元の自治会も何の開発されるか全然わからないままで、それで高田土木の方に行きますと、今は民間業者でも手続きできますから建設の工事かかる直前でも十分なんですね。そしたら全然把握できないんです。ですから、条例化をしていく以外、今の住環境を守ることは絶対にできません。今どんどんと35坪だとか40坪でニュータウンの方も住宅開発進んでいるんです。それだけだったらいいんです、空き地だけだったら。例えばアパートとか、ちょっとした駐車場でも、それが突然にそういうワンルームマンションになったり、何になるかわからない。こういう状態ですから、絶対にこの指導要綱が全く生かされない。こんな状態になっているんですね。ですから、これはまちづくり条例でとにかく条例化していただく以外方法ないんです。そのまちづくり条例につきましては、今国の上位法との関係の中ではやはり地方のこういうまちづくりの権利を強化していこうということでどんどんと流れが変わってきてまして、こういうまちづくり条例を各地で制定する流れが出てきているんですね。判例もそういう方向に傾いてきているんです。ですので、早急にこれは手を打っていただかないと大変な問題になる、取り返しのつかない問題になるということなんです、その点を踏まえ

で今後どうしていただけるのか、早急に、お聞きしたいと思います。

議長 都市整備部長！

都市整備部長 指導要綱を担当課が持っていないというお話ですが……そう言われておりますが。だったらいいんですけど。まちづくり協定は担当課は持っておりません。各自治会単位で決めておられるまちづくり協定といいますか、建築協定の部分については自治会の中で決められたことですので、町当局としては関与するべきでないという判断のもとに、担当課の方でも持っておりません。町の指導要綱の中で指導をさしていただいているということでございます。

また、今の答弁にもありますように今の指導要綱の範囲の中で先ほど言いました自治会の協定とバランスが取れていけばいいかなと。今のところ変更する考えは持っておりません。

議長 5番議員！

5番議員 今さっきの答弁で環境基準との均衡を図るということだったんですけど、環境基準手元に置かないでどうしてバランス図ることできるんでしょうか。そして、バランスを図ってどういうことなんでしょう。そしたら、ここのマスタープランの中で建て詰まりを解消する。これはどうやって解消をするんですか。もうどんどん進む一方なんです。で、500平米外してしまったら、200平米のところは全く形骸化して、この現在の指導要綱は全く意味がないということなんです。あってもなくても一緒じゃないですか。

ですから、もう全く最初の昭和63年につくられた環境基準のときには、本当に業者も協力してもらってすばらしいまちづくりを在来地域も含めてつくるんだと崇高なロマン持っていたんです。そういうロマンを手放して放棄して、これからのまちづくり、広陵町のまちづくりのビジョンなんか見えてくるはずありません。ですから、この点については必ず条例化をしていかなければならないわけですね。この200平米を守るということについては守るようにしていただけるのかどうか、とりわけ環境基準とのバランスの問題で言ったら、環境基準そんなにたくさん中身皆さん持っておられるわけじゃなくって、基本的には1区画200平米1戸建てというのがシンプルな環境基準の中身が中心なんです。ですから、そこをやっぱり広陵町の方がみずからまずは決めてたことを住民の皆さんがさらに決められたと、自主的にさらに決められたという経過の中で、環境基準も手元に置かないは、指導要綱は変えてしまうは、それでこのマスタープランだけが建て詰まりをなくしていくと、全く現実離れしているじゃないですか。一致させてください。この建て詰まり解消のために具体的施策を教えてください、お願いします。

議 長 都市整備部長！

都市整備部長 すべてがすべての開発について申し上げているものではございませんので、開発要綱の中では500平米以下のものについては関知しないというルールになっております。また、そういういわゆる次世代の方にも住んでいただけるような基準にすべきだと、全くある一定の規模でなければ土地を購入して住むことができないと、そういうまちづくりもいかなものかという考えもございますので、大規模に区画をされる物件につきましてはきちっと守っていただくけども、500平米以下の部分についてはその基準ではないということを守っていきたいというふうに思っております。

議 長 5番議員！

5番議員 全く問題点を把握もされていない、情けない状態だなあというふうに思いますが、この点については真っ直ぐ見ていただいて、問題点をリアルに把握してください。

次の4番目の防犯に対してですけれども、この点については時間がありませんので1つだけ追加してもらいますと、1つじゃないか、駐在について第二小学校区の誘致することに対してご努力いただけるのかどうかという点が1つ。

それから、学校の先ほど言いました学校施設の防犯対策についてということで国の方で検討委員会開かれまして、地方交付税の中にこれは小学校720人以上というところなんですけれども、交付税措置をしていると。監視カメラや非常通報装置の設置等にかかる経費が恒常的な経費として認められて、交付税算入しているということ出てるんですけれども、この防犯カメラとかの設置についても推進していただくの当たり前なんですけど、近隣で比べましても広陵町がやっていないのは際立って目立っているんじゃないかと思います。その点について、2点についてお聞きしたいと思います。

議 長 教育長！

教育長 ちょっと済んません、駐在というのは駐在所のことですか。即答できませんので、また後から。

議 長 総務部長！

総務部長 真美ヶ丘第二小学校区の駐在所の件でございますが、誘致をしたらどうかというところでございますが、正相駐在所が今担当をしているはずなんです。もし何か起きたら広陵町全域、交番を中心にした広域的なパトロールをやるとこういうのが警察の実態でございます。そういうことでよくご理解いただきたいなあと思います。

議 長 5番議員、質疑はありますか。

5 番議員 簡単な内容なのでご答弁すぐいただけるかと思いましたがなかなかですので、時間がないので次に行きます。総務委員会で引き続きいたします。

それから、緊急雇用のなんですけれども、これはIT活用能力向上サポート事業というのは王寺町でやっているんですけれども、前も何かの議案質疑のときに質問しまして、前向きに検討するという答弁いただいてたんですけれども、幸いこういう緊急雇用も使えるわけですね。ですから、このIT活用能力向上サポート事業でIT講習を受けられた方の後のサポート、それからバスカード配布事業等について検討をしていただけるのかどうかということと、それからあとはもう終わりになってしまいますから、国の方にこの制度を引き続きやってほしいという要望をしっかりとしていただけるかどうか、2点だけお願いします。間違えた。4番飛ばして間違えてしまった、ごめんね。4番飛ばしちゃった。ごめんなさい、ちょっと済いません、議長。4番飛ばしちゃった、ごめんなさい。済いません。

議 長 もう5番へ行ってんやろう。

5 番議員 ごめん、間違えてちょっと飛ばしてしまっただんです、ごめんなさい。ミスですから、それは後でします。

真美ヶ丘第二小学校の生徒増なんですけれども、今きわどいところだなあというふうには思うんですけれども、この点で今不安が広がっているのが例えば中1丁目だけ学校区を第一小学校区に変更されるのではないかということとか、プレハブで授業をしなきゃいけなくなるのではないかという不安も広がっているんですが、急激にふえて対応できなくなった場合に、このような中途半端な学校区変更はやっぱり生徒にとって大変負担になるのでこういう処理方法はしないということで確認したいんですが、それが1点。

それから幼稚園の方なんですが、幼稚園は来年1人ふえたらもう教室が1つ足りなくなってしまう状態なんです。幼稚園の方はもっともっと教室が足りなくなっていく可能性が高いんですが、以前に第一小学校の幼稚園まで通っておられたときもあったんですけれども、これは本当にとんでもないことで、遊び仲間の問題だとか、大変大きな影響を与えます。ですから、今の状態の中で言えば大変厳しいんですが、1階建ての部分で2階建てにしていくとか、具体的な施策が緊急に必要ですが、どのようにお考えいただいているのかお願いいたします。

議 長 教育長！

教 育 長 幼稚園のことについてお話しさしていただきたいと思います。

16年度のクラス編制については今のところ65名を聞いております。これから入学して

くると71名になるんじゃないかという話もきいておりますので、3学級になることは確かです。その場合には今の施設、設備を十分使いながら加配の教員で対応をしていきたいとこのように思っております。

それから、先ほど言われましたように校区、第二幼稚園校区を第一幼稚園というようにことが過去にあったというようなことも聞いておりますけども、そのことについてはちょっと詳しいことには私はわかりませんので、また局長の方から。今言いましたように、71名のところで聞いておりますので、最終的に3月の終わりにどのぐらいの人数になるかも考えながら、31名になりますと3クラス分に人数はなります。その場合には先ほど言いましたように加配の教員で対応をしていきたいとこのように思っております。

以上です。

議 長 教育委員会事務局長！

教育委員会事務局長 小学校の件に関しましてお答えをさせていただきます。

中1丁目の住所の方々を途中で校区変更するのかということに関しましては、そのような考えはございません。そして、校舎のプレハブどうこうのことに関しましては一応生徒増の状況を真摯にシビアに判断いたしまして、最悪の場合教室がどうしても不足するということが起こり得る予想ができました時点で、事前に議会の皆様ともご相談を申し上げたいと存じます。ただ、前回の議会の中で答弁をさせていただいておりますとおり、増築ということについては現在の考えはないというふうにご理解をいただきたいと思っております。

議 長 5番議員！

5番議員 増築をしないということですので、ですから前もちょっとこの話も出てたんです、中1丁目だけ第一小学校区に編入されてしまうのではないかという話が出てたんですよ。ですから、そういう点についてはこの中1丁目だけ第一小学校区に編入するというような解決策はとらないということを約束していただきたい、これが1つ。

それから、幼稚園の方の加配の教員で対応ということなんですが、これはクラス数は2クラスで先生を加配するということになるんですか。それとも遊戯室を使って3クラスにするということなのか、その辺のところの具体的なところをお聞かせいただきたいんですが、それとやっぱりあと1クラスふえる可能性は将来的にあるわけですね。みんなが3クラスに幼稚園の場合なる可能性があるわけですし、その場合にはもう対応し切れないと思うんですが、やっぱり増築ってということで考えると、今の平家になっている3歳児の教室、あそこを2階建てにし直す必要が出てくるのではないかと思うんですけれども、そういう対策を今後検討

をされることがあるのかどうか、これも一つはさっき言ったように過去のような第一小学校附属幼稚園に数人だけが通学するというようなことは絶対にやめていただきたいのでお聞きしてるんですが、そういう解決策はとらないということであればそれで結構ですけれども、その2点にお聞きしたいと思います。

議 長 教育委員会事務局長！

教育委員会事務局長 ただいま約束をしろということでご質問をいただきましたが、約束ということはできません。ただ、途中で一地域だけを校区変更するという考えは現在は持っていないというふうにお答えをさせていただきます。

それから、教室の大きさどうこうじゃなしに一応園児数が35名を超えますと目が届きにくいという判断の中から、1名の加配をつけて複数担任制を採用するという基本的な考えを持っております。以上です。

議 長 5番議員！

5番議員 濟いません、5番目の先ほどの件について具体的なIT活用能力サポート事業、バスカード配布事業についてと国の方の要望についてお答えをお願いします。

議 長 企画財政部長！

企画財政部長 緊急雇用創出特別交付の事業については継続を国の方に対しまして町村会の方から要望をされているところであります。

また、IT活用能力サポート事業につきましては今までから前に買いましたパソコンを使ったパソコン講座等をやっておりますので、また現課の方から要望が出てきましたらこの事業につきましては要望をしたいと思っております。

議 長 5番議員！

5番議員 IT活用能力向上については、これは具体的な要望もありますし、大変評価される事業ですので、前のときには検討をするという答弁だったものですから、今回とりわけ有効な効果的な形で財政負担少なくできるんだから早急に実施をしていただきたいと思います。

これは、次に行きます、時間がありませんので要望にしておきますが、ぜひ誠実にご検討をお願いしたい。

6番目、学校司書の配置についてなんですが、司書教諭の配置が義務づけられたとはいえ、図書館担当の司書教諭の先生の持ち時間だとかは、その言うたら図書館の仕事がふえるからということでそこに力を尽くすということで持ち時間を減らされたりしている状態では全くないんですよね。普通の先生と同じ時間を受け持って学校図書館を担当していただいている

のが実態だと思うんです。そういう点において、有効に図書館を活用していこうと思ったらやっぱり結構時間がとられるんですよね。生徒との対応だけではなくいろいろ調べものをしたり、また公立図書館との関係プレー等々、資料をそろえたり、いろいろと時間が必要なんです。そういう点ではただ形だけ配置をしたというだけで、恐らく現場の先生の方も学校図書館の仕事の位置づけが変わったというような認識はお持ちではないのではないかとこのように思うんですけれども、ぜひそういう点では司書教諭の先生のとりにあえずは時間数を減らして図書の充実に努めていただくということについて取り組んでいただけるのかどうか、お願いしたいと思います。

議 長 教育長！

教育長 学校図書館司書のことについてなんです。

もう授業の軽減は例えばその人につき何時間軽減というようなことはしておりません。といますのは、各学校のクラス、それから授業時間数によりまして、また例えば国語科の教師が図書館司書になっていた場合には、それはそれなりに各学校の方で軽減等も考えておりますけれども、一斉に何時間を軽減というようなことも考えておりません。

もう一つは図書館司書の教員は必ずそしたら司書だけの仕事かといいますと、そうではないと思うんです。特に中学校の場合とかは子供たちを、例えば生徒会を通じて図書委員というのがありまして、その子たちにも教えながら学校図書館の貸し出した返還、それから整理等もやっております。そういうところで図書館の司書教諭の仕事は多くなるわけですが、また反面子供を育てるという意味にも行っているんじゃないかなどこのように思います。先ほども言いましたように、一斉に何時間を軽減しなさいというようなことは教育委員会としては各学校にそういう数字は出しておりません。以上です。

議 長 5番議員！

5番議員 この点について、やっぱり学校の裁量だけで改善することには荷が重過ぎる内容だと思うんです。人的な配置がなければ時間を軽減することは無理なんですよ、実際。とりわけ週5日制になりまして、平日の先生の仕事が多忙になりまして大変な中、さらに図書館の仕事が加わるということで、改善をしたいと思われていると思うんですけれども、改善するゆとりがないというのが実態なので、だから例えば担任の先生じゃない先生で担当してもらおうとか、あるいは講師の先生配置しながら対応をしていくとか、そういう形でぜひ時間の軽減を図っていただきたいんです。

学校司書としましても司書教諭ももちろんですけど、学校司書もこれは教育職の位置づけ

だというふうに私は認識しているんですね。実態は事務職として採用されているところもあると思うんですけど、学校司書を置かれた場合としても教育職の立場で置くべきだと思っていますので、当然司書教諭の先生、本を渡すとか、案内するとか、生徒の対応とかについては教育職だということで認識しておりますので、誤解なきようお願いしたいと思います。そういう点において、そういう時間軽減についてとりあえずは努力していただけるかどうか、お聞かせいただきたいと思います。

議 長 教育長！

教育長 先ほども言いましたように、現実には例えば国語科の教員が図書館司書を持っている場合が多いですけども、ほかに他の教科で図書館司書の資格を持っている者もいます。その中でやっぱり学校の中での生活ですから、もちろん教諭並みに一緒に働いているわけですけども、だから現実には各学校に例えば二、三人いた場合には曜日を分けてやっているとか、そういうようないろんなところを工夫しているわけですけども、現在広陵町の各学校におきましては図書館司書は最低1人要ることも確かです。あと学校の方の運営につきましては校長の方にお任せしながら、できるだけ軽減の方も考えていただいているだろうとこのように思っております。以上です。

議 長 5番議員！

5番議員 8番の資料館の建設のところに行きます。

これは何回もこれも言っているんですけども、では具体的に県の方でいろいろ調べてもらっているんですけど、全く計画の俎上に乗ってきてないんです。資料館の建設を馬見丘陵公園で要望をしているということは林田町長の時代もおっしゃってましたけれども、もうこれで何年たつんでしょうか。相当数の年数たつんですね。ですから、ここの30人会議で答申を提言をまとめられたということは具体化をしていく一歩、住民の期待が一層高まっているということがあるわけですね。それと実際にいろいろな資料が出てきて、置く場所もないような状態の中で本当に文化財に対してどのように考えていただいているのかという、そういう不信感にもつながるような内容なんです。再度お聞きしますが、では具体的に県の方はどういう計画でどこまで進んでいるというふうに見ておられるのか、それから今ある文化財の保存についてまだまだ発掘していくわけですからいい文化財も出てくるわけですが、それについては緊急に何らかの手だてがいると思うんですが、どうされていくのかということ、それから3つ目にやはり広陵町の住民の期待は広陵町で大きくなくてもいいから、本当に活用できる資料館が欲しいということですから、その点についてどうお考えいただいているの

かお願いします。

議 長 教育委員会事務局長！

教育委員会事務局長 資料館の建設に関して県の方にどうこうということのご質問を今いただいておりますけれども、町長を通じまして県の方に働きかけていただいていることは事実でございます。なお、県の方等につきましてもいろいろな内容の確認あるいは調整等をしていただいておりますので、今後さらに誠意を持って要望もしていきたいというのが現在の答弁の内容でございます。具体的な進み方等につきましては掌握いたしておりません。町長の方からその件に関してはお答えをさせていただきます。

議 長 町長！

町 長 資料館について建設をせよという、かねてから私どもにも答申をいただいたわけですが、この考え方が2つあるんですね。単に資料館を建てよと言う人があります。今議員はどちらの意見かわかりませんが、広陵町の出土品を展示をして、そして作業をする、そしてまた公園の一つ研究室をつくる、これぐらいなら簡単にできると思います。しかし、私たちはやっぱり広陵町は古墳の町日本一と言っているんですから、やっぱり日本人に、また知事さんは世界に開く奈良県とおっしゃってるんですから、世界の人に見ていただくこんな大きいスケールで知事さんもかかっているんです。ですから、私はこの際便乗して、広陵町のこの歴史の町、また古墳資料館、いろいろありますので、こうしたところで取り上げていただいて、知事さんの考えとあわせていただくことが一番いいというように申し上げているんです。単に広陵町だけの資料館は1回見るともう二度と行かんとこういうところが非常に多いわけですので、私どもには資料館つくるにはよく考えてやってくれとこういう要望も実は多くいただいておりますので、今私どもここで申し上げますが、資料館につきましても当分大きい目標は持っております。しかし、町内では作業所、展示室、講演できる部屋、これはこの役所の敷地内で確保していこうと今職員と相談をして、これは具体的に作業に取りかかっているところでございますので、簡単な資料、作業できるスペースは今年度には具体的に皆さんにご相談を申し上げる、そんな時期がやってきておりますのでよろしくお願いをしたいと思っております。

議 長 以上で松野君の一般質問は終了いたしました。

お諮りします。本日の会議時間は議事の都合により午後7時までと延長をいたします。ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本日の会議時間は午後7時まで延長をすることに決定いたしました。

次に、寺前君の発言を許します。

4番議員 それでは、一般質問をさせていただきます。

ごみ分別の徹底でごみの処理をとということで、RDF炭化方式によるごみ処理を公表しましたが、広瀬、百済ではまだ基本合意が交わされていない。合意を前提とするとした姿勢に反する。また、RDF炭化方式の採用の経緯は検討委員会の方向を受けたとしているが、報告は形式的なもので議論の全過程を見れば町の強引な検討委への押しつけである。政府のRDFに対する最終報告も出ていない。安全を重視し、徹底した分別で生ごみを堆肥化し、処理にかかるエネルギー負荷を最小にし、公害の発生を最小限すべきでは。

また、財政上からもむだを省く必要がある重大な課題ではないのか。

第2番目、町民が利用しやすい国保中央病院に。

完全な自治体病院として再出発するが、広陵町民には交通の便が最も悪い。町の負担に、これは交付税ということで理解してます、見合った利用が可能にすべきだか、さらに救急医療体制の充実も必要、町民利用の優先もあってしかるべきではないか、町民利用の優遇もあってしかるべきではないか。

また、病院経営の素人の集まりで、自治体はですよ、責任体制があいまいになるおそれがある。どのような体制をとるのか。設立当時の経緯からもきちんとすべきである。

質問3、中小企業基本法第6条の理解と実践について。

中小企業第6条は以下のように書いております。国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的、経済的、社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。これは責務を有するということになって、改正前の努力義務とは全く違う内容になっている点を踏まえた問題であります。

1、その中で商工振興課の復活について。

2、靴下市から見えるもの。総括と今後の方針。

3、靴下の販路の拡大。アンテナショップは理念を持って設置をすべきである。

小学校入学時に地場産業の靴下の支給を。町の責任で転入者への地場産業の宣伝を。これは商工会が会長の溝川会長の名前で転入者へ配っていて、選挙違反のおそれが十分あるという県選管の指摘から撤退しました。そういう経過を踏まえて町の責任でやるべきだという意味であります。

先進例に学んだ経営アドバイザーの設置で経営相談、転業相談活動を。

また、靴下センターを設置して、転廃業の織機の活用、休止織機の相互活用、共同利用の織機、機械の購入、修繕等の専門家の配置など視野に入れた業界の緊急実態対策もやるべきではないかということでもあります。

また、職人、内職、パートのあっせん機能の強化。これは商工会でやっているわけですが、その実態及びその強化ということでもあります。

質問4、商店活性化と福祉事業の融合を。

独居老人、老人のみ家族などと商店を結び、商品の注文、配達、行政相談など便利な生活環境づくりをする。これは優しいまちづくりに共通する内容です。そのために町が商店等と契約を結ぶという点の質問であります。

第5番目、町が主導で仕事起こしを。

政府も緊急雇用対策を行っているわけですが、町も真剣にその分野で実施すべきであります。国の雇用対策に頼り切りでは積極的な活用をする内容に乏しいものも事実であります。1つは前回質問のリフォーム事業について。また、シルバー人材センターの仕事づくりについてであります。この点についてどのようにお考えなのか、再度お聞きしたいと思います。

質問事項6、公共交通システムの整備を。

広陵町でも過去に巡回バスを試走させ失敗してるわけですが、やり方が問題であったことは間違いありません。不便な町をどうするかは町の総合計画でも課題の一つになっているぐらいです。福祉バス、乗り合い低料金タクシーなど先進例はたくさんあります。取り組む必要があると考えるわけですが、その点についてのお考えをお聞きします。

質問7、青少年センター建設の具体化について。

内容、放課後対策は健全育成の重要な課題です。町民参加で具体化したセンター建設がそのまま放置されていることは町への信頼を揺るがせるものになりかねません。手順はいろいろあるが、実施すべきと思うわけですがどうでしょうか。

最後に、古文化財の保存について。

櫛玉神社内の弁天さんをまず町の文化財指定にし、保存に協力する必要があるのではないのでしょうか。以上で1回目の質問を終わります。

議 長 ただいまの質問に対し答弁をお願いいたします。 町長！

町 長 ご質問にお答えをいたします。

まず、ごみ分別の徹底でごみの処理をというタイトルでございます。

昨年12月に中区とは基本合意書の締結をいただきました。広瀬区並びに百済区に対しましては現在基本合意をいただけるようお願いをしている状況でございます。広瀬区、百済区では町との交渉窓口のための組織をおつくりをいただいたそうですので、今後具体的な内容の協議をしていただけるものと存じます。議員の皆さんのご理解、ご支援を賜りながら鋭意努力をしておりますので、どうかよろしく願いいたします。

処理方式につきましては松野議員にお答えいたしましたように、町において十分調査、研究を行い、それを参考にさらに処理方式検討委員会において専門的にご検討をいただき、ご報告いただいたものでございます。また、国においては昨年12月にごみ固形燃料適正管理検討会から報告書が出され、ガイドラインが示されましたので、今後事業計画を策定するに当たりましては十分留意いたしたいと存じます。

生ごみの処理方法についてご提案をいただいておりますが、町といたしましてもさまざまな角度から研究を重ねているところであり、収集の方法を初め生成物、例えば堆肥の利用場所や利用方法まで総合的に考える必要があると思っているところでございます。特に、分別収集は住民の皆さんのご理解とご協力なしには効果を望めませんので、そういう意味でやはり各地区自治会などの小コミュニティー単位の取り組みから始まるというのが基本であろうと認識をしているところでございます。コンポストや生ごみ処理機などの普及とあわせて検討をしておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

2番目、町民が利用しやすい国保中央病院ということでございます。利用可能な交通手段、また優遇措置とか、緊急医療の充実、責任体制の質問がございました。

4町の会議で国保中央病院に通院するため、広陵町から三宅町を経由して病院へのバスルートをご提案したこともございます。しかし、西田原本駅から国保中央病院へのバスの乗車を見ても1人か2人の状態であり、それ自体検討を迫られている状況であります。

救急医療体制については救急告示病院として救急対応以外に中南和地区小児輪番制に加えて、平成14年度からは桜井地区二次輪番制に参加しております。今後さらに地域の救急医療に貢献するため、現在の1科当直を全日2科当直体制の整備を進める方向で検討を行っております。

町民が利用した場合の優遇制度につきましては、4町で研究してまいりたいと考えています。

体制整備につきましては、組合議会の充実と構成4町からさらなる運営強化を図っていきたいと考えています。

3番目の中小企業基本法第6条の理解と実践についてでございます。たくさんの項目から成るご質問に順番にお答えいたしたいと思っております。

初めに、中小企業基本法第6条についてですが、地方公共団体の責務として制定あるものとして重く受けとめております。

次に、商工振興課の復活についてですが、前回にもお答えしたとおり、今ある組織で産業活性化に鋭意努力してまいりたいと考えております。

次に、靴下の市については毎年4月と11月の年2回、広陵町靴下組合が主催となって実施され、毎回町内外から多数の人が詰めかけ、販売の拡充と靴下のPRに多大の貢献がある事業ではないかと考えており、今後も靴下産業の活性化を図るためにも町もできるだけバックアップしていきたいと考えております。

次に、アンテナショップについてですが、施政方針でも述べさせていただきましたが、靴下産業の振興と活性化を図るべき商工会に支援しております。地域振興活性化事業の一環として大字笠に靴下の常設直販店と竹取公園北側駐車場に靴下などの地場製品の販売と飲食店も兼ねたショップ竹取を相次ぎオープンされました。こうしたショップを基点に販路販売の拡充とPRを図り、よい商品を安価で販売することや消費者と生産者を直結し、生の声を素早くキャッチし、売れ筋の把握や新製品開発の一助になるのではと考えております。

次に、小学校入学時に靴下の支給や転入者への地場産業の宣伝をしてはとのご提案ですが、地場製品のPRについては商工会と協議をしております。

次に、先進例に学んだ経営アドバイザーの設置についてですが、県下でも本町の商工会にしかない中小企業診断士、社会保険労務士の資格を持つ経営指導員等が中小企業の情報収集、資金調達、経営の安定化等の指導に当たっていただいております、極めて専門的な職種でもあり、商工会の人員拡充に大いに期待しております。

次に、靴下センターの設置についてですが、一自治体で設置するよりも県下の地場産業について幅広い情報や意見交換が図れるよう大和高田市に奈良県広域地場産業振興センターがあり、広陵町の靴下業者におきましても活用をされておられます。

また、業界の緊急実態調査のご提案につきましても、前の質問で回答をしたとおり、経営指導員が常時相談に当たっておられるところでございます。

最後に、職人、内職、パートのあっせん機能の教科についてですが、現在商工会で内職等の希望者の登録、あっせんをお願いしており、またサン・ワーク広陵やグリーンパレスの働く婦人の家ではハローワークの雇用情報を紹介し、広報等でもPRを行っています。

4番目、商店活性化と福祉事業の融和をということでございます。

現在、高齢者など介護認定者にはひとり暮らしにかかわらず介護保険制度を利用していただくことで、ご質問にあるような生活に必要なサービスの提供を受けることもできます。また、行政相談につきましてもサービスカウンターを8カ所に設置し、身近な場所でどんなご相談でも受けられるよう体制を整えております。

5番目、町が主導をして仕事起こしをということでございます。

リフォーム事業につきましては、前回の一般質問で回答いたしておりますが、さらに産業構造や住民サービスの把握に努め、今後の施策の取り組みに努めております。

シルバー人材センターへの仕事づくりにありましては、働く意欲のある方がセンターには大勢おられ、比較的安価で内容のよい仕事をされており、町の業務の中にも委託できる仕事は積極的に協議したいと考えています。

次に、新交通システムの整備をということで、巡回バスを失敗されたとか、福祉バスの取り組みをさらにやれというご質問でございますが、15年度から県、市町村、近畿運輸局、県下バス会社の構成で生活交通維持確保対策研究会を発足させ、路線維持のノウハウを蓄積集約し、生活交通の維持確保のため現行バス路線の維持、利用促進策の研究と多様な移送手段を活用した生活交通の確保策の研究を行っております。特に、国土交通省においては非営利組織、NPOでございますが、料金を取って高齢者や障害者を病院などに送迎するサービスについて平成16年4月からタクシーの事業認可や普通2種免許がなくても有料輸送を認める方針を出しているようであります。事業の申請があれば、奈良県各自治体等で作る運営協議会を通じて検討をすることになっていきますので、本町といたしましても今後の動向を見守っていく所存でございます。

青少年センター建設は教育長がお答えします。古文化財の保存についても教育長がお答えを申し上げます。

議 長 教育長！

教 育 長 青少年センター建設の具体化についてお答えいたしたいと思っております。

12月の議会でもご質問いただいておりますが、青少年野外センターについての基本計画を制定し、施設、設備を予定しておりましたが、現実には図書館や公園利用者の駐車スペース確保に苦慮しているところであり、多目的利用の一環として駐車場としての利用のほか、スポーツや野外活動等に工夫をしながら有効に利用をしていただいております。今後の利用につきましては、多目的利用を優先に考えていく所存であります。野外活動センター整備に

関しましては当面多目的利用を図りながら計画の見直しを進める一方、機能分散によって現有諸設備の有効活用を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、古文化財の保存についてでございます。

櫛玉神社の弁財天像は神像の台座裏に紀年名から室町時代の永永8年、1527年に制作された神像であると考えられます。現在の字名となっている弁財天像の歴史的意義は大きく、今日まで関係者からのご意見も寄せられているところであり、ご意見は今後の文化財行政の参考にさせていただきたいと思っております。以上です。

議 長 4番議員！

4番議員 第1番目ですけれども、ここで一番問題になってくるのは先ほど松野議員等に対する回答の中で現在のところでは処理方式を変えることはできないというようにおっしゃっているわけですけれども、私は町の責任、町が本当に広陵町の将来、15年間とともに15年先の将来を考えた施策をつくるのであれば可能だというように思うわけであります。その第1の理由は、まず最初に処理方式を報告を受け、2月号で全町民に公開されたわけですけれども、広瀬、百済については基本合意がなされていない。なされていないにかかわらず、その前段階にRDF炭化を公表したということは、信義を裏切るものではないかと思うわけであります。

もう一つはRDF炭化というものについて、古寺地域にどのような説明を行ったのかと。古寺地域については先進地の視察に2日間というか2回にかけて恵那市に視察に行かれました。それに対する意見書聴取、あるいは古寺での議論、そして町がかかわったその後の意見聞かれたことは全くないわけであります。行かれた方について個々には聞いておられるかわかりませんが、その方々の総合的な意見を議論する場もつくっていない。こういうような状態であります。ということは、今まで古寺においてもわかりでありましたが、RDFについての説明は役員の方々にはしてこられました。しかし、根本的にはこの問題については焼却方式ということになっているわけですから、その観点から古寺地域の方々に合意を得たというような経緯はありません。これは焼却方式でないという一部の学者もおられるわけですが、厚生省自体は明らかに補助基準でも焼却方式、そしてまたわざわざ広陵町が研究会を、検討会を開いた先生のご意見でも焼却方式の一形態というように位置づけられているわけですから、焼却方式ということが当たり前のわけなんです。となってくると、古寺やその他の地域で焼却方式としてこのRDF炭化をやるかどうかという問題に対する意見聴取はされてこなかったわけですから、これについての問題の変更はあり得ることだと思うわけで

あります。

つまり、RDF炭化ではなく生ごみ処理をすることによって経費の削減も、そして全町的な公害防止に連なる画期的な方策としての提案を行っても今間に合うというように私は思います。それは古寺や中や広瀬や百済の地域の方々の同意の問題としてRDF炭化が既成の方策として行われていないという立場に立っているからでありますけれども、もちろん古寺の役員さんについては別途の視点から公害防止に生ごみ堆肥化にする方が、残りをどのような処理にするかは別としても、する方が現在のRDF炭化の処理方式よりも圧倒的に排ガス量の軽減にも図り、しいてはその分公害の防止にかかわるという観点から私は理解を得られると思うんです。

そういうようなことについての話し合いを当初から拒む理由は一体何なのか。私はそれはRDF炭化方式が既成の事実として歩き始めてしまっていたからではないのかと、こういう危惧を強く持つわけであります。だから、今私は古寺にしても、広瀬にしても、百済にしてもRDF炭化という問題に対しての具体的な討議を経た中での結論は得ていない、こういう立場に立って今なお予定を変更し得る機会だというように認識するわけですが、その点に対してどのように思われているのかお聞きをしておきます。

それと加えて、ここに徳島県の上勝町のゼロ・ウェイスト宣言というのがホームページから取り寄せました。これはごみゼロ宣言ですね。いわゆる2020年にかけてごみを一切出さない、こういう宣言をしているわけです。ここにあるのをちょっと読んでおきますけれども、政府が今やっている施設というのは、上勝町や6市がやろうとしている施設についてなんですけれども広域でやろうということだったわけですが、こうした施設の建設は平成12年度に政府が決定した循環型社会形成基本法とは逆行するもので、しかも将来のごみの分別、資源回収が進むと焼却量が減少をし、この焼却施設の管理運営が成り立たなくなることは明白でありますと、こういうような書き出しでゼロ・ウェイスト宣言が書かれています。

そして、現在進められているごみの、これは政府が進めているという点ですが、世界中の多くの国が地球温暖化防止を定めた京都議定書にも反するものであり、早期に合意した方法は改めなければならないと考えます。また高額な施設、今政府や広陵町がやろうとしている施設ですが、それと同じようなことを言っているわけですが、高額な施設は廃棄物の発生を促すものであり、抑制にはつながりません。さらに、現行の国の施策では膨大な補助金を使う誤った誘導政策によって自治体に過度のごみ処理責任を課すものとなっております。そして、生産者である云々、ずっと書かれていますが、今後税金による負担を増し、

私たちの健康や環境が犠牲になると予想されます。これは現在行っている上勝町周辺の広域処理、あるいはまた政府が行っている、広陵町が今行おうとしているものであります。こういうように言っています。そして、私たちは地球に残された貴重な資源をむだにし、環境を汚染するごみ処理施設の建設のような処理対策を求めているのではなく、製造や消費段階においてごみの発生を予防する施策や資源が循環する社会システムの構築を求めます。そのためには国が法律で云々のんが書かれているわけですが、上勝町は焼却処理を中心とした政策では時代に対応した循環型社会の形成は不可能であると考え、先人が築き上げてきた郷土、上勝町を21世紀に生き残る子孫に引き継ぎ、環境的、財政的なツケを残さない未来への選択をまさに今決断すべきであると確信いたします。

こういうことで、ここに上勝町は21世紀維持可能な地域社会を築くために幅広く上勝町民、国、徳島県、生産者の協力を強く求め、2010年を目標としたオーストラリアのキャンベラ、カナダのトロント、また2020年を目標としたアメリカのサンフランシスコ、さらにはニュージーランドにおける半数以上の自治体のように、具体的長期目標を掲げるゼロ・ウェイスト宣言を採用し、2020年までに焼却埋め立てに頼らないごみゼロを目指し、本日別紙のとおり上勝町ゼロごみ宣言及び上勝町ごみゼロ行動宣言を採択する。これは議会で採択された内容であります。

こういうことが今先進的な自治体では取り組みが既に始まっています。このような問題を今広陵町で考えるときに、広陵町民の未来の子供たちに財源的にも、また資源についてもっと考えられることがあります。その第1段階としてごみの堆肥化の問題については、私たちは四国にも見学に行かれた経験報告されております。また、吉田議員とともに見に行った水口町の経験も報告をし、町も見に行っておられます。こういうような財産を本当に今広陵町民、将来の広陵町民の方々に残す、このことが特に求められているというように思うわけです。私は町が今ここに来て古寺の方々にご負担をかけている、かけるという点についての先ほどからのご苦勞の話、言葉は議会でもありました。私たちにもそのように思います。しかし、処理方式に関しては今なお私は古寺地域あるいは関連地域の方々と話をしながら進められるということが町の決断によって可能だというように私は思います。そういう点について、その総合的な観点からだっとなおこの処理設備に対する考え方を一層進めるという立場をとることができないのかどうか再度お聞きしたいと思います。

議 長 環境整備部長！

環境整備部長 まず、地元の状況についてご報告を申し上げたいと思います。

けさも広瀬の区長さんとお会いをしまりました。議会の方では広瀬の基本合意を3月中に締結をしていただくということをお願いを申し上げますということを区長さんにご報告を申し上げます。これは以前からそのようにお願いをしているわけなのでございますが、広瀬区長はもう基本合意しているのと同じだと、議会にそのように報告しておいてくれて結構だというふうにけさもおっしゃっておられました。ただ、町といたしましてもまだ文書で基本合意の締結をいただいておりますので、基本合意をしていただきましたとはご報告はしておりません。基本合意をいただける雰囲気ができ上がっているというふうにご報告を申し上げますということを申し上げます。今後広瀬区の環境整備事業等について詳細に協議をお願いしたいということで、今日はお邪魔をしてお会いをしまりました。百済区につきましては3月6日に新たに組織を立ち上げられまして、各会等ごと3名ずつの21名の委員会が立ち上がったとけさ百済の区長さんからご報告をいただいております。委員長には百済の区長さんがご就任いただいたそうでございますので、今後鋭意百済区ともご相談を申し上げますまいりたいと思います。

まず、その処理方式につきましては今急にRDF炭化方式と決めたわけではございませんで、長年交渉の経過でRDF方式からスタートして、最終的にその出口の問題から炭化方式がいいということで炭化方式を提案してまいったわけでございます。議員ご提案の生ごみ処理方式につきましても理論的には我々も納得できる部分もございます。ただ、急にその方式に変更するわけにもまいりませんし、また生ごみの堆肥化処理にはそれぞれ問題があるということも我々今までの研究結果の中からも出ておりますので、今後の課題としては生ごみ堆肥化処理も必要ではないかというふうにも思っておりますので、先ほど松野議員さんにお答えをしたとおり、生ごみの堆肥化はごみ減量化の一環として進めていきたいというふうに思っております。以上でございます。

議 長 4番議員！

4番議員 繰り返すことになるわけですがけれども、私はこの炭化方式について検討委員会が立ち上がりました。そして、そのときに検討委員会の4回の議事録でも委員長が今回からいろいろな意味で変わってきますので、ごみ燃料化方式を前提とした類似事項を検討していただきたい、他の方式を参考にしながらということで事務局が考えております。それでこの委員会を進めたいということならば、若干肩の荷がございます。で、委員さんはどう言うているか。ある委員さんは要するにごみ燃料化方式に対する意見を述べればいいのか、処理方式全体として意見を述べる方がいいのか、その辺あたりはちゃんと確認しておかないと、それこそ報

告を出すときかなり違うのではないのでしょうか、住民の方がこの委員会に期待されていることもあると思うので、3つの処理方式全体として意見を述べるのか、ごみ燃料化に対する意見を述べるのか、きちんと確認しておく方がいいのではないのでしょうかと、こういうような改めた質問をされているんです。そしてさらに、委員長は今回は前回までの内容を委員会にとっては難しい判断になるということを事務局の方で考慮していただいていますと、こういう形で委員長は述べているんです。こういうような経緯が検討委員会での経緯であり、9月に最終報告になった経過なわけであります。こういうことについても当然認識されていると思います。

また、昨年の9月議会ではこの報告書の前提になったいわゆる燃料化方式については、地元が強く要望をしてきたものと再三委員会で述べられました。しかし、前提としてそれは9月議会ではたまたま視察に行ったときに区役員の方々がこの方式もいいなというような話から始まったと、こういうように大幅な修正をされているわけです。こういう経過から言うと、私はやっぱり具体的になぜRDFあるいはRDF炭化が最初から町の最終段階の話になったのかという点が私は理解できない。もちろん町は当初からRDFでやるのが公害が懸念が一番少ない、煙突のない施設だから一番少ないということで出発されたことは認識しております。しかし、具体的に検討委員会まで立ち上げたという段階の流れから言うと、非常に町の決意の部分がどこにあったのかということの疑問を持たざるを得ないわけであります。そういう点から言っても、私は町が再度この点について検討委員会でもRDFかRDF炭化の区別は議論をしなかった、これは検討委員会の私たちの質問に対して委員会が答弁されたとおりなんです。その区別をして議論をしてこなかった、RDFとRDF炭化について。燃焼方式全般にわたってはやったけれども、してこなかったということになっていて、町はRDF炭化を選んだわけですけれども、そういう経過から言って私は一歩進んだところではごみの減量化、堆肥化について地域で取り組んでいく、そしてまたその施設の処理能力については20%、30%ですか、20%の削減を行うということで事務局の努力されている部分はいま見ることができます。20%っちゃうことでね。そういう点についての私は理解は得られるわけですけれども、なおRDF炭化という全体の枠の中で、15年間という制約の中で40億円以上の設備投資を行うということに対してはまだ軌道修正でき得るというように考えるわけなんです。

そういう点ではもちろん事務局の方の非常な努力、そしてまたこれに伴う精神的な苦勞という点は十分に理解でき得るわけですけれども、先ほど上勝町の町のゼロごみ宣言に見られ

るように、広陵の百年の計を今つくろうとしている、その中にあって生ごみ処理、いろいろ問題があろうということはよくわかります。現実に各地でこのことが進んでいる段階ですけれども、こういう取り組みの内容を積極的に一層行うということで、残りの部分をどうするか、それは私たちは処理方式を提案しています。しかし、これは提案であって、皆さん方と議論の中でどうしていくのかという議論は残るわけですが、生ごみを堆肥化してごみ処理を半分に減らす、こういう点についてはなお努力する必要があるのではないかと、これからの、今現在もということに再度お答えを願いたいと思いますけれどもどうでしょうか。

議 長 環境整備部長！

環境整備部長 最後に職員の苦勞をねぎらう言葉をいただいてうれしく思います。町の職員、担当者は今までからRDF方式、RDF炭化方式、その他の方式も含めまして十分検討、研究、実地調査も行ってまいりました。処理方式検討委員会におきましては地域への説明の状況、経過等をご報告を申し上げて、RDF炭化のごみ固形燃料化方式の前提で地域に説明をしているということもご報告を申し上げまして、検討を進めていただいたわけでございます。各ごみ処理方式には一長一短がございますし、また広陵町の地域の規模に合うのか合わないのかというところも問題がございます。最終的にごみ固形燃料化方式の中にRDF方式とRDF炭化方式を提案をされたわけでございますが、その中からやはり広陵町の地域にふさわしい、経済的方式である炭化方式を選ばせていただいたものでございまして、これを議会にご報告を申し上げ、広報によりまして町民の皆さん方にお示しをしたものでございます。

以上よろしくご理解いただきまして、今後の事業にご協力をいただきますようお願いを申し上げます。

議 長 4番議員！

4番議員 炭化方式については焼却の問題っちゅうのが残っている点を再度指摘しておきたいと思えます。

国保中央病院の問題ですけれども、全員協議会の中で町がもっとも医院長等来ていただいて説明会をしていただいたと。町のそのような国保中央病院にかかわる一貫した説明努力については、非常に広陵町、4町の中でも広陵町は際立っているという点の認識は私も強く持っております。

そういう点の中でわかってきた問題ですけれども、急性期入院加算の問題というのは、これはいわゆる病院の経営とそして赤字を出さないという経営方針と、そしてそれからさらについて言えば利益優先の問題と、この2つの問題があるわけなんですね。利益優先の問題と

いうのは急性期の問題なんです。これは赤字を出さないとは表裏一体の関係ですけれども、実際にはお年寄りが排除されていくということになるわけなので、私はこういう点について名実ともに町立病院となって経営は任せていくということですが、立派な町立病院で赤字を出さない、こういう努力をこれは4町こぞって病院を利用し、愛される病院にしていくということが必要なわけでありまして。そういう点から言っても、利益を出す国の施策の一つを利用するという方法は赤字を出さないというところでとどめていくということの立場に立つことが必要であります。そういう点では医院長は毎日毎日の日当点などについて出すと私立からおしかりを受けるというような形で言われていたわけですが、この点についてどうなのかというのはわからないわけですが、いわゆる経営については素人の集まり、自治体はですね。こういう状態で報告を受け努力をしていくと言っても一気に行かない。長期計画についてもこれは町、自治体を中心に座って中・長期の計画を立てていく必要があるのに、病院だけが先行してしまうとこういうことになってるし、また今の現状ではならざるを得ない。

こういうところを考えるためにも、私は執行者や組合議会のところに議長、副議長の充て職について余りにも安易過ぎるというふうに思います。そういう点で、この議会を強化することなくして各自治体の責任をとる体制はとれないというふうに思いますけれども、組合議会の強化という点で議長、副議長だけで議会が成り立つという考えに立っているわけですが、その点についてはどのように思われるのか、その点をお聞きしておきたいとします。ぼんやりじゃないがな、1年の充て職やから毎日かわってしまいよる。広陵町はそうでないがな。それもはっきり。毎年かわるんやから、議長。

議 長 助役！

助 役 今議会の構成でご指摘いただいたようでございますが、議長、副議長、大変重い職だと考えております。その議長、副議長が今度は組合議会の中で議員としていろいろなご指摘をいただく立派な制度だとこのように考えております。

また、それ以外のことにつきましてはやはり当然前々から協議をやっております。担当者会議、責任者会議、いろいろ必要ではないかと、そういうこともあわせてご報告をいたします。

議 長 4番議員！

4番議員 結局各4町とも担当者っちゅうの助役のところであって、窓口がないんです。これは前にも指摘しました。そういうような状態に対応するという点で、継続的なものになって

いかない。議長、副議長っちゅうのは広陵町でも1年限りなんです、4月15日に決まって、そして4月15日に。ということは、予算を立てるけれども、その決算については別の人が行くと。こんな状態を続けようとするわけですから、責任なんてとれるようなことじゃないんです。まして議長、副議長がかって今まで資料等についてももらってきた、議会について提案したことないんです。私たちは努力によってその内容を入手してきたわけですから、それすらなされていない。そういう認識は理事者が持っておられるのかどうか。私はそういう点でこの組合議会の体制っちゅうのは今後町が自治体病院として確立するに当たって議会は責任を持ってない、こういうような内容につながっていくと思うんですけれども、そういう点についての検討は引き続いて行っていただきたいと思います。これはもう。

それと、今回わかった点で救急医療体制については1科体制を2科体制にするという点では、これはかなり進むというように思います。そういう点で、2科体制にして医者配置があればやはり優先してやっていただけると。広陵町にとってもその体制については救急隊と密の関係を持って、特別にやはり連絡を取った体制をとっていただきたいということも要望をしておきたいと思います。

3番目に、中小企業の問題について移りたいと思います。

まず、私はきのうも商工会からマルヒロに野菜の販売依頼があって、きのうはさんざんな目に遭ったようなんですけれども、設備等についてそういうような状況になっていないというのが大きな原因だろうというように思うんですけれども、活用をするために努力をされているわけなんですけれども、先ほどから答弁されている点での大きな点、商工会の経営指導員の方々はその任務を果たすために一生懸命勉強をされておられます。しかし、実態は以前にもここで質問をしたことがあるわけなんですけれども、小口融資に係る指導の体制についてどうかということのときに、実際問題としてそれのところまで手を広げることが実態困難だということがこの議会でも答弁あったわけなんです、もうこれはかなり以前ですけどもね。それほど商工会の職員の方々には日常事務に追われて経営指導や専門的な力を発揮するところというのはなかなか難しいし、商工会員の方々が相談に行かれるという状況でもないんです。こういうような前提に立てば、先ほどから答弁、何か経営指導員も配置して専門家配置して、それがすべて商工会員のところに行き渡っているというような答弁をなさっているわけなんですけれども、これは商工会の指導をされている方々が聞かれていると、労務の条件を全く認識されていない、こういうような形で聞かれるというように私は思うんです。こういう形での認識というのはやっぱり商工課、産業課が係だけで対応をしているために、緻密な商工会と

の連携が取れていないことから起こってくる問題だと思います。そういう点が第1点。

それから、私は靴下市の総括と今後ということではおっしゃった点は、靴下市についてはおむね成功してきました。しかし、今過渡期にかかっている時期だろうという点もあります。こういうところのものを私は靴下市の成功したところを引っさげて全国展開する、つまり靴下市と同様なものを例えば東京、東北、そういう遠いところまで行かなくても近畿、こういうところで積極的に展開をする。そしてさらに靴下市に参加する業者を募集する。こういうような形でこのところについて、具体的な総括と方針の部分で町が積極的に加わってやることが可能なんです。これは成功した一つの例なんです。産業振興で常々3年にわたって3,000万円の助成を町は行ってきたんですよ。しかし、その成果というものが具体的に私は残念ながらその次のステップという問題に踏み切られていない、私はそれが残念でならないんです。そういう点から言っても、引き続いた振興策という問題について成功した事例を全国展開する、これは私は可能だと思うんです、町の援助を強くすれば。そういう点についてお伺いしときたいと思います。

もう一点、地場産業センターについて、靴下センターの役割を果たしていけるような答弁がありました。実態を知っておられないんですよ、全然。地場産業内にある靴下組合の仕事というのは各靴下組合との交流でも少ない、実態どうやっているかわからないというのが地場産業の靴下の常務さんなどの意見なんです。広陵だけがもう一番よく取り組んでおられるというのは見えるけれども、その他はわからない。こういう状態なんです。それをそこが肩がわりできるかのような答弁書を書くというのは、私はこれは本当に残念なことであります。そういう点でこういうような部分というのは商工振興課がない、あるいは系統的な商工振興に取り組んでいない、こういう姿を答弁書自体が物語っていると云わざるを得ない。そういう点で再度この答弁書を今指摘した問題についてどのように認識されているのかご答弁願いたいと思います。

それから、職人の内職やパートのあっせん機能の強化というのは先ほどから同じことを述べられているわけですが、さきのこの議会でも述べたように自治体が無料の職業安定所を設置することができる、こういうことになっている段階での認識の度合いを聞いているんです。こういうことについて従来と同じような形でつながって上がっていない。私は今聞きますけれども、商工会の職業あっせんの機能、内職、パート、登録が何件で現実に過去1年間何件の職業あっせんを行いましたか、数字を持っていますか、そういうことも教えてください。以上です。

議 長 都市整備部長！

都市整備部長 商工会の方と連結がとれていないというご指摘でしたが、当方はとれていないとは思っておりません。引き続き商工会とは連絡を密にして、商工の発展のために努力していきたいと思います。

靴下市であります、靴下市につきましても年2回行われている中でかなりの手人が参加していただいております。先日も近鉄の王寺駅の方から靴下市の中で乗車券といいますか、パールカードというんですか、一緒にそこで売りたいから協賛させてくださいというようなことも町を通じて連絡があったところがございます。そういう意味でこれからはますます内容の豊富な靴下市になっていくための支援はやっていくつもりでございます。全国展開につきましては今現在東京の部分でも靴下の広陵町の部分をPRしているコーナーもございます。そのほかにもいろんな施策を今後の課題として研究していきたいというふうに思います。

内職の部分については今数字を持っておりませんので、また委員会の方でも報告さしてもらいたいと思います。以上です。

議 長 4番議員！

4番議員 答弁漏れていますけれども、私ももう一度再度聞きます。

靴下市は唯一とは言わないけれども、広陵町の地場産業の中で成功例なんですね。それを全国展開する。だから、今20前後の業者を網羅してそれ以上の参加者を募って、大阪城公園でやるとか、あるいは場所とかというのはいろいろあるでしょうけれども、とにかくあの成功例を全国展開するという意味なんです。今PRをやるとか、ちゃちなことを言っているんじゃないんです。成功例を具体的に全国展開するという方向性の議論というのはあつてしかるべきだと思うんですけれども、その点だけ再度お聞きしたいと思います。あと地場産業センターの云々の問題についてはもうそれはもう結構ですけども、その1点、答弁お願いします。研究していくという点で。

議 長 都市整備部長！

都市整備部長 広陵町の靴下が全国的に有名になれることにつきましては、町としても大いに応援したり奨励するところがございますので、商工会とよく相談して進めたいというふうに思います。

議 長 4番議員！

4番議員 4番目ですけども、私は4番目、この介護保険や行政相談というような次元の質問ではないんですね。ここに具体的に書いてありますように。これ実際になぜ介護保険とか

行政相談に矮小化されて出てくるのかちゅうことは理解できないんです。この前にも質問をしているわけなんですけれども、ファクス等を利用して現実に馬見でも箸尾でも商店の方は配達業務を行っておられます。それを独居老人や老人の方と交えてやろうということの提案なわけでありまして。介護制度や行政相談という念頭にこれしか出てこないというようなことが、本当に商店の活性化あるいは広陵町の商店を何とかして活性化させていく方向を少しでも行政の場で考えておられるのかどうかという試金石のような感じもするんですね。介護保険制度と行政相談というのが出てくるというのは、私は残念ながら担当の方には非常に酷な言い方ですけども、これはもちろんころころと専門的な知識が要るところをかえていくという理事者の責任もありますけれども、残念でならないわけでありまして。この点、もう答弁は結構です。

5番目、シルバーの問題ですけども、シルバーのところでは私は、国は緊急雇用いろいろやっています。それほど深刻だということなんです。広陵町でも私深刻だと思うんです。本当に左官屋さん仕事がないというようにおっしゃってます。あるいは従来の大工さんの仕事も減った。あらゆるところで声を聞きます。広陵町では建築組合に入っておられる方、名簿だけでも60人以上近くの方がおられます。こういうような状態の中で、既に部長は彦根市で少ない金額で3億円の効果を生んだという結果も聞いているというように答弁していただきました。あるいは埼玉県でもそのとおりです。あるいはまた古川市などでも183件の事業で補助総額は1,373万円で工事受注額が2億1,550万円、あるいはその他もう水戸やいろいろなところで今この地域の不況の最先端を行っている方々の仕事起こし、これは緊急雇用ということで4年とかそういう期限を区切った形ですけども、取り組まれているんですね。そういう点について、私は理にかなった、時宜にかなった内容だという形で担当者の方も褒めていただいたわけですけども、広陵町がいざやるとなると行き詰まっているような状態ですが、広陵町の緊急雇用、これは広陵町の方々とともにこれを利用される町民の福利厚生に大きな役割を果たすというのは目に見えています。そういう点でこの全国展開が今大きく広がっているこの制度について緊急に研究をしていただいて、提案できるような内容を取りまとめちゅうのはできないのか。私は深刻な問題として再度このことをお聞きしたいと思います。

議 長 都市整備部長！

都市整備部長 ご質問のとおり、彦根市さんではリフォームの部分について補助金を出してやっておられると。それにかかわる費用が市全体で3億円だというふうにも聞いております。

なるほどいい制度だとは思っております。ただ、聞いた中では全く補助金の財源裏づけについては市の単独だというふうにも聞いております。当然でしょうけども、広陵町やるについては一番そこがネックになってくるんじゃないかなというふうにも思います。単独で1,000万円なり2,000万円なりのこの費用を組むということの苦しい事情がございます。それと、60社ほどがあると申されましたが、広陵町の中で町の町内業者として認定している建築業者さんにつきましては数が6社だったか、そのぐらいの人数ですね。ですから、そういう中でその業者自体が信頼できるかどうかという部分のことも十分研究しなければ、これをうかつに手を出しにくいという部分もございまして、制度としてはいい制度だというふうには認めてますので、今後の課題としたいというふうには思っております。

議 長 4番議員！

4番議員 今後の課題でも制度としてはいいという認識を持っていただいているので、ぜひ。で、業者の問題ですけど、町内で活動されている方々で個人と個人が契約するというシステムですから、町が責任を負うというものではありません。そういう点も合わせてつけ加えておきたいと思えます。

それから、6番目の公共交通システムについては省きますけれども、福岡県の小鷹町ちゅうところのいい町タクシーのシステム概要というの、ここにあるんです。またインターネットで調べていただいて、また町と直接やっていただいていいわけですがけれども、これは商工会が主体となって町内のタクシー会社と4台借り上げてだれでもできる利用、料金は300円と100円の2料金制ですべてチケットというような形で運営されているのがありますんで、研究していただきたいというように思います。

7番目について青少年センターの見取り図ができて、これは予算が3億円以上かかったという予算だったわけですがけれども、この問題について今教育委員会はやはり週5日制や放課後児童児の対策、生徒の対策という観点から設備の有効活用、計画の見直しを進めて有効活用を図っていくという点で進めようとされているわけですから、キャンプ場やあるいはサッカーやラグビー、スポーツの点についてもそれを優先できるようなシステムづくりについてぜひやっていただきたい。そのトータルとして青少年センターをつくっていくという方向性を打ち出していくということについては、これは町の財源などを含めて考えていただいたらいいと思えますけれども、多分時間がないのもう結構です。

8番目、これは弁財天でまず町の文化財指定が必要だと。これは本当に危険にさらされている状態で、神主さんも非常に心配されているような状況なんです。こういうような点につ

いて早急に手を打つ必要があると思いますけれども、最後にこの町指定、そして県指定に進む順番を踏まえて緊急にやる必要があると思いますけれども、最後に答弁をお願いします。傷んでるんちゃうねん。危険やというて心配してんねん。早う、ないがな、時間もう早う。

議 長 教育委員会事務局長！

教育委員会事務局長 ただいまご質問の内容につきましては、先ほど教育長が答弁で申し上げたとおりでございます。繰り返しの答弁になりますけれども、一応今日まで関係者のご意見も寄せられておりますので、そのご意見等を十分参考の上に文化財行政の中に反映をさせていきたいという考えでございます。緊急性は存じております。

議 長 以上で寺前君の一般質問は終了をいたしました。

しばらく休憩いたします。

5時15分から再開いたします。

(P.M. 5 : 05 休憩)

(P.M. 5 : 18 再開)

議 長 それでは、休憩を解き再開いたします。

次に、青木君の発言を許します。

10番議員 それでは、質問に入る前に後に片岡さんが最後の質問をされるということでございますので、武士の情けで私短略にやらしていただく、またお通夜も控えておりますので、その意味では短略にさせていただきます。

それでは、質問に入ります。議長のお許しを得ましたので、一般質問をさせていただきます。

県下の各自治体の提示された16年度の当初予算案を拝見いたしましても、税込及び交付税の減額等で大変厳しい予算編成となっております。本町におきましても、本年度は特別にさわやかホールの建設などの地方債の交付税算入分がありましたので、減額が予想されたより少なくなっていると伺っておるわけでございます。しかし、今後は新清掃センター施設の建設に伴う諸事業において財政の負担が大きいのしかかり、厳しい局面に突入をしていきます。それで、今後あらゆる知恵を絞って財政運営をしていかななくてはならないと思います。それゆえ、国の施策の三位一体の改革がよし悪しは別として強力に推進され、地方にできることは地方へという大義のもとでやられるわけで、そのような地方への財源を絞るということと私は理解をしております。そして、好むのと好まざるにかかわらず、政府の合併施策を推進していきたいというのが現政府の方針であると私はそう理解をしております。それゆえ、

今以上にあめとむちを使ってくると思います。

今現在の本町は総合的な観点、そして住民サービスにおいても負担と給付のバランスは上を見れば切りはございませんが、比較的よい状態とっております。このことは合併問題50人会議においても多数の見解があったように聞いております。しかし、このことはあくまでも現時点でのことであり、新清掃施設、そして関連諸事業で財政上への負担増が避けられず、なお本町も5年、10年、20年後は高齢の町となり、負担と給付のバランスが崩れ、厳しい財政運営に強られることは確実であると思います。当局は当然このことも織り込み済みで財政計画を立てられていることと思いますが、このことを踏まえて合併期限にとらわれることなくして、国の施策である合併の推進に対して、本町も単独町政を選択肢の一つであることも考慮して将来を見据えた合併問題を真っ正面から取り組まなくては、後手を踏むことになれば、次代の住民に負を背負わすようなことになれば現在町政にかかわっている我々の責任ははかり知れないとっております。よって、当初予算議会であるので今あえて合併問題を問いたいと思います。

合併の県内各地の状況と本町の将来を見据え、どのような取り組みをされるのかの件でございます。

昨今、県内各地では合併協議会の離脱、解散が相次ぎ、本町周辺においても新庄、当麻両町の葛城市以外は混迷し、これは定かではないが政争の具になっているところもあるように私は感じております。住民にとっては大変不幸なことです。このようなことは絶対に許すべきでない私は思っております。合併は国家的見地からは理解はできますが、個々の地方自治体では簡単に割り切れないと思います。先ほども述べましたが、本町の合併50人会議におきましても今現在人口規模、財政状況、住民サービスとそれなりの評価があり、合併に対しての住民の合意を得ることは非常に困難であるようにも推察をしております。改めて一つの選択として今現在の負担と給付、サービスの割合を保ちながら本町の単独町政が一体いつごろまで可能かということ、現政府の国策、税源移譲の問題等、また景気の問題すべてを含め、今考えられるすべての要素を、条件をインプットをして、コンピューターだけではなく将来長く勤めていただく若い職員さんたちの知恵もおかりしてシミュレーションをして、町民に示してはどうでしょうか、今示されることができればお示しを願いたいと思っております。第1回目の質問を終わります。

議 長 ただいまの質問に対し答弁をお願いいたします。 町長！

町 長 ただいま青木議員のご質問にお答えを申し上げます。

市町村合併の状況と本町の取り組みについてご質問をいただきました。

答弁として、合併問題につきましてはこれは広陵町のことでございますが、昨年度に合併問題50人会議を開催し、広く町民の声を聞くとともに貴重な意見をちょうだいし、さらに先日はかぐや姫ホールで合併を考える講演会を開催し、町民の市町村合併にさらなる関心の高揚を図ったところであります。合併の必要性につきましても増大する広域的な行政需要に対処するため、将来をにらんだ大きな視点でのまちづくりが不可欠だと認識しております。またご指摘のとおり、財政基盤の強化という意味からも合併によるスケールメリットの効果により、より一層の効果的、効率的な行財政運用が図られるものと考えている次第であります。合併特例期限が迫っておりますが、この期限にとらわれることなく今後も他の周辺自治体の枠組みも視野に入れながら模索していきたいと存じます。

なお、本町の単独町政がいつまで可能かというご質問ですが、国の三位一体の改革等で財政状況は厳しくなるものの、合併するしないは別といたしまして、最新の動向と行政需要を反映した行財政改革は常に必要だと考えております。いまだ全体像が不明確であり、平成18年度を目標にしている三位一体の改革が今後より明らかになるに従い、適切な時期に中・長期財政計画の見直しやシミュレーションを行ってまいりたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。終わります。

議 長 10番議員！

10番議員 答弁ありがとうございます。私自身も今広陵町3万2,000ちょっとかね、そこでいろんな給付とサービスのバランスをすべて含めて負担、それは今現在私はいいい町じゃなあとということも実感をしてますし、ただ他のほかの住民の皆様方のお声を聞かしてましても、そんなに合併を今すぐどうということじゃないと思います。ただ、今現在はそうであるということもこれは確実なことでございますし、将来次代の次の世代の住民にどのようなものを残していかざるをいかんのかということもこれまた今現在の我々、町政に携わっている者のこれは大変なる仕事の一つであるということ。というのは、いわゆる現実がすばらしければどうでもいいんじゃないしに、将来どうなるのか。しかし、国策はどう動くんか。いわゆる税源の問題すべて三位一体。きょうたまたまこない質問しゃんとうかなと思うてましたんやけど、なかなかぱっと見たら何か三位一体の改革、交付税カットというような新聞がぱっと出て、各、これは県ですけど都道府県の知事さんが非常に悩んだり、大変なことだということが載ってまして、私はこの裏では何とか国は、現政府は合併を大推進をやりたい、まさに強権を持ってでもやるつもりであると私は思っております。そういうぐらい小泉首相は

考えていると思います。これは間違いないと私は思います。そこで、そのことも大変、そんなことはないわということも思われるかも知れませんが、私はそれが必ず出てくるように思う形としてこのような厳しい交付税カット、税源移譲より先にやるということがこれはもう見えてますと、私は一自分の個人的な感覚で思って思いますので、余計心配をしているということでこのような質問を、もう広陵町は合併問題はとうに終わったのかなというような雰囲気であったと思いますが、これがなかなか怖いということで住民の皆さんにも、先ほど町長も何か講演会もされるということ、私ちょっと所用でよう行きませんが、そういうことで機運はあるわけです。

ただ、新清掃センターの問題以上に町民の非常なる関心があることも事実でございますので、今現在の広陵町の状態をどこまで持って行って、どのような形で、要は国策に反発までして徹底的にむだをそぎ落として何としても広陵町は単独町政をやるんだというので、これで負担と給付のバランスまで崩れてしもうてでも、住民サービスを低下させてでも守ってくださいという町民は僕は一人もないように思います。最後はやはり権利を守られた文化的生活のできる町に住みたいというのは当たり前のことでございます、名前がどうあれね。そういうことでございますので、政治に携わってる我々を含めまして多少エゴがあって何としても単独町政を貫かなんということ言うてますけど、我々3割自治が国家の施策にまで逆らってまで守れるものではないと私はそう判断をしております。現実的にはそうだと私は思っております。それゆえに単独町政か、そしてまた合併ということを視野に入れる。

しかし、広陵町の財政すべて含めてどのぐらいまで持ちこたえていけるんだということも当然把握もしていかなんいかんし、また示さんないかんことになるわけでございますので、その辺のことも含めまして現在と未来とすべて加味して、まして広陵町自身も真美ヶ丘の町自身がもうまさに高齢化に突入するのは同時にばっと入るわけですので、平成20年という一つの節目もあります。18年は三位一体のことが出てくる、広陵町の財政負担の一番しんどいのは私は20年ごろからこの新清掃センターの諸事業のお金の払いが当然出てくるわけですから、私はそのことも含めて考えていかざるを得んということで、今現在不安に思うておられる広陵町民の皆さんに対して合併に対して広陵町もどこまで真剣に、清掃センターの問題はありますが、もっと大きな国を相手にする、また各周辺を相手にしていかないかん。私は合併は戦争の一つだ、国家との戦争であり、また合併する相手方とのいい意味での戦いであるところ私は強く認識をしているので、あえてこの時期に質問をさしていただいたということでございますので、この今の2回目の質問に対して町長自身どう思っておられるのか、

ひとつご答弁のほどをよろしく願いをいたします。

議 長 町長！

町 長 お答えをいたします。

先ほどお答えをしましたが、私は合併を町民に勧めるべき立場におると思います。といたすのは、これからの地方自治体の行き方、進むべき道は合併が選択肢の一つであります。必ず合併をせねばいけない、そんな時期がやってくると思います。ただ、今厳しい財政であるので合併をするということは住民にはなかなか納得をしてもらえないと思います。厳しい財政自治体同士が寄り集まってプラスになるということは、これは考えられないわけございまして、簡単な例を申しあげますと三つ、四つの町がよればトップは1人で済むわけございまして、そうなりますとその費用は要らない。議会の数も議員さんも減る。その費用が要らない。いろんな役職者もすべて要らないと。そういうところではご理解をいただけるわけございまして、基本的な財政難の中でこうしたことはなかなか納得をさせにくいというのが実態でございます。私どもはもっと勉強をして、町民の皆さんにもやっぱり合併をすることのメリットをしっかりとPRをするという責務があるのでございまして、これからは周辺自治体の協議を重ねながら町民の皆さんにPRを続けていきたいとそうように思っています。

議 長 以上で青木君の一般質問は終了をいたしました。

次に、片岡君の発言を許します。

3番議員 大変長時間でお疲れのところでございますが、私議員生活最後の一般質問をさせていただきますので、最後までのご協力よろしく願いいたします。

では、質問をさせていただきます。

減量の到達点と今後の具体的取り組みを問うということで、可燃ごみの減量には生ごみの堆肥化というのは大きなウエートを占めるというのはどなたも異議がないところだというふうに思います。広陵町では堆肥化の一環として生ごみ処理機の補助金ということで減量ということに取り組んでおられるわけですが、それに対する効果はどのようなものであったのかをお聞かせ願いたいと思います。

また、各委員会で先進自治体に取り組んでいる堆肥化ということに対しても視察にも行かれているわけです。また、町の方でもいろいろと研究をされていると思うわけですが、そのことに対する評価というのか取り組み、また研究はどのような形でされているのかをお聞かせ願いたいと思います。

また、容器梱包に対する生産者責任として町内のスーパーに対する回収指導の取り組みはどのようにされているのかをお聞かせ願いたいと思います。これが1点目です。

2点目としましては、清掃センターの操業期限の対策本部の役割についてということで、町長の施政方針でも和解条項を遵守するために清掃センター操業期限対策本部を設置したということになっているわけです。この対策本部の具体的内容とこの和解条件を遵守するための具体的なスケジュールを聞きたいと思います。

第3番目に、防犯灯の設置及び電気代は全額町費負担でお願いをしたいということです。

先ほどからの一般質問でも非常に防犯に対する取り組みがいろいろPTAとか、また自治会なんかでされているわけですが、こういう犯罪というのはやはり少し暗くなったところ、また片側にしか家のないところなどで前が暗いという形でのところにやっぱり集中して起こるわけです。こういうことに対する自衛手段として自治会などでは防犯灯を必要に応じて増設してやっているわけですが、真美ヶ丘地区ではやはり2本に1本の電灯に防犯灯をつけるということが一応規定のような形でされてまして、それ以上は自治会負担となっているということでございますので、こういう手数料とか電気代とか、また修理代なんかは自治会の財政を大きく圧迫しております。町民の安全に責任を持つのはもう町本来の仕事であることは言うまでもないわけですが、その一つとして防犯灯にかかわる費用は町の負担でやっていただきたい、このことをお願いをしたいと思います。

また4番目に、学習支援スタッフ制度の活用についてということです。

これは各学校の方で学習支援スタッフの募集をしておられて、その活用についてということでお聞かせ願いたいと思います。具体的内容と今後の取り組みですね。

それから、現在の応募状況、どうなっているのか、また近隣で実施されているところの状況はどのようなものになっているのかをお聞かせ願いたいと思います。

以上で1番目の質問を終わらさせていただきます。よろしく申し上げます。

議 長 ただいまの質問に対し答弁をお願いいたします。 町長！

町 長 片岡議員の質問にお答えをしたいと思います。

最後のご質問、議員各位から拍手をいただいで登壇でございました。私も心を開いてお答えをしたいと思います。

平成11年4月から生ごみのリサイクル及び環境問題への意識啓発に資するため、生ごみ処理機を設置する家庭に補助金を交付しており、設置台数に見合う減量効果があるものと推測しております。

次に、堆肥化への研究につきましては、現在情報の収集とともにごみ減量推進委員会でも議題に取り上げ、意見を求めながら調査、研究を進めてまいりたいと考えております。

次に、容器、包装に関しましては、平成9年4月に施行をされた容器・包装リサイクル法により消費者と町、それに事業者のみんなが力を合わせてリサイクルを進めなければなりません。ご指摘の町内のスーパーなどにおいては既に回収ボックスを設置している店もありますが、リサイクル義務のある特定事業者にあつては今後も啓発指導とともに回収システムについて研究してまいりたいと考えています。

2番目の清掃センター操業期限対策本部の役割でございます。ご質問をいただきました。

ご質問の対策本部の役割につきましては、清掃センター操業期限後新清掃施設稼働までの間のごみ収集処理についてごみ処理の委託交渉も含め調査、研究を行うことを目的としております。具体的なスケジュールにつきましても、松野議員にお答えしたとおり調査、研究を進めているところでございます。操業期限問題につきましては、厳粛に受けとめる中で調査、研究の進捗について地元周辺大字、自治会の皆さん方とも誠意を持ってご協議してまいりたいと考えております。

防犯灯設置及び電気代は全額町費負担でという3番目の質問でございます。

防犯灯の補助金は自治振興費において毎年6月末日の世帯数に270円を乗じた金額を助成しており、平成16年度では270万円を計上をしております。区長、自治会長会におきまして既に協議しご理解をいただいております。町を守るという意味におきましても地域の皆さんの負担をお願いしているところでございます。

学校支援スタッフは教育長がお答えを申し上げます。終わります。

議 長 教育長！

教 育 長 片岡議員の質問にお答えいたします。

学習支援スタッフ制度の活用についてでございます。

ご質問の学習支援スタッフとは、真美ヶ丘第一小学校において人材登録のための募集を行っていることに関するご質問であると理解しております。これは国、県等で制度化されているものではなく、従来から町内各学校においてゲストティーチャーとして学校外や地域から人材をお招きし、総合的な学習の時間などの学校生活や学習についてご支援をいただいて、子供たちの学習の充実に努めていることと基本的に同じものであると考えております。このたび真美ヶ丘第一小学校におきまして人材を募集しておりますのは、地域の教育力をより効果的に生かしていただくためにご協力いただく範囲を広げ、校区内の皆様方にご自身の都合

に合わせ協力できる日、時間に協力できる場所で協力できる方法でボランティアとして登録をお願いしようとするものでございます。

募集状況につきましては、3月10日に第1次締め切りをさせていただき旨案内させていただいているところでございます。3月1日現在で10件の申し込みがありました。近隣市町村におきましても名称の差違はありますが、同様の取り組みをなされていることは承知しております。本町におきましては今後とも町内すべての学校に従来からのゲストティーチャーの招聘とあわせ本町の特色を生かした取り組みを進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

議 長 3番議員！

3番議員 ごみ処理機の減量効果については台数に合わせてということで効果が得られているというふうに先ほど言われていたわけですが、11年から今までの補助に対しての台数はどのくらいだったのか。また、今までの累積の金額的なもの、台数がそんなにずうっと前からの分がわからなかったら、この二、三年でも結構ですけども、これの金額的なことを聞かせていただきたい。金額と台数ですね、をお願いをしたいと思います。

それから、堆肥化の研究がまだ今後の課題だというふうなお返事やったわけですが、いろいろと堆肥化でもう取り組んでおられるとことというのは全国各地でたくさんあります。その中で堆肥化にはやはり自治体がメーカーと2者間だけで話し合いをしてこういうふうな形でやっていけばどうかというふうなことではなかなか前へ進まないし、やはり利用をされる利用者というんですか、出口を確保してからスタートしなければいけないというふうなことも言われているところでもあります。生ごみの処理機の中でもやはり団地の方で購入された方というのはやはりできたものというのがどこに持っていけばいいのかわからないとか、それからやっぱりそういう家庭で畑があったりとか、庭にプランターが何したりとかということがあればいいわけですが、それがなかなかごみに出されてしまってせっかくつくったものが有効に生かされないとかというふうなこともあるだろうと思うわけですが、やはりどういうふうな活用のされ方をしているのかというのをやはり町も多額の金額を毎年出費しているわけですから、どういうふうなやられ方をしてるのか、また効果があるということ先ほど言われたわけですから、その内容についてどういうふうにつかんでおられるのかも聞かせを願いたいなというふうに思います。

それから、生ごみの処理っていうのは今までのような形でコンポスターとかEM菌などにずっと町の方は生ごみ処理機と合わせて3つの形でやられてきたというふうに思うわけです。

けども、このEM菌についてはもう廃止をされた経過についてはどういうふうなことだったのか、それもちょっとお聞かせを願いたいなというふうに思います。

それともう一つ、生産者としての責任としてスーパーなんかに対する、またお店なんかに対する指導の面なんですけども、ただ単に指導ということではなくって協力店という形でいろいろ奨励的手法ということではいろいろやっておられる自治体が大分ふえてきているわけですね。それから、町美化推進運動とか買い物袋持参推進運動とか、フリーマーケット開催支援とか、リサイクル協力店の認定制度とかというふうな形でやはり協力していただけるやり方っていうのを具体的に考えていくということが必要なんじゃないか、やってくださいよとか、もうそういうだけのことでなくって、それをやっていただくことでそういうリサイクルに対する協力していただけてるお店なんだということを皆さんにアピールしてもらおうということも必要なんじゃないかなと、そういう形での全体的な取り組みが必要なんじゃないかなというふうに思うわけなんですけども、こういう取り組みに対してどのように考えておられるのかを2回目の質問でお願いします。

議 長 住民生活部長！

住民生活部長 数字的なことをとらえてのご質問でございます。

現在までにコンポスターの購入をしていただいている台数につきましては、スタートが平成元年でございまして、15年の9月の資料に基づきますと1,640台を各家庭に購入していただいております。なお、生ごみ処理機でございますが、平成11年度に47、平成12年度に103、平成13年度50、14年度28、15年度9、現在まで237個という数字をつかんでおります。これらその状況によつての経費面、あるいはまたごみ処理量の推定の量でございますが、1人当たりの現在の広陵町のごみ排出量が1日881グラム、これを4人家族でいわゆる可燃ごみを70%と想定をいたしますと、42キロが1年間に減量をされた数値だというふうな推測数字でございます。片や処理費用を見てますと、1世帯で5万2,000円の処理費用がかかるという想定のもとに可燃ごみ、生ごみの割合を70%と想定いたしますと3万7,000円程度の処理費が年間かかるわけで、これで237世帯の生ごみ処理機を設置していただいておりますので、約870万円程度の年間処理料が節約軽減されておるのではないかと推測の数値でございます。とりたてて補助金といたしましてはコンポストによりますと現在まで、15年度で13万1,000円、そして家庭用の生ごみの処理機の補助金は77万1,000円ということで補助金をさせていただいておりますけれども、こうした年間の処理費用から申しますとやはり節減、あるいはまた

生ごみ処理機による効果があったのではないかなというふうに思っております。

それで、これらの今後分別するについての処理方法についてでございますが、堆肥そのものにつきましてはいろんな利用場所あるいは利用方法まで総合的に考える必要があるというふうなことで、新清掃センターの建設の答弁書にも説明を申し上げておりますけれども、やはり分別収集につきましては各地区自治会などの小コミュニティ単位の取り組みから始めるというのが基本であろうというところで認識をしておるところでございます。現在コンポスター設置あるいはまた生ごみ処理機のその堆肥につきましては、個々には各畑あるいは田んぼをお持ちのご家庭はその処理は可能でありますけれども、その堆肥をもって流通経路が立っておりませんので、そうしたことで計画を持ちましてもその堆肥の受け先がどこになるかというところ辺りも問題になろうかというふうに思います。こうしたことも踏まえまして、今後検討を加えていきたいというふうに考えております。

それから、回収するについての町内スーパーの連携というふうなことも当然考えられるわけでございます。各企業、大手メーカーにつきましてはいわゆる入り口に回収箱を設置しておる企業あるいは大手、そうしたスーパーもございます。こうしたところで、その連携も図っていく必要があるかというふうに思いますので、今後新清掃センターの建設とあわせてそうした堆肥の方向性につきましても減量20%を目指して計画を持っていいかなというふうな思いでございます。さらに努力をしてまいりたいとかように思っております。

議 長 3番議員！

3番議員 今推定の数字で出していただいたわけですが、処理機の補助をされたおたくというのはわかるわけですね、その補助の申請のときに住所とかそういったことは出してもらっているわけですから。たとえ追跡でありましても、今まで使ってみていただいてどうだったのかということに対しては、やはり町の大きなお金を支出しているわけですから、やはりそれについてはつかんでいくことが必要なんじゃないかなというふうに思うわけですが、これからの減量に対してどういう取り組みっていうのが必要なのかということのやはり大きな指針の一つになると思うんです。

それとスーパーに対しましてのあれですけども、例えばオークワなんかは高田とか、前に五位堂にあったとこ、香芝店ですね、もうつぶれてしまったわけですけども、そこは両方も回収ボックスを設置して回収をしているわけですね、トレイにしても牛乳パックにしても。ところが広陵はそれがされてないと。また、ヤオヒコにしましてもそういう形で、なぜ近隣で同じお店なのに広陵だけがされてないんだろうかということが、そういう指導をしていた

だいているのかどうかということが非常に問題になってきているのではないかなというわけですが、指導をしていただいてなおかつできていないのかどうか、そののところももう一度お聞きしておきたいと思います。

それと、ことしも生ごみの堆肥化ということでずっといろいろと、これは月間廃棄物なんですけれども、見ていたわけですから、その中でやはり生ごみの堆肥化の一つとして炭化処理ということもやはり出てきているわけですね。ところが、やはりその中で今までRDFが非常に危ないというんですか、発火しやすいとかというふうな形で理解をしたわけですが、この炭化の過程でもやはり非常に危ないということが出ていたので、ちょっとご紹介だけしておきたいなというふうに思います。

炭化というのが一般的に小規模施設ではバッチ式が、中から大規模施設では連続式が採用されることが多いというふうな形で、これは別に行政だけじゃなくっていろんな自分とこで食品の処理をしなければいけないメーカーさんなんかでもやっておられるところもあるわけですが、なお炭化炉内で発生する還元ガスは有害であり、漏れた場合には大きな事故につながると。逆に炉内へ空気が侵入した場合には爆発事故につながりかねないと。実用化に当たっては安全性について十分な検証が必要であるというふうな形でずっと今やられているところの問題点というのが出てきてますので、RDFの製造だけの話ではなくって、炭化にもこういう非常に危険なところがあるということを一言申し添えて、今からの研究に対してはもう少し慎重をお願いをしたいというふうに思います。お願いします。

議 長 住民生活部長！

住民生活部長 前段の部分の答弁を申し上げたいと思います。

やはりごみ減量につきましては事業者、個人、そして町が三位一体、これも三位一体でございまして、一緒に取り組む必要があるというふうに基本的に考えております。それで、追跡調査というふうなことにございましてですが、これまでにごみ処理設置いただきました各家庭の追跡調査はいたしておりませんが、私先ほど申しました内容からすれば、やはりそうした効果も出てきておるのではないかなというふうに自負するところでございまして。なお、小学校におきましても生ごみ処理機2.5トンというふうな形で設置をしていただいた経過もございまして、それら各学校とも学校内で堆肥化できた肥料につきましてはその学級園で利用をしていただいて、そして残りがなく今学級園としての肥料として使っていただいております。それら食材についての残りにつきましても、完全自家処理をやっているところでございまして。それから、ごみの堆肥化に伴いますそうした酸化性の問題につきましては、やはり

農作物、食材に与えるそうした生ごみ堆肥が適当であろうかというふうなところもあるんですが、その辺はよく調査をしてみたいというふうを考えております。

後段の部分につきましては新清掃センターの方の部長の方からよろしくお願いします。

議 長 環境整備部長！

環境整備部長 炭化方式についてのご指摘でございます。

確かに還流をして還元ガスが発生いたしますので、そのガスの取り扱いは慎重を期さなければならぬということはもう技術的に確立いたしておりますので、その点十分安全性に配慮をして設計してみたいと思います。ごみ処理は焼却方式にしましても熔融方式にしましても、RDF方式あるいはRDF炭化方式にいたしましてもいろいろ気を使わなければならないところは多々ございますので、そのあたり安全対策に最大の留意をいたしまして、慎重に事を進めてみたいと思いますのでよろしくお願いを申し上げます。

議 長 スーパーに対するやつはだれか答弁した。（3番議員「なかったな。」）スーパーに対する回収。（3番議員「スーパーの回収。」）そんでよろしい。（3番議員「スーパーの回収。」） 住民生活部長！

住民生活部長 スーパーの回収箱の件につきましては、とりあえず指導という立場でこれまで指導的なことを私もまだ経験が浅いものですのでやっておらないわけですが、今後当然ごみ減量推進委員会の皆様方あるいはまたごみ減量等推進審議会、そういったところで意見を賜ってそうした活動、PRにつなげていきたいなというふうに思っております。よろしくご理解いただきたいと思います。

議 長 3番議員！

3番議員 次の質問に移りますが、その先にちょっと山村部長の方が言われてたいろいろな処理の問題で、それぞれ問題点があるということでは確かにあるだろうと思うわけですが、ただ非常にまだ先ほどは確立されたものだというふうな町の認識をされているわけですが、私としましてはそれがやはり確立されたものだというふうな認識は非常にしがたい状況にあるのではないかなということで思いますので、よろしくお願いをしたいなというふうに思います。

2番目の質問に移ります。

清掃センター操業対策本部の役割についてなんですけれども、先ほど和解の期日から新しい新清掃センターの稼働までの間のごみの委託などの交渉も含めて調査と研究だというふうな形でおっしゃっていたわけですが、ただ、今調査と研究というのがなぜ今ごろにな

ってこういう形になってきたのかというのがちょっと理解に苦しむとこなんです。

生ごみの処理につきましては前からもう委託の方向でいろんなほかの市やとか町とも話し合いを進めているし、また民間とも話し合いをしているんだということでは動いていただいていたというふうに思うわけですが、ところがこの間の前回の議会でも質問をさせていただいたときにはまだ体制を整えているんだと、ほんで今回体制がこういう形でできたということでもまだ今から調査と研究をしていくんだというふうに言われているわけですが、和解の条件っていうのはもう完全に操業停止ということが当然の話でして、ところが2月5日に町と協定7自治会との話し合いの席上でもなかなか難しい問題があるので、今後の生ごみ処理以外の分については話し合いをしていきたいんだというふうな言い方をされているというふうにお聞きしたわけですが、今それについてその席上でも山村部長は今ここでこういう形で、畠山部長は炉はとめるけど、他の機能については協力をお願いすることがあるかもしれないということで協議は続けていきたいんだという言い方をされているわけですね。

ところが、ほんで町としての認識としては、和解はセンター全体の操業の期限を決めたもので、それらが守られないのなら新施設の即決和解も意味がなくなるんじゃないかということで自治会の方の質問を何すると、操業停止は全施設停止と理解していると、即決和解の意味がなくなることもわかっているということでご答弁をされているわけです。今新しい施設のところで今きちっと条件的に話ができたときに即決和解の文書を結んでいくんだということで町の方が住民の方々に説明をされているわけですね。ところが、裁判でこのような形ですと紛争というんですか、非常にお互いにつらい気持ちを持ちながらやってきた裁判の和解条件がこういう形で守られないということになるならば、確かに即決和解ということは今まで裁判と同じ効力を持つんですよということで、地元の今新しい施設の方に説明をされていたことが何だったのかというふうな形になるというふうに思うわけです。今から本当に頑張れば町有地もあるわけですし、そういう形でやろうと思えば十分できることだというふうに思うわけですが、そのところを町の方はどのようにご理解をいただいているのかをお聞かせ願いたいと思います。

議 長 助役！

助 役 今までこのごみ問題につきましては町は全力挙げて、組織を挙げて新清掃施設建設に邁進してきたところでございます。当然その中には操業期限後のごみ処理をどのようにするかということも議論の対象になっていたことはございます。しかしながら、この1月1日付で新清掃施設建設に邁進する者、また操業期限でいろいろ研究する者ということで担当す

る者をはっきりさせたと、区分けしたとこういうふうにご理解をいただきたいと思います。

当然操業期限ということは厳粛に受けとめて我々是对処すべきだということの姿勢はとっておりますが、先ほど片岡議員がおっしゃった広陵町ではいろいろ土地があると、そこですればあともう一年数カ月もあるんだから間に合うとこうおっしゃっていただくような意味だと思います。例えば2万平米の土地、今の現清掃センターを想定して2万平米の土地でした場合、どういふふうに作業をするかということ想像していただきたいと思います。まず、屋根をつくらなければならない。土間をコンクリートで打たねばならない。それから汚水、排水施設をせねばならない。脱臭装置もせねばならない。洗車装置、それからまた管理室、作業員の休憩所、ふろ、シャワー、便所、電気、電話、水道、そういうふうなことが想定されるところでございます。そういうようなことで、現在どのようにすれば周辺自治会また地元自治会のご了解を得られるのか、また莫大なお金をかけてどのようにするのか、そういうことで先ほど片岡議員がおっしゃった広い土地で考えればということでしたら、清掃センターを幾つもつくるのと同じことだと思います。そこらのことでの経費の問題とか、ごみごとの対応策を精査中でございます。よろしくご理解のほどをお願いいたします。

議 長 3番議員！

3番議員 今現在の清掃センターと同じような別に土地っていうのはそういう施設が必要なわけじゃないわけですから、十分もっと狭い土地でやっていけるものだというふうに思っています。下水に対しましても、ほとんど今は下水の普及率っていうのができているわけですから、それはそんなに大きなものになるというふうな形にはならないだろうというふうに思うわけです。先ほどから、町長も今ここでこそこそつと言われになった3丁目できしてくれたらいいやないとか、またよそのところから1日10万円の和解金を払ってしたらいいじゃないかというふうなこともこそこそつではありますけれども確かに聞こえてくるわけですね。ところが、やはり裁判での和解勧告というのをやはり厳粛に受けとめるんだということを先ほどから町の方も町長も言われているわけですが、ところがそういうふうな形で本音と云えばいいのかどうかはわかりませんが、まだそういうふうな声が聞こえてくるということが非常に残念なわけです。

この今までの和解勧告の裁判所が何しました内容でも、長期の期間、経過からすると債務者がこれまで清掃センターの移転先確保に真摯に取り組んでこなかったのではないかと疑問を持たれてもやむを得ないところであって、この点、債務者は真摯に反省すべきであるということも裁判の方では認められて裁判長が言われているわけですが、そして、このもと

もと町の方が出されてきた期間、またこちらの方、3丁目の方がきちんと期限を守ってくれという期限の一定のそれに対して債務者になお一定の猶予期間を与えるとともに、右期間をもって清掃センターの確定的な操業期限、文字どおりの確定期限であり、いかなる事情があろうとも延長を認めないという趣旨であるということが本件紛争の解決として最も適切であると考えて和解を勧告するに至ったという、こういうあれがあるわけですから、これにつきましてはただ単に楽やからとか、これが一番確かに楽なことは楽だというふうには思います。だから、そういう目先の形でのやり方というのはぜひともやめていただいて、やはりきちんと誠意を持った対応をしていただきたいというふうに思います。

また、1日10万円の金額を払えばそんでいいじゃないかというふうな声も聞こえてくるわけですが、それは3丁目だけの問題ではないし、協定7自治会並びに今まで協定をされていた自治会とも関係があるわけですから、それは1日10万円の話ではなくって、1日100万円から以上の話になるんだということをご理解いただいて、やっぱり1年間で3億6,000万円からの金額が出ていくんだという認識をきちっと持っていただいて、ただ単に新しいところをつくろうとすれば莫大な金額が出ていくんだというふうな形ではなくって、やはりもうきちんとした施設というんですか、そんなにきちんとしたものではなくて1年半とか2年とかの耐用に耐えられるものであればいいというふうに思います。それを撤去した後はそれが屋内型の運動公園になるとか、いろんな形で子供の遊び場になるとかというふうな形では十分利用ができるわけですから、それが全部むだのお金にはなるというふうには考えておりませんが、このことについて最終的に……（「もう最後やというて言わしとき。」）町の方のきちんとした考え方をお願いをしたいと思います。

議 長 助役！

助 役 今までいろいろご指摘いただきました。お気持ちも十分私受けとめはやっております。十分誠意を持って今後対応させていただきたいと思います。幸いに片岡議員は馬見南3丁目の住民さんでございます。これからよろしくお願いいたします。

議 長 3番議員！

3番議員 それでは、次の質問に移らせていただきます。

防犯灯の設置なんですけども、今自治振興と言うんか、自治会に対して一定電気代で1軒当たり270円っていうのが支払われているわけなんですけども、270円が非常に実情と合わせても低いんじゃないかというふうに思うわけです。これは南3丁目の決算の内容なんですけども、防犯灯の修理代と電気代なんですけど、1997年には電気代が30万9,842

円だったんです。これに対して町の補助は9万7,200円ですね。2000年では電気代が42万3,143円に対して町の補助は10万7,400円。2002年では42万5,124円に対して町の補助は10万6,200円というふうな形で、これのほかに修理代は別に持ち出しになっておりますし、また防犯灯の設置をしましたときにも持ち出しになっているわけです。こういう形で非常な自治会に対しては負担になっているというのが実情なわけですね。これのことに対しまして、やはりほかでは1灯当たり1,500円とかというふうな形で補助が出ている、斑鳩なんかでも1,500円という形で出ているわけですが、これが270円というのは余りにも低過ぎるのではないかなというふうに思うわけですが、これに対して増額を全額というのは一番いいわけですが、そこまでは行くかどうかわかりませんが、増額をしていただくということについてはどうなのか。

それともう一つ、防犯灯の設置なんですけど、真美ヶ丘の方はやはり電柱2本に1つの街灯というような防犯灯というのが一応今までの設置という形になってたわけですが、これについての基準っていうのが、今在来地と比べて在来地はどういうふうな基準になっているのか、そこら辺の基準、やはり暗いという今お声も横から聞こえているわけですが、やはり暗いというのがやはり危ないということがそんだけ広陵町でも犯罪がふえてきている中ですから、やはりもっと設置を暗いところに対してはふやしていただきたいというのは住民の皆さんのお気持ちだというふうに思うわけですが、それに対してのお考えもお聞かせ願いたいと思います。

議 長 総務部長！

総務部長 補助金の増額ということでございますが、この意見は承っておきたいと思います。

それと、先ほどおっしゃっていただいた旧村と真美ヶ丘の関係はということでございますが、はっきり申し上げましてこの峰から向こうは赤々としていると思います。旧村の方は大分暗いと。したがって、防犯灯の費用は少なく済むと。当然補助金も戸数が少ないですから、補助金も少ないと。真美ヶ丘は補助金多い。私ども補助金を出している内容でございますが、大字、自治会では異なっておりますけれども、違いますけれども、大体電気代の3分の1ぐらい、先ほどおっしゃっていただいた額がそうなると思いますが、3分の1ぐらいは補助さしていただいているとこのように思います。

議 長 3番議員！

3番議員 今3分の1と言われたんですけど、先ほどの金額的にもしてたんですけども、実際上は事実上は今4分の1だということになっているわけですね。確かに防犯灯を多く設置す

るとそんだけ電気代もたくさんかかってくるというのは当然のことだというふうに思うわけです。これは前の私が一般質問で取り上げさせていただいたときに、町の方は少し金額の算定基準を変えるというふうな形を検討されたようですけども、それはやっぱり区長、自治会長会の方では受け入れてもらえなかったという経過があったというふうにお聞きしているわけですが、それはなぜだというふうに考えておられるのか、そのところもちょっとお聞かせ願いたいというふうに思うわけです。

やはりそれを新しい算定基準をすることによって反対に減っていく自治会っていうのがあったのではないかなというふうに思うわけですね。そういうのは実際に非常に自治会の財政を圧迫している中で反対に減らされていくというふうな算定基準がされていくと、それはやはり区長、自治会長会の方では受け入れられないというふうな形が出てくるだろうというふうに思うわけですけども、やはりもう少し大幅に補助金についてはアップをしていただくということが必要なのではないかなというふうに思うわけですが、そのところをもう一度よろしくお願いをしたいというふうに思います。

議 長 総務部長！

総務部長 先ほど申し上げましたとおり、補助金のアップにつきましては再度ご意見を賜っておくということにさせていただきたいと思います。

そして、区長、自治会長会に防犯灯の補助金の件をいろいろ意見を出したがとこういうような話でございますが、やはりおっしゃるとおり下がるところ、ほぼ横ばいのところ、ほぼ上がる場所ございました。皆さんの意見はこのままでいいじゃないかというようなことで続行をしていると、こういうのが現状でございます。

議 長 3番議員！

3番議員 今からまたお考えいただくということですので、非常にちょっとアップをしていただくことを期待いたしまして、次の質問に移らさせていただきたいというふうに思います。

学習支援スタッフのことなんですけども、今ゲストティーチャーと同一のものというふうに考えているというふうな形でおっしゃっていただいているわけですけども、ちょっとゲストティーチャーの今現状、どれぐらいの人数でどういうふうな形で活動をしてくださっているのか、そのところもお聞かせ願いたいというふうに思います。

それと、それ以上にやはり登録制度で少しでも地域の皆さんの力を活用したいということで、地域の皆さんとつながりを持っていける、子供たちが地域のおばちゃん、おっちゃんど

いう人が先生になって学校へも来て気軽に話ができるというふうな形というのは非常にいい取り組みだろうなというふうにも思うわけですが、これの具体的にどれぐらいの形で今後の、現在のゲストティーチャーとの兼ね合いなわけですが、どういうふうな形で場所も選ばないというふうな形で先ほどちょっと何して下さったわけですが、ゲストティーチャーとの同一とおっしゃってもやはりちょっと違いがあるだろうなというふうに思うんですが、そこでの活用の仕方というのをもうちょっと教えていただけたらなというふうに思います。

議長 教育委員会事務局長！

教育委員会事務局長 ゲストティーチャーという内容のものという形としてとらえていただいて結構でございます。なお、現在の時点といたしましては、制度の内容から名前がスクールカウンセラーあるいは心の相談室というふうな名称に変わってございますけれども、基本的に内容といたしましては地域の皆様方の力をおかりいたしまして総合的な学習の時間を支えていこう、ひいては地域の皆さんで子供を育てていくというのが基本的な裏でございます。

今まで支援スタッフとして活動をいただいております内容といたしましては、図書の読み聞かせあるいは国際の理解教育、あるいは昔の遊び、お米づくり、あるいは戦争体験で疎開したこととか、あるいは広島の前爆に関してのこととか、自分の戦争体験を通じて命の大切さ、あるいは生きることの大切さということを教えていただいたとかという内容の教室がございます。これは各学校それぞれにおいて取り組みが同じでございますけれども、支援の内容は異なっております。どの学校も同じような内容で総合学習の時間を有効に使っているという現状でございます。終わります。

議長 3番議員！

3番議員 総合的な学習の時間の活用の話なんですけれども、今そういう形でゲストティーチャーの方々とか、それからまたいろんな表へ出た総合的な学習の活用のやり方というの、自然と親しむとかというふうな形、確かに先ほどのお米づくりとかということもあるだろうと思うんですけど、そのほかにもいろいろとやっておられるだろうなというふうには思うんですが、川とか水なんか親しむとか、そういう生き物を観察するとか、そういったこともこの間議会の方のところで特集として組んでいただいていたところなんですけれども、そういうふうな中で参加して下さる方々のちょっと私もうはっきり、何かちょっとイメージ的にそういったハイキングとか、それからまたそういう川へ行く、山へ行くとかというふうなところでサポートをするというふうな形もあるというふうに思うわけですが、そのほかの確かにい

ろんな戦争体験だとか、それから手芸だとか、自分の持っている力というのを学校の中でやられることと、それから地域で行っていつている今まで外に、ただ単に表へ出ていくという形じゃなくって地域でのコミュニケーションというふうな形ではどういうことをされてきているのかなというのがちょっとはつきりわからないんですけども。

それともう一つは私とこの自治会なんかでもやはり子供の安全ということを考えて一声運動みたいな形でああ、元気でやっているかとか、こんにちはとかというふうな形ではやっぱり目が合ったら、顔が合ったらそういう形で声をかけていこうじゃないかということも自治会の方でも話し合いました、そういうやはり子供と地域とのつながりっていうのを大切にしていかなきゃいけないんじゃないかということでは考えているわけですけども、そういう地域へ出ていってのやり方っていうのも考えておられるのかどうなのかっていうのもちょっとお聞かせ願いたいなというふうに思います。

議 長 教育長！

教 育 長 総合的な学習の時間という基本的な土台というのは開かれた学校を、そういうものを外に自分の学校の情報を、また子供たちの実態等を見ていただくため、また反対に学校の方にもその地域のご意見を伺う、そういうような形の中で生まれてきたものでございまして、すべてが同じものでやるということ自体がおかしなもので、その学校の実態に合った、また子供たちの実態、また学校の体制の中での問題もあるだろうと思います。だから、小学校の低学年でまたやる場合とか、また高学年、それからまた中学校だとかやる場合ともまたまた違ってくるのが普通じゃないかなとこのように考えております。

それから、先ほどおっしゃいましたようにあいさつ運動とかは、これはまた総合的な学習の中での学習支援のスタッフの中ではちょっと入れていただくのはいかがなものかなと私自身はそのように考えております。そういうことで、特に中学校の場合とかはもっともっと違った意味での学習もやっております。それはまた各学校で聞いていただいたらと思いますし、また県下の学校でそういうものをまとめた、そういう冊子も出ておりますので参考にさせていただければありがたいなとこのように思います。以上です。

議 長 よろしいですか。（3番議員「はい。」）

以上で片岡君の一般質問は終了をいたしました。

以上で本日の議事日程はすべて終了いたしましたので、本日はこれにて散会いたします。

長時間にわたり遅うまでご苦労さまでございました。

（P.M. 6：30 散会）

平成16年3月15日広陵町議会

第1回定例会会議録（最終日）

平成16年3月15日広陵町議会第1回定例会（最終日）は、広陵町議場に招集された。

1 出席議員は、15名で次のとおりである。

1番	山田光春	2番	小原昇
3番	片岡福美	4番	寺前憲一
5番	松野悦子	7番	吉田信弘
8番	中山正	9番	山本登
10番	青木義勝	11番	笹井正隆
12番	坂口友良	13番	山本悦雄
14番	松本政治	15番	吉岡章男
16番	出張光男		

2 欠席議員は、なし。

3 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町長	平岡仁	助役	畠山惠俊
収入役	和田建三	教育長	安田義典
企画財政部長	松井定市	総務部長	森川勇
健康福祉部長	池田誠夫	住民生活部長	笹井由明
環境整備部長	山村吉由	都市整備部長	中尾寛
教育委員会事務局長	大西利実	水道局長	森田久雄
健康福祉部参与	竹嶋昇	住民生活部参与	竹田健次
住民生活部参与	山本新三	都市整備部参与	和田信次

4 本会議の書記は、次のとおりである。

局 長 西 辻 眞 治

書 記 竹 若 学 上 田 勝 代

議 長 ただいまの出席議員は15名で定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

(A.M. 10:02開会)

本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。

日程番号	付 議 事 件
1	議案第 1 号 広陵町税条例の一部を改正することについて
	議案第 2 号 広陵町消防委員会条例の一部を改正することについて
	議案第 3 号 平成15年度広陵町一般会計補正予算(第5号)
	議案第 9 号 平成16年度広陵町一般会計予算
	議案第15号 平成16年度広陵町学校給食特別会計予算
	議案第19号 広陵町情報公開条例の一部を改正することについて
	議案第20号 広陵町行政手続条例の一部を改正することについて
	議案第21号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正することについて
	請願第 1 号 町長、議員等の報酬等引き下げを求める請願書
2	議案第 4 号 平成15年度広陵町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
	議案第 5 号 平成15年度広陵町介護保険特別会計補正予算(第2号)
	議案第 7 号 平成15年度広陵町用地取得事業特別会計補正予算(第2号)
	議案第10号 平成16年度広陵町国民健康保険特別会計予算
	議案第11号 平成16年度広陵町老人保健特別会計予算
	議案第12号 平成16年度広陵町介護保険特別会計予算
	議案第14号 平成16年度広陵町墓地事業特別会計予算
	議案第16号 平成16年度新庄町・當麻町・広陵町介護認定審査会特別会計予算
	議案第17号 平成16年度広陵町用地取得事業特別会計予算
	議案第22号 国保中央病院組合規約の変更について
3	議案第 6 号 平成15年度広陵町下水道事業特別会計補正予算(第2号)
	議案第 8 号 奈良広域水質検査センター組合規約の変更について
	議案第13号 平成16年度広陵町下水道事業特別会計予算

議案第18号 平成16年度広陵町水道事業会計予算

- 4 議員提出議案第1号 青年の雇用を拡大するための支援を求める意見書について
議員提出議案第2号 まちづくり（自治）基本条例の制定を求める決議について
議員提出議案第3号 学童保育の受け入れを小学6年生まで拡充する決議について
議員提出議案第4号 乳幼児医療費無料化を就学前までに拡充する決議について

議 長 まず日程1番、議案第1号、2号、3号、9号、15号、19号、20号、21号及び請願第1号を議題とします。

本案について総務文教委員長より委員会の審査の結果について報告願うことにします。

総務文教委員長、松野君！

総務文教委員長 では、総務文教委員会の審査結果の報告をいたします。

本委員会は、さきの本会議において付託されました9議案につきまして、9日委員会を開き、慎重に審査いたしましたので、その結果をご報告いたします。

まず初めに議案第1号、広陵町税条例の一部を改正することについては、前納報奨金について、県内の廃止及び交付率の引き下げ市町村などを伺い、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に議案第2号、広陵町消防委員会条例の一部を改正することについては、何ら異議なく、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に議案第3号、平成15年度広陵町一般会計補正予算（第5号）については、傷害保険への加入団体名及び加入団体への説明について、また香芝・広陵消防組合の職員の配置は、広陵31人、香芝43人、本部35人であることなどを伺い、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に議案第9号、平成16年度広陵町一般会計予算であります。国において三位一体の改革が行われる中、交付税、臨時財政対策債の減額、さらに町税収入の減額により大変厳しい予算編成となっています。本町の最重要課題である新清掃センター建設関連予算、人にやさしい人がやさしいまちづくりの予算などについて細部にわたり伺い、慎重に審査したところであります。

歳入においては、交付税と臨時財政対策債において2億2,000万円の減額となり、国庫補助金負担金の減額に対して、所得譲与税として補てんされることなどを伺いました。

歳出については、本町の最重要課題で一日も早い建設が望まれる新清掃施設建設費につい

ては、今年度3割分16億6,000万円を計上しており、以外にも関連予算として新清掃施設への進入路1億円、林口橋拡幅工事9,800万円、古寺集会所1億5,000万円などを見ているとの説明を受けました。

また、人権教育関係については、国際化の中で、人権感覚を持ち、女性差別、在日外国人差別、障害者差別などを学習するためのものであり、今後も人権教育及び啓発を行っていく必要があることを伺いました。

また、特別報酬審議会への諮問、その答申等についても伺いました。

イントラネット基盤施設整備については、多様化、高度化したニーズにこたえるために行うもので、既に近隣市町村でも行われており、今年が補助を受けるよい機会であることなどの説明がありました。

また、学校の安全管理の面から、ビデオカメラの設置、防犯灯の設置についての考え方を伺いました。

その他、学童保育、図書購入費など多岐にわたり伺い、採決の結果、全員一致で可決すべきものと決しました。

次に議案第15号、平成16年度広陵町学校給食特別会計につきましては、何ら異議なく、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に議案第19号、広陵町情報公開条例の一部を改正することについて、議案第20号、広陵町行政手続条例の一部を改正することについて、議案第21号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正することについては、独立行政法人通則法及び地方独立行政法人法等が施行されるに当たり改正されるもので、何ら異議なく、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

最後に、請願第1号、町長、議員等の報酬等引き下げを求める請願書であります。

委員会の審査は副委員長が委員長代理で進められ、紹介議員の松野委員が請願の趣旨説明を行い、委員から、近隣市町村の状況などについて質問がありました。この後、討論、採決の結果、賛成少数で不採択とすべきものと決しました。なお、この請願につきましては、現在約700筆集まっております、町民の中に大きな賛同の声が寄せられているということを加えておきたいと思えます。

それから、議案第3号、これは一般会計補正予算ですけれども、それと第9号の平成16年度広陵町一般会計予算につきましては、委員長は反対の立場を表明しております。採決には加わっておりませんが、その旨ご報告を加えて終わりといたします。

議 長 ありがとうございます。

ただいまの委員長報告に対し、各議案ごとに審議いたします。

まず議案第1号、広陵町税条例の一部を改正することについてを議題とします。

ただいまの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決します。

議案第1号は委員長の報告どおり原案可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって議案第1号は原案どおり可決されました。

次に議案第2号、広陵町消防委員会条例の一部を改正することについてを議題とします。

ただいまの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決します。

議案第2号は委員長の報告どおり原案可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって議案第2号は原案どおり可決されました。

次に議案第3号、平成15年度広陵町一般会計補正予算(第5号)を議題とします。

ただいまの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

5番議員!

5番議員 この点につきましては、先ほど報告させていただきましたように反対をいたします。

その反対の理由ですけれども、広陵消防組合の職員さんの給料、ボーナスですね、人勧どおりにカットをしたと、その補正が組まれておりますので反対をいたします。

議 長 10番議員!

10番議員 私は、賛成の立場で討論をさせていただきます。

議案第3号につきましては、昨年の人事院勧告では民間企業の大変厳しい状況を受けて給与と期末手当の引き下げとなりました。それに伴い、本町一般職員の給与、期末手当なども引き下げの改正が行われたところであります。香芝・広陵消防組合でも一般職の職員の給与に関する条例の一部が改正され、それに伴い今回香芝・広陵消防組合負担金が減額されたもので、問題のない処置だと認識をしております。

補正予算では、その他、退職手当組合特別負担金、障害補償金、国保特別会計繰出金など必要な予算であることから、議案第3号につきましては賛成といたします。

議 長 4番議員！

4番議員 賛成討論がありましたけれども、民間企業の給与等が下がっているから公務員の給与も下がってもいいということは、自分たちの報酬引き下げの問題との関連で位置づける必要があるというように思います。そういうことをさておいて職員の給与だけを下げることには賛成というのは、私は全体の議員等を含める中で考えるべき問題であって、公務員だけを給料引き下げという点で賛成するのはおかしいというように思いますので、そのことを指摘して、反対します。

議 長 ほかに討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決します。

本案について反対者がいますので起立により採決いたします。

議案第3号を原案どおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長 起立多数であります。よって議案第3号は原案どおり可決されました。

次に議案第9号、平成16年度広陵町一般会計予算を議題とします。

ただいまの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

5番議員！

5番議員 反対の立場で討論をいたします。

まず、来年度予算の国の主な特徴は、年金保険料の引き上げや庶民増税など、今後十数年にわたる際限なき国民負担増のルールを敷く、また連続負担増予算だということです。地方自治体への1兆円補助金削減も、地方自治体と住民にツケを回し、住民サービスの低下をも

たらずものです。また、大企業奉仕や公共事業の浪費の仕組みは温存され、国債の新規発行は2年連続で史上最高となるなど、財政破綻をますます進行させるものとなっているわけでございます。また、イラク復興支援や弾道ミサイル防衛の予算に示されるように、アメリカの軍事戦略に日本を組み込む危険な道を一層進める予算であるわけです。

こういう予算を前提として、地方自治体への影響も多大なものがあるわけです。三位一体の改革の中で、今回は影響額がまだはっきり見えてない部分もあるわけですが、やはり地方への交付税が基本的に1億円程度の減収、また住民の税負担については1,000万円の増税など、このような住民負担を一層押しつける国のやり方に対して、平岡町長は住民の皆さんにお知らせをして、住民と一緒にこのような国の予算編成に対して、やり方に対して強く住民を守る立場で反対をしていただくのが筋でございますが、残念ながらそのような姿勢は見られないということが反対の第1点です。

また、消費税につきましては、今、一層小泉内閣がおりた時点ですぐにでも消費税の増税が計画されております。それも2けたの増税を計画している。こんな状況の中で消費税がこれ以上値上げされれば、一層の不況に拍車がかかってまいりますし、住民の暮らしも大変になってまいります。こういう点についても、今こそはっきりと消費税反対ということを自治体の長として態度を示すべきでございますが、この点についても、消費税、国のやっていることだということで賛同の意向を示しておられる。この点について、反対の2つ目といたします。

また、3つ目が人権教育でございますが、これは広陵町の場合予算額が500万円余りでございますが、これについては人権ということに名前を変えたものの、その下敷きはやっぱり解放同盟を中心とした同和教育の流れを引き継いでいるものであります。今、このような同和教育の流れを断ち切って、真の意味での人間の平等教育についてはいろいろな形で歴史教育あるいは文学教育、またその他の広範な形で十分にできる部分を、このような人権教育という名前で一部の解放同盟を利するような、そのような予算については反対をするところです。

それから、4つ目が清掃センターの問題です。建設については大いに賛成をし、予算計上について賛成をするものですが、処理方式について反対をするものであります。これは、私たちは具体的には今のRDF炭化方式は大変危険であり、値段が高い、このようなことを指摘をしているところです。今、町民の皆さんも、生ごみを分別して堆肥化しリサイクルをする、このことに大きな賛同が寄せられているところです。こういう形で安全で安心、

そしてまたコストも余りかからない、こういう生ごみの分別・堆肥化、リサイクル、そうして残ったごみについては安全な施設で燃焼するという点について提案をしているわけですが、この点については一層住民合意を進めていく必要がありますが、この住民合意を進めないで一方的にRDF炭化を進めていかれる、この点について反対をいたします。

また、その次、5つ目なんですけれども、これは防犯対策、とりわけ学校の防犯対策なんですけれども、今子供たちが学校の行き帰り、また学校内で侵入犯などの危機にさらされていて、PTAなどでも大変な自分たちでご努力をされている、住民の皆さんも大変に心配をされている、保護者の皆さんを中心にですね。先生方も大変に心配し努力をいただいている。こういう中で、やはり国の方では防犯カメラ等に交付税算入ということが明確になっていながら、機械は要らない、人間の力でやるのだということで拒否をされていることについて、やはり子供たちの命を守るためにはやれることはすべてやるのが行政の立場であります。これについては青木議員は、門灯について明かりをみんなつけると防犯対策には大変効果的だというような委員会での発言ございましたが、そういう住民の皆さんがいろいろそういう形で、私の方も電気つけているんですが、努力をされる。しかし、努力を促していても、それは電気をつけていくとか機械を使ってなんです。ですから、学校周辺に防犯対策として照度を保つための防犯灯の設置、センサーつきの防犯灯の設置、また監視カメラなど、そういう補助器具を使いながら万全の対策をしていくことが求められていると思います。この点についてもあえて反対の理由とさせていただきたいと思います。以上です。

議 長 16番議員！

16番議員 平成16年度一般会計当初予算について、賛成の立場で討論いたします。

経済情勢は一部で明るい兆しは見られるものの、デフレ圧力は依然根強く、地場産業を見ても依然として厳しい状況下にあります。こうした厳しい経済情勢の中で、歳入面では、町税収入、地方交付税及び臨時財政対策債が前年度より大幅に減少することから、歳出面において新清掃センターの建設を初め多くの行政需要が見込まれる中で、広陵町行財政改進黨プロジェクトの答申に基づきすべての事務事業について根本から見直し、補助金の削減、経常経費の徹底した節減合理化と優先順位の選択を行い予算の編成をされております。新清掃センター建設関連事業、人にやさしいまちづくり事業、少子化対策として次世代育成支援施策、電子自治体に向けてのイントラネット基盤施設整備事業、食の自立支援事業などと、積極的な予算で現在の本町にとって適切な予算であると考えております。

国においては三位一体の改革が進められておりますが、全国町村議会議長会、全国町村長

会、地方6団体などが積極的に会合を開き、政府関係者に意見書などを提出されております。また、財源保障機能を存続させるための働きかけとともに、国への意見もしっかりと言っただけのものと思います。

反対討論のあった消費税について、税体系全体として税負担を公平化するために消費に対して広く、薄く負担を求めたもので、既に全国で広く定着しているものと私は理解しております。小泉首相は、任期中は消費税を上げないことを言明されておりますが、今後の国の動向を見守る必要があると考えております。

また、人権教育関係予算については、人権教育は同和問題だけでなく、障害者問題、在日外国人問題、女性問題などについて行われるもので、今後も総合的な人権教育、人権啓発の推進を図っていくべきであるとは考えているところであります。以上、賛成討論といたします。

議 長 4番議員！

4番議員 議論のかみ合ったところでは、消費税と人権教育のところの部分だというように思いますので、その点について、消費税の問題は広く薄くということで容認されていますけれども、低所得者に負担が重くかかる逆累進課税という基本が貫かれています。税の本来の基本である累進課税、所得の再配分機能などについては全く無視される状況になるわけですから、消費税というのは悪税と言わざるを得ないと思います。こういうところについての認識が一致していないという点で、残念であります。

また、人権教育という問題を、同和教育だけでなく、その他の差別全般の認識で述べられているわけですが、事実は同和教育を中心とした、そしてまた同和教育の中心母体である部落解放同盟の方針、指針を中心とした施策への協力であります。そういう言葉を人権問題をその他一般的な人権という形で解消させているわけですが、実態は明らかに偏った部落解放同盟の施策への支援ということは明白であるわけですから、一般論化して是認されるような問題ではないということも指摘しておきたいと思っております。以上です。

議 長 ほかに討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 討論がないようですので、討論を打ち切ります。

本案について反対者がおりますので起立により採決いたします。

議案第9号を原案どおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長 起立多数であります。よって議案第9号は原案どおり可決されました。

次に議案第15号、平成16年度広陵町学校給食特別会計予算を議題とします。

ただいまの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決します。

議案第15号は委員長の報告どおり原案可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって議案第15号は原案どおり可決されました。

次に議案第19号、広陵町情報公開条例の一部を改正することについてを議題とします。

ただいまの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決します。

議案第19号は委員長の報告どおり原案可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって議案第19号は原案どおり可決されました。

次に議案第20号、広陵町行政手続条例の一部を改正することについてを議題とします。

ただいまの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決します。

議案第20号は委員長の報告どおり原案可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって議案第20号は原案どおり可決されました。

次に議案第21号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正することについてを議題とします。

ただいまの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決します。

議案第21号は委員長の報告どおり原案可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって議案第21号は原案どおり可決されました。

次に請願第1号、町長、議員等の報酬等引き下げを求める請願を議題とします。

ただいまの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

10番議員！

10番議員 私は、この請願の議案に対して反対の立場で討論をさせていただきたいと思いません。

町長、議員の報酬を引き下げよということですが、私自身、近隣の町、市のことも多少調べもさせていただきましたところ、本町の町長並びに議員報酬につきましては、まず人口規模、そして広陵町の財政規模等から勘案しますと、あえて今どうのこうのという時期じゃなしに、また適正であると、私はこう判断をしております。また、町長は町長の際際費においても近隣の町よりはかなり低く、またその中で支出されているのも少額であり、その他に関してはポケットマネーでいろいろ出されていることも承知しております。また、議員におきましても、我々、私自身におきましても、ただいまの議員報酬がそないもらい過ぎているようにまた思ってもおりません。ただ、職員さんの給与がどうかいろいろご意見がございましたが、いわゆる特別職と、また部長職とのバランス、これもそう崩れているようにも思いませんし、またあえて今ダウンさすことによってバランスが崩れていくようにも感じます。

ただ、もしも財政の負担の削減をしていきたいという観点であれば、あえてこのぐらいの程度では全く広陵町に対してそうというほどじゃなしに、影響がないと思います。ただお茶を濁すとか、そういうような観点でやりましたよということであればそうかもしれませんが、私はそんなことを、こそくなことをすべきやないと。それより議員として、また町長として

大いにこのような厳しい状態の中で研さんをして、広陵町に、町民の皆様へ負託されたすべてのことに対して満足を与えるような政治、また政策をとっていくのがよりそれを越えた責務であると私は痛感をしております。その意味では、長野県の知事みたいにもっと半額にするとかという形であればあえてそれも効果があるかもわかりませんが、このような中途半端なことでお茶を濁すことに対しても、逆に私は住民の皆様に対して失礼であるなあと、こう解釈をしております。そのような観点からこの請願に関して反対をいたします。

議 長 5番議員！

5番議員 反対がありますので、賛成討論をいたします。

これにつきましては、先ほど言いましたが、大変短期間でございますが、既に700筆近く請願署名が集まっているというこんな状態です。引き続き、今大きな広がりを見せつつあるような、こんな状況なんです。今青木議員の方が、反対の中身として近隣の市町村と比べて適正であるということでおっしゃいましたけれども、来年度予算の中で、奈良県の中でも幾つかの自治体が特別職の退職金の引き下げだとか報酬の引き下げを予算の中で示しているわけなんです。そういう状況といいますのは、もうご存じだと思うんですけども、やっぱり今職員さんの給料やボーナスが合わせて5年間連続でカットをしながら、なぜ町長あるいは議員の方がこのまま温存されているのかという部分については、住民の皆さんの判断としておかしいというのはどなたに聞いても大部分の皆さんが賛同をされるという状況なんです。どこで適正であるのかどうかという部分が判断なさったのかと思うんですけども、人口規模、財政規模とおっしゃいましたけれども、そしたら広陵町の職員さんは人口規模、財政規模でどうなのかということ、これはそういう考えは入らないわけなんです、全然。ですから、とりわけ特別職のこのような報酬の評価については大変流動的な内容であるということがあるわけですから、今回やはり大変、とりわけ新清掃センターに118億円という多額の費用が要るわけですから、大変財政が逼迫する。そういう中で、みずからの報酬を減らして努力をしている姿勢を見せるということによって、住民の皆さんも納得ができるというふうに思います。

それから、ちょっとぐらい減らしたって財政的には影響ないんやと、ポーズだけだというような指摘なんですけれども、大きな間違いなんです。町長5万円、ほかの特別職4万円減額するだけで1,100万円余りの予算が浮くわけですけども、例えばこれだけあればシルバーパス、70歳以上の高齢者の皆さんに広陵町でシルバーパス、1人当たり5,000円のチケットを渡すのに十分な金額なんです。それから、小学校までの乳幼児医療費の無料

化を実施するのに当たっては、あと2,500万円上積みすればすぐにも実施できる金額なんです。ですから、皆さんの報酬引き下げをし、また退職金、特別職、とりわけ町長の退職金の見直し等々含めてしていけば小学校へ上がる前までの医療費の無料化はすぐに実施できるんです。ですから、このような少額で影響がないということはとんでもない話です。こういう小さいところにもしっかりと目を通して住民の要望を実現していく、そして住民の暮らしを守っていく、この立場が議員として当然あるべきであります。残念ながらそれは中途半端だとか少額で影響はないというのは、これこそ住民の皆さんにとって大変失礼な内容だと思います。そういう点も指摘をいたしまして、この点についてはやはり誠実に議員の皆さんはみずからを正していくという形で賛成をしていただきたいと思います。

議長 ほかに。（「議長。」）反対討論の方はありませんか。

討論を打ち切り採決いたします。

請願第1号に対する委員長の報告は不採択です。

請願第1号を採択することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長 起立少数です。よって請願第1号は不採択とすることに決しました。

議長 次に日程2番、議案第4号、5号、7号、10号、11号、12号、14号、16号、17号及び22号を議題とします。

本案について厚生委員長より委員会の審査の結果について報告願うことにします。厚生委員長、吉岡君！

厚生委員長 それでは、厚生委員会の委員長報告をさせていただきます。

厚生委員会は、さきの本会議で付託されました10議案につきまして、3月10日に委員会を開き、慎重に審査いたしましたので、その結果をご報告いたします。

最初に議案第4号、平成15年度広陵町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）については、国保加入者数及び滞納状況、平成16年度の加入者見込み、保険証の郵送のことなどについて詳細に伺い、何ら異議なく、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に議案第5号、平成15年度広陵町介護保険特別会計補正予算（第2号）については、何ら異議なく、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に議案第7号、平成15年度広陵町用地取得事業特別会計補正予算（第2号）については、平成15年度に予算化された事業が実施できなかったための減額補正であり、この事業は平成16年度に移行して実施するとの答弁をいただき、全員一致で原案どおり可決すべき

ものと決しました。

次に議案第10号、平成16年度広陵町国民健康保険特別会計予算であります。国保税の滞納原因を把握するために戸別訪問等の上、実情を聴取し、対応していると伺いました。

また、滞納者を保険証の郵送から外しているのは、個々の事情を把握することが目的であるとの説明がありましたが、すべての滞納者に保険証の郵送を実施してほしいとの意見があり、採択の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に議案第11号、平成16年度広陵町老人保健特別会計予算については、窓口負担増による受診抑制があるのではとの指摘については、通院、入院平均日数等から大きな影響はないと判断をしていることを伺いました。

70歳以上の方にも人間ドック助成対象としてほしいとの意見があり、採択の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に議案第12号、平成16年度広陵町介護保険特別会計予算については、特別養護老人ホームの待機者が多いことの対策としては、要介護度の重い者やひとり暮らしの老人など、入所待機者の状況に応じて優先して入所できるように実施されていること、県の事業計画により増床されることなどを伺い、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に議案第14号、平成16年度広陵町墓地事業特別会計予算であります。近年3年間の返還者の理由を伺い、何ら異議なく、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に議案第16号、平成16年度新庄町・當麻町・広陵町介護認定審査会特別会計予算については、認定者数及び痴呆にかかわる認定について伺い、何ら異議なく、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に議案第17号、平成16年度広陵町用地取得事業特別会計予算については、不動産鑑定士による鑑定結果報告をもって算定したものであることを伺い、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

最後に議案第22号、国保中央病院組合規約の変更については、体制が直営方式に移行するについての規約の変更であり、今後十分協議を重ね体制を整えていくことなどを伺い、何ら異議なく、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上で、厚生委員会の審査の結果報告といたします。

議 長 ありがとうございます。

ただいまの委員長報告に対し、各議案ごとに審議いたします。

まず議案第4号、平成15年度広陵町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題と

します。

ただいまの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決します。

議案第4号は委員長の報告どおり原案可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって議案第4号は原案どおり可決されました。

次に議案第5号、平成15年度広陵町介護保険特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

ただいまの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決します。

議案第5号は委員長の報告どおり原案可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって議案第5号は原案どおり可決されました。

次に議案第7号、平成15年度広陵町用地取得事業特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

ただいまの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決します。

議案第7号は委員長の報告どおり原案可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって議案第7号は原案どおり可決されました。

次に議案第10号、平成16年度広陵町国民健康保険特別会計予算を議題とします。

ただいまの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

3番議員！

3番議員 国民健康保険ですけども、今年度の予算というのは、老人保健の医療費の拠出金の負担の割合の変化と、また老人保健の対象年齢の引き上げが行われて医療費の予測がつきにくいということはわかるわけですけども、今回の医療費の予測、15%アップというのは高過ぎる予測だというふうに思います。これは今までどおりの試算にし傷病手当などに回すべきだというふうに考えます。国保の加入者の多くが低所得者の方が多くて、4割、6割の軽減世帯も随分ふえております。国保には社会保険等にある傷病手当がないわけですが、このため病気になっても入院を言われるのが怖いからと診察にも行けないという方が多くおられます。このような方も安心して入院できるように、傷病手当の必要があるわけですけども、今年度予算にも傷病手当に対する取り組みがありません。

また、15年度から郵送を実施されるということは評価するものですけども、337件も郵送をとめるというのは余りにもひどいと思います。居所不明の人には郵送できないでとめているのは仕方がないとしても、その他の人には郵送すべきだと考えております。病気になってから役場へ納税相談に来るとするのはとても無理なことです。すべての人に郵送するというのは基本的人権の問題ですが、今年度もその方針には変わりがないということでございます。

また、国保の財政は、初めに言いましたように老人保健の関係に変化がありましたけども、国保に対する国の補助の削減の結果、ずっと行われてきてるわけですけども、町の負担とか国保税の増加として住民が苦しんでいるということに対して、町は保険制度の一元化ということをして国に対して要望をされているわけですけども、保険制度の一元化だけでは町民を守るという基本的な形にはなっていない。また、こういう住民の痛みに対して、町民を守っていくんだという基本的な姿勢に町長が立っていないということで反対をさせていただきます。

議長 1番議員！

1番議員 議案第10号を賛成討論させていただきます。

平成16年度広陵町国民健康保険特別会計予算について賛成の立場で討論いたします。

少子・高齢化が進む中であって、国民健康保険の運営は年々厳しい状況にあることはだれもが承知していることでもあります。そうした中、国民健康保険税の賦課については現行制度

で財源確保を図ることとし、加えて収納率の向上に努め、医療費適正化の推進、保健事業の推進などを重点目標に掲げ、国民健康保険事業のより健全な運営に努めてまいりたいと考えておられることを評価し、そんな中であって可能な限り経費の削減に努力され、現在の本町の国保運営を支えるべく予算となっています。

また、高齢者などの利便性を図るために保険証の郵送を実施されております。反対討論には、すべての人に一律に保険証の郵送を実施すべきとの意見がありましたが、滞納者については個々の実情を把握するため、年一度の来庁となる手渡しによる交付が必要であると理解しております。

以上、議案第10号の賛成討論といたします。

議 長 4番議員！

4番議員 賛成では現行制度で運営を行っていけばいいという形だけの賛成討論だったわけですが、この国保会計に占める低所得者の問題、あるいはまた医療費の高齢者負担の増加等について全く触れられていないということでもあります。片岡議員が反対討論をした中身についての問題が避けて通られている。ただ一つ、高齢者の利便を図るための郵送についてのところがあったわけですが、やはり全員に保険証が行き渡る、このことと、また滞納者の対策とは別個の問題であります。町が便宜的に滞納者に対して来てもらったときに話をするという便利性を追求しているだけであって、国民健康保険証が本当に加入者に行き渡る、この基本を貫くというところの部分は最も大事なことだということ指摘しておきたいと思えます。滞納者については、その後町が努力されている内容を一層進めていくということとで対処すべきであります。以上です。

議 長 ほかに討論はございませんか。

(なしの声あり)

議 長 討論がないようですので、討論を打ち切ります。

本案について反対者がおりますので起立により採決いたします。

議案第10号を原案どおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長 起立多数であります。よって議案第10号は原案どおり可決されました。

次に議案第11号、平成16年度広陵町老人保健特別会計予算を議題とします。

ただいまの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

3 番議員！

3 番議員 老人保健特別会計に対して反対の立場で討論いたします。

公費の負担割合が14年10月から18年9月まで順次引き上げられて現在の3割から5割になることになりまして、老人保健の会計というのは一定改善されることにはなったわけですが、老人保健の対象年齢の引き上げによって国保の財政の大きな負担になっているということに違いはありません。また、昨年の10月から窓口の負担が増額されたことにより、通院は1人当たり1万9,500円から1万8,000円に、また患者さんがかかる日数も2.4日から2.2日と少なくなり、受診の抑制となっています。このような町民の医療に対する不安から町民を守るために、町はいかに取り組むのかということになると思います。今回の改正は不十分であるとの認識に立ち、広陵町として国へ要望を出していくということなどが必要なわけですが、そのような独自の取り組みが認められないということで反対をさせていただきます。

議 長 ほかに討論ありませんか。 9 番議員！

9 番議員 反対者がありますので、平成16年度広陵町老人保健特別会計予算について賛成の立場で討論いたします。

今、70歳以上の方にも人間ドック助成対象とされたい旨の指摘をして反対されましたが、本町の60歳以上の方に対する基本健診は既に無料で実施されており、ご利用いただくことも視野に入れていただきたいと思います。また、70歳以上の方は原則定率1割の一部負担となりましたが、老人保健制度を支えている若年層が3割を負担している現状に比べて、急激な負担増とならないよう配慮されていることも考えていただきたいと思います。

なお、老人医療費については、今後ますますの高齢化に伴い年々ふえ続ける中で、安心と安定した医療制度に向け、国でも幅広く論議され、町からも積極的に要望されているものがあります。予算の内容につきましても、できる限りの節減に努力されております。よって本案については賛成するものであります。

議 長 5 番議員！

5 番議員 反対の立場で討論をいたします。

まず1つ、今山本議員が言われました70歳以上の方の人間ドックの助成なんですけれども、これは基本健診が無料だからそれで済ませれるということの賛成の趣旨でしたけれども、これは基本健診でしたらまたいろいろなところに分けて行かなきゃいけなかったり、そ

れからもっと詳細な検査等もできなかつたり、そういう部分でこれは高齢者の方々の負担になるわけなんです。時間的に具体的な負担も大きいわけですから、これはやっぱり人間ドックを希望される方についてはやはり広陵町は助成をしていく、このことが医療費を抑制していくことにもつながっていくわけなんですから、これについて改善をしないということについては全く理解できないし、大きな反対ということになるわけです。

それから、若年層が少なくなってきた若年層の負担増があるということで賛成の討論されたんですけれども、これにつきましては本当に今高齢者の方々が、国民年金でしたら5万円もないんですね、平均しますと。そういう中で介護保険料や介護サービスの利用料、また国保、また医療費等支出しなければいけないわけですから、これは普通に暮らせる金額では全くないわけです。そういう中から一層高齢者の方々の医療費を負担をふやしていくということで解決をしようという流れについては断固反対するところです。

とりわけ今回は国の負担もふやされたわけなんですけれども、やはり国の負担をふやしながら、その一方で高齢者の医療費を一層負担増にしていこうということについては、考え方そのものが大きな問題にあるというふうに思います。仕事ができなくなった高齢者の方々の医療については、やはり国、地方自治体が責任を持って対応していく問題なんです。これは世界的に見ましても日本の財政支出の内訳が社会保障の比率が先進国の中でも極めて低い、こういう状況になっているわけなんですけれども、こういう部分に端的にあらわれていると思います。今回の老人保健の方に端的にあらわれているというふうに思います。ですから、こういう点について、支えている若年層が少なくなったから負担が大きくなるという短絡的な発想ではなく、やはりこういう部分については国、地方自治体がしっかりと責任を持っていくという発想に切りかえていただくのが当然でございます。そういう点では、賛成討論には大変大きな問題があるということを指摘して反対といたします。

議 長 ほかに討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 討論がないようですので、討論を打ち切ります。

本案について反対者がいますので起立により採決いたします。

議案第11号を原案どおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長 起立多数であります。よって議案第11号は原案どおり可決されました。

次に議案第12号、平成16年度広陵町介護保険特別会計予算を議題とします。

ただいまの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決します。

議案第12号は委員長の報告どおり原案可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって議案第12号は原案どおり可決されました。

次に議案第14号、平成16年度広陵町墓地事業特別会計予算を議題とします。

ただいまの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決します。

議案第14号は委員長の報告どおり原案可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって議案第14号は原案どおり可決されました。

次に議案第16号、平成16年度新庄町・當麻町・広陵町介護認定審査会特別会計予算を議題とします。

ただいまの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決します。

議案第16号は委員長の報告どおり原案可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって議案第16号は原案どおり可決されました。

次に議案第17号、平成16年度広陵町用地取得事業特別会計予算を議題とします。

ただいまの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決します。

議案第17号は委員長の報告どおり原案可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって議案第17号は原案どおり可決されました。

次に議案第22号、国保中央病院組合規約の変更についてを議題とします。

ただいまの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

3番議員！

3番議員 意見をつけて賛成をさせていただきたいと思います。

議会の議長、副議長は充て職でありまして、1年交代の職となっています。当然、住民要求とか議会運営のことについてはよくご存じだと思うわけですが、病院経営の専門家ではありません。また、議長、副議長が議員になることが悪いというのではなくて、専門に研究できるような人材を、単年交代ではなく複数年担当できる人も議員として入れていくべきだというふうに考えております。また、そういうことがあっては困るわけですが、負担の割合も初めに決めておくべきでございます。また、この負担の割合というのは、やはり利用者の方、また広陵町の町民のためになる、そのことに対しての利用割合というふうな形とこのを考えていく中で、利便性ということもよく考えていっていただきたい。このようなことを基本にして負担割合も決めていくべきだということでございます。また、職員の皆さんとの円滑な関係、前のような職員が提訴するとか、そのような関係が二度と起きないように円滑な関係を特に要望します。また、優秀なお医者さんの確保とか利便性の改善、今後の協議に期待をしたいというふうに思います。賛成をさせていただきます。

議長 ほかに討論はありませんか。

(なしの声あり)

議長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決します。

議案第22号は委員長の報告のとおり原案可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって議案第22号は原案どおり可決されました。

議 長 次に日程3番、議案第6号、8号、13号及び18号を議題とします。

本案について産業建設委員長より委員会の審査の結果について報告願うことにします。

産業建設委員長、吉田君！

産業建設委員長 本委員会は、さきの本会議において付託されました4議案について、3月1日に委員会を開き、慎重に審査いたしましたので、その結果についてご報告いたします。

まず初めに議案第6号、平成15年度広陵町下水道事業特別会計補正予算（第2号）については、流域関連公共下水道事業認可変更委託料の内容等について伺い、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に議案第8号、奈良広域水質検査センター組合規約の変更については、省令の一部改正に伴い水質検査項目が50項目にふえたが、30項目については過去3年間に於いて基準の10分の1以下の場合には3年に1回の検査でよいこと、また原水にあっては年1回の全項目検査をすることなどについて伺い、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に議案第13号、平成16年度広陵町下水道事業特別会計予算であります。入札制度の改善状況などを伺いました。また、下水道施設管理システム設計委託料は、下水道に係るマンホールの現況調査を実施の上、その結果をパソコンに入力し当該下水道施設の維持管理に役立つものであり、緊急地域雇用創出特別交付金事業補助金で実施するものであることなどを伺いました。その他、公用車にあってはリース料で計上することにより補助対象となること、浄化槽等設置状況調査件数は2,200件であり、現在集計中であることなどを伺いましたが、一部議員から反対があり、採決の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決しました。

最後に議案第18号、平成16年度広陵町水道事業会計予算については、水道料金の値上げに伴う給水収益見込み、水道業者のランク分け及び当番制などを伺いました。給水負担金を四条予算計上すべきとの意見があり、採決の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、産業建設委員会の審査の結果報告といたします。終わります。

議 長 ありがとうございました。

ただいまの委員長報告に対し、各議案ごとに審議いたします。

まず議案第6号、平成15年度広陵町下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

ただいまの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決します。

議案第6号は委員長の報告どおり原案可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって議案第6号は原案どおり可決されました。

次に議案第8号、奈良広域水質検査センター組合規約の変更についてを議題とします。

ただいまの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

4番議員！

4番議員 原水について、広陵町では引き続いて年1回の検査を行うということで賛成をしたわけであります。そういう点について指摘しておきたいと思えます。

議 長 ほかに討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決します。

議案第8号は委員長の報告どおり原案可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって議案第8号は原案どおり可決されました。

次に議案第13号、平成16年度広陵町下水道事業特別会計予算を議題とします。

ただいまの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

4番議員！

4番議員 1つは、下水道使用料について、条例によって消費税を取っているということについて反対をいたします。

もう一つは、工事について、今年度予算でも水質改善下水道工事費が4億1,368万2,000円上がっているわけですが、これの中身について、いわゆる入札が予定価格の98%から99%に張りついているということについて、私はこれには談合の疑いがあると

いう点の認識を持つべきだというように思います。ところが、理事者にあってはこの点についての認識が非常に甘い。そういう点で予定価格を公表し職員の負担がなくなった、気を使う負担がなくなったということで、引き続いてこれは制度としてはいいわけですが、その分子定価格に張りついた落札状況を改善するための努力を一層行っていただく必要がある。これが1割の改善になれば、4億1,300万円と言えば4,130万円の財源が軽くなるということに見られるわけですから、そういう点では一層の入札制度の見直し等を図っていただきたいということを指摘しておきます。

議 長 ほかに討論ありませんか。 11番議員！

11番議員 平成16年度広陵町下水道事業特別会計予算について賛成の立場で討論いたします。

本町の下水道事業は、町内全域の普及を目指して日々努力され、県内でも非常に高い普及率を誇っております。今後もより一層努力され、快適な生活環境の普及に邁進すべく、本予算は妥当なものとして賛成するところであります。

反対討論の中では、入札の改善が十分に進んでいないために反対とのことですが、本町の入札制度は、職員の献身的な努力によって県下でも公平で透明性の高い入札制度であると認識しております。私は、町当局に今後もより一層の改善をお願いいたしまして、賛成討論いたします。

議 長 3番議員！

3番議員 1つは、入札の問題なわけですが、入札制度そのものは確かに改善をされてきているというふうに理解しております。ただ、98%なり99%というのが国の方で今までの談合の疑い、また長野県などでしている談合の認識というのをどういうふうに見るかということです。ここでやはりそういうふうな99%というふうなことを談合がなくてできるんだという認識を持たれてることが問題だというふうに思います。やはりいかに改善していくかというのは、先進地域の事例というのはたくさんあるわけですから、それをもっと研究していただいて、こういう談合の疑いを指摘されるようなことのないように今後も改善をお願いをしていきたい。談合がある可能性があるということをまず認識をしていただいて、そういう改善をしていただきたいというふうに思います。

議 長 ほかに討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 討論がないようですので、討論を打ち切ります。

本案について反対者がありますので起立により採決いたします。

議案第13号を原案どおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 起立多数であります。よって議案第13号は原案どおり可決されました。

次に議案第18号、平成16年度広陵町水道事業会計予算を議題とします。

ただいまの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

4番議員！

4番議員 1つは、消費税について、ここでも条例で消費税を課しているということについて反対いたします。

2つ目には、前年度水道料金が値上げされ、その値上げ分8,600万円が計上されているということでもあります。本来、私たちが言っているように、給水分担金を収益的収支、三条予算に入れると黒字になっていたと、このような状態でありました。そういう点で、この認識が議会の中で理解してもらっているにもかかわらず黒字を赤字と称して値上げに賛成している、こういうところが大きな問題なわけであります。再度、県下の水道の加入者分担金、給水分担金の取り扱い状況を指摘しておきます。収益的収入に計上している団体が11団体、資本的収支に計上している団体が15団体、両方に計上している団体が1団体、このような状況です。広陵町でも、過去に値上げを抑えていくという姿勢からこの給水分担金を三条予算、収益的収入に入れてきたわけであります。こういう経験がありながら、なお資本的収支に入れて赤字に見せかけた、このことについての問題が非常に大きいというわけであります。山田議員でさえこの事実に対して、水道料金の値上げについては反対をしたわけでありますから、このような会計の取り扱いについて、やはり収益的収支に給水分担金を入れて正常な会計を実施する。値上げの必要がなかったということでもあります。以上です。

また、先ほどから入札の問題についてでありますけれども、私たちは入札の改善は広陵町では非常に産業建設委員会等での議論の中にあって改善が進んできた、このことは高く評価をしております。しかし、業者側の姿勢についての取り組みは、町長は関与できないというようにおっしゃったわけですが、その点はそのとおりであります。しかし、数字から見る場合、予定価格の公表から見て落札率が99、98と張りついている状況は、談合の疑いを持たざるを得ない。この談合の疑いを持っているのかどうかという点で、持っていないという

ことがありますから、これは認識が非常に甘い。この点について、きっちりと談合の疑いを
持って、談合の疑いをなくしていく努力をすることが必要であります。ということで、談合
の疑いの認識が甘いという点は私たちが理事者に対して反対する理由であります。そして、
その点で改善を今後、要望をしているわけです。入札制度の改善が進んでいる中で、なお一
層入札の制度の改善に取り組まなければならないという点であります。以上の意見をつけて
反対いたします。

議 長 11番議員！

11番議員 平成16年度広陵町水道事業会計予算について賛成の立場で討論いたします。

水道事業につきましては、公営企業性から、経営効率と同時に、住みよい生活環境施設の
一つである水道施設等の整備等により、豊かさを実感できる地域社会を構築するために、安
全で良質な水道水の安定的な供給が望まれています。こうした中、少ない人員で経費を抑え
られ、日々努力されておられることについては異論のないところだと思います。

反対討論の中にあつた給水分担金を四条予算で計上すること及び消費税の問題については、
以前からも説明があつたとおり、適切な処理をされているものと考えております。以上、賛
成討論といたします。

議 長 3番議員！

3番議員 今、賛成討論の中にありました水道の整備とか安定供給というのは当然のことであ
ります。ただ、今回の値上げがされたということに対しての給水分担金をどのように見てい
くか、また値上げをしなくても済んだということをきちんと認識してほしい。それは議員
の皆さんに対しても、ただ単に理事者がこのように言っているんだから赤字だったんだとい
うふうな形ではなくって、いかに値上げをしなくてもいけたかということを経営の中
でもきちんと認識をしていただきたい、このように思うわけです。

今、先ほど寺前議員が言いましたように、給水分担金を収益的経費に上げているところと
いうのはたくさんあるわけですから、このような取り組みを広陵町でも取り組まれて、やは
り給水分担金をきちんと収益の計算をしていただくことによって値上げをしなくても済むん
だということを理事者の方も認識をしていただきたい、このように思います。

また、入札につきましては、政府の方でも95%以上というのは談合はあるんだという認
識を持つべきだということでは言われてるわけですから、このことについてもきちんと談合
が行われているんだということを認識をして、業者への行政指導、また取り組みを進めてい
ていただきたい、このように再度要望いたします。このような取り組みがなかなかできていない

ということで反対をさせていただきます。

議長 長 ほかに討論ございませんか。

(なしの声あり)

議長 長 討論がないようですので、討論を打ち切ります。

本案について反対者がありますので起立により採決いたします。

議案第18号を原案どおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 長 起立多数であります。よって議案第18号は原案どおり可決されました。

しばらく休憩いたします。午後1時から再開いたします。

(A.M. 11:30 休憩)

(P.M. 1:04 再開)

議長 長 それでは、休憩を解き再開いたします。

議長 長 次に日程4番、議員提出議案第1号、青年の雇用を拡大するための支援を求める意見書については片岡君から提出され、所定の賛成者があり成立しておりますので、これより議題とします。

議案の朗読をさせます。 局長！

局長 朗読。

議長 長 本案につきまして提案趣旨の説明をお願いします。 3番議員！（「片岡さん頑張ってや。」）

3番議員 ありがとうございます。

青年の雇用を拡大するための支援を求める意見書につきまして説明させていただきます。

今、青年の皆さんが、正社員になりたいくて試験をたくさん受けた、でも幾つ受けても面接すらしてくれない、もう嫌になった、25社の面接を受けても全然決まらない、面接の参考書を見てそのとおりにやっているつもりだけどうまくいかない、私ってどこか変ですか、このように本当に悩んでいます。就職は自分の努力や能力の問題で、政府や大企業を追及するのは難しいという意見も青年は持っているわけですけど、本当にそうでしょうか。雇用をふやせる大企業のサービス残業を減らすだけで84万人の雇用をふやせるんだ、このように試算もされているところでございます。こういう中で、本当に青年に就職をする機会すら与えられない、このような状態を一日も早く解決をしていきたい、このように思うわけです。そこで朗読をいたします。

日本の将来を担う若者が安定した仕事にもつげず、自分の生活もままならない、雇用や労働条件の悪化、教育や家庭の変化の中で、日本の若者は、このままでは若者の大半が社会的弱者に転落するのではないかと指摘されるほどの、深刻な状況に置かれています。完全失業者の半分が34歳以下の若者です。「フリーター」と呼ばれる、アルバイトや派遣社員、契約社員などの不安定な就労と失業を繰り返す若者は年々増加し、417万人にも上ります。昨年3月の大学卒業者の就職率は55%、2人に1人が就職できない状態です。大卒の就職率が7割を切ったのは戦後初めての事です。高校卒業者の就職率も90年の34.4%から16.6%と半減をし、過去最低となっております。

政府が国内総生産急成長と発表しましても、大企業ではリストラが引き続き進み、中小零細企業で働く人たちの実感からはほど遠い数字となっております。

大企業が目先の利益のために、未来ある青年を「物扱い」同然に使い捨てるのでは、有能な人材は育たず、若者の自立を妨げ、日本の経済と社会にとっても大きな損失です。

若者を正雇用で採用して、次代を担う人材を育てるという大企業の責任を、国は強く指導していただくことを要望します。

また、地方自治体の雇用創出のために緊急地域雇用創出特別交付金を延長することを要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。平成16年3月15日。以上です。よろしく申し上げます。

議長 これより本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論はありませんか。

10番議員！

10番議員 先ほどエールを送った立場ですねけど、これ反対討論をするちゅうのはちょっとやりにくいなあと思うてますねけどね。本当にこれ共産党さん、選挙前に本当に耳ざわりのいいいろんな意見書なり出されておりますねけどね、もう私もこらこら大変やなああと、こう思っております。

片岡議員の青年の雇用拡大という、支援をなさいという意見書でございますが、私はこれ反対という立場で討論をさせていただきます。

と申しますのは、なるほどいろんな経済情勢すべてひっくるめてかなり厳しいのは現実で、若者の雇用がふえることは我々も反対ではございません。ただ、何と比べてどうだというこ

とになれば、我々の若いときの時代、我々が就職すべきときもかなり厳しいことも事実であったわけです。そしてまた、いわゆる経済の急成長したまさに右肩上がりのときの雇用と、また成長がとまったときの雇用といろいろあると思います。ただ、その意味では、今の若い人たちが大変バイオリズムから見たらちょっと底辺のどこへ差しかかったことも現実。しかし、大きな社会のうねりの中で、社会現象の中で自分が好むと好まざるにかかわらずそこへ遭遇したということも事実でございますので、それもばねにという考え方もあると思います。

そこで、いわゆる今の若い人たちが、本当の意味で修行を含めた就職、ロングラン、いわゆるそのような長いスパンで見ての職業選択というのがかなり希薄になってきているように思います。フリーター、フリーターとおっしゃっておりますが、フリーターって結構高給になる。ある意味で長い年月を刻んで年功を進めていって実力を付けて給料が上がってくるという今までの日本の体系より、もっと手近にお金になる、現金、あしたの金がすぐ入る、逆に高給が入るということに価値観が変わり、そっちの方へ行っていることも事実でございます。そしてまた、大企業ばかりがリストラなりを締め出しているんじゃなく、中小零細企業はもっと厳しい。会社を守るためにはかなりそのような身を削っていることも事実でございます。それをすべてどうしなさいということも大変だと思います。

また、大企業におきましても、すべて国際競争力に勝っていかなんかということも、これもまた現実の問題でございます。やはり商品単価を下げっていく、国際競争力に勝つという製品もつくっていかなければならない、これも外貨を獲得するためには今の日本の場合であればいたし方ないということでございます。そういう意味で、今こそ、そのときこそ、「なんじ狭き門より入れ」という昔のことわざがあります。それが死語になっていたように思いますけど、今そのときに本当の意味で立派に貢献をしたいと、また職業につきたい、専門職になりたいとかということであれば、その人たち、若者が大いに競ってそのようになっただけで、結果としてまた日本の活力になると。ただ門戸を広げることがいいんだというこの観点では私はだめだなあと、こう思うわけでございます。我々でも職人の世界で修行をしてきたわけですが、大変もっと厳しい労働条件でございましたし、また給料も安くございました。しかし、何としても頑張っていくんだということも意気もあったわけでございます。その意味で、本当に経済の拡大されたときであればこういう形は大いにとれると思いますが、今現在、これからはしばらくはそのようなことでやっていくということになると思いますので、ただ門戸を広げるだけでは意味がないと、私はこう思っておりますので、この意見書に対しては反対ということでございます。

議 長 4 番議員！

4 番議員 なぜ反対するのかというのが余り今の話でわからなかったんですけども、1 つは、これは大企業の責任を国は強く指導していただきたい。政府もこれについては非常に答弁をしてくるんですね。また、もう一つは、現在雇用創出のための緊急地域雇用創出特別交付金を延長すること、これも上げてるわけなんです。これは自治体自身も行っていることであり、自治体自身も要望を各地で繰り広げてることなんですけれども、このこと自体もなぜ反対するのかというのが意味がわからない。先ほどから聞いてると、時代には波があつて厳しいときと高度成長のようなときとあると。そして、「狭き門より入れ」という言葉があるぐらいだから門戸をただ広げるだけではだめだというような形で反対されているわけなんですけれども、根本の意見書にあることに対してどのように認識を持たれてるのかというのがよくわかりません。政府自身も、雇用創出のための努力をします、繰り返し言ってます。そして、この現実についての憂いも持った発言があるにもかかわらず、なぜ青木議員は政府や自治体が願っていること自体を反対するのか、その点が不明なんです。緊急地域雇用創出特別交付金の延長自体にも反対されている、こういうような状態で果たして地方自治体を後押ししていると自負されている青木議員が、共産党が出したのものだけについては間違いであろうが反対を繰り返すという態度に終始してるかのような意見に見えるわけなんです。そういう点で、この意見書についての反対の内容が明確になっていないということを指摘しておきたいと思えます。以上です。（「共産党やというて反対したことあらへんで。」）

議 長 ほかに討論ありませんか。

（なしの声あり）

議 長 討論がないようですので、討論を打ち切ります。

本案について反対者がいますので起立により採決いたします。

本案を原案どおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長 起立少数であります。よって本案は否決されました。

次に議員提出議案第 2 号、まちづくり（自治）基本条例の制定を求める決議については寺前君から提出され、所定の賛成者があり成立しておりますので、これより議題とします。

議案の朗読をさせます。 局長！

局 長 朗読。

議 長 本案につきまして提案趣旨の説明をお願いします。 4 番議員！

4 番議員 私も任期最後の提案になってきたわけですが、よろしくご協力のほどをお願い申し上げます。（「今までそんなこと言うたことあらへん。」）

「地方分権とは、地域住民が主体的に自分たちの地域を立ち上げていくことであり、地方公共団体が自主的に事務を処理する団体自治と住民自治の両方が必要であります。換言すれば、地方分権とは分権的意思決定と住民参加が確保されていることである。」、これは「地方議会人」2002年の8月号、政府の審議会委員の方が述べている言葉であります。というように、住民参加の保障は地方自治体の大きな課題となっている。本町の総合計画の中でも重視されている点であります。

自治基本条例の制定は、北海道ニセコ町など先進的な自治体で取り組みが始められており、地方分権を進める中での住民の権利保護やその他の制度保障など、自治実現のための基本となる条例として、また自治の本旨——これは憲法に規定されている内容ですが——を法的側面から支える条例として期待されているわけであります。

ニセコ町の条例は、情報の共有があつて初めて住民参加が意味をなすことを明確にし（第2条）、町の企画立案、実施及び評価のそれぞれの過程において、その経過、内容、効果及び手続を町民に明らかにし、わかりやすく説明する責任を町に課している（第4条）。また、それぞれの過程において町民の参加を保障している（第5条）。そして、町民投票制度が設けられている（第36条）。

本町でも、青少年センターの立案、合併に関する50人会議、歴史資料館建設での30人会議など認識も深まっている状況です。現在、財政規模が118億円の新清掃センター建設問題という大きな行政課題を抱え、まさに住民参加が問われています。21世紀のよりよい時代を築くため、地方分権の実践を率先して進め、広陵町の現在、未来を町民自身が自己責任において決定できるよう、まちづくり基本条例を制定するよう決議する。

これがこの決議の基本的な趣旨であります。そして、ニセコ町では、説明責任として町は町の仕事の企画立案、実施及び評価のそれぞれの過程において、その経過、内容、効果及び手続を町民に明らかにし、わかりやすく説明する責務を有する、こういうことが先ほど言ったようにうたわれているわけなんです。これは、町は私たち町民から信託を受けて仕事をしているのであり、いわば依頼主である私たち町民に仕事の内容を具体的に説明する義務がある、こういうことで規定されているわけです。また、第5条は、先ほど述べたとおり、もう一度言いますと、第5条で、町は、町の仕事の企画立案、実施及び評価のそれぞれの過程において町民の参加を保障する、このように述べています。そして、行動としての参加では、

町の仕事への参加、審議会委員としての参加と、あるいは町民検討会議への参加、まちづくり町民講座への出席など、あるいはまた民間団体行事への参加、ボランティア団体への参加や活動、町内会活動への参加など、個人の取り組みへの参加、同じ趣味を持つ者同士の行動、個人によるごみ拾いなどでの協働などが上げられているわけです。関心としての参加することちゅうのは、情報へのアクセス、町のホームページから情報取得、広報紙を読むなどがあります。こういうような形。あるいは行政からの参加としては、役場が町民活動に参加をしていく、こういうこともうたわれています。また、特徴は、満20歳未満の町民のまちづくりに参加する権利も保障されています。第11条では、20歳未満の青少年及び子供は、それぞれの年齢にふさわしいまちづくりに参加する権利を有する。これについては、子ども権利条例、これは国際条約ですけれども、1994年に日本政府も批准している内容であります。その第12条に意見表明権というところがあって、子どもの見解がその年齢及び成熟に従い正當に重視されるということが規定されていることからうたわれているわけです。また、先ほどの条文などでも述べたわけですが、結局は、地方分権を今真剣に模索している中で、議会がこのような住民参加に係るまちづくりの基本的な宣言というよりも一層推し進めた内容の条例をつくっていくということを表明をすることが私は必要だと思います。議会がその先頭に立ってこの住民参加の役割を担っていく、そしてより一層町民の参加を促していく、ここに議会が果たす役割が一方であろうというように思います。そういう点で、青木議員もそうでありたいということをおっしゃるわけですから、ぜひこの条例に賛成していただいて、実現できるように議員諸公のご認識を深めていただくことを特にお願いいたします。また、再度立候補される方々にとっては、このような住民参加が今町民に問われている、町民の意見としても認識を深めていただけるいい機会として深く認識していただけるようお願いをいたす次第です。よろしく申し上げます。

議長 これより本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

1番議員！

1番議員 まず最初に、定例会ごとにこうした共産党さんが意見書を出されるわけでありまして、それは結構なことです。議員として当たり前のことをやられるのは結構ですが、やはりそれを報告する。いわゆる「広陵民報」等が出されるときは正確にきちっと出すべきではないのかと。この本会議で反対したのに賛成したと、賛成したのに反対として、君たちの出すこの

「広陵民報」を見ると常に間違いが多い。（「間違いが多い。」）今、選挙戦前ですね、非常に私は憤りを感じるわけであります。この3月号の「赤旗」、いわゆる「広陵民報」においてもそうであります。先日も、私この本会議で、費用弁償について間違いを正すということでこの本会議でも言うたことあるわけですが、また二度において、町議会議員選挙という大きな戦いの前にこうした全国配布でされるとするのは非常にいかなものか。まず1点目は、正確を期すること。意見書は結構ですが、そしてこれもこの間厚生委員会ของときに見たら言って、その晩に寺前君と八尾支部長に私は電話した。こんな間違いを書くなど。わかりましたと、間違っただのを訂正しますと。そうして見たら、その明くる日11日、僕の住んでる広瀬地域配布しているわけです。こんな悪質なもんないのちやうかってまた朝電話した、2人に。笑うてるけどな、こんな確信犯なことをして、当然のようにしていると。（「謝った。謝った。」）これで謝ってね、だからどういう謝りの文章を出したのか。出した出したと言うて、私の目の前に何にもない。またきょうも、きのうぐらい箸尾の方配ってるでしょう。訂正文出したのか。私の目には一つも届いていない。まず、ここに議長、求めたいと思いますが、どういう文章で出したのか。きちっとこの本会議場で謝るんなら謝ってもらいたいし、おわびと訂正をしてもらいたいことを求めたいと思います。議長に判断求めます。

議長 ほかに討論ありませんか。 5番議員！

5番議員 では、賛成の討論をいたします。（1番議員「議長許したか。」）

議長 5番議員！（「今のことについては、これは具体的に議案に対する中身ではありませんので、議長、どういう形で進めたらいいのか、ちょっと判断をしていただきたいと思うんです。」）（1番議員「ここへ訂正文出して、きちっとおわびもしてもらいたい。」）討論に入ってますから。 5番議員！（1番議員「議長、反対討論言います。」）はいはい。

1番議員！

1番議員 後できちっと訂正文なりおわび文をこの本会議場に町民へ向けて出していただければなと思っています。こうした議会だより等にもきちっと奈良交通に行って私と副議長と青木議員と、当時の総務副委員長だったと思いますが、こうした写真まで載せているのに、また奈良新聞にもこうしてきちっとした証拠もあるのに、あえてこうしたこの「民報」を出すということ自体がおかしいのではないかと思うこと、まず1点です。

まず、このまちづくり基本条例の制定を求める決議でありますけども、よくニセコ町のことを例に出されるわけでありますけども、やはりニセコ町という環境、あの地域へ行けばやはり人口も1万人にも満たないところではないかと。そう思えば町長のワンマンでもできる

のではないかというのが1点であります。

それから、例えば広陵町においても、やはり広陵町の現在、未来を町民自身が自己責任において決定できるようまちづくり基本条例を制定するよう決議すると書いてありますが、やはりこれは議会で十分審議されていると思っていますし、また理事者側においても、一つ一つの問題があれば50人会議、そして合併問題の50人会議、歴史資料館建設についても会議を開いてやっているわけでありまして、何も今まちづくり基本条例をつくる必要はないということが2点目であります。

それから、いわゆる住民参加、住民参加とよくいわれますが、こうした住民参加が問われていると言われますけれども、やはりこうした住民参加のもとで、先日もごみ問題特別委員会においても町民の声を聞く会合を開催したわけでありまして、そのときは8人の人が参加申し込みがあったわけですが、当日は3人の方が都合が悪くて5人の発表になったわけでありまして、その中には時間も決めたにもかかわらず無視し発表されるような人もいたわけでありまして。やはり共産党が言う住民参加を求めた会を開催してもこういう姿勢ではないのか。いわゆる住民参加、住民参加というきれいな言葉でありますけれども、その中身はいかがなものかなあとと思いますので、こういうものは町側が一つ一つその議題において決まったことについて出すべきではないかと思っておりますので、こういう制定を求める決議には反対です。

議 長 ほかに。 5番議員！

5番議員 では、賛成の討論をいたします。

まず1点が、人口の問題言われましたけれども、住民参加は人口の大小には関係なく、基本的なまちづくりを進めていく手法の問題でありますから、これは全く検討外れだと言わざるを得ません。

それから2つ目が、議会で十分審議している、50人会議、30人会議が実施されてきたということですが、議会で十分審議しているというのは何を指して言っておられるのかは私は全く不明なんですけれども、50人会議、30人会議につきましては、これは住民の声を幅広く聞くという姿勢で、それについてはいい方向ではあると思うんですけれども、これが本当の意味での住民参加かどうかということになりますとそうではないんですね。といいますのは、50人会議開いていただきましたけれども、2回ですか、3回ですか、開かただけで、その後それをどのように生かされたのかという報告も参加した人にもないわけですし、位置づけが全くなく、声を聞くというポーズをとったにすぎないという状況になっ

ているんです。ですから、これは住民参加という形で評価はできないということです。また、30人会議におきましても、あれだけ誠実に議論細かくなさったにもかかわらず、それを実際に実行しようという姿勢が見えない。県の方に任せておくという形であったら、なぜあそこまで皆さんが真剣に議論されたのだろうかということが大変心配になります。それから、前に平岡町長になられてからつぶれました青少年の活動センターの計画なんですけども、これはそういうスポーツの関係にも携わっている方々が参加をなさって、青写真までつくられたわけですけども、それがそこまでやりながら一方的に放棄してしまう、やめてしまう。なぜこれをやめなさいいけなかったのかという説明すらそこに参加された方にされていない。こういう中では、今全国の流れは住民参加を強化していく方向であり、先ほど寺前議員も説明しましたけれども、町の基本計画の中でも住民参加を明確にうたいながら実際のところではなされていない、これが今の状態なんです。

まちづくり条例は全国的にもかなりたくさん自治体でつくられてきているわけなんですけれども、地域で起きてるいろんな問題とか開発とか、そういういろんな問題について、国の政策に合致してないんですね。乖離ができてきているわけです、地方の自治体との。そういう部分では、市民参加で都市計画マスタープランを策定するとか、またまちづくりとかいろいろな形で住民と協力、協働して計画から最終の実施段階まで住民がいろいろな意見を言って、それを誠実に対応していくというのが進められているんです。ですから、自治基本条例というような形であちこちでもできてきているのが今の状況ですから、今形だけでそういう努力していただいている部分、全然だめだとは言いません。形であったとしてもそういうことはやらないよりはましということはあるんですけども、やらないよりはましでこれで放置していいものではありませんので、これはしっかりと条例で町長がかわっても、いろいろ変わったとしてもやっぱり住民参加が位置づけられていくということが大変大切なんです。

また、自治体においては、直接公選とか、地方特別法の住民投票とか、地方自治法上の直接請求制度の存在があるわけなんですけれども、国以上に最終決定に住民の意思が反映されるということが期待をされているわけですから、やっぱり今議会の議員の皆さんもそういう立場を十分認識して、理事者が出してきた提案なら何でもいいんだという形で受け入れるのではなく、やはり住民の立場に立って議員さんも物を考えるべきですし、とりわけ議員の皆さんには町民の皆さんの代表で来ていただいているんですから、住民の参加に対して否定をするような、そういう立場はとれないのが当たり前だと思います。ぜひご賛成いただきますようお願いいたします。

議 長 ほかに討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 討論がないようですので、討論を打ち切ります。

本案について反対者がいますので起立により採決いたします。

本案を原案どおり決議することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長 起立少数であります。よって本案は否決されました。

しばらく休憩します。

(P.M. 1 : 37 休憩)

(P.M. 1 : 37 再開)

議 長 休憩を解き再開します。

次に議員提出議案第3号、学童保育の受け入れを小学6年生まで拡充する決議については片岡君から提出され、所定の賛成者があり成立しておりますので、これより議題とします。

議案の朗読をさせます。 局長！

局 長 朗読。

議 長 本案につきまして提案趣旨の説明をお願いします。 3番議員！

3番議員 それでは、学童保育の受け入れを小学校6年生まで拡充する決議につきましての説明をさせていただきます。

少子化が進みまして、一人の女性が産む子供の数というのが1.32まで低下しています。安心して子供を産み育てられる社会にすることは緊急の課題でございます。これにつきましては、学童保育というのは子供にとってただいまと帰ってこられる生活の場であるとともに、親の育児と仕事の両立を応援する重要な役割を果たしているわけです。子供の放課後を取り巻く状況というのは非常に厳しくて、高学年になり学童の対象外となった子供の安全は脅かされることが多く、高学年の子供たちにも学童保育が受け入れてほしいという仕事を持つ多くの親たちの願いでございます。

今高学年も通っている学童保育所では、ここに来れば学年に関係なくだれかと遊べる、また高学年にとっても大切な居場所だ、高学年がいることで家庭では体験できない人間関係を学べる、高学年の存在はどうしても必要だということで大変喜ばれているわけですが、奈良県でも生駒では真弓学童保育所というのがあります。この中では1年生から6年生までの子供が在籍しているわけです。また、奈良市ではバンビホームというのが奈良市内の38

の小学校に設置をされています。こどもやはり1年生から6年生までの、小学生の高学年とか低学年とかという形では制限を設けず、小学生はすべて受け入れるという形でやっているわけです。このように、やはり現状として非常に厳しい現状が出てきてるわけですから、やはり学童の子供たちも受け入れ年齢を広げていくということが全国で取り組まれてきているわけです。広陵町でも高学年も受け入れるということを本当に真剣に討議をしていただきたい。施設の整備ということも必要でしょうし、そのためには現在の小学6年生までの子供さんがどれぐらいの入所を希望しているのかという実情を把握していくことも必要だと思います。実質的に取り組みを進められるということを切に要望する次第でございます。よろしく申し上げます。

議 長 これより本案について質疑に入ります。質疑ございませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

2番議員！

2番議員 少し考えを述べながら反対の討論をさせていただきます。

少子化が進み、一人の女性が産む子供の数が平均低下していると、こういうことでございます。これはもう今社会用語のような感じですね、少子化、少子化という。私は思いますのは、逆に子供が少ないから手厚く家庭教育をしたらどうかなあと思う一人なんです。私も孫が2人おりますが、これは私の私見なんですけども、やっぱり6年生までは私はどうかなあと思います。なるほど1年、2年、3年ぐらいまでだったらこの制度はありがたいかなあと思う一人です。ただ、4、5、6、まして5年、6年なってきますとかなり1年、2年生との人格も全く変わってくるように思うわけです。したがって、ここにちょっと書かれていますように、大事な居場所やと書かれているんですけども、それともう一点では、ただいまと帰ってこれる生活の場であると。これ、私は学童保育の場所を言っているのか、家庭を言っているのかと。私は、これはただいまと帰ってこれる場所は、やはり自分の家族のいる家庭であろうと思うわけです。これがかえって学童保育の場所がただいまと帰ってこれる場所と、こういう教育は私は絶対反対です、これはもう。やはり外に帰ってくる場所を求める、そら我々はクラブへ行ったり遊んだら、お帰りと、これは遊びで言ってもらってますけど、子供の教育ではこれはちょっと私は違うんじゃないかなろうかと、こう思うわけです。これに対してもちょっと私は共鳴できません。

それから、入所する人すべて預かったらどやと。なるほど区分としてはよかろうかと思ひ

ます。ほんだ、仮の話、ほとんどの方が来られて、かえって自分が家庭内で手厚く教育、家庭が教育をしてやろうと思ってるのに何か行かきなんたら変なぐあいになってくるような感じも、これはへ理屈かしれませんが、そういう観念も私は持ってしまふんです。まあそらいろいろあろうかと思いますが、私はもっともっといろいろなことを述べたいんですが、余り長くなりますのでこのぐらいのところで話は終わりとして、反対とさせていただきます。

議 長 5番議員！

5番議員 まず、少子化が進んで、逆に手厚く家庭教育をしたらどうかということですが、全く学童保育の位置づけを理解していただけない発言なんです。これは家庭で親がないから、だから学童保育があるわけで、家庭で親がないときにどうやって手厚くできるんでしょうね。だから、仕事に行ってはるんやから……でしょう。だから、言うたら言うておられる意味が私はわからないですね。それと、当然仕事から帰ってこられていろいろな子供とのかかわりを深く持っていただくことは、これは当然いいことですし、そうあるべきであるというふうに考えますが、じゃ家庭で、とりわけ今子供たちがいろんな被害に遭うようなこんな不安の大きい時代に、両親もいない、だれもない家で4年生、5年生、6年生もう大丈夫やという状況では全くないですよ。そういう中で、手厚くすべきであって反対だと言われるのは全く筋の通らない内容となっています。

それから、人格が変わると、1年生や2年生、低学年と高学年ということなんですが、私は逆に今の教育の中で異学年との交流を重視していく、そして幅広い人格を培っていく、こういう方向ができてきている中で、人格が違うからという表現でそれを拒否されることはとても筋違いだと思うんです。間違っていると思うんです。とりわけ昔は、学校から帰ってきたら地域の中でいろいろな年齢の幅の子供たちが一緒になって遊ぶ中でいろいろな体験をし、また教えてもらったり教えられたり、人格形成にも大きく寄与してきましたけれども、現在今1つ教育の中で問題になっているのが、そういう幅広い異年齢の交流がない、地域の中でも、そういうところが今の地域の教育の欠陥となっていると、こういうことも指摘されている状況の中で、私は積極的にこういう学童保育の場で異学年と交流できるということは大変好ましいことだなというふうに認識をしております。

それから、ただいまと帰ってくるのは間違いだということなんですけれども、学校はやっぱり子供たちは勉強をする場でありますから緊張感持ってるんですね。学童保育は引き続き緊張感を持たせてしつけをする場ではないんです。やっぱり学校から帰ってきて、学童保育へ帰ってきてほっとできる、そういう児童クラブをつくっていくことが当然求められている

わけなんです。そういうときにただいまと口をついて出てくるほどすばらしい学童保育ないじゃないですか。そういう学童保育であってほしいと私は逆に思うわけです。

それから、すべて行かすっていうことについては無理に行きたくない子まで行かせるというふうに解釈なさって、へ理屈かなっておっしゃってましたけど、へ理屈です、これは。希望者にとって希望される方を言うたら学童保育ですべて預かっただくということなんですから、ですからそういうご心配いただかなくても結構だと思います。今、本当に女性も働かないと生活ができない、こういう状況がたくさんできてきて、また暮らしの問題だけでなく、女性もやっぱり一人の社会人として長く働きたい、こういうことも男女共同参画事業の中でもしっかり位置づけられている中で、子供たちがやっぱり居場所をしっかりと地域がつくっていく、行政がつくっていく、当たり前なんです。そういう部分で言いますと、なぜ3年生までは賛成するけども4年生からは要らないという論法になるのか、これは私はもう全く理解しかねるわけなんですけれども、とりわけ厚生省の方でも学年の引き上げということとは指導しているわけですから、強く言っているわけですから、そういうところに反して広陵町は3年までということだとどまっていること自体が今の時代に合わない、今の保護者の実態を見ていない、こういうことになるわけですから、これはもう当然賛成していただいて、理事者とともにも早急に実施できるように議員の皆さんも努力していただくのが筋だと思いますので、賛成の討論としていたします。

議 長 ほかに討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 討論がないようですので、討論を打ち切ります。

本案について反対者がありますので起立により採決いたします。

本案を原案どおり決議することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長 起立少数であります。よって本案は否決されました。

次に議員提出議案第4号、乳幼児医療費無料化を就学前までに拡充する決議については松野君から提出され、所定の賛成者があり成立しておりますので、これより議題とします。

議案の朗読をさせます。 局長！

局 長 朗読。

議 長 本案につきまして提案趣旨の説明をお願いします。 5番議員！

5番議員 では、提案の趣旨を説明をさせていただきます。

これは何回も今まで取り上げさせていただきましたので、改めて詳しく説明する必要はないというふうには思っております。全国的にはもう半分以上の1,900を超える自治体で小学校へ上がる前までの医療費の無料化実施をしてきている状況が生まれてきているわけなんですけど、先に決議の中身少しだけ訂正させていただきたいと思いますが、「平群町（6歳まで）」としてますが、6歳になるまで、誕生日までということですが、明日香の方も6歳までですので、ちょっとその辺漏れておりますので、訂正だけさせていただきたいと思います。

これは既に広陵町議会の方では奈良県に対する意見書が可決をされておりますから、後は広陵町で真剣に議員さんが実施をさせていく、こういう立場に立っていただけるかどうかということの決議になりますので、これは趣旨、内容については賛成していただいているという前提の中で、賛成をしていただけるのではなかろうかと思えます。

そして、資料の方添付しておりますので、奈良県でも生駒市ですとか山添村ですとか、十津川は6歳の入院のみということになってますが、かなりそれぞれの自治体で努力して前進をしてきているというのが今の実態です。こういう制度は上からおりてくる制度ではないですよ。各自治体が努力をして、そしてかなり多くのところで実施をされてきたときによく県とか国の方が制度化していく。今までの流れから見ますとそういう状況になりますから、まずは国や県が実施するのを待っているのではなく、広陵町から実施をしていかないと制度化は難しいんじゃないかと逆に思うわけです。

また、予算なんですけれども、この2,500万円というのは以前の議会の中で理事者答弁の中でも確認をしている金額なんですけれども、先ほどの議論もありましたように、広陵町の町会議員さんの報酬引き下げで1,100万円、そしてまた町長等の報酬引き下げで二百何十万円ですか。ですから、報酬引き下げをして、またあと少し財源を足せばすぐにでも実施できる内容ですから、ぜひこの点についてはご賛同いただきますようによろしく願いいたします。

議 長 これより本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決いたします。

議員提出議案第4号は原案どおり決議することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって議員提出議案第4号は原案どおり決議されました。

以上で本日の議事日程並びに本定例会に付議されました事件はすべて終了いたしましたので、会議を閉じます。

平成16年第1回定例会をこれにて閉会いたします。

(P.M. 1 : 55閉会)

以上、会議の顛末を記載し、その相違ないことを証し、ここに署名する。

平成16年3月15日

広陵町議会議長 山 本 悦 雄

署 名 議 員 小 原 昇

署 名 議 員 片 岡 福 美